

# 平成24年度 業務実績評価シート添付資料

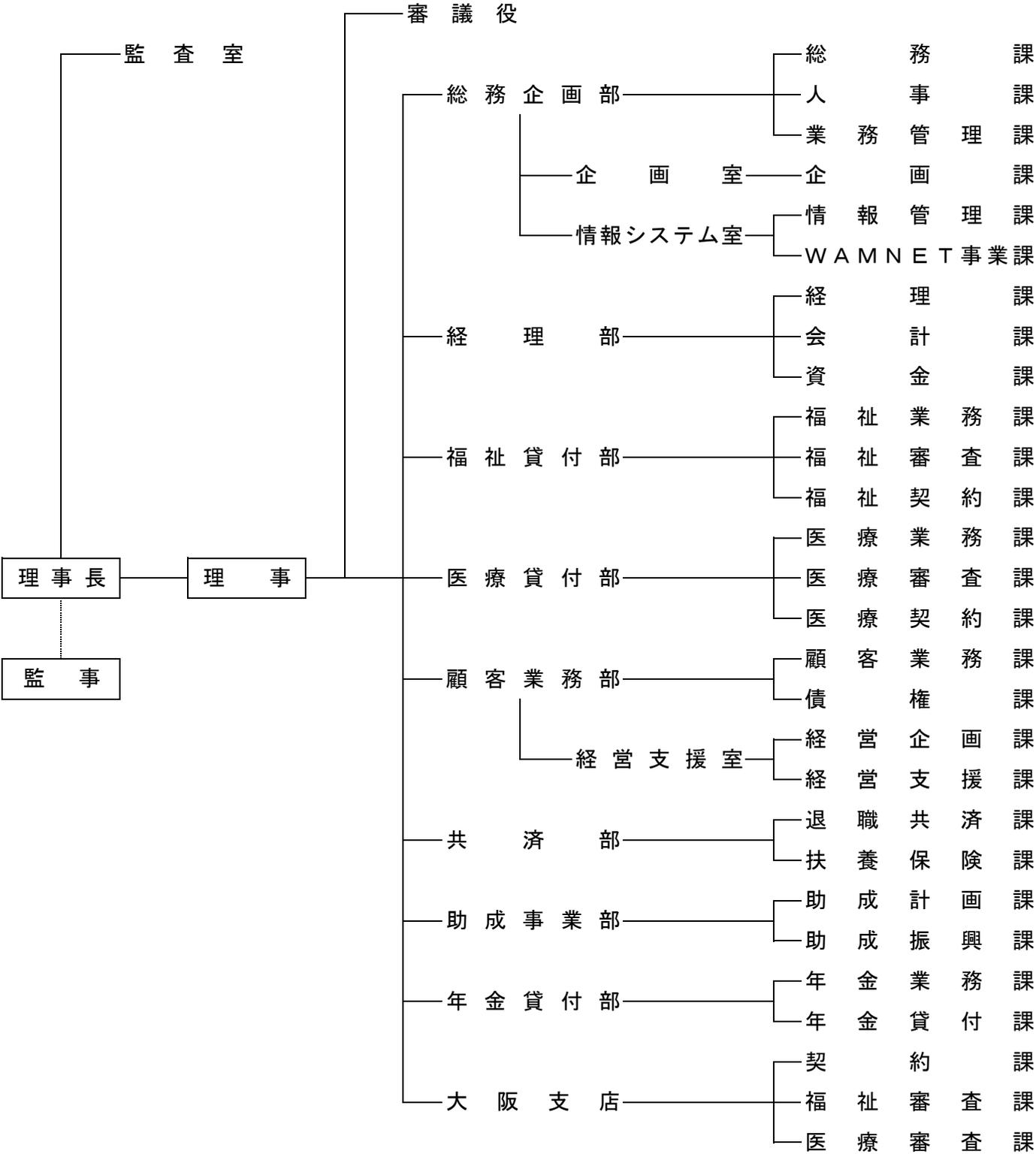


独立行政法人福祉医療機構  
Welfare And Medical Service Agency

## 平成24年度業務実績評価シート添付資料

対象	番号	資料名	担当部	頁
評価項目1 (業務運営の改善)	1	独立行政法人福祉医療機構組織図(平成24年4月1日現在)(#1)	総務企画部	P1
	2	金融庁検査準備室の概要(#3)	総務企画部	P2
	3	経営理念(民間活動応援宣言)(#3)	企画室	P3
	4	プロジェクトチームの概要(#3、#4)	企画室	P4
評価項目2 (業務運営の改善)	5	品質マネジメントシステム(QMS)運用状況(#5)	総務企画部	P6
	6	リスク対応計画の概要(#5)	総務企画部	P8
	7	事業継続計画の概要(#5)	総務企画部	P11
	8	意見提案箱制度の概要(#6)	総務企画部	P16
	9	個人情報保護方針(#8)	総務企画部	P17
評価項目3 (業務運営の効率化)	10	業務・システム最適化計画の概要(#9)	情報システム室	P18
	11	WAM NET新システムの概要(#9)	情報システム室	P19
評価項目4 (業務運営の効率化)	12	国家公務員と福祉医療機構との給与水準の比較(#18)	総務企画部	P21
評価項目5 (福祉貸付)	13	福祉貸付事業における融資方針(#20)	福祉貸付部	P22
	14	東日本大震災に係る特別措置の概要(#22)	福祉貸付部	P29
	15	融資のポイント(ガイドライン)(#23)	福祉貸付部	P30
評価項目6 (医療貸付)	16	医療貸付事業におけるガイドライン(#27)	医療貸付部	P38
	17	東日本大震災に係る特別措置の概要(#30)	医療貸付部	P42
	18	融資のポイント(#32)	医療貸付部	P45
評価項目7 (福祉・医療貸付)	19	新規契約分の利差額について(#36)	経理部	P52
	20	東日本大震災による返済猶予先フォローアップ調査結果報告(#42)	顧客業務部	P53
評価項目8 (経営支援)	21	集団経営指導事業(セミナー)の実施状況(#43)	経営支援室	P55
	22	セミナー受講者に対するアンケート調査結果(#43)	経営支援室	P56
	23	経営分析参考指標の概要(#45)	経営支援室	P66
	24	経営指標自己チェックシートの概要(#45)	経営支援室	P71
	25	簡易経営診断フォーマット(#46)	経営支援室	P72
	26	個別経営診断の利用者に対するアンケート調査結果(#46)	経営支援室	P74
評価項目9 (助成)	27	社会福祉振興助成事業の概要	助成事業部	P76
	28	平成24年度及び25年度助成事業の募集要領<※平成24年度2次募集分含む>(#53)	助成事業部	P77
	29	平成24年度社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員名簿(#54)	助成事業部	P102
	30	平成24年度及び25年度助成事業の選定方針及び評価方針(#54)	助成事業部	P103
	31	平成24年度分助成事業の審査・採択に係る見直しの概要(#54)	助成事業部	P111
	32	平成23年度助成事業に関する評価報告書<概要>(#60)	助成事業部	P112
評価項目10 (共済)	33	退職手当共済電子届出システムの概要(#72)	共済部	P121
	34	退職手当共済電子届出システムの利用者に対するアンケート調査結果(#72)	共済部	P122
評価項目11 (保険)	35	心身障害者扶養保険資金の運用体制イメージ図	経理部	P125
	36	心身障害者扶養保険財務状況将来予測(#74)	共済部	P126
	37	心身障害者扶養保険資産運用委員会委員名簿(#75)	経理部	P130
	38	2012年度の投資環境(#78)	経理部	P131
	39	心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針(#82)	共済部	P134
評価項目12 (WAMNET)	40	被災地支援団体用掲示板の概要(#93)	情報システム室	P137
	41	WAM NET利用者アンケート調査に関する満足度(#95)	情報システム室	P138
評価項目13 (年金担保)	42	年金担保貸付事業の取扱変更の実施状況(#99)	年金貸付部	P139
	43	年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針	年金貸付部	P140
評価項目15 (財務関連)	44	各勘定別の損益状況(平成24年度)(#115)	経理部	P146
	45	IR活動の概要(平成24年度)(#117)	経理部	P151
評価項目16 (人事関連)	46	人事評価制度の運用状況(#121)	総務企画部	P152
	47	職員研修体系(平成24年度)(#122)	総務企画部	P153

独立行政法人福祉医療機構の組織（平成24年4月1日）





## 経営理念（民間活動応援宣言）



独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」)は、社会福祉・医療事業団の事業を承継し、平成15年10月1日に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。

福祉医療機構は、福祉施設や医療施設に対するご融資や経営支援、WAMNET、退職手当共済、心身障害者扶養保険、年金担保貸付、NPOへの助成など多種多様な商品・サービスを提供し、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりに貢献しています。

私どもは「民間活動応援宣言」を掲げ、お客さま目線を大切にし、福祉と医療の一体的な商品・サービスの提供を通じて地域の福祉と医療の連携、地域力の向上に貢献していきたいと考えています。また福祉と医療の専門店として専門性を磨き、民間活動を応援していきます。

今後とも福祉医療機構が国民の皆様にとって身近で信頼され続ける組織となるよう、お客さま目線に立って自己改革に取り組みますと共に、心豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現にむけてお役に立てるよう役職員一丸となり努めていく所存であります。

独立行政法人福祉医療機構  
理事長 長野 洋

### 福祉医療機構 民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

1. 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
2. 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
3. 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
4. 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
5. コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
6. 強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

## 平成24年度活動計画

### 業務間連携強化プロジェクトチーム

#### 検討テーマ

機構の経営理念にある「機構の総合力を発揮し、福祉と医療の連携の支援」を具現化するための取組みとして、平成24年度においては、お客さま目線の観点から、福祉医療貸付事業における現状の金利体系に着目し、そこにある課題等を踏まえ、お客さまからの多様なニーズにも対応できるよう新たな金利体系を構築しその導入に向けて検討を行う。

#### メンバー編成

福祉医療貸付関連部署における課長・課長代理クラスにより編成（各部2～3名程度）

#### スケジュール

4月以降

##### メンバー選定

福祉医療貸付関連部署及び経理部における課長・課長代理クラスにより編成

主に企画課において検討し、適宜、PTを開催

##### 状況報告

必要に応じて民活本部へ活動状況等を報告

##### 年度報告

実施内容等を取りまとめるうえ民活本部へ報告

必要に応じ平成26年度予算要求へ反映（平成25年6月）

## 平成24年度活動計画

### 働きがいのある職場づくりプロジェクトチーム

#### 検討テーマ

「民間活動応援宣言」にうたわれている「強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求」を具体化するための取組みとして、機構の将来像や方向性等について模索する。平成24年度においても引き続きフリーディスカッションで職員のモチベーションをアップさせるための取組みとして課長代理クラスの中堅職員をメンバーとする検討チームを編成し検討を行う。

#### メンバー編成

課長代理クラスの中堅職員により編成（12～13名程度）（人選は手あげ方式）

#### スケジュール

4月以降

##### メンバー選定

中堅職員を手あげ方式により編成

月に1回程度、PT開催

10月頃

##### 中間報告

民活本部へ検討状況等を報告

翌年3月頃

##### 年度報告

民活本部へ報告

総務企画部へ提言

提言の具体化

# 平成24年度活動計画

## 東日本大震災プロジェクトチーム

### 検討テーマ

「東日本大震災プロジェクトチーム」は福祉貸付部、医療貸付部、顧客業務部、年金貸付部及び総務企画部合同で平成23年8月から発足させ活動してきたところである。

今般、東日本大震災被災者支援機構が設立され、震災からの復興支援が本格的に行われることに伴い、今まで以上に関係部署が連携して機構としての統一した対応方針等を策定する必要があることから、平成24年度においては民間活動応援本部のもとで、今後の対応等を検討する。

### メンバー編成

福祉貸付部、医療貸付部、顧客業務部、年金貸付部の他、関連部署より編成（各部2～3名程度）

### スケジュール

4月以降

#### メンバー選定

福祉貸付部、医療貸付部、顧客業務部、年金貸付部の他、関連部署より編成



適宜、PTを開催

#### 状況報告

役員連絡会に活動状況及び震災相談状況等を適宜報告

#### 年度報告

活動状況を取りまとめたうえ民活本部へ年度報告

# 品質マネジメントシステム(QMS)運用状況(平成24年度)

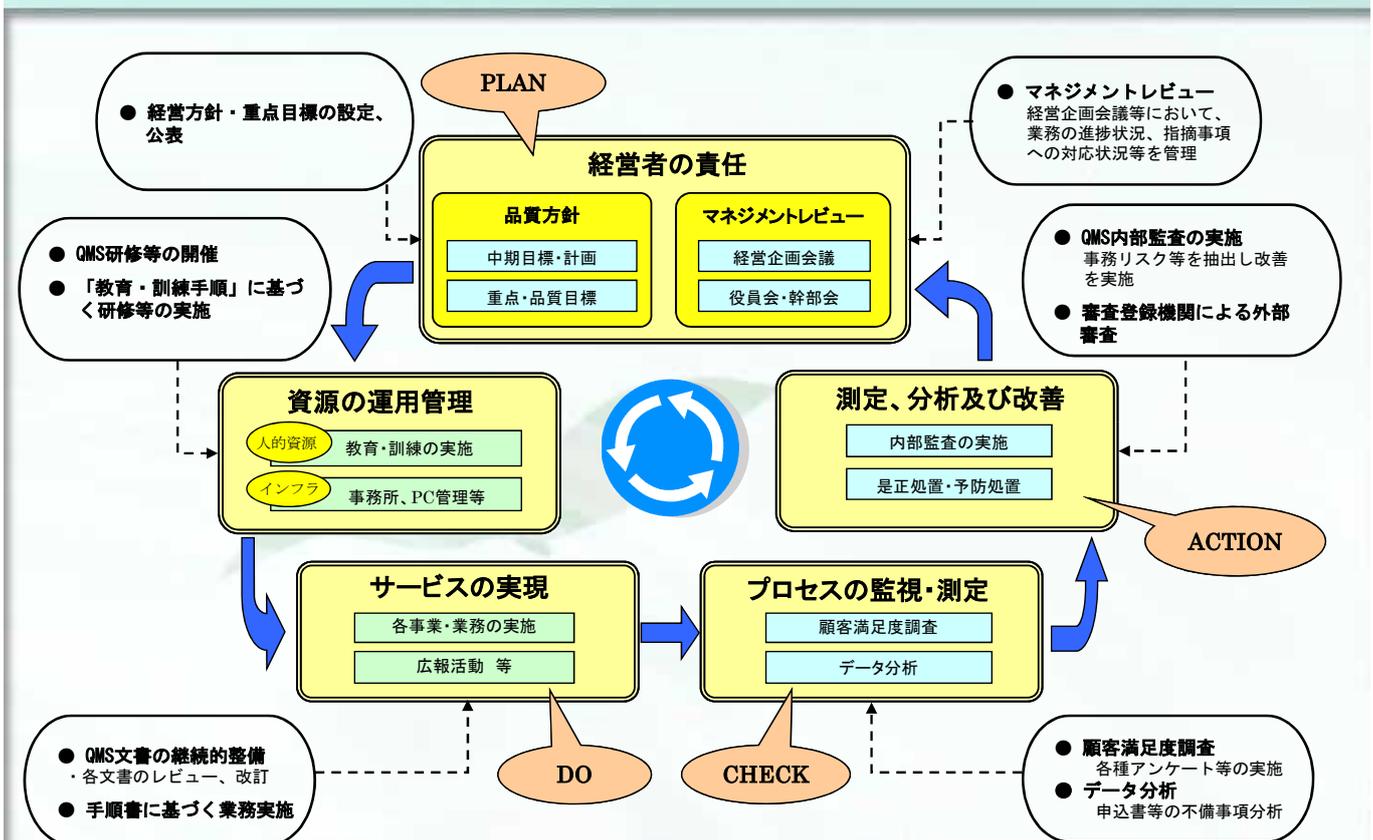
## 1. 認証の概要

- (1) 組織事業所名：東京本部及び大阪支店
- (2) 登録範囲：【東京本部】  
 福祉貸付事業、医療貸付事業、債権管理、経営診断・指導事業、  
 社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、  
 年金・労災年金担保貸付事業、福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業、  
 年金住宅融資等債権管理回収業務等事業及び付帯する業務委託した貸付業務  
 及び債権管理業務の管理  
 【大阪支店】  
 福祉貸付事業、医療貸付事業及び付帯する業務
- (3) 認証規格：ISO9001:2008 / JIS Q9001:2008
- (4) 審査登録機関：エイエスアール株式会社
- (5) 初回登録日：2005年4月11日（有効期限2014年4月10日）

## 2. QMS構築の経緯

- 平成16年11月12日：機構における品質マネジメントシステム（QMS）の発効・運用開始
- 平成17年 4月11日：機構のQMSについてISO9001認証登録
- 平成20年 9月25日：代理貸付業務、年金住宅融資等債権管理回収業務等事業についてISO9001認証追加登録
- 平成20年2月～3月：ISO9001認証継続審査の受審
- 平成20年 4月11日：ISO9001認証の更新
- 平成23年 4月11日：ISO9001認証の更新

### ◇機構の品質マネジメントシステム（QMS）概念図



## ◇QMS主要対応事項（平成24年度）

### 1. QMS内部監査の実施

(1) 監査対象部署

機構における全部署

(2) 監査期間

平成24年6月～平成24年12月

(3) 監査結果等

- ・ QMSの効果的運用を確認（顧客重視の定着、積極的改善活動等）
- ・ 確認された優良事例（23件）については、機構内イントラネットで公表
- ・ 不適合（0件）、要改善項目（20件）、要修正（18件）及び検討依頼（25件）については、必要に応じて順次対応を実施
- ・ 監査結果の総括報告を経営企画会議において報告

優良事例（抜粋）

- データ分析に基づく決裁経路の見直し（経理部）
- 「病院の施設整備動向アンケート調査」のWEB化（医療貸付部）
- 業務関連携による被災地訪問活動（顧客業務部）

### 2. QMS文書の継続的整備

- ・ 各文書は、年度当初にレビュー（業務実態との適合性等の確認）を行ったほか、必要な都度改訂を実施

### 3. 認証機関による定期審査を受審（平成25年2月）

- ・ QMSの認証範囲が正しく継続的に実行されており、要求事項に関して継続的に適合していることを確認。（不適合の指摘なし）

# リスク対応計画に対する 平成24年度評価等について

## これまでのリスク管理活動の状況

H21.10

リスク・危機管理基本方針作成

リスク管理等の基本的事項を定めリスク管理等を適切に実行することにより、機構業務の健全性の確保を図ることを目的として策定

リスク管理委員会運営要領

基本方針第2条第3号に規定するリスク管理を適切に実施することを目的とする。

H22.3

リスク対応計画(第1版)の策定

各部から抽出したリスク一覧表のうち、影響度と発生頻度に応じて優先対応リスクを選定し、リスクに対する対応計画を策定した。

H22.10

リスク対応計画(第1版)の中間報告

計画実施後の進捗管理状況を報告

H23.11

リスク対応計画(第1版)の実績評価

リスク対応計画(第1版)の実績について評価 → 内容一部見直し、リスク対応計画(第1.1版)に更新

今回の活動

H25.3

リスク対応計画(第1.1版)の実績評価

24年度に実施したリスク対応計画(第1.1版)の実績について評価 → 内容一部見直し、リスク対応計画(第1.2版)に更新

# 平成24年度のリスク管理活動の主な対応状況

## リスク対応計画の実施 (実施or未実施)

・リスク対応計画に記載されていた事項を実施しなかった事例は2件あった。(リスクがなくなったわけではなく、業務の事情等により、実施されなかったものである。)

## リスクの出現 (防止できたorできなかった) (損失未発生or発生)

・リスクが出現した事例(損失発生)は1件あったが、事業の継続を困難とさせるまでには至らなかった。

## 対応計画の見直し (対応方針の見直し、その他)

・対応計画を見直すものは、15件あった。  
 ・うち8件は、現状業務の状況に即して、「対応方針」欄の記載を見直したものである。  
 ・その他7件は、「リスク詳細」欄や「現行の対応状況」欄の記載を、必要に応じて適宜加筆・修正したものである。

## 対応計画の実施：リスク対応計画を実施しなかった事例

	リスク名称	対応方針	実施しなかった理由	今後の方針
4	(顧客業務部) 特殊債権等管理リスク  ⇒条件緩和先が破たん先に悪化するリスク ⇒担保処分を実施しても、 <u>元金の全額回収が出来なくなるリスク</u>	・案件の進捗管理・報告・協議 ・貸出条件緩和債権検討会等の適正な実施 ・貸出条件緩和案件等の情報提供の充実 ・担保評価方法の検討	担保処分による回収の更なる確実性の向上を図るためには、担保評価の引き下げや別担保(融資対象建物又は融資対象土地以外の不動産)の徴求など、機構の新規の資金需要に影響を及ぼす可能性が生じる事項であり、機構全体での慎重な検討が必要である。	担保評価方法について、機構全体での検討を行う。
29	(経営支援室) 福祉・医療経営セミナー開催に関するリスク  ⇒釣銭が不足するリスク	受講料の収受に関して、小口現金の在り方の検討を行い、運用改善を目指す。	・銀行振込みに変更する方向で検討したが、キャンセルした際の取扱いが決まらず。 ・金融機関の入金管理サービスの利用は新たな経費が発生することから、当面の間は現状の現金扱いを継続することとした。	25年度以降に何らかの方向性を示す。

## 対応計画の見直し: 対応方針を見直した事例①

	リスク名称	対応方針		追加・変更理由
2	(顧客業務部) 与信リスク: 貸付先の経営状況の悪化等に伴うリスク管理債権の発生	見直し前	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き実施。(毎年、事業報告書と施設情報を収集し、決算内容等を把握する。)</li> <li>経営支援室との役割分担、実地調査に必要な内容等は、貸付・管理・経営支援連絡会議でさらに検討を重ねる。</li> </ul>	現状における取り組み状況にあわせて、記載変更
		見直し後	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、適切に対応するとともに、事業報告書の徴求率の更なる向上に努める。</li> <li>債権管理部門、経営支援部門及び貸付部門との密接な連携を図るとともに、相互の役割分担を明確にした上で、効果的かつ効率的な調査を実施する。</li> </ul>	
3	(年金貸付部) 与信リスク: 貸付先の財務状況の悪化等に伴うリスク管理債権の発生	見直し前	貸倒実績率等のデータが完備するまでの間は、会計監査法人と協議のうえ、予想損失率を見直し適正に引当金を計上	貸倒実績率等のデータが完備したため
		見直し後	『貸付金自己査定による貸倒引当金の計上について』に定める貸倒引当金の計上基準に基づき、適正に引当金を計上	

## 対応計画の見直し: 対応方針を見直した事例②

	リスク名称	対応方針		追加・変更理由
9	(助成事業部) 外部からの申請書等、書類の取扱事務の遅延・処理漏れ等、業務全般のリスク	見直し前	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業完了報告等の提出期限について、「助成金事務の手引き」に厳格な手続きを明記するなど、提出期限の周知徹底を図るとともに、提出期限が過ぎた助成先団体に対しては、速やかに期限を区切って督促を行う。また、必要に応じて現地調査を実施して、状況を把握し、適切に対処する。</li> </ul>	新たに対応を始めた事項を追加
		見直し後	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業完了報告等の提出期限について、「助成金事務の手引き」に厳格な手続きを明記するなど、提出期限の周知徹底を図るとともに、提出期限が過ぎた助成先団体に対しては、速やかに期限を区切って督促を行う。また、必要に応じて現地調査を実施して、状況を把握し、適切に対処する。</li> <li>助成先団体が適切かつ円滑に書類を作成できるよう、助成金申請時と事業完了報告書提出時にそれぞれ助成先団体に対する事務説明会を開催する。</li> <li>助成先団体へのメールマガジンの配信により、各種書類の提出意義や期限等について事前周知を行う。</li> </ul>	

# 事業継続計画の見直し等について

## 事業継続計画(Business CONTINUITY PLAN)とは？

事業継続計画とは、災害や事故で被害を受けても、**重要業務が中断しないこと**、及び**中断しても目標復旧時間内に再開すること**により、信用低下による顧客の流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから、**企業を守る経営戦略**のこと。(リスクマネジメント)

### BCとは

- ①組織が災害や事故などで被害を受けても重要業務を中断しないこと
- ②中断が許される時間内に(なるべく早く)復旧させること
- ③ただし、中断が許されないものは中断させないこと

### BCのために取り組むべきこと

重要業務の特定

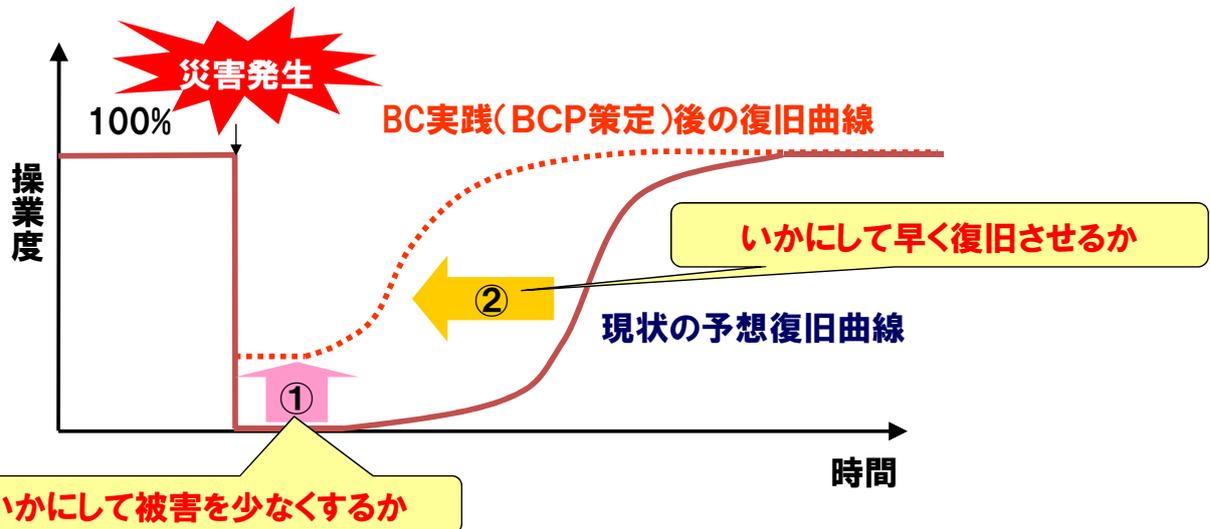
業務中断からの  
早期復旧

被害の予防／防止

## 事業継続(BC)の概念

### <事業継続のための2つの側面>

- ① **被害を予防/防止する**
  - ・被害や影響を最小限にする事前対策/計画
- ② **重要業務が中断した場合は早期に復旧**
  - ・可能な限り早期に再開させる復旧対策
  - ・ブランドスイッチさせない重要業務の目標復旧時間を設定



## 事業継続計画について

### 福祉医療機構における 事業継続計画(目的)

機構は、リスク管理の一環として、大規模な地震など危機が発生したとき、業務を遂行(継続)するという社会的使命を果たすため、被害の局限化という観点に留まらず、コンプライアンスの確保や社会的責任という観点から事業を継続するためのマネジメントシステム(行動計画の策定、その運用、見直しまでを含めたマネジメントシステム)を構築するために、平成23年2月に事業継続計画を策定した。

### 機構の事業継続計画の 基本方針

- 1 災害時の発生において最優先するのは役職員(派遣職員を含む)及び訪問者の生命の安全確保。
- 2 経営理念である「お客さま満足の上昇」や「地域における福祉医療の機能を支える」使命と社会的責任を果たすため、業務を継続する。
- 3 事前対策、サービス提供の早期再開のための組織対応、リスクに的確に対応するための事業継続体制を確立する。

## 事業計画を見直した理由

### 災害時における 事業執行体制の確保のため

・震災直後は、電話による通信が困難  
→災害時にも管理者と職員が双方向で通信が可能な安否確認システムを導入した。

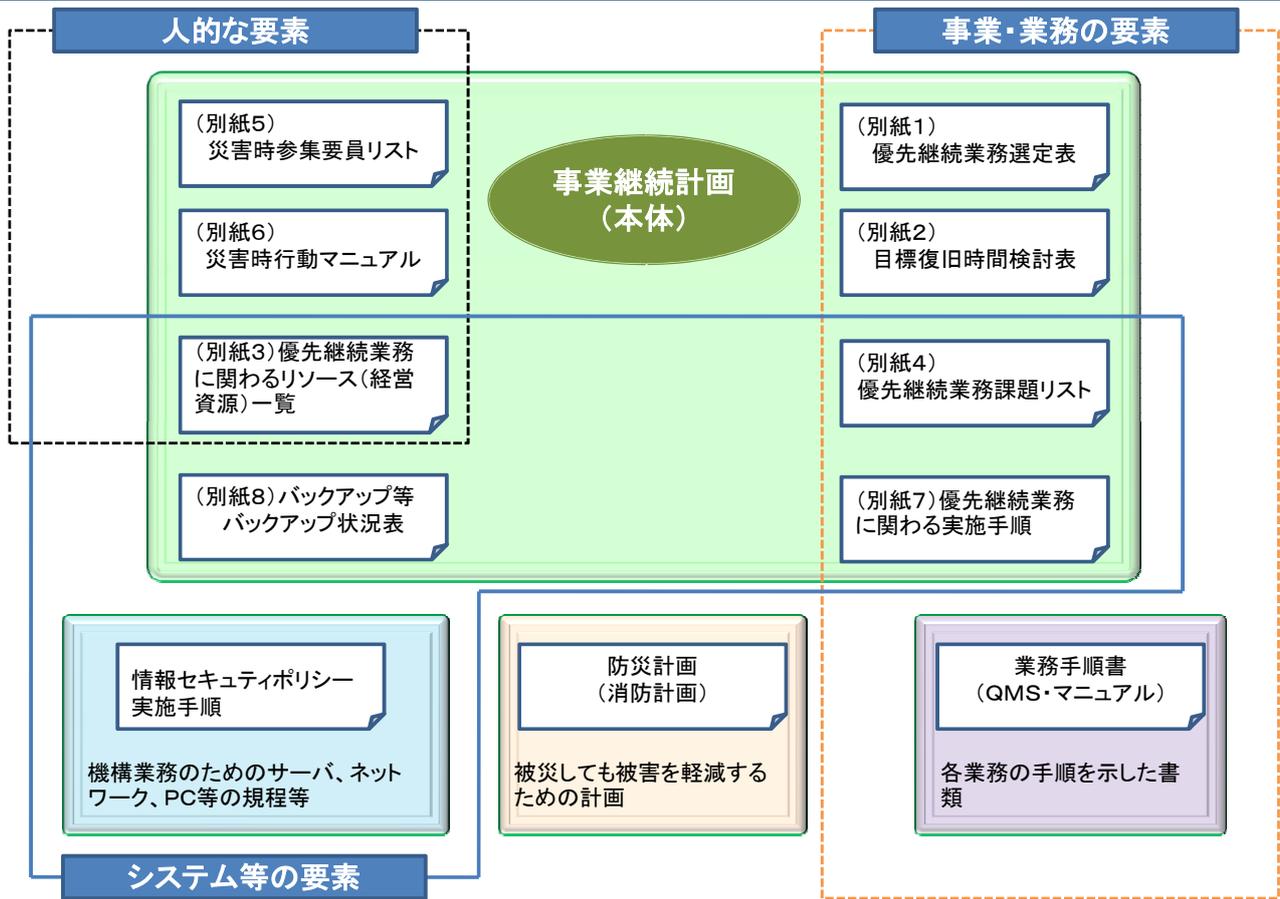
### 災害時における 備蓄品の充実

・災害時における備蓄品(保存食等)が不足  
→備蓄品(保存食等)を職員(約300名分)を対象とし、3日分の備蓄品を購入した。

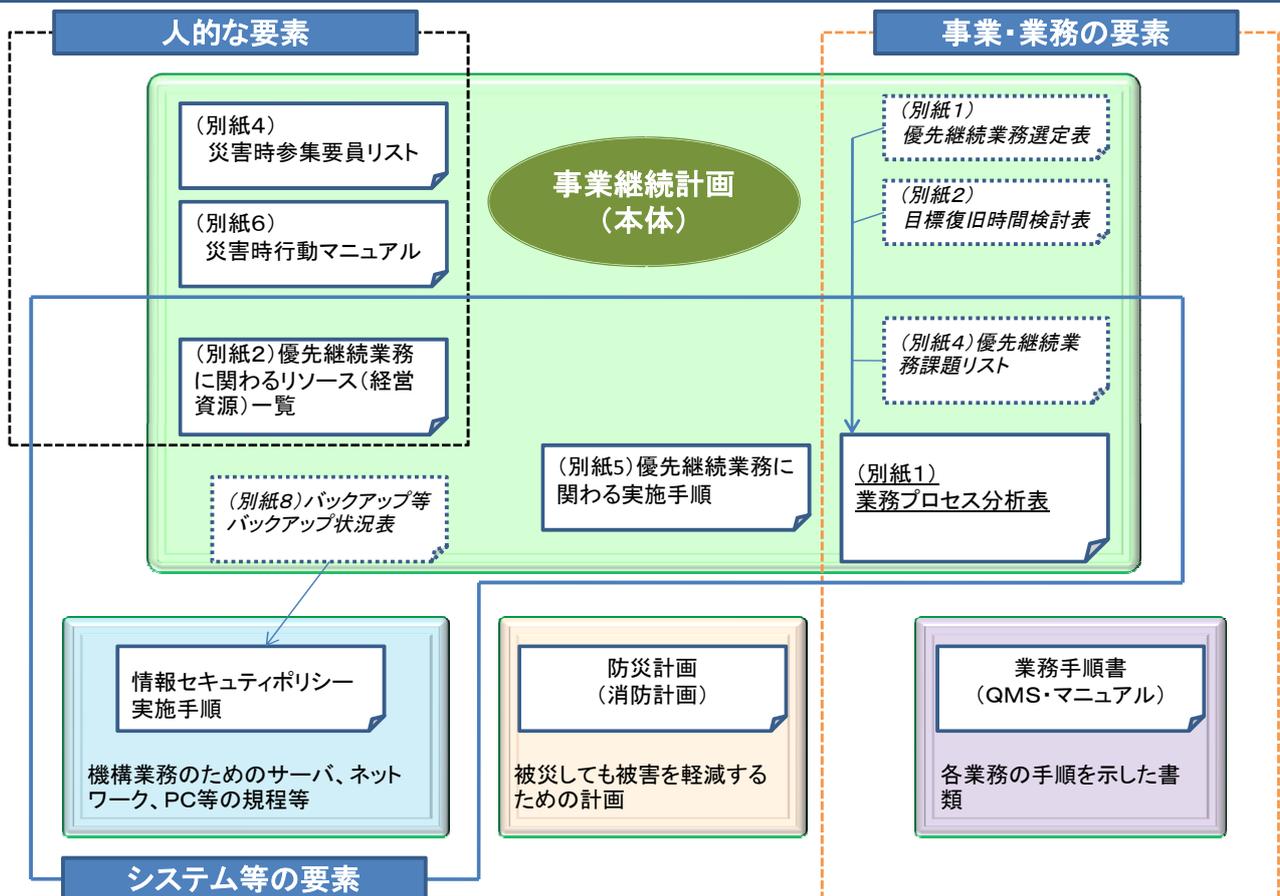
## 事業継続計画を見直した主なポイント

第7章	安否確認の方法を災害伝言ダイヤル等から各電気通信事業者の推奨する市販の安否確認システムの導入する方法へと変更した。
第10章	備蓄品(保存食等)配布の対象を帰宅困難職員から全職員(約300名)へ拡大し、備蓄品(保存食等)を2日分の確保から3日分の確保へ変更した。

# 災害等が発生した場合の事業を継続する構成要素（現計画）



# 災害等が発生した場合の事業を継続する構成要素（新計画）



## 今後の課題・その他

### 今後の課題

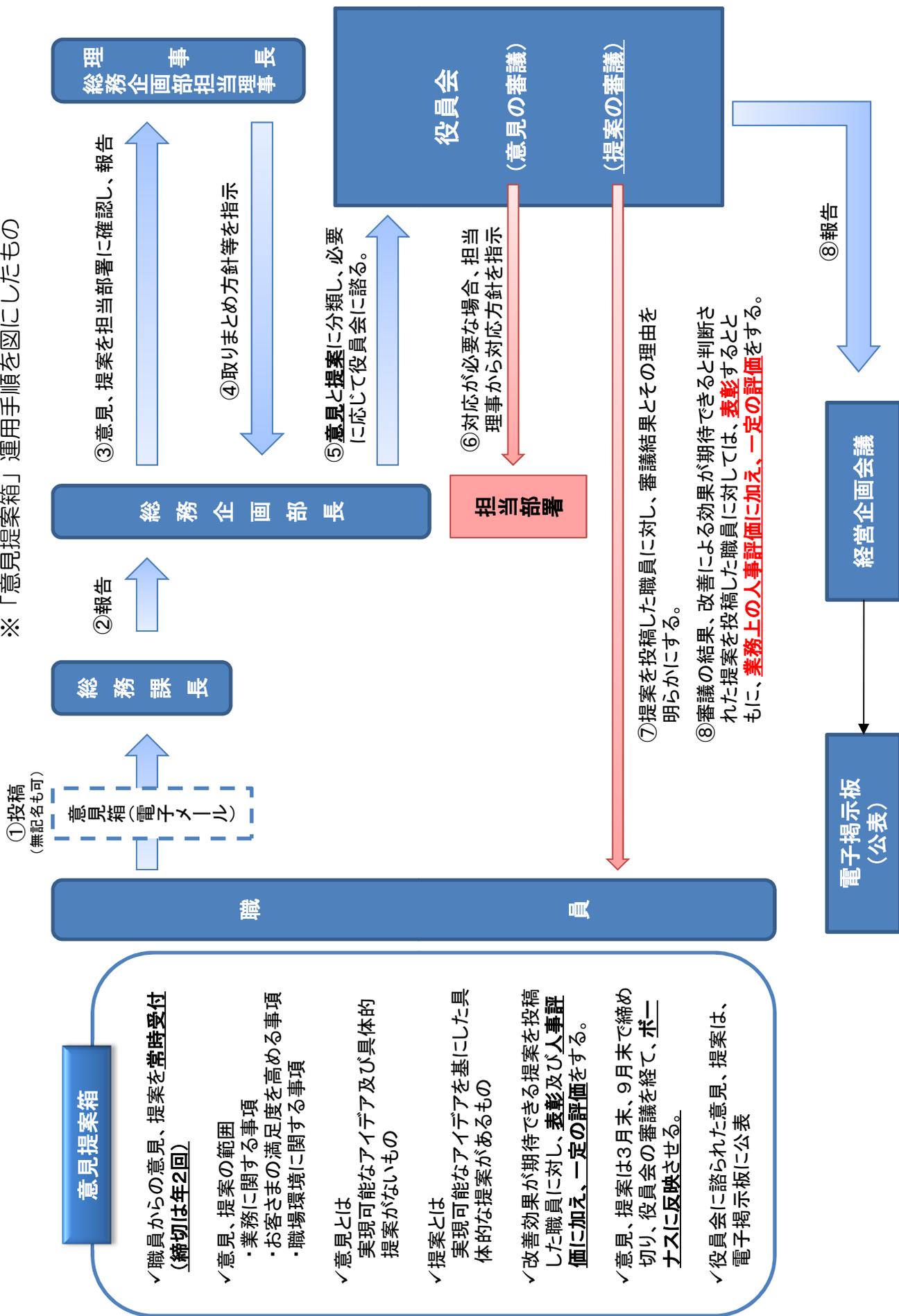
安否確認システムの稼働の実施訓練（10月まで）

サーバのデータセンター移転（検討中）

重要文書等の保管（検討中）

# 意見提案箱の運用手順について

※「意見提案箱」運用手順を図にしたもの



## 個人情報（お客さま情報）保護方針

独立行政法人福祉医療機構

私たち独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」といいます。）は、お客さまの目線に立って、お客さま満足の追求に努めております。業務を通じて得る個人情報およびお客さま情報（以下「個人情報」といいます。）の重要性を認識し、いただきました個人情報は、以下の方針に基づき、大切に取扱うことといたします。

### 1 個人情報の取得

機構は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得致します。また、業務以外においては取得することはありません。

なお、お客さまから個人情報を取得する際は、業務に必要な範囲での利用目的を明示します。

### 2 個人情報の利用

機構は、業務遂行のため取得する個人情報については、利用目的を特定し、業務を遂行するために必要な範囲内において利用します。

なお、以下の業務でいただきました個人情報については、以下の各業務間で共有することがあります。

- (1) 福祉貸付業務（特約条項に基づく毎年の事業報告書を含みます）
- (2) 医療貸付業務（特約条項に基づく毎年の事業報告書を含みます）
- (3) WAMNET（ファミネット）事業
- (4) 社会福祉施設等職員退職手当共済事業
- (5) 社会福祉振興助成事業
- (6) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

### 3 個人情報の第三者提供

機構は、お客さまから取得した個人情報を次のいずれかに該当する場合を除いて第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく要請があったとき
- (2) ご本人さまの同意があるとき
- (3) 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由があるとき
- (4) 統計の作成または学術研究の目的があるとき
- (5) お客さまのための利益が明らかであるとき

### 4 業務委託

機構業務の円滑に遂行するため、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に委託する場合があります。この場合、個人情報の安全管理対策を講じている事業者を選定し、かつ、守秘業務契約等を締結します。また、取扱い・管理が十分であるか監督し、個人情報の保護に努めます。

### 5 個人情報の管理

機構は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不正アクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。

また、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

なお、取得した個人情報は機構の定めた期間管理することとなりますが、期限が到来したものについては溶解処分します。

### 6 職員に対する教育

機構は、職員に対して個人情報の保護と適正な管理方法を継続して教育します。

### 7 個人情報の開示、訂正、利用停止等

機構が保有する個人情報について、開示、訂正及び利用停止の請求があった場合は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律のもと、速やかに対応いたします。個人情報の開示、訂正、利用停止の希望のあるお客さまは情報公開担当窓口までお問い合わせください。

# 業務・システム最適化計画の概要

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、独立行政法人等における主要な業務・システムに関する最適化計画については、原則として、平成19年度末までのできる限り早期に策定することとされた。これを受けて、当機構においては、平成20年2月28日に業務・システム最適化計画を策定し、公表した。なお、WAM NETについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、事業規模縮小と更なるコスト削減を図るため、平成23年7月28日付で「業務・システム最適化計画」を改定した。

業務・システム最適化計画の概要は以下の通り。

システム	最適化の基本理念	実施概要	実施効果
<b>WAM NET</b>	業務・システムの効率化及び運用保守コストの削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の利便性の維持・向上</li> <li>・業務処理の簡素化・効率化</li> <li>・システム・ネットワーク構成等の見直し(全面刷新)</li> <li>・機構保有システムの共通基盤として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープン技術によるシステムの全面的な刷新。</li> <li>・システム運用保守業務の一般競争入札による調達。</li> </ul>	改定前 経費削減 : 1.69 億円/年 (8.48億円 ⇒ 6.79億円) 改定後 経費削減 : 3.00 億円/年 (6.35億円 ⇒ 3.35億円)
<b>退職手当 共済事業</b>	業務の効率化及び外部委託業務の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用保守業務と入力作業等業務委託に分割した、一般競争入札によるサービス契約の導入</li> <li>・電子化対象範囲拡大と電子届出システム利用率向上に向けた周知・啓蒙</li> </ul>	経費削減 : 0.15億円/年 (2.02億円 ⇒ 1.87億円)
<b>年金担保 貸付事業</b>	外部委託業務の適正な管理及び外部委託費を中心とした経費削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用保守業務と入力作業等業務委託に分割した、一般競争入札によるサービス契約の導入</li> </ul>	経費削減 : 0.15億円/年 (1.48億円 ⇒ 1.33億円)
<b>年金住宅 回収業務</b>	外部委託業務の適正な管理及び外部委託費を中心とした経費削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用保守業務と入力作業等業務委託に分割した、一般競争入札によるサービス契約の導入</li> </ul>	経費削減 : 0.29億円/年 (2.88億円 ⇒ 2.59億円)
<b>福祉医療 貸付事業</b>	業務の効率化・合理化の向上及び総費用の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書の電子届出に関する機能の導入</li> </ul>	経費削減 : 0.14億円/年 (0.47億円 ⇒ 0.33億円)

## WAM NET新システムの概要 ( #9 )

- WAMと国や都道府県、WAMと会員（福祉医療関係者）とをつなぐ福祉保健医療の総合情報サイトとして、**福祉医療に係る制度・施策、その取り組み状況や支援体制など**について会員及び一般国民に向けて分かり易く広く提供することで国の福祉医療政策を支援
- コンテンツのスリム化に併せて**システム基盤の縮小化を図り運用経費を縮減**



新WAM NETコンテンツ一覧

事業者情報

I 福祉や医療のサービス提供機関掲載サイトをリンク掲載により情報提供

全国の介護事業者、医療機関等の事業者情報をリンク掲載により提供

II 障害福祉サービス提供機関の情報を提供

障害福祉サービス事業者データベース検索

東日本大震災関連情報

III 東日本大震災被災地支援団体用掲示板を設置

「活動内容」、「支援上の課題」、「被災地のニーズ」、「支援団体からの要望」の4つのテーマで情報登録が可能

H24.10からの新コンテンツ

IV 福祉医療に関する全国各地のニュースの提供

- ・地域の特色ある福祉、医療に関するニュースの提供
- ・他地域でも参考となる事例の紹介

V 福祉、医療に関する連載コラム

生活面での支援に必要な基礎的な内容を、コラム形式で提供

VI 福祉医療の各種サービスの取組み事例紹介

- ・先駆的の取組み
- ・地域色ある取組み
- ・相談事例集 等

VII 福祉医療の各種サービスに関する解説・ハンドブック(手引き)の提供

- ・福祉医療の制度解説
- ・各種サービス内容解説
- ・各種サービスの手続きの解説

その他掲載情報

VIII 厚生労働省等の会議資料へのリンクによる行政情報の提供

福祉、医療に関する最新の行政情報を、リンク掲載により情報提供

IX 福祉・医療に関するイベント・セミナー情報の提供

各地の研修会、セミナー、イベント等の情報の掲載

X 社会福祉施設等評価情報の提供

社会福祉施設、介護保険地域密着型施設の評価結果を掲載

WAM NET



## 国家公務員と福祉医療機構との給与水準（年額）の比較

国家公務員と福祉医療機構との給与水準（年額）を比較した指標であるラスパイレス指数は、本俸引き下げ等の給与体系の見直しや組織のスリム化を進めてきた結果、減少傾向にあり、平成24年度における年齢・地域・学歴差を勘案した国家公務員指数は100.4ポイント（対前年度△1.1ポイント）となっている。

### ※ラスパイレス指数推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対国家公務員	119.6	119.1	117.4	116.4	114.8
地域勘案	107.1	105.9	104.3	103.4	102.2
学歴勘案	116.6	116.1	114.5	113.6	112.1
地域・学歴勘案	104.5	103.5	102.2	101.5	100.4

平成24年4月6日  
独立行政法人福祉医療機構

平成24年度 福祉貸付事業に係る融資方針

1 基本的な取扱方針

(1) サービス需要に対応した事業計画

施設・事業所の稼働率が当初計画時より下回った場合は、約定償還に支障をきたし、さらに施設運営・法人経営に多大な影響が出る可能性があるため、融資相談時点から、事業者において地域における福祉・介護サービス需要の把握が行われているか等について十分確認しながら審査を進めることとします。

(2) 収支差額に見合う借入額

借入金の償還財源については、平成12年の介護保険制度の導入以来、施設の収支差額が主要な財源となっています。借入金の限度額の算定については従来から、補助制度を前提に、借入額が過大とならないよう

- ① (基準事業費－法的制度的補助金) × 融資率
  - ② 担保評価額 × 70%
- のうち、いずれか低い額となっていますが、補助制度の構造変化等に鑑み
- ③ 収支差額からみたら借入金の上限
- についても確認し、協議融資等を含めた年間返済額が収支差額により償還可能か審査を行います。

(3) 居住環境の質的向上

耐用年数の到来により改築等を行うものについて、補助金等が交付されない事業であっても、サービス利用者への適切なサービス提供基盤を確保する観点から、積極的に対応することとします。

2 貸付対象事業

国、地方公共団体等の補助金・交付金の対象事業として採択された事業のほか、福祉医療政策上必要となる事業、施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる緊急的な整備事業で福祉貸付事業として貸付け可能なものについても貸付対象とします。

[ 施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる事業の例 ]

- ・ 災害復旧事業
- ・ 一般財源化された施設の改築整備事業
- ・ アスベスト対策事業

3 基準単価の改定

平成24年度の機構基準単価については、別紙のとおり改定します。

- 主な改正事項
- ・ 老人関連施設の複合型サービス福祉事業の単価の新設
- ・ 児童関連施設の障害児関係事業・施設の単価の新設
- ・ 障害者関連施設の生活介護を行う事業等に係る施設の加算単価の追加
- ・ 障害者関連施設の共同生活介護事業等に係る加算単価の追加

4 協調融資制度の推進

平成20年度から協調融資制度の対象範囲を福祉貸付全体に拡大したところですが、今後も竟書締結金融機関の拡大に努め円滑な資金調達を支援します。

5 融資のポイント(ガイドライン)に基づく融資

審査にあたっては、「融資のポイント(ガイドライン)」に沿い、申込者との間の相互理解のもとに融資事業を行います。

6 融資条件の改正等

平成24年度の福祉貸付事業においては、次のとおり貸付条件の改正(継続措置を含む。)を行います。

(1) 国有地等を利用した社会福祉施設等の整備の促進に係る貸付け

首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する都市部の社会福祉施設等の整備の推進を支援するため、国有地、公有地及び民有地の借地を利用した整備事業に対し、融資率等の優遇を行います。

区分	[ 現 行 ]	[24年度の改正後から]
償還期間	20～30年以内	全施設30年以内
据置期間	2～3年以内	全施設3年以内
融資限度額	所要資金の10.0分の70～80 又は担保評価額に10.0分の70 を乗じて得た額のいずれか低い額	所要資金の10.0分の9.0又は担 保評価額に10.0分の9.0を乗じ て得た額のいずれか低い額
優遇の対象とするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延床面積が70%以上利用されていること、または、4階以上の建物である場合に限る。</li> <li>・ 有料老人ホームの取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料老人ホームが融資対象となるのは、民有地の借地上であって、社会福祉施設等と一体となつて整備する場合に限る。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する地域 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県の1都2府19県</li> </ul>

(2) 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金(つなぎ資金)の貸付け

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、児童福祉法が改正され、平成24年4月以降、障害種別等に分類されている現行の障害児施設について一元化されます。このため、法律施行後の障害児通所給付費等が支払われるまでに数カ月のブランクが生じることから、この間の経営資金(つなぎ資金)の貸付制度を創設いたします。(な

お、制度の適用期間については、平成25年度末までとします。）

区分	[現行]	[24年度の改正後から]
貸付対象施設	平成24年3月現在、以下の施設等を行っていた法人 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・重症心身障害児(者)通園事業所	平成24年3月現在、以下の施設等を行っていた法人 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設 ・児童デイサービス事業所
貸付期間	5年以内	5年以内
据置期間	6月以内	1年以内
貸付利率	通常の経営資金の金利	通常の経営資金の金利
貸付限度額	所要資金の100分の80又は、障害児通所給付費等の3ヶ月担保評価額に100分の70を乗じて得た額のいずれか低い額	所要資金の100分の80又は、障害児通所給付費等の3ヶ月担保評価額に100分の70を乗じて得た額のいずれか低い額

### (3) 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付について

養護老人ホームの老朽化等に伴う建替事業等以下に掲げる事業に対し、無利子貸付の対象に追加いたします。ただし、国または都道府県(指定都市・中核市を含む)の補助を受けていることが条件となります。なお、無利子貸付額の算出等は、平成24年4月6日付 福業第0406005号 福祉貸付部長通知「養護老人ホームの老朽化等に伴う整備に係る無利子貸付の取扱いについて」により取扱うこととします。

- ・ 老村民間社会福祉施設整備事業(平成27年度までの取扱い)
- ・ 既設社会福祉施設用地有効活用政策促進事業
- ・ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業(平成27年度までの取扱い)

### (4) 小規模多機能型居宅介護事業の貸付の相手方の拡大

小規模多機能型居宅介護事業の整備等に係る貸付の相手方について、すべての法人に拡大します。  
なお、営利法人、NPO法人等が事業を行う場合は、代理貸付(受託金融機関での取扱)の取扱いとなります。

区分	[現行]	[24年度の改正後から]
貸付の相手方	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・一般社団・一般財団法人 ・医療法人	法人

### (5) 障害福祉サービス事業所等の貸付の相手方の拡大

障害福祉サービス事業所等の整備等に係る貸付の相手方について、すべての法人に拡大します。  
なお、取扱いは、直接貸付となります。

貸付対象施設	[現行]	[24年度の改正後から]
・ 居宅介護事業所 ・ 重度訪問介護事業所 ・ 生活介護事業所 ・ 短期入所事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所 ・ 自立訓練事業所 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所	・ 社会福祉法人 ・ 日本赤十字社 ・ 一般社団・一般財団法人 ・ 医療法人 ・ NPO法人	法人
・ 共同生活介護事業所 ・ 共同生活援助事業所	・ 社会福祉法人 ・ 日本赤十字社 ・ 一般社団・一般財団法人 ・ 医療法人 ・ NPO法人	法人
・ 障害児通所支援事業に係る施設	—	法人

### (6) アスベスト対策事業に係る優遇措置(継続)

アスベスト対策事業の貸付については、次表のとおり優遇措置を継続します。  
なお、制度の適用期間については、平成24年度までとなります。

貸付対象施設	融資率		貸付利率
	通常	引き上げ後	
・ 社会福祉事業施設 (介護関連施設を除く。)	75%	80%	通常と同じ
・ 介護関連施設	80%		通常と同じ
・ 保育士・社会福祉士・介護福祉士養成施設 ・ 職員研修施設	75%	80%	通常▲0.05%
・ 特定有料老人ホーム	75%		通常▲0.10%
・ 認知症高齢者グループホーム等(NPO法人又は営利法人等が行う場合)	70%	75%	通常▲0.40%

### (7) 療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置(継続)

療養病床からケアハウス等への転換を図る事業への貸付については、次表のとおり優遇措置を継続します。  
この措置には、社会福祉法人、医療法人及び一般社団法人又は一般財団法人が行う療養病床から一般有料老人ホームへの転換を図る事業も含まれます。  
なお、制度の適用期間については、平成29年度までとなります。

貸付対象施設	貸付けの相手方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
・特別養護老人ホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社			
・ケアハウス ・小規模多機能型 居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・認知症高齢者グルー プホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・一般社団・ 一般財団法人 ・医療法人	75%		通常▲0.1%
・特定有料老人ホーム	・社会福祉法人	70%		通常▲0.5%
・一般有料老人ホーム	・社会福祉法人 ・一般社団・ 一般財団法人 ・医療法人	—	90%	社会福祉事業 施設の利率
・有料老人ホーム（基 盤整備促進法に基づ くものに限る）	・社会福祉法人 ・一般社団・ 一般財団法人 ・営利法人	70%		通常▲0.5%
・生活支援ハウス ・認知症高齢者グル ープホーム ・小規模多機能型 居宅介護事業所	・法人 （社会福祉法人、日 本赤十字社、一般 社団・一般財団法 人、医療法人を除 く。）	70%		通常▲0.5%

**(8) 介護基盤の緊急整備に係る優遇（平成21年度補正：継続）**

次のとおり、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金または都道府県（指定都市・中核市を含む）からの補助を受けて整備される特別養護老人ホーム等の整備に対する融資条件の優遇措置を継続します。

なお、制度の適用期間については、平成24年度までとなります。

○地域密着型の施設

貸付対象施設	貸付けの相手方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
・小規模養護老人 ホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社			最初の5年間 通常▲0.5%
・小規模特別養護老人 ホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人	75%		最初の5年間 通常▲0.6%
・小規模ケアハウス	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人		90%	
・小規模多機能型居宅 介護事業所 ・認知症高齢者グルー プホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人	70%		最初の5年間 通常▲1.0%
・認知症対応型デイサ ービスセンター	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人	75%		最初の5年間 通常▲0.6%
・複合型サービス福祉 事業所	・上記以外の法人 ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人	70%		最初の5年間 通常▲1.0%
	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人	75%		最初の5年間 通常▲0.6%

○広域型の施設

貸付対象施設	貸付けの相手方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
・養護老人ホーム （定員30人以上のもの）	・社会福祉法人 ・日本赤十字社	80%		最初の5年間 通常▲0.5%
・特別養護老人ホーム （定員30人以上のもの）	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人	75%	90%	最初の5年間 通常▲0.6%
・ケアハウス （定員30人以上のもの）	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人			



・福祉ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人</li> <li>・日本赤十字社</li> <li>・医療法人</li> <li>・公益社団・公益財団法人</li> <li>・特例民法法人</li> </ul>	75%	90%	最初の5年間 通常▲0.5%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人</li> <li>・日本赤十字社</li> <li>・公益社団・公益財団法人</li> <li>・特例民法法人</li> </ul>			
・救護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人</li> <li>・日本赤十字社</li> </ul>			

**(12) 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率の優遇措置**

地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用による木造施設の整備、再生可能エネルギーの利用及びエネルギー効率の高い設備の整備を行う場合に下表のとおり融資率の優遇措置を行います。

区分	[通常]	[該当の整備事業]
融資率	70～80%	90%

**【対象資金】**

- ① 建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）の場合の「建築資金」
- ② 再生可能エネルギー（太陽光発電装置や風力発電装置等）の利用又はエネルギー効率の高い設備（蓄熱システムやヒートポンプ熱源装置）を採用している場合の「設備品整備資金」

**(13) 東日本大震災に係る災害復旧資金及び復興のための資金について**

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対し、福祉貸付事業においては、被災した施設等に対する最大限の融資条件の優遇を図った災害復旧資金及び復興のための資金による融資制度を創設するとともに、国及び関係団体と協力し被災地において12回の融資相談会等を実施しました。平成24年度においても被災地における融資相談会等を行う予定としており、引き続き被災地の復旧・復興を支援してまいりたいと考えています。

なお、以下は、東日本大震災に係る災害復旧資金及び復興のための資金の優遇措置となります。

**【東日本大震災にかかわる災害復旧資金】**

1. 対象範囲

平成23年東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等の事業者であつて、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 融資条件等

・設置・整備資金

貸付金の種類	災害復旧資金（※1） （二重債務となる方）	災害復旧資金 （二重債務以外の方）
融資率	100%	100%
償還期間 （据置期間）	39年以内 （3年以内）	15～30年以内 （2～3年以内）
貸付利率（※2）	無利子	無利子
担保額での制限	100%	100%
無担保貸付	1,000万円まで （3,000万円まで（借地上 の仮設・賃借の施設の場合）	1,000万円まで （3,000万円まで（借地上 の仮設・賃借の施設の場合）
保証人	1名以上	1名以上

※1 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの耐火構造の建築資金及び土地取得資金の貸付（貸付金額が2,000万円以上のものに限る）であつて、既存の当該施設が、全壊、半壊等の被害を受け、併せて、東日本大震災より前から施設及び事業を営むための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有していた事業者が対象となります。

※2 社会福祉法人であつて保証人の免除を希望する場合の貸付利率は0.05%となります。

・経営資金

（利率は平成24年4月6日現在）

貸付金の種類	災害復旧資金	
融資率	100%	
償還期間 （据置期間）	10年超15年以内 （5年以内）	10年以内 （2年以内）
貸付利率（※）	0.70% （契約から5年間は無利子 6、7年目は0.60% 8年目以降は0.70%）	0.30% （契約から5年間は無利子 6、7年目は0.20% 8年目以降は0.30%）
担保額での制限	100%	
無担保貸付	3,000万円まで	
保証人	1名以上	

※ 社会福祉法人であつて保証人の免除を希望する場合は記載されている貸付利率に0.05%が上乗せされます。（無利子の期間は0.05%となります。）

**【東日本大震災にかかると被災地の復興のための資金】**

1. 貸付対象施設等

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービス事業や居宅介護、共同生活援助等の障害福祉サービス事業（以下の「復興のための資金の対象となる社会福祉施設」を参照）で、東日本大震災の特定被災区域において、県又は市区町村が発行した意見書に「被災地の復興に資する整備」であることが明記される事業

2. 融資条件等（設置・整備資金）（利率は平成24年4月6日現在）

貸付金の種類		復興のための資金	
融資率	100%		
償還期間 (据置期間)	15～30年以内 (2～3年以内)		
貸付利率(※1、※2)	契約から 5年間	6、7年目	8年目以降
	償還期間 20年以内	無利子 (0.8%)	1.3～1.8% (0.9～1.4%)
	償還期間 20年超	無利子 (0.9%)	1.6～1.7% (1.0～1.1%)
担保額での制限	100%		
無担保貸付	1,000万円まで		
保証人	1名以上		

※1 利率の（ ）書きは、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率となります。

※2 社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合は記載されている貸付利率に0.05%が上乗せされます。（無利子の期間は0.05%となります。）

・復興のための資金の対象となる社会福祉施設

高齢者福祉施設	貸付けの相手方
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別養護老人ホーム</li> <li>養護老人ホーム</li> <li>ケアハウス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人</li> <li>日本赤十字社</li> <li>医療法人</li> <li>一般社団・一般財団法人</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>認知症高齢者グループホーム</li> <li>老人デイサービスセンター（事業）</li> <li>老人短期入所施設（事業）</li> <li>訪問介護事業</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>複合型サービス福祉事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人</li> <li>日本赤十字社</li> <li>医療法人</li> </ul>

障害者福祉施設	貸付けの相手方
<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護事業所</li> <li>重度訪問介護事業所</li> <li>生活介護事業所</li> <li>短期入所事業所</li> <li>重度障害者等包括支援事業所</li> <li>共同生活介護事業所</li> <li>自立訓練事業所</li> <li>就労移行支援事業所</li> <li>就労継続支援事業所</li> <li>共同生活援助事業所</li> <li>行動援護事業所</li> <li>同行援護事業所</li> <li>障害者支援施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人</li> <li>日本赤十字社</li> <li>医療法人</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人</li> <li>日本赤十字社</li> <li>一般社団・一般財団法人</li> </ul>	
児童福祉施設	貸付けの相手方
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人</li> </ul>

(別紙)

平成24年度 定員1人 (1施設) あたりの基準単価一覧表

施設種別		単価
老人 関連 施設	特別養護老人ホーム	13,400
	従来型 ユニット型	17,600
	養護老人ホーム	11,300
	軽費老人ホーム (ケアハウス)	14,700
	認知症対応型老人共同生活援助事業 (1ユニット)	103,600
	複合型サービス福祉事業 (注) 1	142,600
	老人デイサービス事業 (注) 1	137,200
	小規模多機能型居宅介護事業 (注) 1	141,300
	生活支援ハウス	12,300
	老人短期入所事業 (特養等における居室整備加算を含む)	12,300
	従来型 ユニット型	14,300
	助産施設	11,200
児童 関連 施設	乳児院	6,900
	年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1,800
	本体 (注) 2	22,500
	母子生活支援施設	12,600
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算 (注) 2	3,200
	母子家庭等子育て支援室整備加算	2,800
	乳児室又はほふく室整備加算 (注) 1	8,400
	夜間保育所整備加算 (注) 1	14,700
	一時保育事業のための保育室整備加算 (注) 1	16,900
	特定保育事業のための保育室整備加算 (注) 1	16,900
	地域子育て支援相談室整備加算 (注) 1	23,500
	児童養護施設	9,100
ほふく室又は養育室等整備加算	560	
情緒障害児短期治療施設	10,100	
通所部門整備加算	4,600	
児童自立支援施設	13,000	
通所部門整備加算	4,600	
児童家庭支援センター (注) 1	30,900	
放課後児童健全育成事業に係る施設 (注) 1	23,000	
乳児院等における子育て短期支援事業のための居室等整備加算 (母子生活支援施設を除く)	3,800	
保育所等における病児・病後児保育事業のための保育室等整備加算	1,800	
乳児院等における親子生活訓練室整備加算 (注) 1	8,400	
児童養護施設等における心理療法室整備加算 (注) 1	67,900	

施設種別		単価
児童 （障害児） 関連 施設	福祉型障害児入所施設	9,800
	医療型障害児入所施設	18,200
	障害児通所支援事業に係る施設	5,300
	障害児入所施設等における短期入所整備加算	4,400
	障害児入所施設等における発達障害者支援センター整備加算 (注) 1	20,600
	障害児入所施設等における相談支援、障害児相談支援整備加算 (注) 1	15,000
	障害児入所施設等における居宅介護、保育所等訪問支援整備加算 (注) 1	9,600
	障害児入所施設等における小規模グループケア整備加算 (注) 1	31,400
	本体	6,000
	施設入所支援整備加算	3,600
	退院支援 施設整備 加算	2,100
	新築・改装 既存施設を改修して転換する場合	900
短期入所整備加算	4,400	
発達障害者支援センター整備加算 (注) 1	20,600	
相談支援、障害児相談支援整備加算 (注) 1	15,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算 (注) 1	9,600	
本体 (1ユニット)	77,700	
短期入所整備加算	4,400	
相談支援、障害児相談支援整備加算 (注) 1	15,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算 (注) 1	9,600	
福祉ホーム	9,900	
補装具製作施設 (注) 1	45,600	
盲導犬訓練施設 (注) 1	346,400	
点字図書館 (注) 1	107,500	
聴覚障害者情報提供施設 (注) 1	139,900	
救護施設	11,600	
更生施設	11,600	
授産施設	5,500	
宿所提供施設	4,800	
社会事業授産施設	5,500	
婦人保護施設 (注) 2	9,100	
職員養成施設	6,200	
地域交流スペース (注) 1	43,400	
地域交流スペース (防災拠点型) (注) 1	61,000	
上記以外の施設	機構が必要と認められた額	

(注) 1 施設当たりの単価であること。  
(注) 2 世帯当たりの単価であること。  
(注) 3 保育所に分園を設置する場合には、保育所に設置する社会福祉施設等の整備の促進について (平成17年10月5日社援発第1005011号) が適用されている場合には、上記の単価に1.08を乗じて得た額とし、その額に100,000円未満の端数があるときには四捨五入する。  
(注) 4

4. 償還期間 (据置期間)

○設置・整備資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通常
償還期間	最長39年※	最長30年※	
据置期間	最長3年※	最長3年※	

※貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方とは…

東日本大震災以前から施設及び事業を運営するための債務 (民間の金融機関からの借入金を含む) を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

◆福祉医療機構からの既往貸付のある方は、[こちら](#)もご覧ください。

○経営資金

	災害復旧資金		通常
償還期間	最長15年	最長10年	最長5年
据置期間	最長5年	最長2年	最長6か月

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部 福祉審査課

TEL 0120-3438-62※

※平日9:00~17:00の間、受け付けております。

FAX 03-3438-0583

E-Mail: [wam\\_fukushi01@wam.go.jp](mailto:wam_fukushi01@wam.go.jp)

平成23年12月7日

(平成25年4月10日改定)

独立行政法人福祉医療機構  
福祉貸付部

平成23年(2011年)東日本大震災にかかる  
被災施設等への災害復旧資金の概要(福祉貸付)

1. 対象範囲

平成23年東日本大震災により被災された**社会福祉施設等**の事業者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等(市町村長その他相当の機関が発行したもの)の提出が可能なる方を対象とします。

但し、上記証明書等の提出が困難な場合であっても融資の対象となりますので、別途ご相談ください。

2. 融資率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金 経営資金	100%	70~80%

※ 設置・整備資金は1,000万円まで、経営資金は3,000万円まで無担保での融資が可能です。なお、設置・整備資金において、借地にて社会福祉事業を行う施設が、仮設建物または賃借であって担保提供が困難な場合は、3,000万円まで無担保での融資が可能となります。

3. 貸付利率

(平成25年4月10日現在)

貸付金の種類	災害復旧資金		通常
設置・整備資金	無利子		0.90%(0.50%) ~1.40%(1.00%)
経営資金	契約から5年間	6、7年目以降	通常の貸付利率1.00%
	償還期間10年以内	無利子	
償還期間10年超15年以内	無利子	0.20%	0.30%

・社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合は上記利率に0.05%が上乘せられます

(無利子の場合は0.05%となります)。

・利率の( ) 書きは、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率です。

・利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。

## 融資のポイント(ガイドライン)について (融資相談から事業完了まで)



### 独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部

#### ガイドライン作成の必要性

○ **融資実績や最新の福祉政策情報に基づいた質の高いサービス提供基盤の普及**

最近の福祉政策の動向は、分野ごとに毎年様々に変化しており、また個々の現場のニーズも多様化して施設整備される建物も様々なものとなっている。

しかし、その全ての情報を法人・事業者が入手することは至難の業となっていることから、最新の情報を融資制度を通して現場に普及することが、サービス基盤の質を保つためには重要である。

○ **融資に関する合意形成**

ガイドラインの活用により、融資する側と受ける側がお互いにサービス基盤の質的な理解を深める機会が提供されるという一面があり、それまで感覚的な部分であったり、理解不足な部分であったりしたことについて、全てが明確に出来るとは思わないが、様々な観点からこれらを意識した融資について合意形成の場が提供される。

## ○ サービス基盤の可視化、コミュニケーションツールとしての意義

融資に関する双方の担当者以外でも、現在計画している整備がどのようなものかが明確になり、また関係する行政や地域の方々、サービス利用者にも簡単に理解できるようになる。

## ○ ガイドラインの視点

ガイドラインでは、次の視点から確認を行うこととしている。

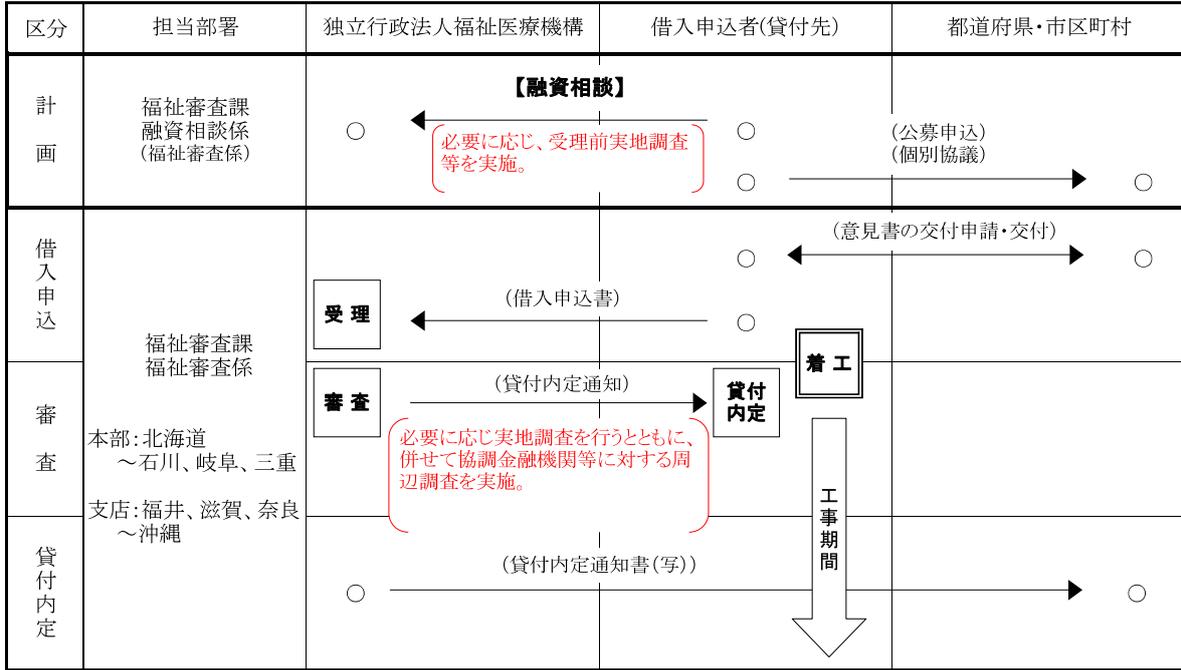
- ・ 法人運営の健全性、事業実施の確実性の確認
  - ・ 行政庁の関与度合い、法人認可の妥当性、行政庁の動向の把握、資金計画の妥当性、融資申込時期の確認
  - ・ 現状の運営状況、収支状況の検証
  - ・ 建築規模の妥当性の検証
  - ・ 入居者処遇やスタッフ処遇の確認
- 
- ・ 将来の資金繰りの確認
  - ・ 債権保全の実効性の確認
  - ・ 事業規模の妥当性、事業計画達成の確実性、事業計画の妥当性、貸付限度額の妥当性の確認
  - ・ 借入額の適正規模の検証
  - ・ 金銭消費貸借契約証書、抵当権設定契約証書の確認
  - ・ 資金交付の妥当性、抵当権設定内容の確認、質権設定による債権保全の確認

## ○ ガイドラインの定期的な評価

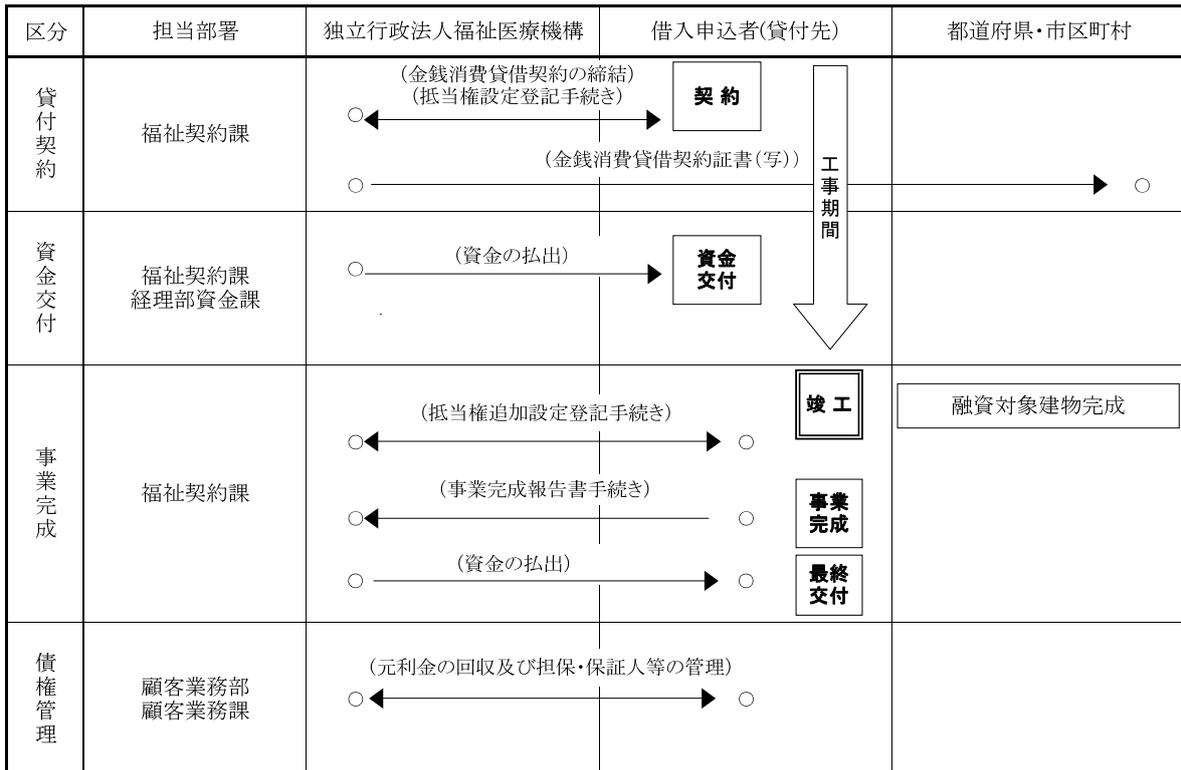
ガイドラインの評価は、サービス基盤の質的な向上を目指す上でも重要な要素と思われることから、今後は現場の関係者や融資の専門家、行政担当者等の意見を踏まえガイドラインの評価を定期的に行うことが必要と思われる。

# 計画から事業完成までの流れ

(福祉審査課担当分)



(福祉契約課担当分)



福祉貸付に係る融資相談から事業完了までのポイント（ガイドライン）

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p><b>I 福祉審査課所掌事務</b></p> <p>【計画】～【借入申込】</p> <p>1. 融資相談</p> <p>(1) 電話相談 右欄に記載する事項のうち電話により把握可能な事項を聞き取るが、可能であれば来訪を依頼</p> <p>(2) 来訪相談 建築図面、敷地公図、法人決算書に補助協議に使用した参考資料等を用意してもらい右欄事項について、法人の意向とその妥当性等を調整</p> <p>※1 融資相談にあたっては、事業計画等に見直しがある場合にも修正可能な時期が最適であるため、可能な限り早い段階で実施</p> <p>※2 融資相談時点で可能な限り整備計画等を把握するため、必要に応じて受理前実地調査等を実施</p>	<p>ア. 計画に至る背景等</p> <p>(ア) 法人運営の中心的役割を果たす理事長等の法人運営に対する考え方や運営に携わった経緯</p> <p>(イ) 今回の事業を計画することとなった動き（計画に至る動機や入居者処遇、施設構造などの意識）</p> <p>(ウ) 行政庁との法人認可や開設認可手続き等、協調融資機関とのプロパー融資やつなぎ資金等についての調整状況</p> <p>(エ) 今回の事業計画と地域の実情等との関係（整備枠や需要動向の把握）</p> <p>(オ) 今回の事業についての行政庁との連携（公募及び申込みの状況、公募要件等の把握）</p> <p>(カ) 今後の事業展開やビジョン等についての意識</p> <p>イ. 行政手続</p> <p>(ア) 法人設立認可申請の進捗状況</p> <p>(イ) 補助金等の協議段階（申請～内示）の進捗状況（民間のソーラーシステム等の補助制度の活用助言）</p> <p>(ウ) 補助内示までの機構融資の進捗（受理、内定）状況</p>	<p>・ 法人運営の健全性の確認</p> <p>・ 事業実施の現実性の検証</p> <p>・ //</p> <p>・ //</p> <p>・ 行政庁の関与度合いの確認</p> <p>・ 法人運営の健全性の確認</p> <p>・ 法人認可の妥当性の確認</p> <p>・ 行政庁の動向の把握及び資金計画の妥当性の検証</p> <p>・ 融資申込時期の確認</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>2. 受付</p> <p>借入申込書（紙媒体、インターネットからの様式ダウンロード）の受付、内容に不備等がないか確認</p>	<p>ウ. 財務及び収支状況</p> <p>(ア) 社会福祉法人会計基準や会計処理等取扱指導指針に則った会計処理の採用及び実施状況</p> <p>(イ) 現預金及び積立預金の合算額とこれまでの運営実績（収支差額）との釣り合い</p> <p>(ウ) 今次計画への投入可能金額の確保の状況（現預金及び積立預金の合算額との釣り合い）</p> <p>(エ) 短期借入金と長期借入金の合算額と総収入額との釣り合い（借入過大による返済不能の懸念要因の検証）</p> <p>(オ) 会計処理（特に未収金や未払金、建設仮勘定等一時的な支払い）の状況</p> <p>(カ) 施設ごとのセグメント管理等、法人としての収支の把握状況（稼働実績を踏まえた収支状況の妥当性）</p> <p>(キ) 震災の罹災等有事の場合は財務に与えた影響</p> <p>エ. 建築計画</p> <p>(ア) 建物図面（基本設計段階、実施設計段階等）の進捗状況（提案、助言について受入可能性の確認）</p> <p>(イ) 建築建物の設備・構造の必要性（入居者、スタッフ目線での不要について法人と意見交換）</p> <p>(例) 必要・浮き床構造（入居者は転倒した場合も骨折しない。また、スタッフにとって足の負担が軽い）、個室トイレ・個浴等の提案。（初期投資が必要な場合も積極的支援）</p> <p>不要・全館空調の落とし穴、基準上設置義務のないヘルパーステーション、使用頻度の少ない地域交流スペースの</p>	<p>・ 現状の運営状況の検証</p> <p>・ //</p> <p>・ 資金計画の妥当性の検証</p> <p>・ 法人運営の健全性の確認</p> <p>・ //</p> <p>・ 現状の運営状況の検証</p> <p>・ 有事の場合の対応策の検証</p> <p>・ 建築規模の妥当性の検証</p> <p>・ 入居者処遇やスタッフ処遇の確認</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
	<p>必要性、特殊浴槽やパブリックスペースが過大に配置されていないか等の提案</p> <p>(ウ) 見積り上の建築工事単価（地盤が緩い・震災が発生し資材等の高騰が見込まれる場合等の特別な事情の有無や単に見積り過ぎかの検証）</p> <p>(エ) 木造の場合の防火対策（壁や天井の不燃材使用、防火壁やスプリンクラーの設置義務等）</p> <p>(オ) 自家発電付きスプリンクラーまたは水道圧による簡易スプリンクラーの設置状況及び工事費の見込み額</p> <p>(カ) 建物の配置（奇数ユニット、採光、動線の長さ等）の状況（よりコストパフォーマンスの高い建物への変更等の可能性の検証）</p> <p>オ. 事業計画及び資金計画</p> <p>(ア) 実施予定事業に係る稼働時期の見込み（特にフル稼働まで対応の期間を要するショートステイ、デイサービス事業に関する定員の充足見込み）</p> <p>(イ) 稼働見込みと効率的なスタッフ採用時期との連関（オープン時からフル稼働の間の採用計画）</p> <p>(ウ) 建物面積及び建設工事費の見積り（1人当たり床面積及び1人当たり建築工事費の検証）</p> <p>(エ) 自己資金の適正額の確保状況（積み込み過ぎ、積み込み不足に関する検証）</p> <p>(オ) 土地取得資金に係る借入金の返済計画の見込み（特に専ら借入金に依っている資金計画での収支見込み）</p> <p>(カ) ホテルコストの金額設定（周辺施設との設定金額の比較及び経済</p>	<p>・事業規模の妥当性の検証</p> <p>・有事の場合の対応策の検証</p> <p>・事業実施の確実性の検証</p> <p>・ "</p> <p>・事業規模の妥当性の検証</p> <p>・事業の継続性の検証</p> <p>・ "</p> <p>・借入額の適正規模の検証</p> <p>・ "</p> <p>・ "</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
	<p>区分4段階以上の入居者見込み)</p> <p>(キ) 事業実施にあたっての投入自己資金やその調達手段等についての行政庁との調整（整備枠、整備される地域、整備される定員数、需要動向、参入事業者数、要介護者数等行政庁の採択の判断）</p> <p>(ク) つなぎ融資を含む協調融資機関との調整状況（補助金等、当機構融資実行の時期の理解の状況）</p> <p>カ. 人材確保</p> <p>(ア) 介護職員の確保計画（新卒者のみの採用計画や卒業月のみに採用する計画の危険性）</p> <p>(イ) ベテラン職員（処遇の核となる職員）等に対する研修期間の見込み（施設長研修、リーダー研修には準備期間を含め相当期間を要すること、さらに現場での実地研修が欠かせないこと等）</p> <p>(ウ) 採用計画における離職率の組み込み状況（介護職員の離職見込みと離職に起因するスタッフの入替え予測の必要性）</p> <p>(エ) スタッフ定着の方策（例えば、職員寮の充実や施設内保育の実施などのアイデア）</p> <p>(オ) 震災の罹災等有事の場合は人材確保の確実性</p> <p>キ. 収入支出・償還計画</p> <p>(ア) 直近の収支実績の状況（平年度の見込みを作成するにあたっての退職金や修繕費等の一時的な出費の取扱いについての理解）</p> <p>(イ) 経常的に赤字体質であった場合における事業者の問題意識及び改善計画の策定状況（特に今次計画の収支差により既存施設の赤字補填が計画されている場合）</p>	<p>・ "</p> <p>・行政庁の関与度合いの確認</p> <p>・将来の資金繰りの確認</p> <p>・事業実施の確実性の検証</p> <p>・ "</p> <p>・人材確保手法の提案</p> <p>・ "</p> <p>・有事の場合の対応策の検証</p> <p>・現状の収支状況の検証</p> <p>・ "</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>【受理】</p> <p>1. 借入申込受理 ①地方公共団体の意見書、②補助金等の内示（意見書別添様式でも可）を確認のうえ、借入申込書を受理</p> <p>2. 借入申込受理票の送付 福祉審査課長決裁により、施設名称、受理日、借入申込金額等を記載した借入申込受理票を送付</p>	<p>(ウ) 今次計画における収支見込み（特に介護報酬等の収入は公定価格で限界があるが、過剰に利益をもたらす計画となっている場合） (エ) 借入規模の状況（1人当たり借入額の検証） (オ) 最も効果的な償還方法の選択（償還助成等がある場合、3ヶ月賦・年賦償還についての行政庁との調整の状況） (カ) 震災の罹災等有事の場合は直近の収支実績に与えた影響及び稼働が現状復帰されるまでの見込み</p> <p>ク. 担保、保証人 (ア) 進入路の確保の状況（位置指定道路等の場合、公道接道の私道の権利関係の把握状況） (イ) 進入路を含め建築確認申請上の敷地の確定状況 (ウ) 土地上の全ての建物を含む担保提供物件の状況 (エ) 法人関係者が所有する土地の担保提供の状況（提供されない場合の特別な事情、敷地が保留地・仮換地の場合の行政との調整状況） (オ) 借地の場合の賃借料の金額設定の状況（償還期間との関係における賃貸借契約の期間設定の状況） (カ) 経営の責任者としての代表者の保証参加の状況 (キ) 保証人の保証能力及び資力の状況（緩和要件の適合検証）</p> <p>ア. 意見書 (ア) 意見書記載事項（借入申込額、資金計画、事業内容等）の内容確認 (イ) 介護保険事業計画等の各種計画との整合性、過去の法人監査等に</p>	<p>・借入金の適正規模の検証</p> <p>・ ”</p> <p>・将来の資金繰りの確認</p> <p>・有事の場合の対応策の検証</p> <p>・事業実施の確実性の検証</p> <p>・ ”</p> <p>・債権保全の実効性の確認</p> <p>・事業実施の確実性の検証</p> <p>・ ”</p> <p>・ ”</p> <p>・債権保全の実効性の確認</p> <p>・行政庁の関与度合いの確認</p> <p>・ ”</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>【審査】</p> <p>1. 上記「融資相談」時に確認した事業性や償還確実性等に関しさらに検証</p> <p>2. 今次計画に至る経緯やこれまでの経営実績等について必要に応じ実地調査を行うとともに、併せて協調金融機関等に対する周辺調査を実施</p> <p>3. 審査事項に基づき「審査表」を作成、それをもって金額等の区分に応じ部長専決審査会、担当理事専決審査会、審査会に付議</p> <p>4. 審査結果を受け、「福祉貸付にかかる貸付決定等について」により審査区分に応じ決裁</p> <p>【内定】</p> <p>1. 「福祉貸付にかかる内定通知について」により福祉貸付部長が決裁</p> <p>2. 貸付内定通知書に今後の手続き等の</p>	<p>における指摘事項等の確認</p> <p>イ. 補助金等内示状況 (ア) 当該事業に係る補助金等の種別等（上乗せ補助か単独補助か）の確認 (イ) 老朽民間社会福祉施設整備事業等、無利子貸付対象事業に関する確認（老朽度の判定根拠の確認）</p> <p>ア. 借入申込審査 (ア) 上記「融資相談」時に確認したア～ク記載の事項のうち、法人からの聞き取り等によりさらに審査のポイントとなる事項についての再確認、再検証 (イ) 理事長等の個人借財など法人運営に影響を及ぼす要因の有無 (ウ) 社会福祉法人や母体となる理事長等が経営する企業の実績に関する協調融資機関の与信判断 (エ) 展開する事業に関する周辺の競合関係、協力関係の状況（同一地域における待機者数、民間事業者を含む参入事業者数）</p>	<p>・行政庁の関与度合いの確認</p> <p>・ ”</p> <p>・上記ポイントに関する総合的妥当性の検証</p> <p>・事業の継続性の検証</p> <p>・法人運営の健全性の確認</p> <p>・事業の継続性の検証</p>



事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>【資金交付】</p> <p>1. 資金交付請求書の受付 資金交付後の支払予定業者及び支払予定額を確認するとともに、資金滞留とならない支払予定時期や振込指定口座に誤謬の有無の確認のうえ、福祉契約課長決裁により資金実行</p> <p>2. 抵当権追加設定契約の手続き (1) 融資対象建物の保存登記完了後の登記簿謄本の提出を受け、抵当権追加設定契約証書を作成し、福祉契約課長決裁のうえ、抵当権追加設定契約証書、代表者事項証明、委任状を送付 (2) 抵当権追加設定契約証書及び抵当権設定後の登記簿謄本の提出を受け、内容に誤謬がないか確認</p> <p>3. 質権設定の手続き 火災保険契約申込書（写）、質権設定承認請求書（各保険会社の所定用紙）</p>	<p>割り印の有無の確認</p> <p>オ. 抵当権設定後の登記簿謄本の確認等 (ア) 抵当権設定契約証書と登記簿謄本との照合 (イ) 順位変更がある場合、抵当権順位変更契約証書と登記簿謄本との照合 (ウ) 登記識別情報通知、登記完了証の記載内容との照合</p> <p>ア. 資金交付請求書の記載内容等の確認 (ア) 振込先口座（金融機関、口座番号、口座名義人）と「貸付金送金先預金口座（変更）届」との照合 (イ) 法人住所、法人名、代表者名、代表者印と印鑑証明書との照合 (ウ) 資金交付請求額と担保評価額との比較 (エ) 資金交付請求金額と建築業者等からの請求額との比較 (オ) 資金交付の支払先、支払金額の確認 (カ) 資金交付による業者等への支払い時期の確認（資金実行後、業者等への支払が遅くとも1か月以内であること） (キ) 施工業者等への支払に係る進捗状況（施工業者からの工事出来高調書による確認）</p> <p>イ. 融資対象建物の抵当権設定後の登記簿謄本の確認等 (ア) 抵当権追加設定契約証書と登記簿謄本との照合 (イ) 登記識別情報通知、登記完了証の記載内容との照合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抵当権設定契約証書の確認</li> <li>・ 資金交付の妥当性の確認</li> <li>・ 抵当権設定内容の確認</li> </ul>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>により、火災保険証書の契約内容等を確認のうえ福祉契約課長決裁により法人に質権設定の依頼</p> <p>4. 最終資金交付 次に記載する事業完成を受け、最終交付</p> <p>【事業完成】</p> <p>1. 事業完成報告の確認 (1) 事業完成報告書に次の書類の提出を受け、事業完成確認後、福祉貸付部長決裁により法人あて事業完成確認した旨を通知 ・ 検査済証（写）、交付決定通知書、物品売買契約書（写）、預金通帳（写）、銀行等の振込受領書（写） (2) 事業完成後、3ヵ月を経過しても事業完成報告書の提出がないときは公文書にて督促、また、必要に応じ「福祉貸付事業実地調査（福祉契約課分）について」に基づく実地調査の実施</p>	<p>ウ. 質権設定済み火災保険証券の付保金額等内容の妥当性等 (ア) 保険金額の付保金額の状況（付保指定物件の時価と同程度の額の必要性） (イ) 付保指定物件の時価が債権額を大幅に上回った場合、付保割合条件付き実損補填条項を付した損害保険の有無（契約金額が貸付金額の1.3倍以上の額が必要） (ウ) 付保指定物件の所在地、建物構造、面積等の内容と建築確認通知書等との突合 (エ) 質権設定承認済火災保険証券の押印の有無</p> <p>ア. 事業完成の報告の確認 (ア) 建築工事費や設備備品費の減額による貸付金額への影響の確認 (イ) 補助金等の増額による貸付金額への影響の確認 (ウ) 機構以外の借入金の増額による償還計画への影響の確認 (エ) 収入支出の状況、資金滞留の状況、未払い金等の発生の状況 (オ) 介護職員の確保や入居者の受入れの状況（特に創設法人の場合） (カ) 新規採用職員の研修の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質権設定による債権保全の検証</li> <li>・ 貸付限度額の検証</li> <li>・ 借入金の適正規模の検証</li> <li>・ 収入支出状況等の把握</li> <li>・ 事業実施の確実性の検証</li> </ul>

平成25年3月13日  
独立行政法人福祉医療機構

## 医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）について

### 1 基本方針

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業は、国の進める質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築等の施策と連動し、医療分野の基盤整備を進めるため、医療施設の設置・整備又は経営に必要な資金について長期・低利・固定による貸付けを実施している。

国においては、医療を取り巻く環境の変化に対応するため、平成18年に良質な医療を提供する体制の確立を図るため医療法が改正され、都道府県は、厚生労働大臣の定めた医療提供体制の確保に関する基本方針に即して、かつ地域の実情に応じた医療計画を定めることとしており、医療制度改革の中で医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築し、国民の医療に対する安心、信頼の確保を図ることを目的として所要の改正が行われてきた。

また、当機構の融資については、政策金融改革の基本方針（平成17年11月29日経済財政諮問会議）の趣旨を踏まえた融資業務の見直しとして、政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する報告の方向性（平成18年11月27日）」に基づき、厚生労働大臣から提示され、行政改革推進本部において決定（平成18年12月24日）した、「報告の方向性における指摘事項を踏まえた見直し案」により、一層の政策連動性の確保と融資の重点化を図ることとされている。さらに、第2期中期目標期間を踏まえた「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する報告の方向性（平成25年1月21日）」及び「「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する報告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」（平成25年1月30日）においても、成長する福祉・医療分野における政策融資金融機関としての役割を果たすため、融資対象の重点的拡大及び民業補充の徹底による融資対象の重点化を図るものとされたところである。

これらを踏まえ、当機構においては、病院融資にあたり、国の医療政策と密接に連携を図る必要があることから、都道府県の医療計画に基づき、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資対象を限定するなど、融資の重点化及び民業補充の徹底を図り、中期計画

# 医療貸付に係る病院融資の 基本方針（ガイドライン）

## 独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部

及びこの基本方針（ガイドライン）に従って融資を行うこととする。

- 2 病院に対する融資の重点化について  
福祉医療機構（医療貸付）が融資する病院については、基本方針に即して次のとおり融資の重点化を図るものとする。

- (1) 融資対象施設の重点化について  
ア 500床以上の病院について  
医療法第30条の4第2項第2号に基づく、次の事業に係る医療提供体制施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制（以下「医療連携体制」という。）に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。

- (ア) 医療法第30条の4第2項第4号に基づき、厚生労働省令（医療法施行規則第30条の28）で定める事業

- ① がん
  - ② 脳卒中
  - ③ 急性心筋梗塞
  - ④ 糖尿病
  - ⑤ 精神疾患
- (イ) 医療法第30条の4第2項第5号イ～ホに規定する事業
- ① 救急医療
  - ② 災害時における医療
  - ③ へき地の医療
  - ④ 周産期医療
  - ⑤ 小児医療（小児救急医療を含む。）

- (ウ) 医療法第30条の4第2項第5号へに規定する事業

都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

イ 500床未満の病院への融資

医療法第30条の4第2項第2号に基づく、次の事業に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資する。

- (ア) 医療法第30条の4第2項第4号に基づき、厚生労働省令（医療法施行規則第30条の28）で定める事業

- ① がん
- ② 脳卒中
- ③ 急性心筋梗塞
- ④ 糖尿病
- ⑤ 精神疾患

- (イ) 医療法第30条の4第2項第5号イ～ホに規定する事業

- ① 救急医療

- ② 災害時における医療
  - ③ へき地の医療
  - ④ 周産期医療
  - ⑤ 小児医療（小児救急医療を含む。）
- (ウ) 医療法第30条の4第2項第5号へに規定する事業  
都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療
- (2) 融資基準等について  
融資の取扱いについては、別紙1、2のとおり

### 3 災害等における取扱い

このガイドラインは、独立行政法人福祉医療機構業務方法書（平成15年10月1日厚生労働大臣認可）第28条に規定する災害等の貸付及び附則（平成15年10月1日施行）第26条に規定する東日本大震災に係る貸付けの特例には適用しない。

### 4 施行時期について

このガイドラインは平成25年4月1日から施行する。ただし、上記施行日においても新たな医療計画が適用されていない都道府県にあつては、当該医療計画が適用されるまでの間、「2. 病院に対する融資の重点化について」の取扱いについては、従前のガイドラインに準ずる。

なお、各都道府県の医療計画の策定状況を踏まえ、必要に応じてこのガイドラインについても、見直しを行うこととする。

別紙1

500床以上

当該申込施設を、管理部門、病棟部門、診療部門に区分し、下記のとおり融資対象部分を決定する。

- 管理部門 すべて融資対象外とする。
- 病棟部門
  - ・ 疾病別に区分できる場合  
 (表1のとおり、病院が担う政策医療対象疾患の機能に着目して、病棟単位で区分して融資対象とする。)
  - ・ 疾病別に区分できない場合  
 (表2のとおり、定点における病院が担う政策医療対象疾患に該当する疾病別入院患者数を許可病床数で按分し、そのシェアに応じて融資対象とする。)
- 診療部門 すべて融資対象とする。

(表1) 医療計画に基づき実施する政策優先度の高い事業等(疾病別に区分できる場合)

事業等	概要
1) がん	がん病棟
2) 脳卒中	循環器病棟(脳)
3) 急性心筋梗塞	循環器病棟(心臓)
4) 糖尿病	—
5) 精神疾患	精神科病棟
6) 小児救急を含む小児医療	小児病棟等
7) 周産期医療	NICU及び産科病棟等
8) 救急医療	病棟全体(救命救急センター)
9) 災害医療	病棟全体(災害拠点病院)
10) へき地医療	病棟全体(へき地医療拠点病院)
11) 5疾病5事業以外で、都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療	結核病棟等

(表2) 医療計画に基づき実施する政策優先度の高い事業等(疾病別に区分できない場合)

事業等	融資(算出)対象	摘要
1) がん	取扱い実患者数	国際疾病分類 C00～C97が対象
2) 脳卒中	取扱い実患者数	国際疾病分類 I60～I69が対象
3) 急性心筋梗塞	取扱い実患者数	国際疾病分類 I21～I22が対象
4) 糖尿病	取扱い実患者数	国際疾病分類 E10～E14が対象
5) 精神疾患	取扱い実患者数	国際疾病分類 F00～F99が対象
6) 小児救急を含む小児医療	取扱い実患者数	15歳以下の入院患者が対象(重症心身障害児を含む。)
7) 周産期医療	取扱い実患者数	産科の入院患者及び婦人科の不妊治療の入院患者が対象
8) 救急医療	取扱い実患者数	救急外来から入院した患者のうち、上記表の1)～7)に掲げる疾患に該当しない入院患者が対象
9) 災害医療	—	—
10) へき地医療	—	—
11) 5疾病5事業以外で、都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療	取扱い実患者数	

(注) 表中の疾患は、一人の患者が罹患している主な疾患とする。

500床未満

○ 融資の優先方法

- 1 年間事業枠を政策優先度の高い病院に、優先的に配分する。
- 2 同時期に受理した案件について、政策優先度の高いものの審査を優先する。

○ 政策優先度の区分

当該地域における医療の質及び量の充足度を勘案して、都道府県の医療計画に位置付けられているか、都道府県の基準病床数が不足している地域かを基準にして、政策優先度の高いものから区分する。

なお、各都道府県の医療計画の策定状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

(第1区分)

都道府県の医療連携体制に位置付けられる病院で、かつ、基準病床数の不足している地域における事業計画を有する病院を第1区分とする。

(第2区分)

① 都道府県の医療連携体制に位置付けられる病院であるが、基準病床数の充足している地域における事業計画を有する病院を第2区分とする。

② 都道府県の医療連携体制に位置付けられていない病院であるが、基準病床数の不足している地域における事業計画を有する病院を第2区分とする。

(第3区分)

都道府県の医療連携体制に位置付けられていない病院であり、基準病床数の充足している地域における事業計画を有する病院を第3区分とする。

平成23年7月25日  
(平成25年4月10日改定)  
独立行政法人福祉医療機構  
医療貸付部

平成23年(2011年)東日本大震災にかか  
る災害復旧資金の概要(医療貸付)

1. 対象範囲

平成23年東日本大震災により被災された医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等(市町村長その他相当の機関が発行)の提出が可能なる方を対象とします。

但し、上記証明書等の提出が困難な場合であっても融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 貸付対象施設等(各施設の詳細につきましては、次のリンクをご参照ください。)

[病院](#)、[診療所](#)、[介護老人保健施設](#)、[医療従事者養成施設](#)、[助産所](#)、[指定訪問看護事業](#)及び[薬局](#)(調剤部門に限る・新規追加)

3. 貸付金の種類

建築資金、機械購入資金、長期運転資金

4. 貸付限度額

融資率	災害復旧資金	通常
	100%	70~80%

建築資金及び機械購入資金については所要額とし、長期運転資金については上限額の引き上げ等の措置を講じております。

※建築資金及び機械購入資金については1,000万円まで、長期運転資金については3,000万円まで無担保での融資が可能です。

○建築資金

災害復旧資金		通常
病院	所要額の100%※	7億2,000万円
診療所		5億円
介護老健		7億2,000万円

※所要額は補助金を除きます。貸付額は担保額を上限としております。

○機械購入資金

災害復旧資金		通常
病院 高額	所要額の100%※	7億2,000万円
院 一般		
診療所		2,500万円
介護老健		5,000万円

※所要額は補助金を除きます。貸付額は担保額を上限としております。

○長期運転資金

災害復旧資金		通常
病院 診療所 介護老健	診療(介護)報酬の3か月分	1,500万円 300万円 1,000万円

5. 償還期間(据置期間)

建築資金にかかる据置期間について最長5年間まで延長(従来は最長3年間)。また、機械購入資金(先進医療機器に係るものを含む)及び長期運転資金について償還期間と据置期間を延長。さらに、第2次補正予算により二重債務となる方に対応するため、建築資金の償還期間を最長39年(病院・介護老健)に、機械購入資金の償還期間を最長15年(全施設・事業)に延長。

※二重債務となる方とは…東日本大震災以前から施設及び事業を運営するための債務(民間の金融機関からの借入金を含む)を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

◆福祉医療機構からの既任債務のある方は、こちらともご覧ください。

○建築資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金 通常
うち償還期間 据置期間	病院 最長39年 (最長5年)	最長30年 (最長3年) 最長3年 (最長5年)
	介護老健 最長30年 (最長5年)	最長30年 (最長3年) 最長3年 (最長5年)
診療所	最長30年 (最長5年)	最長20年 (最長2年)

○高額医療機器のうち先進医療に係る機械購入資金(病院のみ)

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金 通常
償還期間 (うち据置期間)	最長15年 (最長5年)	最長13年 (最長2年6か月) 10年 (6か月)

○機械購入資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金 通常
償還期間 (うち据置期間)	最長15年 (最長5年)	最長8年 (最長2年6か月) 5年 (6か月)

○長期運転資金

	災害復旧資金 通常
償還期間 (うち据置期間)	最長15年 (最長5年) 最長10年 (最長2年6か月) 3年 (6か月)

6. 貸付利率(東日本大震災にかかるとの利率)

各施設毎の利率はこちら↓

〈病院 診療所 介護老人保健施設 医療従事者養成施設 助産所 指定訪問看護事業 薬局〉

(平成25年4月10日現在)

資金種類	施設種類	償還期間	貸付金額	契約締結から			通常の貸付利率 (甲種)	通常の(甲種・病床不足増設) 貸付利率 (乙種)
				当初5年間	6,7年目	8年目以降		
建築資金	病院	20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.50%(0.50%)	0.90%(0.50%)	1.40%(1.00%)
		20年超 30年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.40%(0.60%)	1.30%(0.60%)	1.80%(1.10%)
		30年超 39年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.40%(0.60%)	1.30%(0.60%)	(二重債務となる方への対応)
		20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.90%(0.50%)	0.90%(0.50%)	1.40%(1.00%)
	診療所	20年超 30年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.40%(0.60%)	1.30%(0.60%)	(二重債務となる方への対応)
		20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.40%(0.60%)	1.30%(0.60%)	(二重債務となる方への対応)
	介護老人保健施設	20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.90%(0.50%)	0.90%(0.50%)	1.00%(0.60%)
		20年超 30年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.40%(0.60%)	1.30%(0.60%)	1.40%(0.70%)
		30年超 39年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.40%(0.60%)	1.30%(0.60%)	(二重債務となる方への対応)
		20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.90%(0.50%)	0.90%(0.50%)	1.40%(1.00%)
養成施設	20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.40%(0.60%)	1.30%(0.60%)	(二重債務となる方への対応)	
	20年超 30年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.40%(0.60%)	1.30%(0.60%)	(二重債務となる方への対応)	
助産所	15年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.90%(0.50%)	0.90%(0.50%)	1.40%(1.00%)	
	15年超 20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.90%(0.50%)	0.90%(0.50%)	(二重債務となる方への対応)	
訪問看護	7年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.90%	0.90%	1.00%	
	7年超 20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.90%(0.50%)	0.90%(0.50%)	(二重債務となる方への対応)	
薬局	10年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.90%	0.90%		
	10年超 20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.90%(0.50%)	0.90%(0.50%)	(二重債務となる方への対応)	
長期運転資金	機械購入資金	当初5年間	貸付金額	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.90%	0.90%	
		6,7年目	無利子	無利子	0.90%	0.90%		
	診療の基盤 整備のうち 先進医療機器 一般の医療機 器 (全施設共通)	13年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.10%	0.20%	0.90%
		8年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.10%	0.20%	1.00%
	すべての 医療機器	8年(13年) 超 15年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.10%	0.20%	(二重債務となる方への対応)
		当初5年間	貸付金額	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.90%	0.90%	
	全施設	10年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.10%	0.20%	1.00%
		10年超 15年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子(無利子)	無利子(無利子)	0.30%	0.40%	

1. 保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.20%を上乗せします。
2. 利率の( )は、10年経過ごと金利原直し貸付における当初10年間の適用利率です。
3. 利率部分には二重債務となる方に限って償還措置です。
4. 貸付契約時点の金利を適用します。
5. 利率は金利情勢にあわせて見直しますので、お問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部 医療審査課

TEL 0120-3438-63 (平日9:00~17:00)

FAX 03-3438-0659

E-Mail [wam\\_iryuu01@wam.go.jp](mailto:wam_iryuu01@wam.go.jp)

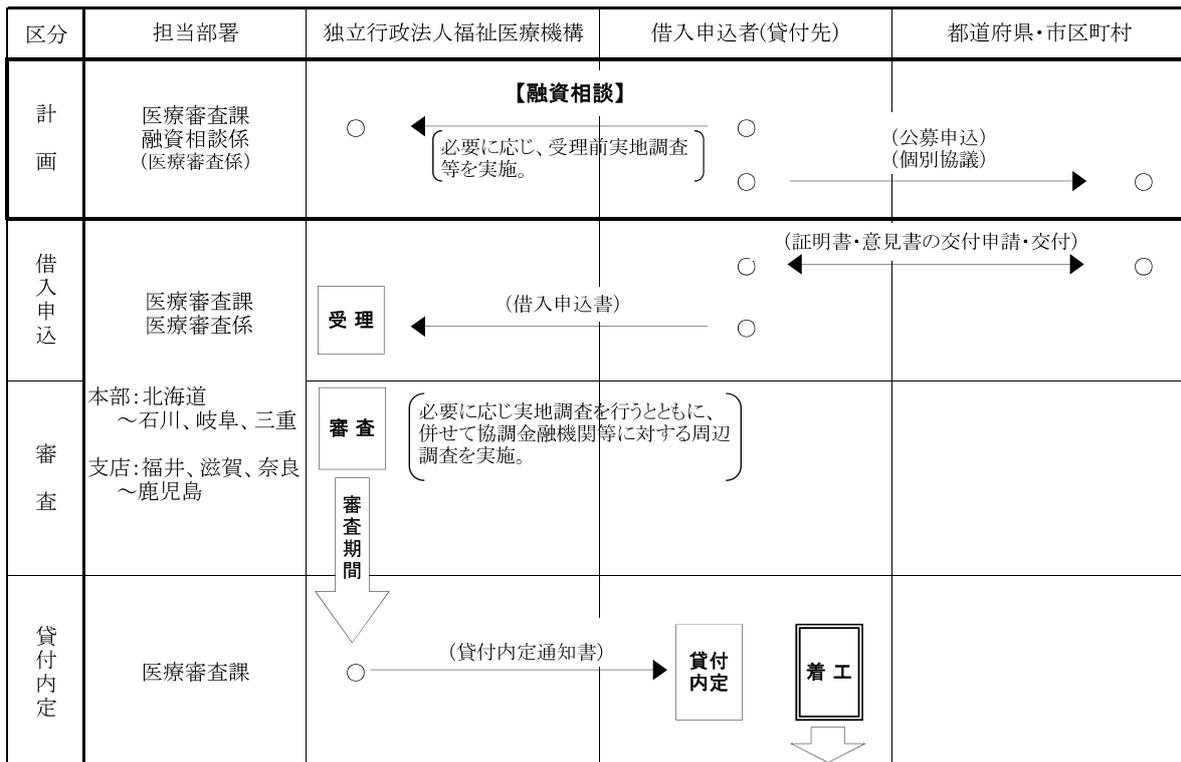
# 融資のポイントについて

(融資相談から事業完了まで)



## 独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部

### 計画から事業完成までの流れ



区分	担当部署	独立行政法人福祉医療機構	借入申込者(貸付先)	都道府県・市区町村
貸付決定	医療契約課	(金銭消費貸借契約の締結) (抵当権設定登記手続き)	契約	
資金交付	医療契約課	(資金の払出)	資金交付	
事業完成	医療契約課	(抵当権追加設定登記手続き) (火災保険質権設定手続き) (事業完成報告書手続き) (資金の払出)	竣工 事業完成 最終交付	融資対象建物完成
債権管理	顧客業務部 顧客業務課	(元利金の回収及び担保・保証人等の管理)		

医療貸付に係る融資相談から事業完了までのポイント

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p><b>I 医療審査課所掌事務</b></p> <p>【計画】～【借入申込】</p> <p>1. 融資相談</p> <p>(1) 電話相談 一般的な融資制度の説明に加え、具体的確認事項のうち、電話により把握可能な事項を聞き取るが、可能な限り来訪・訪問等面談による相談を依頼</p> <p>(2) 面談による相談 今次計画の趣意書、建築図面、敷地公図、法人決算書および補助協議に使用した参考資料等を用意してもらい、具体的確認事項について、法人の意向とその妥当性等を調整</p> <p>※1 融資相談にあたっては、事業計画等に見直しがある場合にも修正可能な時期が最適であるため、可能な限り早い段階で実施</p>	<p>ア. 計画に至る背景等</p> <p>(ア) 運営の中心的役割を果たす理事長等の法人運営に対する考え方や施設運営に対する考え方</p> <p>(イ) 今回の事業計画に至った経緯(計画に至る動機、対象、施設構造など)</p> <p>(ウ) 行政庁との法人認可や開設認可手続き等、協調融資機関とのプロパー融資やつなぎ資金等についての調整状況</p> <p>(エ) 今回の事業計画と地域の実情等との関係(医療計画・介護保険計画等政策面との整合性、整備枠及び需要動向の把握)</p> <p>(オ) 今回の事業についての行政庁との連携(公募及び申込みの状況、公募要件等の把握)</p> <p>(カ) 今後の事業展開やビジョン等についての意識</p> <p>イ. 行政手続</p> <p>(ア) 法人設立認可申請の進捗状況</p> <p>(イ) 補助金等の協議段階(申請～内示)の進捗状況</p> <p>(ウ) 補助金等の内示に至るまでの機構融資の進捗(受理、内定)状況</p>	<p>・法人運営の健全性の確認</p> <p>・事業実施の現実性の検証</p> <p>・行政庁の関与度合いの確認</p> <p>・法人運営の健全性の確認</p> <p>・法人認可の妥当性の確認</p> <p>・行政庁の動向の把握及び資金計画の妥当性の検証</p> <p>・融資申込時期の確認</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>※2 融資相談時点で可能な限り整備計画等を把握するため、必要に応じ受理前実地調査等を実施</p> <p>2. 借入申込書の交付 事業計画・資金計画の大枠が策定され、今次計画及び収支償還計画等が妥当であると判断されたのち、借入申込書を交付する。</p>	<p>ウ. 財務及び収支状況 (ア) 病院会計準則、介護老人保健施設会計・経理準則等に則った会計処理の採用及び実施状況 (イ) 流動比率・固定長期適合率など財務・収支状況の指標等の分析 (ウ) 今次計画への自己資金充当額の確保の状況（保有現預金による投入確実性） (エ) 短期借入金と長期借入金の合算額と総収入額とのバランス（借入過大による返済不能の懸念要因の検証） (オ) 会計処理（特に未収金や未払金、建設仮勘定等一時的な支払い及び貸付金等の私的流用の有無について）の状況 (カ) 施設ごとのセグメント管理等、法人としての収支の掌握状況（稼働実績を踏まえた収支状況の妥当性） (キ) 震災の罹災等有事の場合は財務に与えた影響</p> <p>エ. 建築計画 (ア) 建物図面（基本設計段階、実施設計段階等）の進捗状況（提案、助言について受入可能性の確認） (イ) 施設利用者、スタッフの動線確保について (ウ) 見積り上の建築工事単価（地盤が緩い・震災が発生し人件費、資材等の高騰が見込まれる場合等の特別な事情の有無や、単に見積り過ぎかの検証） (エ) 木造の場合の防火対策（壁や天井の不燃材使用、防火壁やスプリンクラーの設置義務等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の運営状況の検証</li> <li>・ 資金計画の妥当性の検証</li> <li>・ 法人運営の健全性の確認</li> <li>・ 現状の運営状況の検証</li> <li>・ 有事の場合の対応策の検証</li> <li>・ 建築規模の妥当性の検証</li> <li>・ 利用者やスタッフの動線の確認</li> <li>・ 事業規模の妥当性の検証</li> <li>・ 有事の場合の対応策の検証</li> </ul>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
	<p>オ. 事業計画及び資金計画 (ア) 実施予定事業に係る稼働時期の見込み（特にフル稼働まで対応の期間を要する病床・入所者増に関する定員の充足見込み） (イ) 稼働見込みと効率的なスタッフ採用時期との関連（オープン時からフル稼働の間の採用計画） (ウ) 建物面積及び建設工事費の見積り（1人当たり床面積及び1人当たり建築工事費の検証） (エ) 自己資金の適正額の確保状況（積み込み過ぎ、積み込み不足に関する検証） (オ) 土地取得資金に係る借入金の返済計画の見込み（特に借入金依存度が高い資金計画での収支見込み） (カ) 事業実施にあたっての行政庁との調整（整備枠、整備される地域、整備される定員数、需要動向、参入事業者数、要介護者数等行政庁の採択の判断） (キ) つなぎ融資を含む協調融資機関との調整状況（補助金等、当機構融資実行の時期の理解の状況）</p> <p>カ. 人材確保 (ア) 医師、看護師等職員の確保及び教育・研修計画（新卒者のみの採用計画や卒業月のみに採用する計画の危険性） (イ) ベテラン職員（現場の核となる職員）等に対する研修期間の見込み（施設長研修、リーダー研修には準備期間を含め相当期間を要すること、さらに現場での実地研修が欠かせないこと等） (ウ) 採用計画における離職率の組み込み状況（看護師・医療スタッフ等の離職見込みと離職に起因するスタッフの入替え予測の必要性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の継続性の検証</li> <li>・ 借入額の適正規模の検証</li> <li>・ 行政庁の関与度合いの確認</li> <li>・ 将来の資金繰りの確認</li> <li>・ 事業実施の確実性の検証</li> <li>・ 人材確保手法の提案</li> </ul>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
	(エ) スタッフ定着の方策（例えば、職員寮の充実や施設内保育の実施などのアイデア） (オ) 震災等有事の場合における人材確保の確実性  キ. 収入支出・償還計画 (ア) 直近の収支実績及び施設の稼働状況（経年比較における収益、費用の増減要因の検証） (イ) 経常的に赤字体質であった場合における事業者の問題意識及び改善計画の策定状況の確認（特に今次計画の収支差により既存施設の赤字補填が計画されている場合） (ウ) 今次計画における収支見込み（今次申込施設単体での償還確実性） (エ) 借入規模の状況（年間収益や課税後償却前利益に対する借入金の比率の適正性） (オ) 最も効果的な償還方法の選択 (カ) 震災等有事の場合における直近の収支実績に与えた影響及び稼働が現状復帰されるまでの見込み  ク. 担保、保証人 (ア) 進入路の確保の状況（位置指定道路等の場合、公道接道の私道の権利関係の把握状況） (イ) 進入路を含め建築確認申請上の敷地の確定状況 (ウ) 担保提供される土地上の全ての建物を含む担保提供物件の状況 (エ) 法人関係者が所有する土地の担保提供の状況（提供されない場合の特別な事情、敷地が保留地・仮換地の場合の行政との調整状況） (オ) 借地の場合の賃借料の金額設定の状況（償還期間との関係におけ	・人材確保手法の提案  ・有事の場合の対応策の検証  ・現状の収支状況の検証  ・借入金の適正規模の検証  ・将来の資金繰りの確認 ・有事の場合の対応策の検証  ・事業実施の確実性の検証  ・債権保全の実効性の確認  ・事業実施の確実性の検証

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<b>【受理】</b> 1. 借入申込受理 ①地方公共団体の証明書、意見書、 ②補助金等の内示（意見書別添様式でも可）等の授受を確認のうえ、借入申込書を受理  2. 借入申込受理票の送付 借入申込書を受理したものについては、施設名称、受理日、借入申込金額等を記載した借入申込受理票を送付  <b>【審査】</b> 1. 上記「融資相談」時に確認した事業性や償還確実性等に関しさらに検証  2. 今次計画に至る経緯やこれまでの経営実績等について必要に応じ実地調査を行うとともに、併せて協調金融機関等に対する周辺調査を実施	る賃貸借契約の期間設定の状況） (カ) 法定地上権及び借地借家法に基づく債権保全状況 (キ) 経営の責任者としての代表者の保証参加の状況（保証人不要制度への適否検証）  ア. 証明願・証明書、意見書 (ア) 記載事項（借入申込額、資金計画、事業内容等）の内容確認 (イ) 医療計画、介護保険事業計画等の各種計画との整合性、過去の法人監査等における指摘事項等の確認 イ. 補助金等内示状況 当該事業に係る補助金等の種別等の確認  ア. 借入申込審査 (ア) 上記「融資相談」時に確認したア～ク記載の事項のうち、法人からの聞き取り等によりさらに審査のポイントとなる事項についての再確認、再検証 (イ) 理事長等の個人借財など法人運営に影響を及ぼす要因の有無 (ウ) 法人や母体となる理事長等が経営する企業の実績に関する協調融資機関の与信判断	・事業実施の確実性の検証  ・行政庁の関与度合の確認  ・行政庁の関与度合の確認  ・上記ポイントに関する総合的妥当性の検証  ・事業の継続性の検証 ・法人運営の健全性の確認

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>3. 審査事項に基づき審査区分に応じて審査</p> <p>【内定】</p> <p>1. 「貸付内定通知書の送付について」により医療貸付部長が決裁</p> <p>2. 貸付内定通知書に今後の手続き等のご案内を同封し発送</p>	<p>(エ) 展開する事業に関する周辺の競合関係、協力関係の状況（同一地域における待機者数、民間事業者を含む参入事業者数）</p> <p>ア. 貸付内定通知書等</p> <p>(ア) 貸付決定内容を記載した通知書の送付</p> <p>(イ) 今後の契約手続等のための参考書類等の同封</p>	<p>・事業の継続性の検証</p> <p>・貸付決定内容の相互確認</p> <p>・今後の手続きの円滑実施</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p><b>II 医療契約課所掌事務</b></p> <p>【貸付契約】</p> <p>1. (1) 借入希望時期調査表による貸付契約予定時期までの進捗管理</p> <p>(2) 貸付契約事前届出書、工事請負契約書、設計監理業務委託契約書、確認済証等の提出を受け、事業計画の内容を確認</p> <p>2. 事業計画変更承認申請書の提出を受け、事情やむを得ない場合、医療貸付部長決裁により計画変更を承認</p> <p>※ 貸付契約までの間、事業内容等に重大な変更が生じたときは、処理方針決定のため、必要に応じ、医療審査課に合議を行う。</p> <p>3. ①金銭消費貸借契約証書、②貸付金の取扱いに係る合意書、③抵当権設定契約証書等関係書類を作成し貸付内定者に送付</p>	<p>ア. 事前確認</p> <p>(ア) 資金計画や事業計画に関する重大な変更事項の有無</p> <p>(イ) 請負業者とのトラブル等による工事遅延の状況</p> <p>(ウ) 建設場所での近隣住民とのトラブル等による工事遅延の状況</p> <p>(エ) 地主からの敷地に関する担保提供の承諾不可の状況</p> <p>(オ) 保証人とのトラブル等による保証参加拒否の状況</p> <p>(カ) 法人の事業運営に著しい支障をきたす事態の有無</p> <p>(キ) 行政庁と連携のうえ把握した事態に応じた方針等の検討、決定</p> <p>イ. 事業計画の変更</p> <p>(ア) 建築事業費等の当初計画（貸付内定時）との比較</p> <p>(イ) 入札による建築工事費の増減の状況（借入金増減による対応か自己資金増減による対応か意見調整）</p> <p>(ウ) 設計設備、建物構造の変更の状況</p> <p>(エ) 建築単価の妥当性や建築基準法による構造の変更の状況（貸付条件等への影響の有無の確認）</p> <p>(オ) 貸付内定通知書記載の物件と抵当権設定契約証書記載物件との照合</p> <p>ウ. 資金計画の変更</p> <p>(ア) 建築資金等出資金の入金を含む資金確保の状況、自己資金等による計画に沿った支払の状況</p> <p>(イ) 協調融資機関等からの当初借入条件等の変更の有無（追加借入等の発生の有無）</p>	<p>・事業計画達成の確実性、貸付契約の円滑な実施</p> <p>・事業計画の妥当性</p> <p>・貸付限度額の妥当性</p> <p>・事業規模の妥当性、融資条件の確認</p> <p>・資金計画の妥当性</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>4. 金銭消費貸借契約の締結</p> <p>(1) 金銭消費貸借契約証書・抵当権設定契約証書等の受付後、医療貸付部長決裁により契約を締結（理事長印の押印）</p> <p>(2) 担保設定のため抵当権設定契約証書に代表者事項証明、委任状を添付し、金銭消費貸借契約証書（写）とともに契約者あて送付</p> <p>(3) 登記済みの抵当権設定契約証書、抵当権設定後の登記簿謄本の提出を受け、内容に誤謬がないか確認</p>	<p>(ウ) 補助金、交付金等の変更（増減）の有無</p> <p>(エ) 資金計画の増減変更等による償還計画の現実性を検証し、更なる自己資金の増加あるいは事業規模等の見直し等の検討</p> <p>エ. 金銭消費貸借契約証書と抵当権設定契約証書の内容確認等</p> <p>(ア) 借入者兼担保提供者（契約者）、連帯保証人、担保提供者に係る住所・名称又は氏名について印鑑証明書と照合</p> <p>(イ) 印鑑証明書の有効期限（発行日付－3カ月以内）の確認</p> <p>(ウ) 押印された印影と印鑑証明書が同一の印影かの確認</p> <p>(エ) 万一に備え、借入者兼担保提供者（契約者）等の捨印の確認</p> <p>(オ) 背貼り製本による証書の場合、裏表紙の割印の確認</p> <p>(カ) 印紙税法に定められた貸付金額相当の金額の収入印紙で、かつ、消印の有無の確認</p> <p>オ. 抵当権設定後の登記簿謄本の確認等</p> <p>(ア) 抵当権設定契約証書と登記簿謄本との照合</p> <p>(イ) 順位変更がある場合、抵当権順位変更契約証書と登記簿謄本との照合</p> <p>(ウ) 登記識別情報通知、登記完了証の記載内容との照合</p> <p>ア. 資金交付請求書の記載内容等の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借入額の適正規模の検証</li> <li>・資金計画の妥当性</li> <li>・金銭消費貸借契約証書の確認</li> <li>・抵当権設定契約証書の確認</li> </ul>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p><b>【資金交付】</b></p> <p>1. 資金交付請求書等の受付</p> <p>資金交付後の支払予定業者及び支払予定額を確認するとともに、資金滞留とならない支払予定時期や振込指定口座に誤謬の有無の確認のうえ、資金実行</p> <p>2. 抵当権追加設定契約の手続き</p> <p>(1) 融資対象建物の保存登記完了後の登記簿謄本の提出を受け、抵当権追加設定契約証書を作成し、医療契約課長決裁のうえ、抵当権追加設定契約証書、代表者事項証明、委任状を送付</p> <p>(2) 抵当権追加設定契約証書及び抵当権設定後の登記簿謄本の提出を受け、内容に誤謬がないか確認</p>	<p>(ア) 振込先口座（金融機関、口座番号、口座名義人）と「貸付金送金先預金口座（変更）届」との照合</p> <p>(イ) 法人住所、法人名、代表者名、代表者印と印鑑証明書との照合</p> <p>(ウ) 資金交付請求額と担保評価額との比較</p> <p>(エ) 資金交付請求金額と建築業者等からの請求額との比較</p> <p>(オ) 資金交付の支払先、支払金額の確認</p> <p>(カ) 資金交付による業者等への支払い時期の確認（資金実行後、業者等への支払が遅くとも1か月以内であること）</p> <p>(キ) 施工業者等への支払いに係る進捗状況</p> <p>イ. 融資対象建物の抵当権設定後の登記簿謄本の確認等</p> <p>(ア) 抵当権追加設定契約証書と登記簿謄本との照合</p> <p>(イ) 登記識別情報通知、登記完了証の記載内容との照合</p> <p>ウ. 質権設定済み火災保険証券の付保金額等内容の妥当性等</p> <p>(ア) 保険金額の付保金額の状況（付保指定物件の時価と同程度の額の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金交付の妥当性の確認</li> <li>・抵当権設定内容の確認</li> </ul>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>3. 質権設定の手続き 火災保険契約申込書（写）、質権設定承認請求書により、火災保険証書の契約内容等を確認のうえ医療契約課長決裁により法人に質権設定の依頼</p> <p>4. 最終資金交付 次に記載する事業完成を受け、最終交付 必要により事業計画変更承認申請書の提出を受け、事情やむを得ない場合、医療貸付部長決裁により計画変更を承認</p> <p>※事業内容等に重大な変更が生じたときは、処理方針決定のため、必要に応じ、医療審査課に合議を行う。</p>	<p>必要性)</p> <p>(イ) 付保指定物件の時価が債権額を大幅に上回った場合、付保割合条件付き実損補填条項を付した損害保険の有無（契約金額が貸付金額の1.3倍以上の額が必要)</p> <p>(ウ) 付保指定物件の所在地、建物構造、面積等の内容と建築確認通知書等との突合</p> <p>(エ) 質権設定承認済火災保険証券の押印の有無</p> <p>ア. 事業完成の報告の確認</p>	<p>・ 質権設定による債権保全の検証</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p><b>【事業完成】</b></p> <p>1. 事業完成調査</p> <p>2. 事業完成報告の確認 (1) 事業完成報告書に次の書類の提出を受け、事業完成確認後、医療貸付部長決裁により法人あて事業完成確認した旨を通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査済証（写）、補助金交付決定通知書、預金通帳（写）、銀行等の振込受付書（写）、開設許可申請書類、使用許可申請書類、法人の履歴事項全部証明書、決算書または直近の合計残高試算表、法人の定款または寄附行為、竣工図面、配置図、求積表、パンフレット・写真等</li> </ul> <p>3. 資金交付後の支払確認</p>	<p>(ア) 建築工事費や設備備品費の減額による貸付金額への影響の確認</p> <p>(イ) 補助金等の増額による貸付金額への影響の確認</p> <p>(ウ) 機構以外の借入金の増額による償還計画への影響の確認</p> <p>(エ) 収入支出の状況、資金滞留の状況、未払い金等の発生の状況</p> <p>(オ) 医師・看護・介護職員等従事者の確保や施設利用者の受入れの状況（特に創設法人の場合）</p> <p>(カ) 新規採用職員の研修の状況</p> <p>ア. 建築業者等への支払確認 (ア) 建築工事費や設備備品費の最終支払分の確認</p>	<p>・ 貸付限度額の検証</p> <p>・ 借入金の適正規模の検証</p> <p>・ 収入支出状況等の把握</p> <p>・ 事業実施の確実性の検証</p> <p>・ 資金交付の妥当性の確認</p>

## 新規契約分の利差額について（平成 24 年度）

（単位：百万円）

区 分	24年度
新規契約額(調達額を同額設定)(A)	94,054
新規貸付平均利率(B)	1.210%
新規調達平均利率(C)	1.104%
新規借入金平均利率	1.135%
新規債券平均利率	0.845%
金利差(D) = (B - C)	0.106%
金利差額(E)	51

### 〈測定基準〉

A 欄：平成 24 年度の新規貸付契約額から、無利子期間を設けている福祉貸付に係る契約額等を控除した額を計上

B 欄：平成 24 年度末時点において、平成 24 年度の新規貸付契約に係る利率を新規貸付契約額で加重平均して算出

C 欄：新規調達平均利率 = 平成 24 年度の新規貸付契約額（A）の財源について、270 億円を財投機関債で調達し、残りは全て新規の財政融資資金借入で調達したものと仮定して算出。算出に当たって、財政融資資金借入の利率は新規借入金平均利率を、財投機関債の利率は新規債券平均利率を適用した。

新規借入金平均利率 = 平成 24 年度末時点において、平成 24 年度の新規財政融資資金借入に係る利率を借入額で加重平均して算出

新規債券平均利率 = 平成 24 年度末時点において、平成 24 年度に発行した財投機関債に係る利率を財投機関債発行額で加重平均して算出

E 欄：金利差額 = 各月の新規貸付契約について、それぞれ月初に全て契約したと仮定した場合における利差額を算出

# 東日本大震災による 返済猶予先フォローアップ調査結果報告 (平成25年3月31日現在)



平成25年3月31日  
顧客業務部

## ■フォローアップ調査の概要



平成23年度中に実施した東日本大震災に対する特別措置の内容

◆当面6か月の元利金の返済猶予◆

133貸付先193資金 (残高456億円)

◆約定どおり返済再開◆

49貸付先75資金  
(残高125億円)

◆返済再開時に変更契約締結◆  
(返済期間の延伸など)

34貸付先47資金  
(残高101億円)

◆返済猶予延長◆  
(最長5年間)

50貸付先71資金  
(残高230億円)

返済猶予貸付先フォローアップ調査の実施 (平成24年度)

○調査方法 ⇨ 被災施設への直接訪問による実地調査形式

○調査対象 ⇨ 返済猶予中の50貸付先

○調査内容

返済猶予貸付先への  
フォローアップ調査

経営支援の  
ニーズ把握調査

復興支援セミナーの  
ニーズ把握調査

融資相談  
(福祉医療貸付部)

# ■フォローアップ調査の実施状況

◆返済猶予貸付先◆

50貸付先71資金（残高230億円）

<平成24年3月末現在>

フォローアップ調査を実施

50貸付先を調査  
実施率100.0%

《岩手県》  
3貸付先4資金（4.7億円）

《宮城県》  
17貸付先29資金（86.7億円）

《福島県》  
19貸付先27資金（105.9億円）

【調査済】3貸付先4資金  
（実施率100.0%）

【調査済】17貸付先29資金  
（実施率100.0%）

【調査済】19貸付先27資金  
（実施率100.0%）

被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における実施率 100.0%

《青森県》  
1貸付先1資金（0.07億円）

《茨城県》  
6貸付先6資金（27.6億円）

《栃木県》  
2貸付先2資金（0.3億円）

《千葉県》  
2貸付先2資金（4.8億円）

調査実績1貸付先1資金  
（実施率100.0%）

調査実績6貸付先6資金  
（実施率100.0%）

調査実績2貸付先2資金  
（実施率100.0%）

調査実績2貸付先2資金  
（実施率100.0%）

《元金金の返済を再開》  
10貸付先11資金（残高31億円）

《返済猶予を延長又は継続》  
39貸付先59資金（残高198億円）

《特殊債権（期限の利益喪失）》  
1貸付先1資金（残高0.3億円）

<平成25年3月末現在>

— 小回りのきく福祉・医療支援の専門店 —

2

# ■調査結果報告（まとめ）

返済猶予の状況

<平成24年3月末現在>

《返済猶予貸付先》 50貸付先 71資金（残高230億円）

【福祉貸付】  
23貸付先 27資金（残高59億円）

【医療貸付】  
27貸付先 44資金（残高171億円）

<平成25年3月末現在>

《返済猶予貸付先》 39貸付先 59資金（残高198億円）

【福祉貸付】  
17貸付先 21資金（残高42億円）

《医療貸付》  
22貸付先 38資金（残高156億円）

返済再開：6貸付先 6資金（残高17億円）

返済再開：4貸付先 5資金（残高14億円）

特殊債権：1貸付先 1資金（残高0.3億円）

— 小回りのきく福祉・医療支援の専門店 —

3

平成24年度 集団経営指導事業（セミナー）の実施状況

・通常の経営セミナー

セミナー名	開催場所	開催日	開催告知日	告知日数	受講者数	(アンケート満足度調査結果)						回収率(%)	
						満足	やや満足	やや不満足	不満足	回答数	未回答数		満足度指標
社会福祉施設開設・経営実務セミナー	大阪	6月28日	4月17日	72日前	210	40	67	5	1	113	32	76.4	69.0
社会福祉施設開設・経営実務セミナー	東京	7月12日	4月17日	86日前	260	62	62	7	0	131	43	80.7	66.9
医療施設整備・機能強化セミナー	東京	9月14日	5月25日	112日前	223	54	57	4	0	115	23	81.2	61.9
医療施設整備・機能強化セミナー	大阪	9月27日	5月25日	125日前	154	50	45	1	0	96	9	83.7	68.2
障がい者施設経営セミナー	大阪	9月28日	7月11日	79日前	185	38	59	5	0	102	20	77.5	65.9
障がい者施設経営セミナー	東京	10月5日	7月11日	86日前	171	31	58	7	0	96	26	75.0	71.3
介護老人保健施設経営セミナー	東京	11月2日	8月23日	71日前	262	60	85	17	5	167	25	73.3	73.3
特別養護老人ホーム経営セミナー	東京	11月30日	9月21日	70日前	267	55	80	4	0	139	35	78.9	65.2
特別養護老人ホーム経営セミナー	大阪	12月6日	9月21日	76日前	247	56	80	4	0	140	25	79.0	66.8
医療施設整備・機能強化セミナー	東京	1月18日	11月6日	73日前	226	69	63	0	1	133	25	83.5	69.9
保育所経営セミナー	東京	2月1日	11月22日	71日前	277	44	81	7	1	133	40	75.4	62.5
軽費・養護老人ホーム経営セミナー	大阪	2月7日	11月29日	70日前	252	37	75	10	3	125	32	72.3	62.3
保育所経営セミナー	大阪	2月15日	11月22日	85日前	272	32	88	8	0	128	34	72.9	59.6
医療施設整備・機能強化セミナー	東京	3月4日	12月20日	74日前	239	76	50	3	0	129	26	85.5	64.9
合 計				82.1日前	3,245	704	950	82	11	1,747	395	78.2	66.0

・被災地の復興応援セミナー

セミナー名	開催場所	開催日	開催告知日	告知日数	受講者数	(アンケート満足度調査結果)						回収率(%)	
						満足	やや満足	やや不満足	不満足	回答数	未回答数		満足度指標
宮城県復興応援企画 社会福祉施設経営セミナー	仙台	8月29日	-	-	87	13	15	3	0	31	4	77.4	40.2
岩手県復興応援企画 社会福祉施設経営セミナー	盛岡	9月7日	-	-	100	20	15	0	0	35	7	85.7	42.0
復興応援企画 医療施設経営セミナー	仙台	12月10日	-	-	71	24	18	1	0	43	1	84.5	62.0
福島県復興応援企画 社会福祉施設経営セミナー	郡山	2月27日	-	-	87	24	23	1	0	48	10	82.6	66.7
合 計				-	345	81	71	5	0	157	22	82.6	51.9

総 合 計				-	3,590	785	1,021	87	11	1,904	417	79.2	63.3
-------	--	--	--	---	-------	-----	-------	----	----	-------	-----	------	------

# [セミナー受講者に対するアンケート調査設問様式例]

## 平成24年度 ○○経営セミナーアンケート用紙

当アンケートは、今後のセミナー事業の質の向上を目指す目的で、実施させて頂くものです。皆様からの忌憚のないご意見を頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

### 1. 本日のセミナーはどのようにしてお知りになりましたか。(複数回答可)

- 機構からの案内                       機構ホームページ                       機構情報誌「WAM」  
 知人からの紹介                       新聞・雑誌(                      )  機構メールマガジン  
 その他(                      )

### 2. 当機構のセミナーにご参加いただいたのは何回目ですか。

- 初めて                       2回目                       3回目                       4回目以上

### 3. 講義についての評価(4段階評価でお選びください。)

(1) セミナー内容全般について、満足いただけましたか？

- 満足                       やや満足                       やや不満足                       不満足

(2) 各講義に関する資料及び講師の評価を4段階でお選びください。

	満足	やや満足	やや不満足	不満足
○○ ○○ 氏	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○○ ○○ 氏	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○○ ○○ 氏	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 4. 今後のセミナーのテーマに関する要望(複数回答可)

- サービス・品質管理                       政策動向                       施設運営に関する実践事例紹介  
 人事・労務管理                       人材確保・定着率向上                       会計・税務  
 財務分析                       リスクマネジメント                       介護・診療報酬(改定の動向)  
 設計・建築                       設備投資・資金調達                       その他(                      )

### 5. 講義内容についての全般的な感想や、聴講したい講師名、その他ご意見ご要望等をご記入下さい。

<input type="checkbox"/> 特になし
-------------------------------

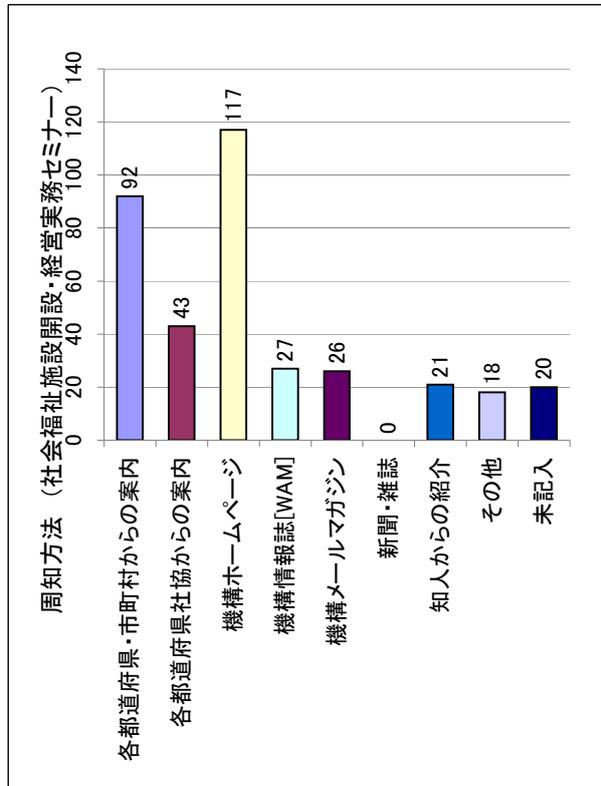
☆ご協力ありがとうございました。お手数ですが、お帰りの際に会場出口「アンケート回収箱」にご投函下さい。



## 平成24年度セミナーアンケート結果（周知方法）

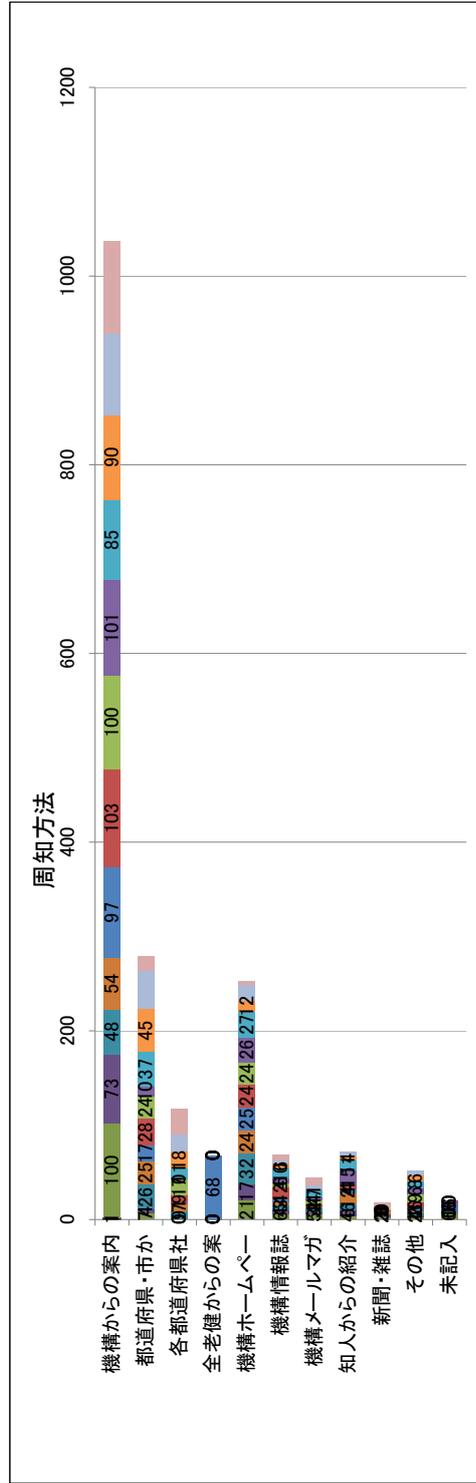
### 1. 社会福祉施設開設・経営実務セミナー

	大阪	東京	合計
各都道府県・市町村からの案内	50	42	92
各都道府県社協からの案内	17	26	43
機構ホームページ	60	57	117
機構情報誌[WAM]	7	20	27
機構メールマガジン	11	15	26
新聞・雑誌	0	0	0
知人からの紹介	6	15	21
その他	8	10	18
未記入	5	15	20
合計	164	200	364



2. 上記1以外の福祉・医療経営セミナー

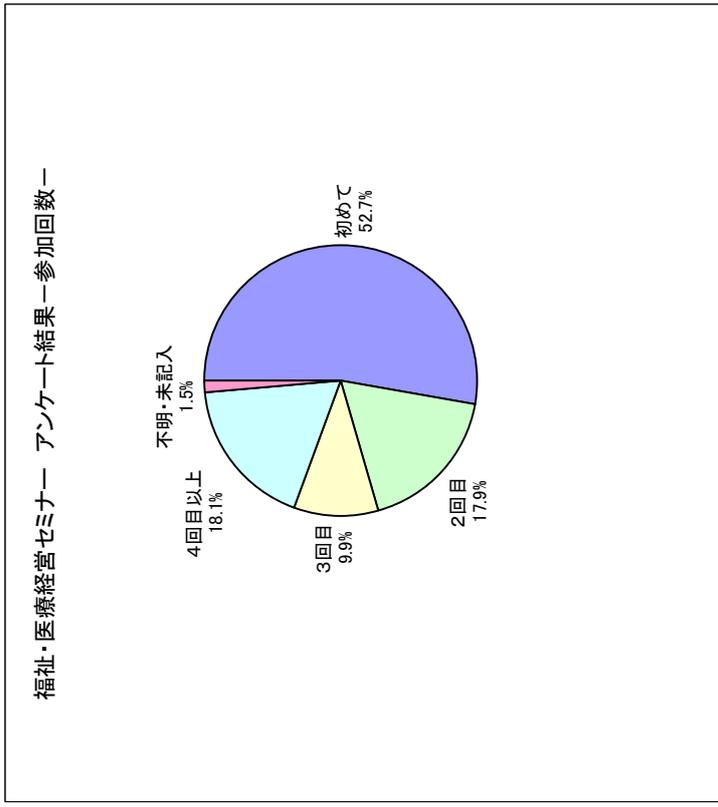
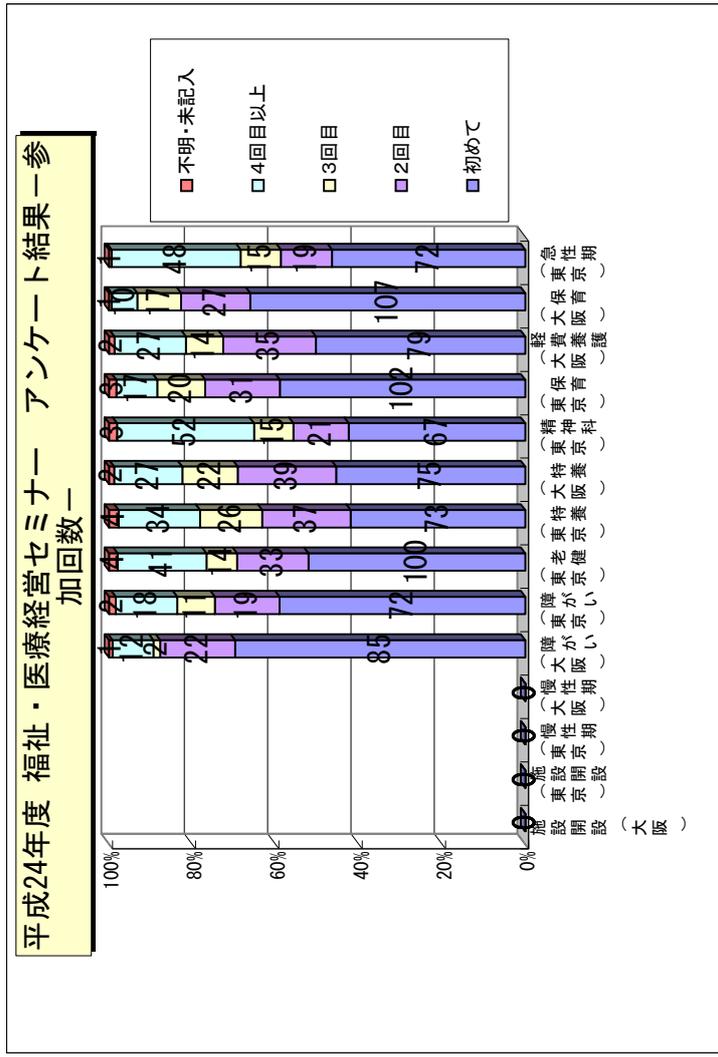
	慢性期(東京)	慢性期(大阪)	慢性期(大坂)	障がい(大阪)	障がい(東京)	老健(東京)	特養(東京)	特養(大阪)	精神(東京)	保育(東京)	経費差(大阪)	経費差(東京)	急性期(東京)	合計
機構からの案内	100	73	48	54	97	103	100	101	85	90	86	98	1,035	
都道府県・市からの案内	7	4	26	25	17	28	24	10	37	45	41	15	279	
各都道府県社協からの案内	-	-	9	7	1	9	17	-	11	18	18	27	117	
全老健からの案内	-	-	-	-	68	-	-	-	-	-	-	-	68	
機構ホームページ	21	17	32	24	25	24	24	26	27	12	17	4	253	
機構情報誌「WAM」	6	4	5	3	4	12	4	6	10	6	3	6	69	
機構メールマガジン	5	3	4	2	1	1	4	4	7	1	4	8	44	
知人からの紹介	4	6	6	12	4	4	1	15	11	4	5	0	72	
新聞・雑誌	2	3	1	3	0	1	1	0	0	0	0	7	18	
その他	2	1	4	2	3	6	9	6	8	6	5	0	52	
未記入	6	1	0	0	7	0	0	6	0	0	0	0	20	
合計	153	112	135	132	227	188	184	174	196	182	179	165	2,027	



# 平成24年度 福祉・医療経営セミナー アンケート結果—参加回数—

	施設開設 (大阪)	施設開設 (東京)	慢性期 (大阪)	慢性期 (東京)	障がい (大阪)	障がい (東京)	老健 (東京)	特養 (東京)	特養 (大阪)	精神科 (東京)	保育 (東京)	軽費養護 (大阪)	保育 (大阪)	急性期 (東京)	合計
初めて	0	0	0	122	85	72	100	73	75	67	102	79	107	72	832
2回目	0	0	0	22	22	19	33	37	39	21	31	35	27	19	283
3回目	0	0	0	2	2	11	14	26	22	15	20	14	17	15	156
4回目以上	0	0	0	12	12	18	41	34	27	52	17	27	10	48	286
不明・未記入	0	0	0	1	1	2	4	4	2	3	3	2	1	1	23
合計	0	0	0	122	122	192	174	165	158	173	157	162	155	1580	

※施設開設については、項目なし。慢性期については、未確認。



# 平成24年度 福祉・医療経営セミナーアンケート結果（満足度）

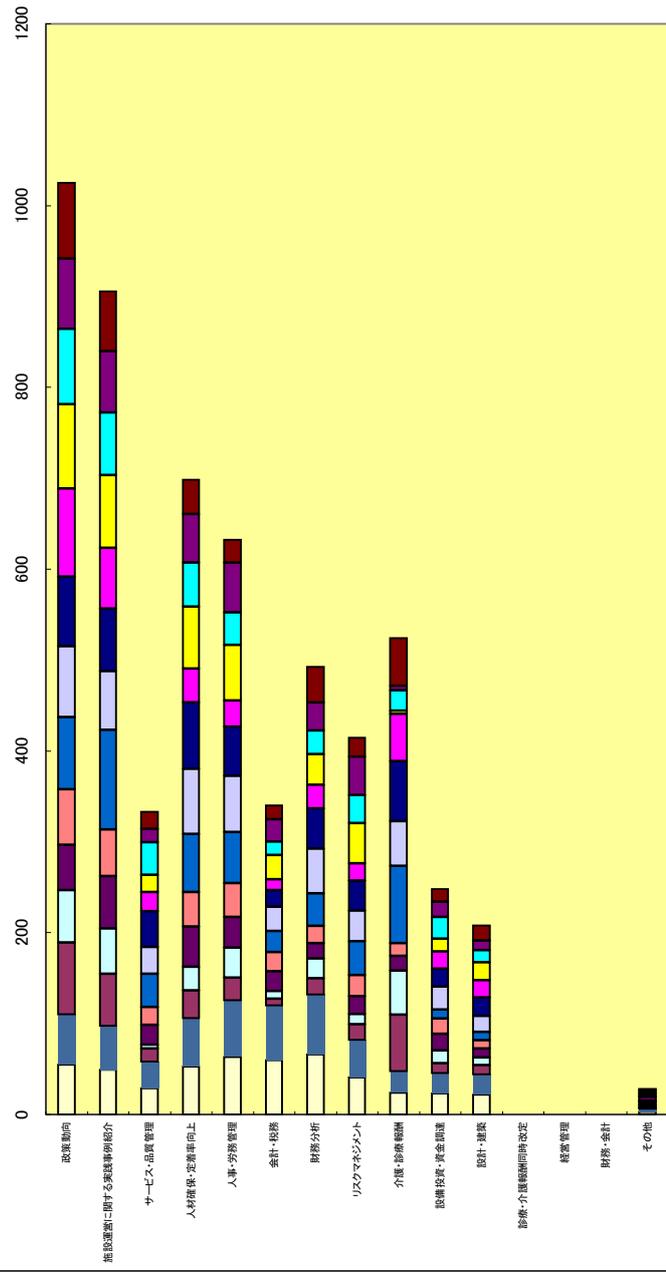
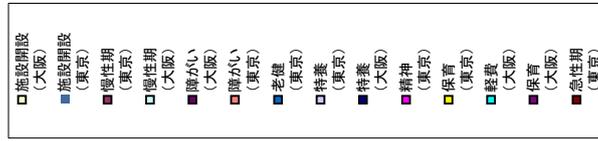
セミナー名	開催場所	開催日	項目				回答数	未回答数	満足度指標 (ポイント)	回収率 (%)
			満足	やや満足	やや不満足	不満足				
社会福祉施設開設・経営実務セミナー	大阪	6月28日	40	67	5	1	113	32	76.4	69.0
社会福祉施設開設・経営実務セミナー	東京	7月12日	62	62	7	0	131	43	80.7	66.9
医療施設整備・機能強化セミナー	東京	9月14日	54	57	4	0	115	23	81.2	61.9
医療施設整備・機能強化セミナー	大阪	9月27日	50	45	1	0	96	9	83.7	68.2
障がい者施設経営セミナー	大阪	9月28日	38	59	5	0	102	20	77.5	65.9
障がい者施設経営セミナー	東京	10月5日	31	58	7	0	96	26	75.0	71.3
介護老人保健施設経営セミナー	東京	11月2日	60	85	17	5	167	25	73.3	73.3
特別養護老人ホーム経営セミナー	東京	11月30日	55	80	4	0	139	35	78.9	65.2
特別養護老人ホーム経営セミナー	大阪	12月6日	56	80	4	0	140	25	79.0	66.8
医療施設整備・機能強化セミナー	東京	1月18日	69	63	0	1	133	25	83.5	69.9
保育所経営セミナー	東京	2月1日	44	81	7	1	133	40	75.4	62.5
軽費・養護老人ホーム経営セミナー	大阪	2月7日	37	75	10	3	125	32	72.3	62.3
保育所経営セミナー	大阪	2月15日	32	88	8	0	128	34	72.9	59.6
医療施設整備・機能強化セミナー	東京	3月4日	76	50	3	0	129	26	85.5	64.9
合計			704	950	82	11	1,747	395	78.2	66.3

平成24年度 福祉・医療経営セミナー アンケート結果—今後の要望—

政策動向	施設開設 (大阪)		施設開設 (東京)		慢性期 (大阪)		慢性期 (東京)		障がい (大阪)		障がい (東京)		老健 (東京)		特養 (東京)		特養 (大阪)		精神 (東京)		保育 (東京)		保育 (大阪)		急性期 (東京)		合計
	50	55	49	57	50	58	61	80	57	50	58	61	80	57	50	58	61	80	57	50	58	61	80	57	50	84	
施設運営に関する実践事例紹介	59	49	57	50	58	61	80	57	50	58	61	80	57	50	58	61	80	57	50	58	61	80	57	50	66	916	
カーピス・品質管理	25	29	15	4	22	20	36	30	39	21	19	36	15	19	36	15	19	36	15	19	36	15	19	36	15	330	
人材確保・定着率向上	43	53	31	26	44	38	64	72	73	37	68	49	53	38	68	49	53	38	68	49	53	38	68	49	53	689	
人事・労務管理	48	63	25	33	34	37	56	62	54	29	61	36	55	25	61	36	55	25	61	36	55	25	61	36	55	618	
会計・税務	48	60	8	8	22	21	23	27	18	12	27	15	24	16	32	29	24	16	32	29	24	16	32	29	24	329	
財務分析	46	66	18	22	17	19	36	49	44	26	34	26	31	39	47	39	47	39	47	39	47	39	47	39	47	473	
リスクマネジメント	34	41	18	11	20	23	37	34	33	19	44	31	42	21	40	31	42	21	40	31	42	21	40	31	42	408	
介護・診療報酬	19	24	62	49	16	14	85	49	66	52	4	22	5	52	50	22	5	52	50	22	5	52	50	22	5	520	
設備投資・資金調達	20	23	11	14	18	17	10	25	20	19	14	24	17	14	24	17	14	24	17	14	24	17	14	24	17	246	
設計・建築	20	22	11	8	10	9	9	18	20	19	20	13	11	17	20	13	11	17	20	13	11	17	20	13	11	207	
診療・介護報酬同時改定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
経営管理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
財務・会計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
その他	2	3	2	1	0	2	3	1	1	4	1	3	2	28	1	3	2	28	1	3	2	28	1	3	2	28	
アンケート記入人数	145	174	138	105	122	122	192	174	165	158	173	157	162	155	162	155	162	155	162	155	162	155	162	155	162	2,142	
チェックした人数	136	157	125	100	111	112	179	160	153	145	151	138	148	148	138	148	138	148	138	148	138	148	138	148	138	1,953	

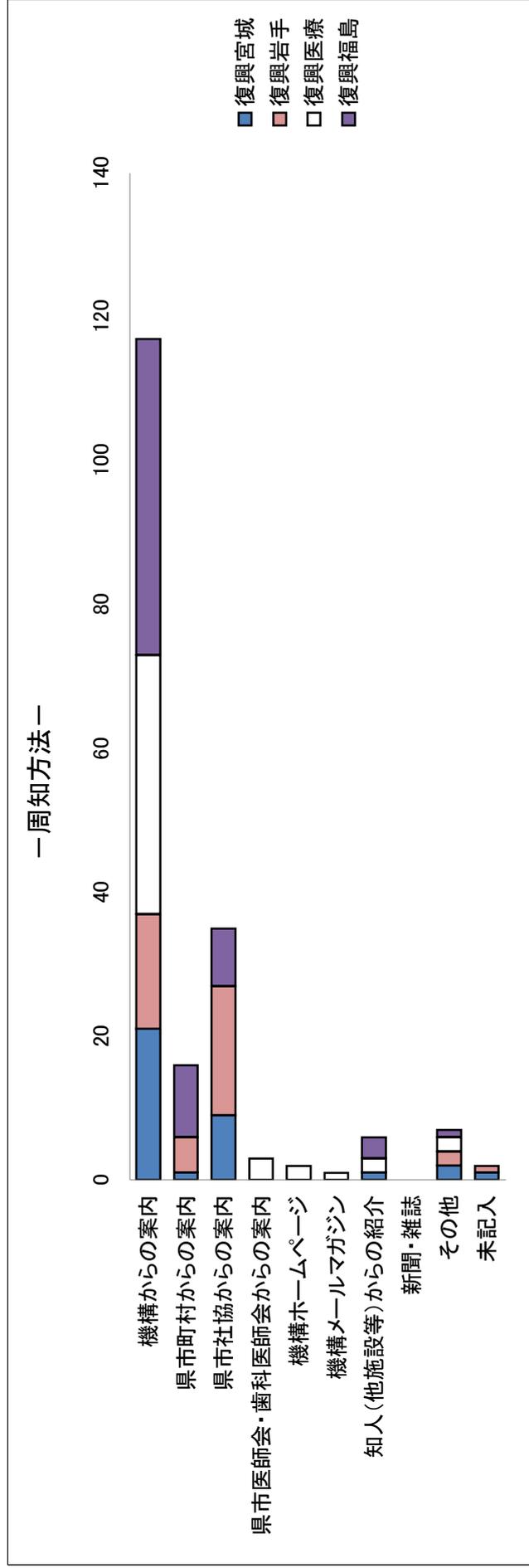
17.6%  
15.8%  
5.7%  
11.9%  
10.7%  
5.7%  
8.2%  
7.1%  
9.0%  
4.3%  
3.6%  
0.0%  
0.0%  
0.0%  
0.5%  
100.0%

平成24年度 福祉・医療経営セミナー アンケート結果  
—今後の要望—



平成24年度 復興セミナーアンケート結果（周知方法）

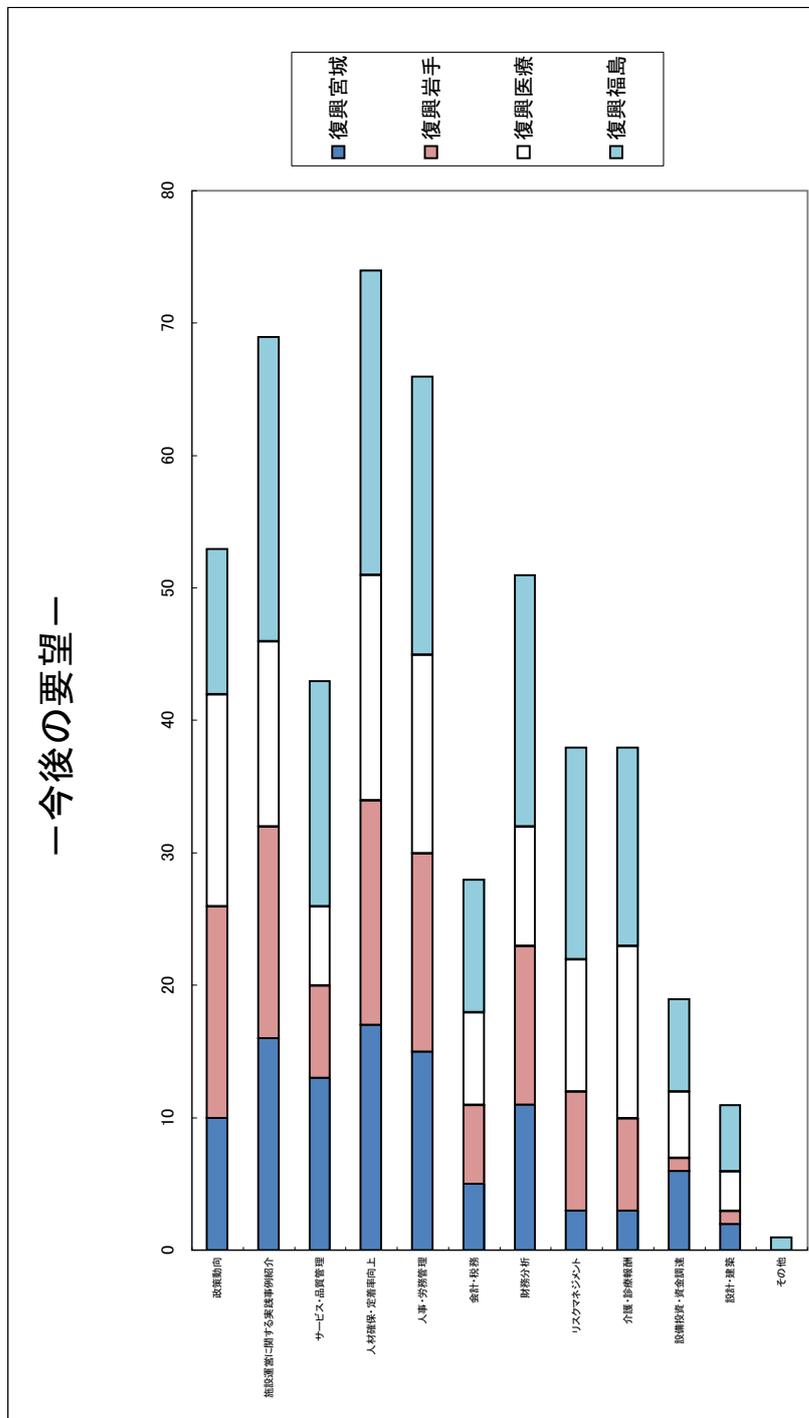
	復興宮城	復興岩手	復興医療	復興福島	合計
機構からの案内	21	16	36	44	117
県市町村からの案内	1	5	0	10	16
県市社協からの案内	9	18	-	8	35
県市医師会・歯科医師会からの案内	-	-	3	-	3
機構ホームページ	-	-	2	-	2
機構メールマガジン	-	-	1	0	1
知人（他施設等）からの紹介	1	0	2	3	6
新聞・雑誌	0	0	0	0	0
その他	2	2	2	1	7
未記入	1	1	0	0	2
合計	35	42	46	66	189



平成24年度 復興セミナー アンケート結果—今後の要望—

	復興宮城	復興岩手	復興医療	復興福島	合計
政策動向	10	16	16	11	53
施設運営に関する実践事例紹介	16	16	14	23	69
サービス・品質管理	13	7	6	17	43
人材確保・定着率向上	17	17	17	23	74
人事・労務管理	15	15	15	21	66
会計・税務	5	6	7	10	28
財務分析	11	12	9	19	51
リスクマネジメント	3	9	10	16	38
介護・診療報酬	3	7	13	15	38
設備投資・資金調達	6	1	5	7	19
設計・建築	2	1	3	5	11
その他	0	0	0	1	1

—今後の要望—



## 平成24年度 復興セミナーアンケート結果（満足度）

セミナー名	開催場所	開催日	(アンケート満足度調査結果)							回収率(%)
			満足	やや満足	やや不満足	不満足	回答数	未回答数	満足度指標	
宮城県復興応援企画 社会福祉施設経営セミナー	仙台	8月29日	13	15	3	0	31	4	77.4	40.2
岩手県復興応援企画 社会福祉施設経営セミナー	盛岡	9月7日	20	15	0	0	35	7	85.7	42.0
復興応援企画 医療施設経営セミナー	仙台	12月10日	24	18	1	0	43	1	84.5	62.0
福島県復興応援企画 社会福祉施設経営セミナー	郡山	2月27日	24	23	1	0	48	10	82.6	66.7
合 計			81	71	5	0	157	22	82.6	52.7

## 1. 収支の状況

### (1) 特別養護老人ホーム（従来型）の年次推移別の概況（平成19年度～平成23年度）

#### <機能性>

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設数		1,840施設	2,364	2,112	2,140	2,048
平均特養入所定員数		69.3人	70.5	69.8	70.3	71.3
平均短期入所定員数		12.8人	13.3	13.4	13.5	13.4
特養入所利用率		95.6%	95.7	95.8	95.8	95.7
短期入所利用率		83.8%	85.7	86.2	88.7	88.2
1日平均入所者数	特養入所	66.3人	67.5	66.9	67.4	68.2
	短期入所	10.7人	11.4	11.6	11.9	11.8
平均要介護度	特養入所	3.85	3.85	3.90	3.92	3.92
	短期入所	3.17	3.16	3.17	3.18	3.19
定員1人当たり事業活動収入		3,708千円	3,728	3,878	3,974	3,993
入所者1人1日当たり事業活動収入		10,806円	10,850	11,270	11,499	11,538

#### <従事者の状況>

1施設当たり従事者数	介護職員	29.3人	30.4	31.3	32.3	32.6
	看護職員	4.0人	4.1	4.3	4.4	4.4
	その他の職員	13.4人	12.6	12.7	13.0	13.1
	計	46.6人	47.2	48.3	49.6	50.1
入所者10人当たり従事者数	介護職員	3.81人	3.86	4.00	4.08	4.09
	看護職員	0.52人	0.53	0.55	0.55	0.56
	その他の職員	1.75人	1.60	1.62	1.64	1.64
	計	6.08人	5.99	6.18	6.27	6.28

#### <収支の状況>

収支の状況	収入	総収入 構成比	事業活動収入	91.4%	92.8	92.7	91.0	90.7
			事業活動外収入	1.5%	1.5	1.5	1.4	1.4
			特別収入	7.1%	5.7	5.8	7.6	7.8
	支入	事業活動収入 構成比	介護保険関係収入(介護福祉施設介護料収入等)	85.5%	83.9	83.5	82.3	82.3
			利用者等利用料収入	13.8%	15.1	14.8	14.7	14.7
			その他の事業収入	0.7%	1.1	1.7	3.0	3.1
	支出	事業活動収入に対する 支出の割合	人件費	59.9%	60.3	60.2	61.4	61.3
			経費	29.0%	29.4	27.9	27.8	27.8
			(直接介護費)	(16.7%)	(17.5)	(16.3)	(16.4)	(16.3)
			(うち給食材料費:再掲)	(7.0%)	(7.1)	(6.9)	(6.8)	(6.7)
			(一般管理費)	(12.3%)	(11.9)	(11.6)	(11.3)	(11.5)
			減価償却費	3.8%	3.5	3.3	3.2	3.2
	その他	0.8%	0.9	1.0	0.9	1.0		
	計			93.5%	94.1	92.5	93.3	93.3
	支払利息率			0.8%	0.7	0.6	0.5	0.5
	事業活動収入対経常収支差額比率			7.1%	6.4	8.1	7.2	7.3
従事者1人当たり事業活動収入			6,522千円	6,610	6,661	6,694	6,721	
労働生産性			4,386千円	4,435	4,579	4,621	4,634	
従事者1人当たり人件費			3,909千円	3,987	4,010	4,109	4,120	
労働分配率			89.1%	89.9	87.6	88.9	88.9	

無断複写(転用・転載)はご遠慮ください

# 1. 収支の状況

## (1) 保育所（定員60人以上）の年次推移別の概況（平成22年度～平成23年度）

### <機能性>

区 分	平成22年度	平成23年度
施設数	3,086施設	3,167
平均認可定員数	108.5人	109.1
1日平均利用者数	119.3人	119.5
年間開園日数	298.3日	298.6
利用率	110.0%	109.5
3歳未満児比率	41.2%	41.9
在所児1人1月当たり事業活動収入	90,560円	91,017

### <従事者の状況>

1施設当たり従事者数	保育士・短時間保育士・保育補助者	20.5人	20.8
	その他の職員	5.2人	5.3
	計	25.6人	26.1
常勤職員の平均勤続年数		8.7年	8.7
保育従事者1人当たり在所児数		18.52人	18.47

### <収支の状況>

収支の状況	収入	総構成比	事業活動収入	88.1%	91.6
			事業活動外収入	2.1%	1.9
			特別収入	9.8%	6.5
	事業活動収入	構成比	運営費収入	80.1%	80.1
			私的契約利用料収入	1.5%	1.6
			経常経費補助金収入	17.8%	17.9
			その他の事業収入	0.6%	0.4
	事業活動収入に対する支出	事業活動支出の割合	人件費	71.5%	71.3
			経費	20.7%	20.5
			（事務費）	(8.8%)	(8.8)
			（事業費）	(11.9%)	(11.7)
			（うち給食材料費・再掲）	(6.1%)	(6.0)
			減価償却費	3.2%	3.2
		その他	0.6%	0.6	
	計	96.0%	95.7		
支払利息率		0.3%	0.3		
事業活動収入対経常収支差額比率		5.9%	5.8		
従事者1人当たり事業活動収入		5,059千円	5,003		
労働生産性		3,854千円	3,814		
従事者1人当たり人件費		3,618千円	3,568		
労働分配率		93.9%	93.5		

注)「在所児1人1月当たり事業活動収入」及び「収支の状況」の各数値は、「本冊子のご利用にあたって3」に記載の勘定科目の置き換えを行った上で算出しています。

無断複写(転用・転載)はご遠慮ください

# 1. 収支の状況

## (1) ケアハウス（一般型）の年次推移別の概況（平成19年度～平成23年度）

### <機能性>

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設数	805施設	929	842	939	937
平均入所定員数	39.6人	39.8	39.6	39.1	39.2
入所利用率	95.5%	95.4	95.2	95.0	94.6
1日平均入所者数	37.8人	38.0	37.7	37.1	37.1
定員1人当たり事業活動収入	1,621千円	1,622	1,615	1,618	1,614
入所者1人1日当たり事業活動収入	4,638円	4,659	4,647	4,666	4,662

### <従事者の状況>

1施設当たり 従事者数	生活相談員	1.0人	1.0	1.0	1.0	1.0
	介護職員	2.0人	2.0	2.0	2.1	2.1
	その他の職員	3.4人	3.1	3.1	3.1	3.0
	計	6.4人	6.2	6.2	6.2	6.2
入所者10人当たり 従事者数	生活相談員	0.27人	0.27	0.28	0.28	0.28
	介護職員	0.52人	0.54	0.54	0.56	0.57
	その他の職員	0.91人	0.82	0.82	0.83	0.81
	計	1.70人	1.63	1.64	1.67	1.66

### <収支の状況>

収 支 の 状 況	収 入	総収入	事業活動収入	74.9%	86.5	86.6	85.3	87.3	
		構成比	事業活動外収入	2.6%	3.1	3.1	2.8	2.8	
			特別収入	22.4%	10.3	10.3	11.9	10.0	
	支 入	事業活動収入	構成比	利用者等利用料収入	58.1%	62.6	63.0	63.1	63.2
			その他の事業収入	41.9%	37.4	37.0	36.9	36.8	
			計						
	支 出	事業活動収入 に対する 割合	事業活動支出	人件費	37.2%	36.9	37.2	38.3	38.1
				経費	48.5%	49.4	48.1	49.0	49.9
				(直接介護費)	(28.7%)	(29.6)	(28.2)	(29.2)	(29.2)
				(うち給食材料費:再掲)	(15.1%)	(15.1)	(15.1)	(15.1)	(15.0)
			(一般管理費)	(19.8%)	(19.8)	(19.9)	(19.8)	(20.7)	
			減価償却費	10.4%	10.1	9.6	9.4	9.5	
			その他	0.4%	0.4	0.5	0.5	0.7	
	計	96.5%	96.8	95.5	97.2	98.1			
支払利息率				3.2%	3.0	2.6	2.2	2.0	
事業活動収入対経常収支差額比率				3.3%	3.5	5.0	3.3	2.7	
従事者1人当たり事業活動収入				9,976千円	10,404	10,361	10,193	10,281	
労働生産性				4,087千円	4,216	4,375	4,238	4,175	
従事者1人当たり人件費				3,707千円	3,843	3,856	3,903	3,915	
労働分配率				90.7%	91.2	88.1	92.1	93.8	

無断複写(転用・転載)はご遠慮ください

## 1. 収支の状況

### (1) 一般病院・療養型病院・精神科病院－構成比等(年次別)

<機能性>

(その1)

区 分		一般病院					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
施設数		659施設	726	755	804	839	
平均病床数		188.0床	191.0	186.9	186.7	184.5	
病床利用率		81.2%	80.0	80.9	81.4	80.9	
平均在院日数		23.0日	22.6	22.2	21.5	21.0	
入院外来比		1.95	1.93	1.94	1.89	1.91	
新患率		10.8%	10.6	10.6	10.5	10.4	
1日平均患者数	入院	152.6人	152.7	151.0	152.0	149.2	
	外来	297.6人	295.1	293.5	287.6	284.7	
病床1床当たり医業収益		15,662千円	15,746	16,428	17,627	18,137	
患者1人1日当たり 医業収益	入院	36,019円	36,974	38,087	41,102	42,489	
	(うち室料差額)	(1,014円)	(990)	(928)	(1,020)	(1,021)	
	外来	9,290円	9,460	9,696	10,231	10,555	
1施設当たり 従事者数	医師	常勤	19.6人	19.9	20.2	21.2	21.4
		非常勤	4.5人	4.8	4.9	5.0	5.2
	看護師・准看護師・看護補助者		134.0人	135.8	138.2	142.2	144.3
	その他		88.8人	93.4	96.5	101.2	104.2
	計		246.8人	254.0	259.9	269.7	275.0
患者規模100人 当たり従事者数	医師	常勤	7.8人	7.9	8.1	8.6	8.8
		非常勤	1.8人	1.9	2.0	2.0	2.1
	看護師・准看護師・看護補助者		53.2人	54.1	55.6	57.4	59.1
	その他		37.0人	38.9	40.6	42.6	44.5
	計		99.8人	102.9	106.2	110.5	114.4

<収支の状況>

収支の 状況	収益	総収益	97.4%	97.6	97.7	97.3	97.5	
		構成比	医業収益	97.4%	97.6	97.7	97.3	97.5
			医業外収益	2.0%	1.9	1.9	2.0	2.0
			特別利益	0.6%	0.5	0.4	0.7	0.5
		医業 収益	入院収入	68.3%	68.5	68.5	69.3	69.3
			(うち室料差額)	(1.9%)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(1.7)
	外来収入		27.6%	27.3	27.2	26.4	26.6	
	その他の医業収入		4.1%	4.2	4.3	4.3	4.1	
	費用	人件費	50.9%	51.6	51.4	50.6	50.8	
		医療材料費	22.0%	21.5	21.3	20.7	21.2	
		給食材料費	1.9%	2.0	1.9	1.8	1.8	
		(入院患者1人1日当たり)	(985円)	(1,061)	(1,075)	(1,094)	(1,087)	
		経費	19.9%	19.7	18.9	18.4	18.0	
		減価償却費	4.8%	4.7	4.7	4.7	4.8	
		計	99.5%	99.4	98.2	96.3	96.6	
損益分岐点比率		101.3%	101.3	99.3	96.6	96.8		
経常収益対支払利息率		1.5%	1.4	1.3	1.2	1.0		
医業収益対医業利益率		0.5%	0.6	1.8	3.7	3.4		
経常収益対経常利益率		0.0%	0.2	1.6	3.4	3.3		
収益率 $\{1 - (\text{総費用} / \text{総収益})\} \times 100$		-0.3%	0.1	1.0	2.8	2.9		
従事者1人当たり年間医業収益		11,928千円	11,841	11,814	12,201	12,168		
労働生産性		6,131千円	6,180	6,291	6,626	6,596		
従事者1人当たり人件費		6,067千円	6,112	6,077	6,170	6,186		
労働分配率		99.0%	98.9	96.6	93.1	93.8		

(注1) 全病床に占める一般病床の割合が50%を超える病院を「一般病院」としています。

(注2) 医育機関附属病院及び医師会立病院は含まれていません。

(注3) 「1施設当たり従事者数」、「患者規模100人当たり従事者数」、「従事者1人当たり年間医業収益」、「労働生産性」及び「従事者1人当たり人件費」は、常勤従事者数(非常勤従事者の常勤換算後の従事者数を含む)により算出しています。

(注4) 給食材料費には、委託給食費を含んでいます。

(注5) 数値は四捨五入のため、内訳の合計が合わない場合もあります。

# 1. 収支の状況

## (1) 介護老人保健施設の年次推移別の概況(平成19年度～平成23年度)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
施設数		1,347施設	1,546	1,439	1,468	1,448		
平均入所定員数		95.5人	96.0	96.4	96.6	98.0		
平均通所定員数		39.2人	39.3	39.5	40.3	41.3		
入所利用率		95.1%	95.7	95.9	96.1	95.9		
通所利用率		65.5%	67.1	68.7	69.3	70.0		
平均在所日数		95.8日	95.3	96.0	98.2	98.8		
1日平均利用者数	入所(施設入所+短期入所)	90.9人	91.8	92.4	92.9	93.9		
	通所	25.7人	26.3	27.2	27.9	28.9		
平均要介護度	入所(施設入所+短期入所)	3.25	3.27	3.29	3.28	3.28		
	通所	2.06	2.06	2.08	2.07	2.07		
入所定員1人当たり年間事業収益		5,157千円	5,216	5,466	5,561	5,625		
利用者1人1日 当たり事業収益	入所介護料収益(施設入所+短期入所)	9,816円	9,864	10,321	10,424	10,523		
	室料差額(施設入所+短期入所)	230円	220	224	221	228		
	入所者利用料(施設入所+短期入所)	2,181円	2,153	2,204	2,190	2,138		
	通所介護料収益	8,879円	8,969	9,294	9,348	9,381		
	通所者利用料	1,133円	1,118	1,136	1,139	1,130		
入所定員1人当たりの建築面積		43.8㎡	43.8	43.7	43.8	43.9		
1施設当たり 従事者数	医師	1.3人	1.2	1.2	1.2	1.2		
	看護師・准看護師・介護職員	47.1人	48.1	50.4	51.7	52.6		
	支援相談員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5.9人	6.3	6.8	7.2	7.6		
	その他の職員	9.7人	9.8	10.2	10.5	10.8		
	計	64.0人	65.5	68.7	70.6	72.2		
利用者100人当たり 従事者数	医師	1.1人	1.0	1.0	1.0	1.0		
	看護師・准看護師・介護職員	40.4人	40.7	42.2	42.8	42.8		
	支援相談員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5.1人	5.3	5.7	6.0	6.2		
	その他の職員	8.3人	8.3	8.5	8.7	8.8		
	計	54.9人	55.5	57.4	58.5	58.8		
収 支 の 状 況	収 入	事業収益	97.9%	97.8	97.7	97.4	97.0	
		事業外収益	1.7%	1.6	1.9	2.3	2.7	
		特別利益	0.4%	0.6	0.4	0.3	0.4	
	計		100.0%	100.0	100.0	100.0	100.0	
	支 出	事 業 収 益	入所介護料収益(施設入所+短期入所)	66.3%	66.0	66.1	65.8	65.6
			室料差額(施設入所+短期入所)	1.6%	1.5	1.4	1.4	1.4
			入所者利用料(施設入所+短期入所)	14.7%	14.4	14.1	13.8	13.3
			通所介護料収益	13.7%	14.1	14.3	14.6	14.9
			通所者利用料	1.7%	1.8	1.8	1.8	1.8
			その他	2.0%	2.2	2.3	2.6	3.0
計		100.0%	100.0	100.0	100.0	100.0		
費 用	事 業 収 益 に 対 す る	人件費	52.5%	53.3	53.2	54.9	55.3	
		医療材料費	2.6%	2.6	2.6	2.6	2.6	
		給食材料費	8.7%	8.8	8.5	8.4	8.3	
		経費	20.5%	20.2	19.0	19.1	19.2	
		減価償却費	6.7%	6.2	5.8	5.5	5.3	
		計	91.1%	91.2	89.2	90.5	90.7	
経常収益対支払利息率		2.5%	2.2	1.9	1.8	1.5		
事業収益対事業利益率		8.9%	8.8	10.8	9.5	9.3		
経常収益対経常利益率		7.1%	7.0	9.6	8.9	9.1		
従事者1人当たり年間事業収益		7,699千円	7,640	7,674	7,610	7,636		
労働生産性		4,731千円	4,745	4,911	4,904	4,935		
従事者1人当たり人件費		4,044千円	4,073	4,080	4,179	4,224		
労働分配率		85.5%	85.8	83.1	85.2	85.6		

注1) 数値は四捨五入のため、内訳の合計が合わない場合もあります。

注2) 「1施設当たり従事者数」、「利用者100人当たり従事者数」、「従事者1人当たり年間事業収益」、「労働生産性」及び「従事者1人当たり人件費」は、常勤従事者数(非常勤従事者の常勤換算後の従事者数を含む)により算出しています。

# 「経営指標自己チェックシート」 無料でご利用いただけます！

～平成24年6月30日よりサービス開始予定～

## 経営指標自己チェックシートについて

**ポイント①**  
Excelシートに施設の決算数値等を入力するだけで「簡単」にご利用いただけます！

**ポイント②**  
豊富なデータから算出された全国の同種施設データ(平均値)と財務・収支面の経営状況を比較できます！

## ご利用いただける施設およびチェックシートのイメージ

ご利用いただける施設は次の5施設

- 特別養護老人ホーム
- ケアハウス
- 認可保育所
- 病院
- 介護老人保健施設

※なお、当チェックシートをご利用いただくためには、事業報告書電子報告システムの利用登録を行い、ユーザーIDを取得する必要があります。事業報告書電子報告システムの利用登録については、裏面に記載しています。登録の手順をご参照ください。



当チェックシートに関するお問い合わせ先  
 独立行政法人福祉医療機構  
 経営支援室 経営支援課  
 TEL03-3438-9935 / FAX03-3438-0371

～「経営指標自己チェックシート」の掲載ページはこちら↓をご参照ください～  
 ①はじめに、独立行政法人福祉医療機構トップページを開き、「経営支援事業」をクリックします。

「経営指標自己チェックシート」のご利用に必要な「事業報告書電子報告用ID発行手続き」の発行確認手順および新規・事業報告用ID発行手続きについて

「経営指標自己チェックシート」は「ご利用ください」をクリックし、次に、利用する施設のダウンロードボタンを押すとExcelが開きますので入力開始！

「事業報告書電子報告システム」の登録について

●月●日時点で事業報告用IDを取得されていません。  
 機構ホームページ「事業報告のご案内」から申込用紙をダウンロードし、FAXをお送りください。  
 事業報告用IDを有効後、上記手順でご利用ください

●月●日以降にお申込のお客さまは、別途郵送したIDで利用できます。  
 事業報告用IDは既に取得済みです。  
 上記手順によりご利用いただけます。  
 (BVCで始まるIDをご利用下さい)

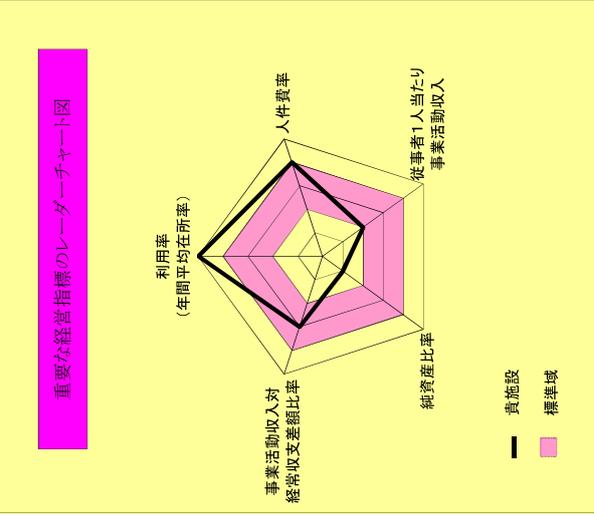
同封されている「シール用紙」の色を確認

- 白色 黄緑色
- 水色 桃色

社会福祉法人 〇〇会 ( 診断施設 〇〇保育園 ) ( 平成〇〇年度決算 )

お申込のありました上記施設について、下記のとおりご報告致します。

経営指標	説明	標準域
<b>機能性</b>		
1 利用率 (年間平均在所率)	一般的に高いほど効率的な運営と言えます。また、事業活動収入も増加するため、施設経営上最も重要な経営指標のひとつです。	100.0 ~ 120.0
2 3歳未満児比率	3歳未満児と施設以上児の在所児の年齢割合から収入体感を把握します。	35.0 ~ 50.0
3 在所児1人1月当たりの事業活動収入 (事業活動収入対経常経費補助金収入比率)	運営補助金の削減の節減から、3歳未満児の割合が大きいほど事業活動収入は増加しますが、多くの保育士を配置する必要があります。施設面や職員配置等に留意する必要があります。	73,705 ~ 101,990
4 常勤職員数の平均勤続年数	事業活動収入に対する経常経費補助金の割合を示します。施設の経営努力が及ばない場合は、在所児1人1月当たり事業活動収入の状況を確認する必要があります。	7.0 ~ 25.0
5 保育従事者1人当たりの在所月数	常勤職員数の平均勤続年数、保育所運営におけるマンパワーの表現のひとつとして把握します。	9.0 ~ 15.0
6 定員1人当たりの有形固定資産額	施設経費等の経費の面から施設がどのくらい稼働しているかを把握し、(土曜を除く)少しまは、新しく良い場合は施設の老朽化を懸念されます。	670 ~ 1,916
機能性：財務等の定量的診断を行う前提として、そのために不可欠な施設の機能やサービス水準を把握します。		
<b>費用の適正性</b>		
7 従事者1人当たり人件費	人件費が低水準で一般的に低い場合は、経営は安定しますが、労働環境やサービス内容に影響を及ぼす点にも留意する必要があります。	3,113 ~ 4,037
8 人件費率	事業活動収入に対する人件費の割合です。高い場合、職員の人数が多く、給与水準が高い、事業活動収入が少ないといった要因が考えられます。	低 高 やや高い やや低い 標準
9 給食材料費率	事業活動収入に対する給食材料費の割合です。低い場合、経営的には良い影響を与えますが、食料内容が低下していないか留意する必要があります。	低 高 やや高い やや低い 標準
10 経費率	事業活動収入に対する経費(給食材料費を除く)の割合です。一般的に低い方が良いとされていますが、サービス内容を考える上で水の確保が必要があります。	低 高 やや高い やや低い 標準
11 減価償却費率	事業活動収入に対する減価償却費の割合です。取入が一定であれば、償却額の場合には一定の比率で償却費は発生して後々減額が減少します。	低 高 やや高い やや低い 標準
12 支払利息率	事業活動収入に対する借入金と利息の割合です。低いほど経営の安定に繋がっています。借入金率も高、借入条件等が異なる場合があります。	低 高 やや高い やや低い 標準
費用の適正性：良質なサービス提供に必要な支出が行われているか、また、元金が先払いを把握します。		
<b>生産性</b>		
13 従事者1人当たりの事業活動収入	施設の規模によっても異なりますが、従事者1人当たりの産出額を示します。同じ業種でも少ない従事者で効率的に処理をすれば、この数値は高くなります。	4,370 ~ 5,664
14 労働生産性	従事者1人がどれだけ月の付加価値を生み出したかを示します。高いほど効率的で付加価値の向上が期待されています。	3,296 ~ 4,330
15 労働効率率	付加価値が人件費にどれだけ分配されているかを示します。高ければ高いほど、高効率の労働性を示しますが、従事者の就業意欲に留意する必要があります。	87.4 ~ 101.2
生産性：施設の保有する人員や設備が十分に活用され、それによってもたらされる収入を把握します。		
<b>安定性</b>		
16 純資産比率	総資産に占める純資産の割合を示し、高いほど経営が安定していると言えます。通常、施設経営時に必要の補助金があるため、企業よりも高い数値が期待されます。	77.2 ~ 93.0
17 固定資産割合率	長期におよぶ運用に必要の固定資産は、純資産や固定負債(長期借入金等)の割合が重要で、この比率は100%以下であることが好ましいです。	87.0 ~ 95.0
18 流動比率	短期の返済が必要流動負債(買掛金や短期借入金など)1年以内で支払う自らの返済能力を示します。通常120%以上であれば安全です。	274.0 ~ 1,167.0
安定性：短期の支払い能力や純資産の充実度の状況等をみることで、安定した財政基盤が確立されているかを把握します。		
<b>収益性</b>		
19 総資産回転率	社会資本として施設に投下された諸資源の効率性を把握します。事業活動収入が平均的で回転率が低い場合、施設等の運用に留意する必要があります。	0.41 ~ 0.75
20 事業活動収入対経常収支差額比率	施設経営上の収益性の高さを示します。しかし、高い場合であっても、サービス内容が低下していないかなどの点に留意する必要があります。	0.1 ~ 11.0
21 総経常経費対支差額比率	社会資本として施設に投下された諸資源の効率性を把握します。事業活動収入が平均的で回転率が低い場合、施設等の運用に留意する必要があります。	0.2 ~ 8.0
収益性：事業に投下された資本や事業に対する収入の効率性を把握します。		



※このレーダーチャートは、低いものを中心に近く、高いものを外縁に近くしております。ただし人件費率の項目につきましては、高いほどを中心近くにしております。

【総合所見】

- ・利用率は高い水準です。施設の円滑な運営を心掛けて、利用児童のさらなる受入れが可能かと検討ください。
- ・3歳未満児比率は高い水準ですが、事業活動収入対経常経費補助金収入比率がやや低いこともあり、在所児1人1月当たり事業活動収入はやや低い水準となっています。
- ・保育従事者1人当たり在所月数は標準的な水準です。
- ・安定性の指標については、全体として概ね問題のない水準です。
- ・事業活動収入対経常収支差額比率は標準的な水準です。利用児童や家族へのサービス水準の維持を考慮しつつ経営してください。

上記のとおり診断致します

(※今年診断は、当施設で集計した平成〇〇年度決算データが基礎となっております。)

平成〇〇年〇月〇日  
独立行政法人福祉医療機構 顧客業務部 経営支援室 経営支援課

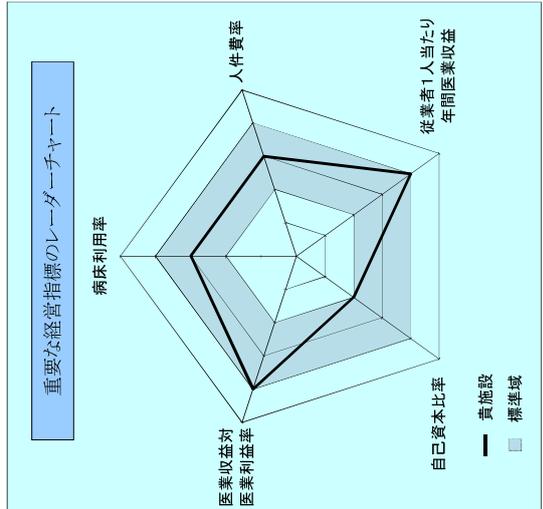
※表面のにご注意とお願いもご確認ください。

医療法人 X X 会

診療施設 ○○病院 (平成XX年度決算)

お申込のありました施設について、下記のとおりご報告致します。

経営指標		説明	標準域	貴施設						
				1	2	3	4	5	6	
機能性	1 病床利用率	一般的に高いほど効率的な運営と見え、また、医療収益も増加するため、経営上重要な経営指標のひとつです。	71.9 ~ 92.5	低			☆		高	
	2 入院外来比	病室の稼働率と重要な意味を持ちます。診療科目や病床規模により異なりますが、同種・同規模の病院との比較では一般的に高いほど良いと見なされます。	1.16 ~ 2.92	低			☆		やや高い	
	3 平均在院日数	診療科目によって異なりますが、同種の病院との比較では短いほど機能が高いと推察されます。	16.6 ~ 41.9	短			☆		やや短い	
	4 患者1人あたり1日当り入院収益	収益性向上に対する低患者数の適正性を示します。手術には個別別に検討する必要があります。	84.5 ~ 119.3	少			☆		やや少ない	
	5 入院患者1人1日当り入院収益	収益性の指標として考えられますが、むしろ診療内容を判断するための指標となります。若輩レベリ、手術件数などの関連で数値を検討することが必要です。	25.485 ~ 44.758	低			☆		標準	
	6 外来患者1人1日当り外来収益	診療行為別に分析し、院外処方の有無や投薬日数、1日平均外来患者数などの関連性から数値を検討することが必要です。	6.392 ~ 12.104	低			☆		標準	
	7 病床1床当り年間医療収益	機能性：財務等の定量的診断を行う前提として、そのために不可欠な施設やサービス水準を把握します。	11.104 ~ 19.959	低			☆		やや高い	
費用の適正性	8 従事者1人当り年間給与	いわゆる給与水準です。一般に、低い場合、経営は安定しますが、労働意欲や診療・サービス内容に影響する点にも留意する必要があります。	5,162 ~ 6,601	低			☆		やや高い	
	9 人件費率	医療収益に対する人件費の割合です。高い場合、職員の人数が多く、給与水準が高いため、医療収益が十分に確保されているか検討する必要があります。	46.3 ~ 59.7	低			☆		標準	
	10 医療材料費率	医療収益に対する医療材料費の割合です。医薬品と診療材料費の内訳、診療科、診療施設、院外処方の有無等との関連で、その適否を判断します。		高			☆		標準	
	11 給食材料費率	医療収益に対する給食材料費の割合です。低い場合、経営的に良い影響を与えますが、食事内容が低下していないか留意する必要があります。		高			☆		やや低い	
	12 経費率	医療収益に対する減価償却費の割合です。収入が一定であれば、定期限の場合は一定の比率となり、定率法の場合は経過年数に従って徐々に低下してきます。		高			☆		標準	
	13 減価償却費率	経理収益に対する固定資産の割合です。低いほど経営の安定に繋がってまいります。		高			☆		やや低い	
	14 経常収益対支払利息率	借入返済、借入条件等から財務リスクを判断します。		高			☆		高い	
	15 損益占込率比率	利益と損失が分かれるところの収益ポイントです。低いほど収益に対する採り手が有利と見なされます。	93.6 ~ 106.0	低			☆		標準	
	費用の適正性：良質なサービス提供に必要な支出が行われているか、また、冗費が生じていないかを把握します。									
	生産性	16 従事者1人当り年間医療収益	病院の種類、規模等によっても異なりますが、従事者1人当たりの能力を示します。同じ業務量で少ない従事者数で効率的に処理すれば、この数値は高くなります。	9,288 ~ 13,192	低			☆		やや高い
		17 労働生産性	従事者1人が1日当たりの付加価値を生み出したかを示します。高いほど効率的で、労働生産性管理が行われていると見なされます。	5,197 ~ 6,917	低			☆		やや高い
		18 労働分配率	付加価値が人件費にどれだけ分配されているかを示すことで、経営の効率性を示します。従事者の賃金意識に関係するため、低いほど良いと見なされます。	89.4 ~ 105.3	低			☆		やや低い
	生産性：病院の保有する人員や設備が十分に活用され、それらにふさわしい収入を上げていくかを把握します。									
	安定性	19 自己資本比率	総資本に占める自己資本の割合を示します。自己資本比率が高いほど財政上の安定性が高く、また、この比率は経過年数とともに高まる傾向があります。	-5.6 ~ 53.4	低			☆		やや低い
		20 固定長期適合率	長期におよぼして運用される固定資産と自己資本の割合を示します。長期借入金等で借入の比率でこの比率は100%以下であることが好ましいです。	59.8 ~ 116.9	低			☆		やや高い
21 流動比率		短期の返済に必要な流動資産と短期の借入の安定性を示します。流動比率が高いほど返済能力を示します。	56.4 ~ 339.5	低			☆		やや低い	
22 借入金比率		借入金と自己資本の割合を示します。借入金比率が高いほど返済の負担が大きいと見なされます。	9.8 ~ 77.6	低			☆		やや高い	
安定性：短期の支払い能力や自己資本の充実度により、安定した財政基盤が確立されているかを把握します。										
収益性	23 総資本回収率	資本の効率性を表す指標です。この値が高い場合は一般的に過大な投資(設備投資)に対する医療収益の不足の状態を示していることになります。	0.67 ~ 1.33	低			☆		低い	
	24 医療収益対医療利益率	医療活動そのものから得られた利益の割合を示す指標です。しかし、高い場合であっても診療、サービス内容が低下していないか十分な点に留意する必要があります。	-2.9 ~ 5.9	低			☆		やや高い	
	25 総資本医療利益率	利益に占める医療活動の割合を示します。この値が高いほど医療活動の効率性が良いと見なされます。	-2.6 ~ 6.1	低			☆		標準	
収益性：事業に投下された資本や事業に対する収入の効率性を把握します。										



※このレーダーチャートは、低いものを中心に近く、高いものを外縁に近くしております。ただし「人件費率」の項目につきましては、高いほど中心に近くしております。

【総合所見】

- ・病床利用率 入院患者1人1日当り入院収益は標準的な水準です。平均在院日数はやや短い水準です。また、入院外来比はやや高く、外来患者1人1日当り外来収益は標準的な水準となっております。病床1床当り年間医療収益はやや高い水準です。
- ・従事者1人当り年間給与はやや高い水準ですが、患者1人あたり10.0人あたりの従事者数がやや少ないこともあり、人件費率は標準的な水準となっております。
- ・医療材料費率は標準的な水準です。給食材料費率及び経費率はともに良好な水準です。
- ・生産性の各指標は概ね良好な水準です。
- ・自己資本比率がやや低く、借入金比率がやや高くなっております。計画的な償還を心掛けてください。なお、他会計短期貸付金についてはその他の流動資産で計算しています。
- ・医療収益対医療利益率は良好な水準です。収入、支出面からの取組みは今後も継続的に、利益水準の維持に努めてください。

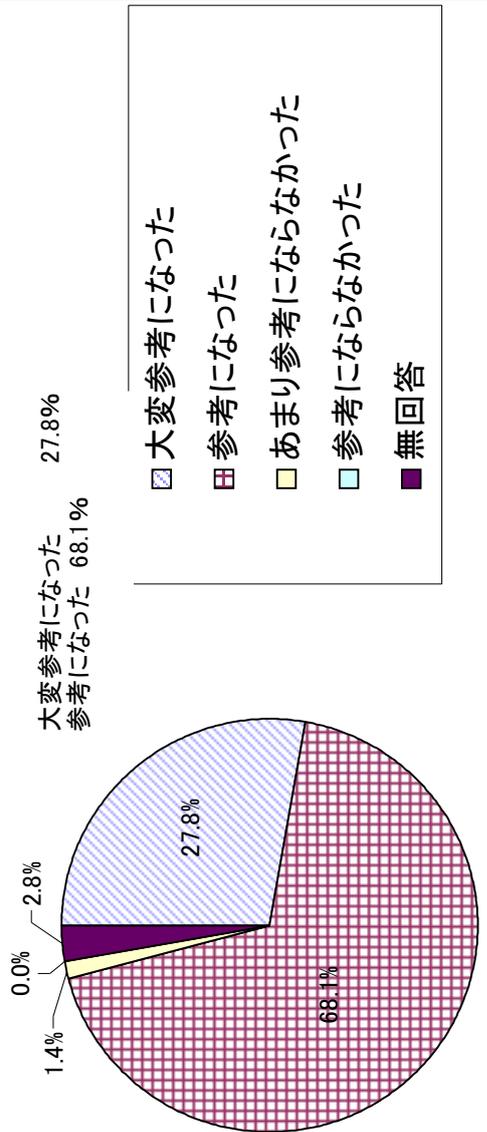
上記のとおり診断致します  
 (※今年診療は、当機構で集計した平成XX年度決算データが基礎となっております)  
 平成XX年X月XX日  
 独立行政法人福祉医療機構 経営管理部 経営支援室 経営支援課  
 ※表面の「ご注意とお願ひ」もご覧ください

平成24年度 個別経営診断利用者に対するアンケート調査結果

(問) 経営診断書は、貴施設の運営状況を確認するうえで、今後の経営計画を策定するうえで役に立つ参考資料になりましたか。

区分	総回答数	①大変参考になった				②参考になった				③あまり参考にならなかった				④参考にならなかった				⑤無回答		③+④+⑤ 総回答数に占める割合				
		特養	ケア	保育	病院	老健	特養	ケア	保育	病院	老健	特養	ケア	保育	病院	老健	特養	ケア	保育		病院	老健	件数	割合
簡易経営診断	137	39	15	4	10	5	5	92	51	12	8	13	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	131	95.6%
経営分析診断	6	1	0	0	-	1	0	5	1	0	-	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	100.0%	
実地調査を伴う経営診断	1	0	0	0	-	0	0	1	1	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%	
計	144	40	15	4	10	6	5	98	53	12	8	15	10	2	0	0	0	0	0	0	0	138	95.8%	

参考になったか



## 社会福祉振興助成事業の概要(平成24年度)

### 1. 事業の目的

政策動向や、国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して助成を行い、高齢者、障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるように必要な支援等を行う。

### 2. 助成対象者

- NPO
- 特別民法法人
- 社会福祉法人
- 一般社団・財団法人
- 医療法人
- 公益社団・財団法人
- その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人若しくは団体

### 3. 助成対象事業

- (1) 福祉活動支援事業  
 個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業
- (2) 社会参加促進活動支援事業  
 個々の団体が実施する高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業

#### <助成の要件>

① 他団体との連携……特段の制限はなく、法人若しくは団体が自ら実施することができる。

② 書面の提出……特定非営利活動法人、非営利任意団体は、「紹介状」の提出を推奨している。

〔紹介状とは、地域における福祉・医療等との関わり、関係機関・団体との繋がり等、要領しよとする事業を積極的  
 にアピールしていただくため、社会福祉協議会、その他の公的機関、社会福祉法人、医療法人等からの紹介状をいう。〕

### (3) 地域連携活動支援事業

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業

#### <助成の要件>

① 他団体との連携……格となる団体が他の団体(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等)と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること。

〔連携・ネットワークとは、同じ目的を持つ者同士が相互に協力関係を築いて、事業に取り組むことをいう。〕

② 活動の範囲……(地域連携活動支援事業)

(全国的・広域的ネットワーク活動支援事業) → 1つの都道府県内で活動する事業

③ 書面の提出……連携又はネットワークの協力関係を確認するため、助成金要望書の提出時には「連携・ネット

### (5) 筑豊福祉広域支援事業

筑豊時において高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し緊急的に対応を行うよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを検討・構築し、筑豊対策の強化を図る事業

#### <助成の要件>

意見書において、都道府県により事業者の適格性及び事業計画の妥当性が認められていること。

## 4. 助成対象テーマ

福祉活動支援事業、地域連携活動支援事業、全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
1 高齢者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業
(1) 配食や買い物、移動支援、見守り、居場所づくり、心のケアなどにより、高齢者などの社会からの孤立を防止する事業
(2) 障害の特性に応じた自立の支援に関する事業
(3) 病院や施設に送迎する高齢者や障害者の在宅移行支援事業
(4) 成人過程において支援を受けられなかった発達障害者(成人)に対する支援事業
(5) 引きこもり青年や軽度の発達障害者等の自立生活に向けた就労前の支援に関する事業
(6) 認知症(若年性認知症を含む)の若くは家族の支援に関する事業
(7) 老老介護世帯の支援に関する事業
(8) 難病や終末期医療等の重度な状態にある者の家族の支援に関する事業
(9) たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・若くはその家族の支援に関する事業
2 高齢者・障害者の就労支援、権利擁護等に関する事業
(10) 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業
(11) 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業
3 地域や家庭における子ども・子育てに関する事業
(12) 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業
(13) ひとり親家庭の親の就労支援事業
(14) 児童虐待・DV等の防止、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業
(15) 児童虐待防止に向けた普及・啓発に関する事業
(16) 虐待・DV被害者の緊急避難施設(シェルター)運営事業
(17) 児童虐待防止に向けた親支援に関する事業
(18) 病院・児童養護施設等送迎院・通所した子どもへの支援に関する事業
4 貧困対策等社会的支援(福祉的支援)を行う事業
(19) 生活保護のポーターなどにある低所得者やホームレス等に寄り添いながら、計画的・きめ細かな支援を行う事業
(20) ホームレス等の緊急避難施設(シェルター)運営事業
(21) 生活困窮者に対する食料支援や食料再建に向けた指導や自立後の生活指導等に関する事業
(22) 子どもや高齢者などの生活困窮世帯の食料相談や子育て支援に関する事業
(23) 薬物乱用防止に関する普及・啓発事業
(24) 薬物・アルコール中毒者への社会的福祉的支援事業
(25) 生活困窮者や貧困世帯への福祉的支援に携わる人材の確保・育成等に関する事業
5 福祉・介護従事者の確保・育成に関する事業
(26) 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業

### 社会参加促進活動支援事業

1 全国的なボランティア活動の振興に関する事業

(1) ボランティア活動の情報交換や相互交流等の機会を通じて、ボランティア活動の全国的な振興を図る事業

2 障害者スポーツを支援する事業

(2) 障害者スポーツの育成・強化に関する事業

(3) スポーツを通じた障害者の社会参加等を促進する事業

3 高齢者の日常生活、社会参加等を支援する事業

(4) 高齢者の生きがいと健康づくり活動の全国的な振興を図る事業

(5) 高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図る各種福祉用具の改良開発事業

災害福祉広域支援事業

## 5. 助成限度額

- ・福祉活動支援事業 : 上限300万円
  - ・社会参加促進活動支援事業 : 上限設定なし
  - ・地域連携活動支援事業 : 上限700万円
  - ・全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 : 上限設定なし
  - ・災害福祉広域支援事業 : 上限設定なし
- (注) 一事業で50万円に満たない場合は、助成の対象としない(災害福祉広域支援事業を除く)。

## 6. 助成対象経費

謝金、旅費(国内旅費及び外国旅費)、借料掛料、会場借料、家賃、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賞金、委託費、保険料、食料費、雑役務費、燃料費、光熱水費

(4) 社会参加促進活動支援事業  
個々の団体が実施する高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業

4. 助成の要件等

(1) 次の要件が付されます。

他の団体との連携	福祉活動支援事業・社会参加促進活動支援事業	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
特段の制限はなく、法人若しくは団体が自ら実施することができま	特段の制限はなく、法人若しくは団体が自ら実施することができま	核となる団体が他の団体（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等）と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること。 ※連携又はネットワークとは、同じ目的を持つ者同士が相互に協力関係を築いて、事業に取り組みむことをいう。	
活動の範囲	特段の制限はありません。	一つの都道府県内で活動する事業であること。	二つ以上の都道府県で活動する事業であること。
書面の提出範囲	特定非営利活動法人、非営利任意団体は、以下の書面の提出を推奨します。 〈助成金要望書提出時〉 ・紹介状 地域における福祉・医療等との関わり、関係機関・団体との繋がりが等、実施しようとする事業を積極的にアピールしていただくため、社会福祉協議会、その他の公的機関、社会福祉法人、医療法人等の紹介状 ※紹介状の添付がない場合は、団体の所在、活動の実態等について詳細に確認させていただくことがあります。	連携又はネットワークの協力を確認するため、以下の書面の提出が必要で	連携又はネットワークの協力を確認するため、以下の書面の提出が必要で

平成24年度 社会福祉振興助成事業 募集要領

本助成事業の募集は、現在、国会で審議中の平成24年度予算案の成立を前提とするものです。

1. 助成の目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的とします。

2. 助成対象者

社会福祉の振興に寄与する事業を行う次の法人若しくは団体であって応募時点で法人若しくは団体が設立されており、助成事業の実施体制が整っている法人若しくは団体とします。

- ・社会福祉法人
  - ・医療法人
  - ・特例民法法人
  - ・一般社団法人、一般財団法人
  - ・公益社団法人、公益財団法人
  - ・特定非営利活動法人
  - ・その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人若しくは団体
- ただし、次の法人若しくは団体を除きます。
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等
  - ・反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人若しくは団体

3. 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次のとおりとします。(別紙1・2をご参照ください。)なお、今回の募集においては、(1)から(4)の事業であって、「選定方針(別添参照)」の「3. 採点基準」の(3)に該当する事業に重点を置いて採択します。

(1) 福祉活動支援事業  
個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業

(2) 地域連携活動支援事業  
地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業

(3) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業  
全国又は広域的な普及・充実に資するため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実に資する事業

※地域連携活動支援事業又は全国的・広域的ネットワーク活動支援事業で助成の要件を満たさない事業は、福祉活動支援事業・社会参加促進活動支援事業で採択することもあり得るものとします。

(2) 次に該当する場合は、助成の対象となりません。

ア 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人又は団体である場合  
イ 次に掲げる事業

- ① 営利を目的とする事業
- ② 調査・研究を目的とする事業
- ③ 他の補助金等の交付を受けた事業
- ④ 介護給付、自立支援給付等の各サービスの対象となる事業
- ⑤ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託(総事業費に占める外部委託の割合が50%以上)する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分(総事業費に占める交付資金の割合が50%以上)を占める事業

## 5. 助成金等

- (1) 助成限度額
- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| 助成対象事業毎の助成限度額は、次のとおりとします。 |            |
| ア 福祉活動支援事業                | 50万円～300万円 |
| イ 地域連携活動支援事業              | 50万円～700万円 |
| ウ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業     | 50万円以上     |
| エ 社会参加促進活動支援事業            | 50万円以上     |
- なお、「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」に関する事業を行う場合には、当機構と助成限度額について協議することができま。

- (2) 助成対象経費
- 助成対象事業を実施するために真に必要な次の経費とします。
- 謝金、旅費(国内旅費及び外国旅費)、借料損料、会場借料、家賃、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃金、委託費、保険料、食料費、雑役務費、燃料費、光熱水費
- ※助成対象経費の基準限度額、留意点等については、別紙3に記載していますのでご注意ください。

- (3) 助成金額の算定
- 助成金額は、助成事業を実施するための経費の合計額(総事業費)から同事業に係る寄付金その他の収入(寄付金、助成金に係る利息収入、参加費、利用料、事業を実施する際に生じるその他の収入)額を除いた額の範囲内になります。

※ただし、1,000円未満の端数は切り捨てになります。

(4) その他

助成金額は、事業内容を勘案し、当機構の予算の範囲内で定めます。

## 6. 助成対象となる事業の実施期間

選定結果(内定)通知日以降に開始し、平成25年3月31日までに完了する事業とします。

## 7. 応募期間

応募期間は次のとおりです。締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。  
平成24年2月1日から平成24年2月27日まで(必着)

## 8. 応募手続き等

(1) 助成金要望書に次の書類を添付して、独立行政法人福祉医療機構助成事業部へご提出ください。

- ① 直近の決算書、予算書
- ② 定款、寄付行為又は運営規約等

なお、書類に不備がある場合は受け付けできませんのでご注意ください。

(2) 4の(1)でお示ししたとおり、助成金申請書提出時に事業実施確認書の提出が必要になりますのでご注意ください。

(3) 助成金要望書及び関係書類の各様式は、当機構のホームページ(<http://hp.wam.go.jp/>)からダウンロードして使用してください。

(4) ご提出いただいた助成金要望書等は、返却いたしませんのでご了承ください。

(5) 控えとして、お手元に助成金要望書等のコピーを必ず保管してください。

## 9. 選定方法及びその結果

(1) 助成事業の選定は、当機構が設置する外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で、平成24年度助成事業に関する選定方針を策定のうえ審査し、同委員会の審議を経て決定します。

選定方針は、おって、公開することとします。

(2) 選定結果については、平成24年4月上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせするとともに、採択した事業については、平成24年4月下旬を目途に当機構のホームページ等で公開します。

(3) 他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても当機構の助成金を辞退していただきます。

(4) 選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、ご了承ください。

## 10. 留意事項

(1) この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。

福祉活動支援事業、地域連携活動支援事業、全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	
1	高齢者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業  (1) 配食や買い物、移動支援、見守り、居場所づくり、心のケアなどにより、高齢者などの社会からの孤立を防止する事業 (2) 障害の特性に応じた自立の支援に関する事業 (3) 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅移行支援事業 (4) 成育過程において支援を受けられなかった発達障害者(成人)に対する支援事業 (5) 引きこもりや軽度の発達障害者等の自立生活に向けた就労前の支援に関する事業 (6) 認知症(若年性認知症を含む)の者と家族の支援に関する事業 (7) 老老介護世帯の支援に関する事業 (8) 難病や終末期医療等の重度な状態にある者の家族の支援に関する事業 (9) たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業
2	高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業
(10)	高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業
(11)	虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業
3	地域や家庭における子ども・子育てに関する事業  (12) 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業 (13) ひとり親家庭の親の就労支援事業 (14) 児童虐待・DV等の防止・保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業 (15) 児童虐待防止に向けた普及・啓発に関する事業 (16) 児童虐待防止に向けた緊急避難施設(シェルター)運営事業 (17) 児童虐待防止に向けた親支援に関する事業 (18) 病院・児童養護施設等を退院・退所した子どもへの支援に関する事業
4	貧困対策等社会的支援(福祉的支援)を行う事業  (19) 生活保護のポーター(低所得者やホームレス等に寄り添いながら、計画的・きめ細かな支援を行う事業) (20) ホームレス等の緊急避難施設(シェルター)運営事業 (21) 生活困窮者に対する債務整理や家計再建に向けた指導や自立後の生活指導等に関する事業 (22) ひとり親家庭などの生活困窮世帯の養育相談や学習支援に関する事業 (23) 薬物乱用防止に関する普及・啓発事業 (24) 薬物・アルコール中毒者への社会的復帰支援事業 (25) 生活困窮者や貧困世帯への福祉的支援に携わる人材の確保・育成等に関する事業
5	福祉・介護従事者の確保・育成に関する事業  (26) 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業

※福祉活動支援事業、地域連携活動支援事業及び全国的・広域的ネットワーク活動支援事業は、(1)～(26)に該当する事業であること。

(2) 助成事業として採択された際には、当機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。

- (3) 助成事業については、当機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。
- (4) 助成事業終了後、定められた期限までに事業完了報告書及び事業の自己評価書をご提出いただいたことともに、当機構が実施する助成事業の事業評価にご協力いただきます。
- (5) 助成事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成事業の成果や改善点の確認のため、助成事業に参加された方々(利用者)へのアンケート調査を実施していただきます。
- (6) ご提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。
- (7) ご提出いただいた個人情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- ・ 郵送等による当機構が提供するサービスのご案内
  - ・ 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため
- また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※個人情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

**11. 問合せ先及び送付先**

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 神谷町セントラルブレイス9階  
独立行政法人 福祉医療機構 助成事業部 助成振興課  
電話 03-3438-9945・9946  
月曜～金曜 AM8:45～PM5:30 (祝祭日含まず)  
FAX 03-3438-0218

ホームページ <http://hp.wam.go.jp/>

※郵送の場合は、封筒表面に赤字で「平成24年度助成事業応募書類在中」と記載してください。

※ この募集要領は、平成24年度予算の成立状況によっては内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

社会参加促進活動支援事業
1 全国的なボランティア活動の振興に関する事業
(1) ボランティア活動の情報交換や相互交流等の機会を通じて、ボランティア活動の全国的な振興を図る事業
2 障害者スポーツを支援する事業
(2) 障害者スポーツの育成・強化に関する事業
(3) スポーツを通じた障害者の社会参加等を促進する事業
3 高齢者の日常生活、社会参加等を支援する事業
(4) 高齢者の生きがいと健康づくり活動の全国的な振興を図る事業
(5) 高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図る各種福祉用具の改良開発事業

※社会参加促進活動支援事業は、(1)～(5)に該当する事業であること。

別紙3 助成対象経費とその他留意点など

助成対象経費	助成の対象となる経費の例	留意点など
諸 謝 金	<p>委員会等への出席、講演、助言、原稿の執筆等による知識や意見等の提供、あるいは依頼した個別の実作業等を行う依頼先の個人に対して現金支給する報酬</p> <p>① 委員（団体が委嘱した者）の委員会等出席謝金                  (費目の例)                  ・委員会への出席謝金                  ・大会運営委員謝金</p> <p>② 講師謝金                  (費目の例)                  ・講師謝金                  ・実習指導者謝金                  ・審判員謝金（スポーツ大会等）</p> <p>③ 調査を実施した外部者に対する謝金                  (費目の例)                  ・実地調査者謝金</p> <p>④ 成果物等の原稿執筆謝金                  (費目の例)                  ・成果物の執筆謝金                  ・テキスト・ガイドブックの執筆謝金</p> <p>⑤ 医師、弁護士等専門職に対する謝金                  (費目の例)                  ・医師、弁護士の謝金                  ・その他国家資格を有する者の謝金</p> <p>⑥ その他事業実施に必要な謝金                  (費目の例)                  ・相談員謝金                  ・事例発表謝金</p>	<p>・団体が定める支給規程（基準）と下記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とします。</p> <p>（限度額を超えて支出する場合は、その超過額は団体の自己負担となります）。</p> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家、有識者、調査先（調査対象者）を形式的に訪問した場合の謝礼</li> <li>・単なる打合せにかかわる謝礼</li> <li>・菓子折り（手土産等）、物品などによる謝礼</li> <li>・商品券などの金券による謝礼</li> <li>・福祉医療機構へ提出する完了報告書等の作成謝金</li> <li>・団体の役員等に対する謝金                  ※ただし、次の場合に限り対象とする。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無給の役員、雇用契約のない職員（スタッフ）、ボランティアに対する②～⑥の謝金の支払い</li> </ul> </li> </ul>
	<p>【基準限度額】</p> <p>① 講師謝金 1人1時間あたり 8,100円                  (移動時間及びびび控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間)                  16,800円 (委員長の場合)                  14,400円 (委員の場合)</p> <p>② 委員会出席謝金 1人1回あたり 12,000円</p> <p>③ 委員調査謝金 1人1回あたり 7,000円                  委員以外調査謝金 1人1回あたり 2,500円 (←字あたり6円)</p> <p>④ 原稿執筆謝金 400字語原稿用紙1枚につき 14,100円</p> <p>⑤ 医師、弁護士謝金 1人1回 (日) あたり 7,800円                  その他国家資格を有する者の謝金 5,700円</p> <p>⑥ 上記以外 1人1回 (日) あたり</p> <p>※上記いずれの場合も、団体が定める支給規程（基準）と上記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とする（超過額を超えて支出する場合は、その超過額は団体の自己負担となります）</p> <p>※限度額を超えて謝金を支出する場合は例                  講演会開催前に対し、謝金を支払う場合                  (団体支給規定の講師謝金10,000円、講演時間2時間)                  10,000円 × 2時間 = 20,000円 (謝金支給額)                  8,100円 × 2時間 = 16,200円 (助成対象)                  20,000円 - 16,200円 = 3,800円 (団体の自己負担)</p>	

助成対象経費	<p>助成の対象となる経費の例</p> <p>個人に現金支給する助成事業実施に必要な移動旅費及び宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の例①～⑥に必要な旅費</li> <li>・その他事業実施に必要な旅費(費目の例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局旅費</li> <li>・ボランティア旅費</li> <li>・ガソリン代や弁償費</li> <li>・高送料金や代償費</li> </ul> </li> </ul> <p>海外渡航旅費を認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外からの講師等招聘旅費</li> <li>・海外で開催される障害者スポーツの世界大会への国内選手への参加旅費</li> <li>・機材が特等必要と認める場合</li> </ul>	<p>留意点など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体が定める支給規程(基準)と下記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とします(限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります)。</li> <li>・交通費を一律支給する場合は、「目的地までの合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の実費相当額」と比較して、安価な方を選択してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電車のグリーン料金、航空機等の特別料金</li> <li>・宿泊に付する食事代、電話代、クリーニング代</li> <li>・通称手当が支給されている区間の旅費</li> <li>・自ら主催する助成事業(イベント)の一般参加者旅費</li> <li>・プリペイドカードによる支給</li> <li>・講師等来賓者のタクシー代</li> <li>・形式的な訪問や単なる打合せ等にかかる旅費</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>タクシー利用料金を認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的地まで公共交通機関がない</li> <li>・複数人数で利用したほうが公共交通機関を利用するよりも廉価</li> <li>・公共交通機関での移動が困難な方の利用</li> </ul>
<p>【基準限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費 <ul style="list-style-type: none"> <li>1泊につき 1,300円</li> <li>1日につき 2,600円</li> </ul> </li> <li>・宿泊費</li> <li>・日当</li> </ul> <p>(日当は、団体の支給規定(基準)に定められていない場合は対象とならない)</p> <p>※団体が定める支給規程(基準)と上記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とする(限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります)</p>		

助成対象経費	<p>助成の対象となる経費の例</p> <p>助成事業にかかると物品の借上り料(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス、レンタカー、駐車場代</li> <li>・パソコン、プリンター、スクリーン、プロジェクター</li> <li>・コピー機、ファクシミリ、携帯電話</li> <li>・スポーツ用具</li> </ul> <p>外部で行う委員会、研修会等の会場使用料(音響設備・機材等の使用料等を含む)</p>	<p>留意点など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者の選定などについて、社会的ご理解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・100万円以上の場合は、競争により選定してください。</li> <li>・会場の選定にあたっては、複数の候補の中から、助成事業の実施に最も適しており、かつ、使用料も妥当である会場を選定するようにしてください。</li> <li>・賞状交付書で定められた額を対象とします。</li> </ul>
<p>借料</p> <p>借料</p> <p>会場借料</p>	<p>助成事業専用のための家賃(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサロン・家賃</li> <li>・助成事業を実施するための農園の地代</li> </ul>	<p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体事務所の家賃</li> <li>・礼金または献金等の預かり金</li> <li>・火災保険料</li> </ul> <p>助成テーマとして「高齢者の日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の活用に関する事業」を選定した場合の家賃</p>
<p>備品購入費</p> <p>費</p>	<p>助成事業のみ使用する備品購入経費</p>	<p>留意点など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者の選定などについて、社会的ご理解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・単価30万円以上の備品購入については、賃借が可能なお店を原則として賃借によることとします。ただし賃借が不可能な場合、または購入した場合と助成実施期間内で賃借した場合とを比較して、購入した場合の方が安価な場合は、その備品の必要性及び賃借で対応できない理由を「備品購入理由書」に記入のうえ提出してください。</li> <li>・なお、賃借が不可能な場合は、100万円以上の場合は、競争により選定してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業にかかると使用頻度が低いもの</li> <li>・事業内容に照らして不適切または著しく高額である物品の購入経費</li> <li>・社会福祉法人等の実施する社会福祉事業の備品と明確に区分出来ない備品</li> <li>・助成テーマとして「高齢者の日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の活用に関する事業」を選定した場合、実用化開発を行う団体で通常備えるべきパソコン等OA機器</li> </ul>
<p>消耗品</p>	<p>助成事業にかかると紙類購入、封筒購入等に必要経費(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙</li> <li>・封筒</li> <li>・文房具</li> </ul>	<p>留意点など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者の選定などについて、社会的ご理解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・大量購入する場合、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・団体に備品と消耗品の区分基準がない場合は、単価が10万円未満のものを消耗品としてください。</li> </ul>

助成対象経費	助成の対象となる経費の例	留意点など
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、ポスター、報告書、調査表等の印刷にかかる経費</li> <li>・助成事業の実施に要したコピー代 (注) 対象となるコピー代は次のとおり ・外部でコピーを行い、領収証が発行される場合 ・コピーカード、利用番号等により使用額が区分可能であり、請求書等で助成事業専用の経費であることが証明できる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者の選定などについて、社会的ご理解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・250万円以上の場合は、競争により選定してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の定期的な刊行物や団体の広報誌(定期内である)と誤解が生じしような『O号』『No. O』、『Vol. O』等の表記はしないでください</li> <li>・助成事業において利用しない過去の制作物にかかる印刷費</li> <li>・助成表示のない印刷物(助成事業で重要な役割を果たしているも助成表示がない場合、対象となりませんのでご注意ください)</li> </ul>
所	<p>郵送、通信にかかる経費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、ポスター、報告書等の郵送料</li> <li>・委員、参加者との連絡にかかる郵送料</li> <li>・助成事業専用として使用する電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信料</li> <li>・助成事業専用のインターネット利用料</li> </ul>	
所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部関係者が関係する会議又はイベント等の際の簡素な茶菓代の購入に要する経費</li> <li>・外部関係者が関係する会議又はイベント等で、1日通しで行う場合であっても、かき屋食の時間帯も行うなければ終了しないことが明らかな場合に提供する弁当代</li> </ul>	
費	<p>会議費</p> <p>【基準限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶菓代 1人1回(日)につき 500円</li> <li>・弁当代 1人1回(日)につき 1,000円</li> </ul> <p>※基準限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります。</p>	
費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業に必要な資料整理等(経理事務を行う者を含む。)を行う者を日々雇用する経費</li> </ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルバイト賃金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体が定める支給規程(基準)と下記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とします(限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります)。</li> <li>・一定条件で一定期間の賃金契約がない場合は「謝金」で対応してください。</li> <li>・賃金契約書、賃金台帳、出勤簿、業務日誌、領収書等を整備してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恒久的な「人件費」に該当するような賃金</li> <li>・団体の役員、雇用契約のある職員(スタッフ)に対する賃金</li> </ul>
費	<p>【基準限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金 日給(1日(8時間)につき) 8,300円</li> <li>・通勤費(交通費) 就業地まで合理的な経路での交通費実費 1,030円</li> </ul> <p>※団体が定める支給規程(基準)と上記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とする(限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります)</p>	

助成対象経費	助成の対象となる経費の例	留意点など
委託費	<p>事業の一部を外部に発注する経費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査、集計、分析等</li> <li>・シンポジウム、フェスティバル等をイベント会社に依頼する経費</li> <li>・CD、DVD、コンピュータソフトの制作経費</li> <li>・報告書等の助成事業の成果物を公表するためのコンテンツ(ホームページ)制作経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費に対する外部委託の割合が50%以上の場合、助成事業の対象となりません。</li> <li>・取引業者の選定などについて、社会的ご理解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・100万円以上の場合は、競争により選定してください。</li> <li>・委託費を支出する場合は、業務委託契約書を締結し、契約金額内訳書を作成し、保管してください</li> <li>・助成決定後に委託内容・委託額が大きく変更になる場合は、事前に機軸の承認が必要です。(機軸に相違なく変更した場合は、助成金を返還していただくこともあります)</li> </ul>
所		<p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の主体的な部分(企画・立案)の外部委託</li> <li>・個人との委託契約</li> <li>・委託者が再委託するもの</li> <li>・団体運営にかかわるホームページの製作・リニューアル費用</li> </ul>
所	<p>保険料</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア保険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約期間が助成期間内としてください。</li> </ul>
費	<p>食料費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食卓準備食料費</li> <li>・料理実習食料費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者の選定などについて、社会的ご理解を持たれることのないようにしてください。</li> <li>・また、大量購入するなどの場合、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成テーマとして「高齢者の日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の美用化開発に関する事業」を選択した場合は食料費</li> </ul>
費	<p>雑務費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳、要約筆記</li> <li>・翻訳</li> <li>・預り保育(託児)</li> <li>・議事録の作成(テープ起こし)</li> <li>・振込手数料</li> <li>・専用口座開設にかかる諸経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業の実施にあたり専門機関などに依頼する必要がある経費であって、諸謝金、賃金及び委託費で対応できない経費を計上してください。</li> </ul>

助成対象経費	助成の対象となる経費の例	留意点など
燃料費	助成事業の売場に必要なガソリン代等	・個人に現金支給する場合は「旅費」として計上してください
所 費 光 水 燃 料 費	助成事業専用建物の電気・ガス・水道代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費は助成事業にかかる使用額が、請求明細等で分離明示可能なものを対象とします。</li> <li>・会場使用に伴う光熱水費は「会場借料」に計上してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体事務所の光熱水費</li> <li>・助成事業専用建物を兼ねる団体事務所を含む</li> </ul>

※選定結果（内定）通知日以降から開始し、平成25年3月31日までの期間内に支払った経費を助成対象とします。

- ※ 「地域連携活動支援事業」及び「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」は、他の団体と連携して事業を実施していただきますが、事業の経費は、助成を受ける団体が支払いを行うこととなります。
- ※ 表中に記載されている金額は、すべて税込の金額となります。
- ※ 他の事業と共用の経費であって、領収書を分けることができない経費は認められません。
- ※ 費用対効果を意識し、諸請求や備品購入費など特定の経費項目が突出することのないよう、各経費項目の経費配分バランスに注意してください。
- ※ 助成事業に係る帳簿類、領収書、契約書、契約書、専用口座の通帳などの証拠書類は、事業完了後5年間保管義務があります。
- ※ その他不明の点は、事前に機構へご照会ください。

平成24年度社会福祉振興助成事業（災害福祉広域支援事業）募集要領

募集要領のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分

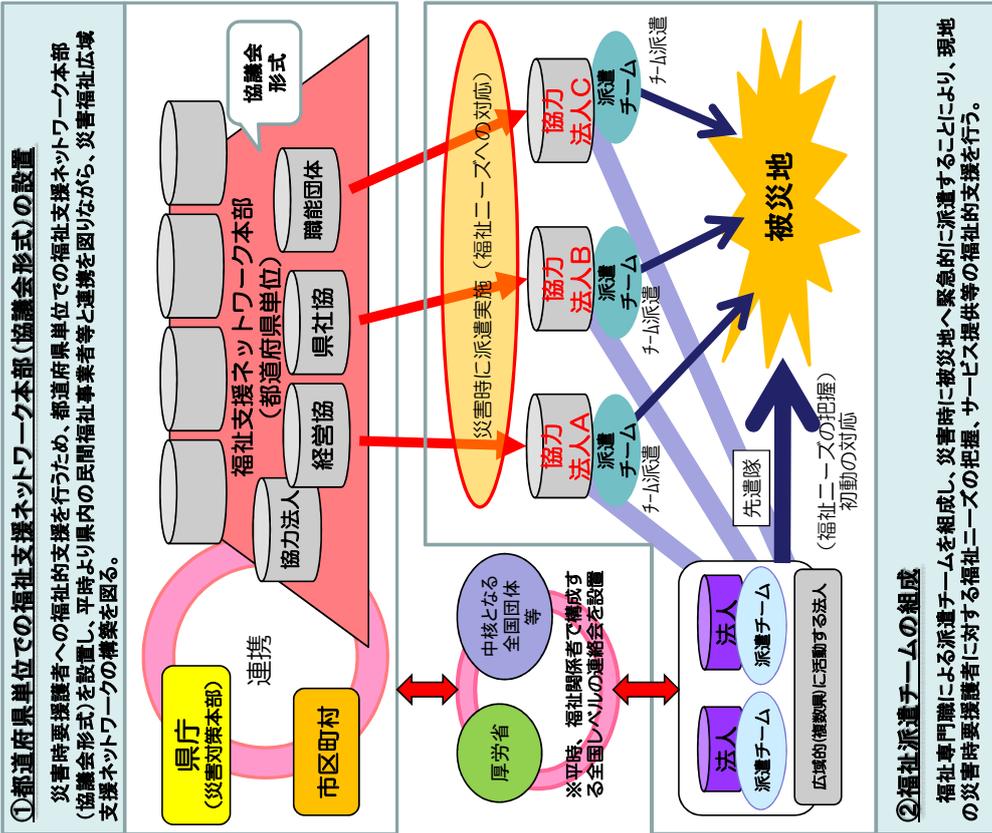
<p>平成24年度社会福祉振興助成事業 募集要領（抜粋）</p> <p>① 営利を目的とする事業</p> <p>② 他の補助金等の交付を受けた事業</p> <p>③ 事業の主たる部分を實質的に行わず外部委託（総事業費に占める外部委託の割合が50%以上）した事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業</p> <p>5. 助成金等</p> <p>(1) 助成限度額 助成限度額はありませぬ。</p> <p>(2) 助成対象経費 今後の復興関連予算に関する基本的な考え方（平成24年11月27日復興推進会議決定）を踏まえ、助成対象事業を実施するたために真に必要な次の経費とします。 謝金、旅費、借料損料、会場借料、家賃、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃金、委託費、保険料、食料費、雑役務費、燃料費、光熱水費 ※助成対象経費の基準限度額、留意点等については、別紙5に記載してありますのでご注意ください。</p> <p>(3) 助成金額の算定 助成金額は、助成対象事業を実施するための経費の合計額（総事業費）から同事業に係る寄付金その他の収入（寄付金、助成金に係る利息収入、参加費、利用料、事業を実施する際に生じるその他の収入）額を除いた額の範囲内になります。 ※ただし、1,000円未満の端数は切り捨てになります。</p> <p>(4) その他 助成金額は、事業内容等を勘案し、独立行政法人福祉医療機構（以下、「機構」という。）の予算の範囲内で定めます。</p> <p>6. 助成対象となる事業の実施期間 選定結果（内定）通知日以降から平成25年3月31日までとします。</p> <p>7. 応募手続き等</p> <p>(1) 助成金要望書（原本）に次の書類を添付して、応募期間内に機構の助成事業部へご提出ください。 ① 直近の事業年度の決算書（附属明細書は除く） ② 定款又は寄付行為 なお、書類に不備がある場合は審査ができませんのでご注意ください。</p> <p>(2) 機構への提出とは別に、助成対象事業の連携先と考えている都道府県に助成金要望書の写し及び上記①、②を応募期間内に提出していただき（都道府県の意見書発行にあたるの参考書類となります）。 なお、意見書は、都道府県から直接機構に交付されます。 ※意見書も応募期間内に必着となることから、お早めにご対応ください。</p> <p>(3) 助成金要望書及び関係書類の各様式は、機構ホームページ（<a href="http://hp.wam.go.jp/">http://hp.wam.go.jp/</a>）からダウンロードして使用してください。</p> <p>(4) 受け付けた助成金要望書等は、返却いたしませんのでご了承ください。</p> <p>(5) 控えとして、お手元に助成金要望書等の写しを必ず保管し</p>	<p>平成24年度社会福祉振興助成事業 募集要領（抜粋）</p> <p>1. 助成の目的 東日本大震災における福祉・介護分野での人材派遣の経験、課題等を踏まえ、福祉・介護分野での全国からのネットワークからの人材派遣等、広域緊急支援体制構築が必要であることから、都道府県単位の福祉支援ネットワーク本部（協議会形式）を設置し、平時より都道府県内の民間福祉事業者等と連携を図りながら、災害時の福祉支援ネットワークの構築を図ることを目的とします。</p> <p>2. 助成対象者 社会福祉の振興に寄与する事業を行う次の法人であって、助成対象事業の実施体制が整っている法人とします。 ・社会福祉法人 ・一般社団法人、一般財団法人 ・公益財団法人、公益財団法人 ・特定非営利活動法人 ・その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人 ただし、次の法人を除きます。 ・国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人 ・反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人</p> <p>3. 助成対象事業 (1) 都道府県単位の福祉支援ネットワーク本部（協議会形式、1都道府県あたり1ヶ所）を設置するための事業（既に設置している場合は協議会の活動（会議の開催、研修の実施等）に係る事業）を対象とします。 (2) 東日本大震災で被災した3県（岩手県、宮城県及び福島県）で検診が進んでいるところにおいては、(1)の事業に加え、派遣チームの組成等具体的な活動についても対象とします。 なお、災害福祉広域支援ネットワークについては、別紙1を参照してください。</p> <p>4. 助成の要件等</p> <p>(1) 次の要件が付されます。 ア 「社会福祉振興助成事業（災害福祉広域支援事業）への応募に係る意見書」（以下、「意見書」という。別紙2参照）において、都道府県により事業者の適格性及び事業計画の妥当性が認められていること イ 「社会福祉振興助成金（災害福祉広域支援事業）要望書」（以下、「助成金要望書」という。別紙3参照）における事業計画及び必要額調書について、事前に事業の必要性及び事業計画について十分に検討した上で、モデル事業計画（別紙4参照）を参考に、地域の実情等を勘案し作成すること</p> <p>(2) 次に該当する場合は、助成の対象となりませぬ。 ア 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人である場合 イ 法人の経営状況が良好でなく、安定した事業継続が見込まれない場合 ウ 次に掲げる事業</p>
---	--

各種提出書類の電子化等（#57）  
(最低限必要な申請書類に削減)

平成24年度社会福祉振興助成事業 募集要領（抜粋）	募集要領のアンダーライン部分に言及している「要領報告書」の記載部分
<p>8. 応募期間 応募期間は、次のとおりです。 平成25年1月10日（木）から平成25年1月31日（木）まで（<u>必着</u>）</p> <p>9. 選定方法及びその結果 （1）助成対象事業の選定は、機構が設置する外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会、平成24年度社会福祉振興助成事業（災害福祉広域支援事業）の選定方針を策定のうえ審査し、同委員会の審議を経て決定します。 （2）選定結果については、平成25年2月下旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせするとともに、採択した事業について、平成25年3月上旬を目途に機構ホームページ等で公開します。 （3）他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても機構の助成金を辞退していただきます。 （4）選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、ご了承ください。</p> <p>10. 留意事項 （1）この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。 （2）助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合は、助成金の返還請求等を行うことがあります。 （3）助成対象事業については、会計検査院の検査の対象となります。 （4）助成対象事業終了後、定められた期限までに事業完了報告書をご提出いただくとともに、機構が実施する事業評価にご協力いただきます。 （5）ご提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。 （6）ご提出いただいた個人情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに付帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。 ・郵送等による機構が提供するサービスの案内 ・市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。 ※個人情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。</p> <p>11. 問合せ先及び送付先 〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 神谷町七 ントラルプレイス9階 独立行政法人 福祉医療機構 助成事業部 助成振興課 電話 03-3438-9945・9946</p>	<p>助成事業の審査・採択（#54）</p>

平成24年度社会福祉振興助成事業 募集要領（抜粋）	募集要領のアンダーライン部分に言及している「要領報告書」の記載部分
<p>月曜～金曜 AM8：45～PM5：30（祝祭日含まず） FAX 03-3438-0218 ホームページ <a href="http://hp.wam.go.jp/">http://hp.wam.go.jp/</a> ※郵送の場合は、封筒表面に朱書きで「平成24年度災害助成応募書類在中」と記載してください。</p>	

## 災害福祉広域支援ネットワークのイメージ



## 社会福祉振興助成事業（災害福祉広域支援事業）への応募に係る意見書

### 【応募事業の概要】

法人名	
事業名	
要望額（千円）	

### 【都道府県の意見】

- 事業者の適格性
  - 過去の監査等において、重大な法令違反などの指摘を受けていない
  - 経営状況が良好であり、安定した事業継続が見込める
  - 本事業を実施する事業者としての適格性が認められる
- 事業計画の妥当性
  - 当該計画は、本都道府県と連携して実施できるものと認められる

上記のとおり、意見します。

平成 年 月 日

都道府県名  
 民生主管部（局）長

（印）

）

担当者  
 TEL

独立行政法人福祉医療機構 理事長 あて

（自由記述欄）





## 4. 事業計画

### (1) 事業概要

助成事業の目的、具体的な事業内容、事業の成果等を明確・簡潔に記入し、要望事業全体が第三者でもわかるように表現してください。(150～200字程度)。

「 _____ _____ _____」を目的に、
「 _____ _____ _____」を実施する事業

### (2) 都道府県における災害福祉広域支援体制の現状と課題、課題を踏まえた要望事業の必要性

① 今回要望する事業について、実施する都道府県においてどのような現状(実態)にあるのか、さらに、その課題は何かを記入してください。

② その課題を踏まえ、助成事業の必要性を記入してください。

②
---

### (3) 具体的な助成事業の内容

① 助成事業の内容を具体的に記入してください。

② それぞれの事項を、具体的(いつ、どこで、何を、誰に、どのくらい、どのように、など)に箇条書きで記入してください。

③ 5-1~3において助成事業費(諸謝金、旅費、所費)として計上する経費と、以下に記入した内容が明確に確認(連動していること)できるように記入してください。

事業内容

**(4) 助成事業を実施することで期待される効果**

助成事業を実施することで、期待される効果について、助成事業実施期間中に望める効果、直接的な効果を記入してください。

**(5) 今後構築される協議会のあり方等**

助成期間終了後、今後構築される協議会のあり方（構築時期、規模、検討内容など）をなるべく具体的に記入してください。

※ なお、この欄の記入にあたって参考とした資料等がある場合は、その写しを添付してください。

**(6) 協議会の構成団体（予定）について**

災害時における福祉支援ネットワークを構築するにあたり形成する協議会の構成団体について、その団体名、役割分担等の具体内容、連絡先を記入してください。

(要望書提出時点で予定している範囲内で結構です)

構成団体名	連絡先		役割分担等の具体的内容
	住所	担当者	
法人格	電話番号		
団体名			
法人格			
団体名			
法人格			
団体名			
法人格			
団体名			
法人格			
団体名			
法人格			
団体名			
法人格			
団体名			

## 5-1. 要望額調査

団体名 \_\_\_\_\_

1 諸謝金	円	別添5-2のとおり。
2 旅費	円	別添5-2のとおり。
3 所費	円	別添5-2のとおり。
総事業費(A)	円	別添5-2のとおり。
参加費収入	円	各費目ごとに、その内訳を記載してください。
寄付金・協賛金収入	円	寄付金・協賛金は便送を指定された場合のみ、「個人から〇〇円、△△企業から〇〇円」と記載してください。便送が指定されていないものについては、「一般会計繰入金」の欄に記載してください。
一般会計繰入金収入	円	
その他の収入	円	助成事業において発生する収入を記載してください。
寄付金その他の収入の総額(B)	円	

### 【助成金要望額】

差引所要額	円	総事業費(A) - 寄付金その他の収入の総額(B)
助成金要望額	千円	差引所要額の千円未満を切り捨てた額です。

## 5-2. 総事業費(謝金・旅費・所費)

団体名 \_\_\_\_\_

費目	金額	備考
1 諸謝金	円	うち対象外経費 0円 諸謝金は基準額(単価)が定められています。基準額を超えて支出する額は、対象外経費となりますので、その金額を記載してください。
2 旅費	円	うち対象外経費 0円 旅費の一部(宿泊費及び日当)は基準額(単価)が定められています。基準額を超えて支出する額は、対象外経費となりますので、その金額を記載してください。
3 所費	円	うち対象外経費 0円 所費の一部(会議費及び賃金)は基準額(単価)が定められています。基準額を超えて支出する額は、対象外経費となりますので、その金額を記載してください。
総事業費		
借料損料	円	
会場借料	円	
家賃	円	
備品購入費	円	
消耗品費	円	
印刷製本費	円	
通信運搬費	円	
会議費	円	うち対象外経費 0円
賃金	円	うち対象外経費 0円
委託費	円	
保険料	円	
食材費	円	
雑役務費	円	
燃料費	円	
光熱水費	円	
合計	円	うち対象外経費 0円

※ 5-3「総事業費の支出予定額内訳」の経費を各費目ごとに集計して、記入してください。



### 5-5 助成金の限度額確認表

費目	機構の基準限度額	団体基準額	助成金限度額
講師謝金 (1時間あたり)	7,200		
委員会出席謝金【委員長】(1回あたり)	15,100		
委員会出席謝金【委員】(1回あたり)	12,900		
委員調査謝金 (1回あたり)	12,000		
委員以外調査謝金 (1回あたり)	7,800		
原稿執筆謝金 (400字超郵便用紙1枚:2,500円※1字1円)	2,300		
医師、弁護士謝金 (1日あたり)	14,100		
その他国家資格を有する者の謝金 (1日あたり)	7,800		
上記以外 (1日あたり)	5,700		
交通費	実費		
日当 (1日あたり)	2,600		
宿泊費 (1泊あたり)	13,100		
所費	会議費 (1回あたり)	500	
	弁事代	1,000	
	弁当代	1,000	
賃金			
	時給	1,030	
	日給	8,300	

### 【助成金の限度額】

『基準限度額』・・・・・・ 福祉医療機構が設定している上限金額。  
別紙5「助成対象経費とその他留意点など」を参照してください。

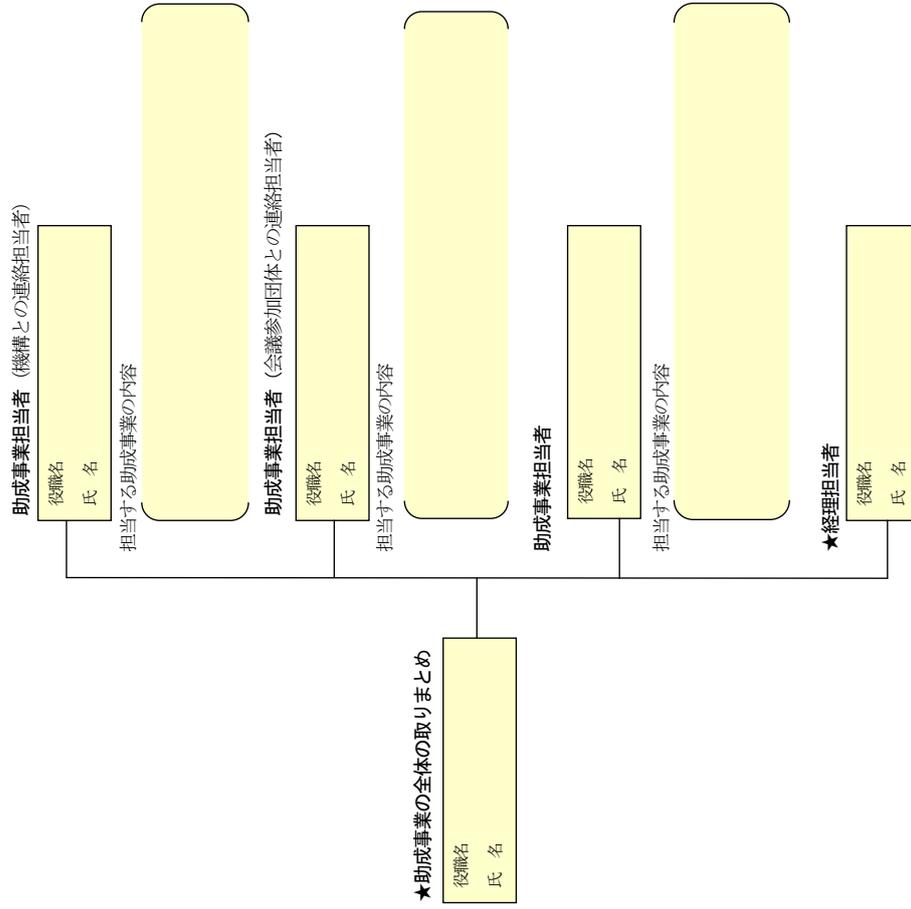
『団体基準額』・・・・・・ 団体が文書として定める支給規程の金額。

『助成金限度額』・・・・・・ 助成金の支払対象となる上限金額。  
『基準限度額』と『団体基準額』を比較して低い方の金額とする。  
この限度額を超えて支給する場合は、限度額と支給額の差額が  
団体の自己負担となります。  
なお、団体内において支給規程(団体基準額)がない場合、  
助成金限度額は0円となり、助成金の対象とすることができません。

例) 講師に対し、謝金を支払う場合(講演2時間 @10,000円/時間)  
基準限度額が「7,200円」、団体基準額が「10,000円」の場合、低い額は基準限度額である。  
よって、助成事業において、助成金の支払い対象となる上限金額は、「7,200円」となる。

(支給額) 10,000円 X 2時間 = 20,000円  
(助成事業限度額) 7,200円 X 2時間 = 14,400円  
(団体自己負担分) 20,000円 - 14,400円 = 5,600円

## 6. 助成事業の担当者一覧



- 注1. 役職名は、団体で定めた役職名を記入してください。  
注2. この用紙で不足する場合は、同様の様式で作成のうえ添付してください。  
注3. ★のある担当は、それぞれ別の方が担当するように構成してください。

モデル事業計画

事業名	●●県における災害時の福祉支援ネットワーク構築に関する事業
事業の概要	<p>本事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●●県において、災害時における災害時要援護者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の福祉支援ネットワークを構築することを目的に、</li> <li>●●県と連携し、県内での協議会設置に係る会議等を実施する事業（既に協議会を設置している場合は「協議会の活動（会議の開催、研修の実施等）を実施する事業」）である。</li> </ul>
事業内容	<p>都道府県単位の協議会設置に係る会議の開催</p> <p>①開催目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●●県内における災害時の福祉支援ネットワークを構築するにあたっては、●●県●●課や●●会、●●会等で協議会を構成し、そのネットワークのあり方等を検討する必要があることから、その足がかりとして協議会設置に資するための会議を開催することを目的とする。</li> </ul> <p>②メンバー構成</p> <p>団体名は「協議会の構成団体（予定）（別添）」に記載のとおり</p> <p>③開催時期</p> <p>平成 25 年 3 月 ●日頃を予定</p> <p>④開催場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●●会議室</li> </ul> <p><small>（既に協議会を設置している場合）</small></p> <p><u>災害時の福祉支援ネットワーク構築に係る会議の開催</u></p> <p>①開催目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●●県内における災害時の福祉支援ネットワークを構築するため、災害時の福祉派遣チームの組成、研修・訓練等の実施を検討すること等を目的とする。</li> </ul> <p>②メンバー構成</p> <p>団体名は「協議会の構成団体（予定）（別添）」に記載のとおり</p> <p>③開催時期</p> <p>平成 25 年 3 月 ●日頃を予定</p> <p>③ 開催所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●●会議室</li> </ul>
期待される効果	<p>当該会議を開催することにより、●●県内における災害時の福祉的支援体制の構築に向けた足がかりとなり、今後の具体的な検討の余地となる。</p> <p>また、関係他団体と協議を深めることにより、災害時の福祉支援について充実したネットワークが構築されることが期待できる。</p>

平成 24 年度社会福祉振興助成事業（災害福祉広域支援事業）

モデル事業計画

要望額調書

1	諸謝金	157,000 円	別添5-2のとおり。
2	旅費	60,000 円	別添5-2のとおり。
3	所費	108,000 円	別添5-2のとおり。
総事業費(A)		325,000 円	別添5-2のとおり。
参加費収入		円	各費目ごとに、その内訳を記載してください。
寄付金・協賛金収入		円	寄付金・協賛金は用途を指定された場合のみ、「個人から500円、△△企業から〇〇円」と記載してください。 用途が指定されていないものについては、「一般会計繰入金」の欄に記載してください。
一般会計繰入金収入		円	
その他の収入		円	助成事業において発生する収入を記載してください。
寄付金その他の収入の総額(E)		0 円	

【助成金要望額】

差引所要額	325,000 円	総事業費(A) - 寄付金その他の収入の総額(E)
助成金要望額	325 千円	差引所要額のうち未済を切り捨てた額です。

総事業費(謝金・旅費・所費)

費目	金額	備考
1 諸謝金	157,000 円	うち対象外経費 0円 諸謝金は基準額(単価)が定められています。基準額を超えて支出する額は、対象外経費となりますので、その金額を記載してください。
2 旅費	60,000 円	うち対象外経費 0円 旅費の一部(宿泊費及び日当)は基準額(単価)が定められています。基準額を超えて支出する額は、対象外経費となりますので、その金額を記載してください。
3 所費	108,000 円	うち対象外経費 0円 所費の一部(会議費及び雑費)は基準額(単価)が定められています。基準額を超えて支出する額は、対象外経費となりますので、その金額を記載してください。
総事業費		
所費の内訳		
借料 損料	円	
会場 借料	69,000 円	
家賃	円	
備品購入費	円	
消耗品費	10,200 円	
印刷製本費	15,000 円	
通信運搬費	1,800 円	
会議費	10,000 円	うち対象外経費 0円
賃金	8,000 円	うち対象外経費 0円
委託費	円	
保険料	円	
食材費	円	
雑役務費	円	
燃料費	円	
光熱水費	円	
合計	325,000 円	うち対象外経費 0円



助成対象経費	助成の対象となる経費の例	留意点など
旅費	<p>個人に現金支給する助成事業実施に必要な移動経費及び宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の例①～⑥に必要な旅費</li> <li>・その他事業実施に必要な旅費(費目の例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局旅費</li> <li>・ボランティア旅費</li> <li>・ガソリン代弁償費</li> <li>・高速料金代弁償費</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体が定める支給規程(基準)と下記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とします(限度額を超えて支出する場合は、その超過額は団体の自己負担となります)。</li> <li>・交通費を一律支給する場合は、「目的地までの合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の実費相当額」と比較して、安価な方を選択してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電車のグリーン料金、航空機等の特別料金</li> <li>・宿泊に伴う食事代、電話代、クリーニング代</li> <li>・通勤手当が支給されている区間の旅費</li> <li>・自ら主催する助成事業(イベント)の一般参加者旅費</li> <li>・プリペイドカードによる支給</li> <li>・講師等来賓者のタクシー代</li> <li>・形式的な訪問や単なる打合せ等にかかる旅費</li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー利用料金を認める場合</li> <li>・目的地まで公共交通機関がない</li> <li>・複数人数で利用したほうが公共交通機関を利用するよりも廉価</li> <li>・公共交通機関での移動が困難な方の利用</li> </ul>
	<p>【基準限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費 目的地まで合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の実費額</li> <li>・宿泊費 1泊につき 13,100円</li> <li>・日当 1日につき 2,600円</li> </ul> <p>(日当は、団体の支給規定(基準)に定められていない場合は対象とならない)</p> <p>※団体が定める支給規程(基準)と上記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とする(限度額を超えて支出する場合は、その超過額は団体の自己負担となります)</p>	

所費	<p>助成対象経費</p> <p>借料損料</p> <p>会場借料</p> <p>家賃</p>	<p>助成の対象となる経費の例</p> <p>助成事業にかかるとなる物品の借上げ料(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス、レンタカー、駐車場代</li> <li>・パソコン、プリンター、スクリーン、プロジェクター</li> <li>・コピー機、ファクシミリ、携帯電話</li> </ul> <p>外部で行う委員会、研修会等の会場使用料(音響設備・機材等の使用料等を含む)</p> <p>助成事業専用のための家賃</p>	留意点など
費	<p>備品購入費</p>	<p>助成事業のみで使用使用する備品購入経費</p> <p>※今後の復興関連予算に関する基本的な考え方(平成24年11月27日復興推進会議決定)を踏まえ、備品購入費については、東日本大震災で被災した3県(岩手県、宮城県、福島県)に限ることとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者の選定などについて、社会的に誤解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりで価格比較を行うてください。</li> <li>・単価30万円以上の備品購入については、賃借が可能なる場合は原則として賃借によることとします。ただし賃借が不可能な場合、または購入した場合と助成実施期間内で賃借した場合とを比較して、購入した方が安価な場合は、その備品の必要性及び賃借で対応できない理由を「備品購入理由書」に記入のうえ提出してください。</li> <li>・なお、賃借が不可能な場合で、予定価格が100万円以上の場合、競争により選定してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業にかかるとなる使用頻度が低いもの</li> <li>・事業内容に照らして不適切または著しく高額である物品の購入経費</li> <li>・社会福祉法人等の実施する社会福祉事業の備品と明確に区分出来ない備品</li> </ul>
	<p>消耗品</p>	<p>助成事業にかかるとなる用紙購入、封筒購入等に必要経費(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙</li> <li>・封筒</li> <li>・文房具</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者の選定などについて、社会的に誤解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・また、大量購入するなどの場合、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・団体に備品と消耗品の区分基準がない場合は、単価が10万円未満のものを消耗品としてください。</li> </ul>



助成対象経費	助成の対象となる経費の例	留意点など
		【対象とならない経費の例】 ・ 団体事務所の光熱水費 (助成事業専用建物を兼ねる団体事務所を含む)

※ 選定結果(内定)通知日以降から開始し、平成25年3月31日までの期間内に支払った経費を助成対象とします。

※ 表中に記載されている金額は、すべて税込の金額となります。

※ 他の事業と共用の経費であって、領収書を分けることができない経費は認められません。

※ 費用対効果を意識し、諸謝金や備品購入費など特定の経費項目が突出することのないよう、各経費項目の経費配分がバランスに注意してください。

※ 助成事業に係る帳簿類、領収書、契約書、専用口座の通帳などの証拠書類は、事業完了後5年間保管義務があります。

※ その他不明の点は、事前に機構へご照会ください。

平成25年度社会福祉振興助成事業（災害福祉広域支援事業を除く）募集要領

<p>募集要領のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成25年度社会福祉振興助成事業 募集要領（抜粋）</p> <p>1. 助成の目的 政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるような必要な支援等を行うことを目的とします。</p> <p>2. 助成対象者 (略)</p> <p>3. 助成対象事業 助成の対象となる事業は、次のとおりとします。(別紙1・2をご参照ください。) なお、今回の募集においては、(1)から(4)の事業であって、「選定方針(別添参照)」の「3. 採点基準」の(4)に該当する事業に重点を置いて採択します。 (1) 福祉活動支援事業 個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業 (2) 地域連携活動支援事業 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業 (3) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実に資する事業 (4) 社会参加促進活動支援事業 個々の団体が実施する高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業</p> <p>4. 助成の要件等 (略)</p> <p>5. 助成金等 (1) 助成金額 助成対象事業毎の助成金額は、次のとおりとします。 ア 福祉活動支援事業 50万円～300万円 イ 地域連携活動支援事業 50万円～700万円 ウ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 50万円以上 エ 社会参加促進活動支援事業 50万円以上 なお、「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」、「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」及び「貧困・格差対策」に関する事業を行う場合にあっては、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)と助成限度額について協議することができます。 (2)～(4) (略)</p> <p>6. 助成対象となる事業の実施期間 選定結果(内定)通知日以降から平成26年3月31日までとします。</p>
--	---

<p>募集要領のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成25年度社会福祉振興助成事業 募集要領（抜粋）</p> <p>7. 応募手続き等 (1)～(2) (略) (3) 助成金要望書及び関係書類の各様式は、機構のホームページ(<a href="http://hp.wam.go.jp/">http://hp.wam.go.jp/</a>)からダウンロードして使用してください。 (4)～(5) (略)</p> <p>8. 応募期間 応募期間は次のとおりです。 平成25年3月25日から平成25年4月22日まで(必着) ※締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。</p> <p>9. 選定方法及びその結果 (1) 助成対象事業の選定は、機構が設置する外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で、平成25年度助成事業に関する選定方針を策定のうえ審査し、同委員会の審議を経て決定します。 (2) 選定結果については、平成25年6月上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせするとともに、採択した事業については、平成24年6月下旬を目途に機構のホームページ等で公開します。 (3)～(4) (略)</p> <p>10. 留意事項 (略)</p> <p>11. 問合せ及び送付先 (略)</p>
--	---

福祉活動支援事業、地域連携活動支援事業、全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
1 高齢者や障害児・者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業
(1) 配食や買い物、移動支援、見守り、居場所づくり、心のケアなどにより、高齢者・障害者などの社会からの孤立を防止する事業
(2) 障害の特性に応じた日常生活の支援に関する事業
(3) 高齢者・障害者の特性に応じた就業支援に関する事業
(4) 虐待や消費被害の防止、成年後見等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業
(5) 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅・地域移行支援事業
(6) 成育過程において支援を受けられなかった発達障害者（成人）に対する支援事業
(7) 引きこもり青年や軽度の発達障害者等の自立生活に向けた就労前の支援に関する事業
(8) 認知症（若年性認知症を含む）の者と家族の支援に関する事業
(9) 難病や終末期医療等の重度な状態にある者とその家族の支援に関する事業
(10) たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業
2 地域や家庭における子ども・子育てに関する事業
(11) 安心・安全な子育ての環境づくりを支援する事業
(12) 児童虐待・DV等の防止、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業
(13) 虐待・DV被害者の緊急避難施設（シェルター）運営事業
(14) 児童虐待防止に向けた親支援に関する事業
(15) 病院・児童養護施設等を退院・退所した子どもへの支援に関する事業
3 貧困・格差対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業
(16) 生活保護に至る前の生活困窮者に寄り添いながら、包括的・継続的な支援を行う事業
(17) ホームレス等の緊急避難施設（シェルター）運営事業
(18) 生活困窮者に対する債務整理や家計再建に向けた指導や自立後の生活指導等に関する事業
(19) 生活困窮に陥った若者のステージに応じた多様な就業支援、自立生活の支援に関する事業
(20) ひとり親家庭などの生活困窮世帯の養育相談や子どもの学習支援に関する事業
(21) 薬物・アルコール中毒者への社会復帰支援事業
(22) 生活困窮者や貧困世帯への福祉的支援に携わる人材の確保・育成等に関する事業
4 福祉・介護従事者の確保・育成に関する事業
(23) 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業

※福祉活動支援事業、地域連携活動支援事業及び全国的・広域的ネットワーク活動支援事業は、(1)～(2)に該当する事業であること。

社会参加促進活動支援事業
1 全国的なボランティア活動の振興に関する事業
(1) ボランティア活動の情報交換や相互交流等の機会を通じて、全国的なボランティア活動の振興を図る事業
2 障害者スポーツを支援する事業
(2) 障害者スポーツの育成・強化に関する事業
(3) スポーツを通じた障害者の社会参加等を促進する事業
3 高齢者の日常生活、社会参加等を支援する事業
(4) 全国的な高齢者の生きがいと健康づくり活動の振興を図る事業
(5) 高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図る各種福祉用具の改良開発事業

※社会参加促進活動支援事業は、(1)～(5)に該当する事業であること。

## 平成24年度 社会福祉振興助成事業審査・評価委員会 委員名簿

氏名	所属
委員長 潮谷 義子	日本社会事業大学 理事長 (前熊本県知事)
生田 正幸	関西学院大学人間福祉学部 教授
市川 宏伸	東京都立小児総合医療センター 医師
大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授
小澤 温	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授
押淵 徹	国民健康保険平戸市民病院 病院長
加藤 曜子	流通科学大学サービス産業学部 教授
川越 博美	医療法人社団パリアン 看護部長
川村 匡由	武蔵野大学大学院人間社会・文化研究科 教授
熊坂 義裕	医療法人双熊会 理事長 (前宮古市長)
汐見 稔幸	白梅学園大学 教授・学長
鈴木 真理子	埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授
武川 正吾	東京大学大学院人文社会系研究科 教授
田中 信行	日本体育大学体育学部 教授
樽見 弘紀	北海学園大学法学部 教授・学部長
栃本 一三郎	上智大学総合人間科学部 教授・学部長
野村 一路	日本体育大学体育学部 教授
浜村 明德	医療法人共和会 小倉リハビリテーション病院 病院長
早瀬 昇	大阪ボランティア協会 常務理事
松原 康雄	明治学院大学社会学部 教授

※1. 全20名

※2. 敬称略、五十音順

### 3 採点基準

(1) 社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員（以下「委員」という。）は、各審査項目について、次の基準により採点する。

- ・高く評価できる水準であるもの（4点）
- ・評価できる水準であるもの（3点）
- ・やや不十分な水準であるもの（2点）
- ・不十分な水準であるもの（1点）

なお、次の点に留意して採点すること。

- ・平成22年度に機構の助成事業を実施し、かつ、委員による事業評価を受けた団体の要望事業については、当該評価結果も踏まえ審査する。

(2) 審査項目のウエイト

機構の基本方針を踏まえ、次のとおりウエイト付ける。

審査項目	ウエイト
1 事業実施体制 1) 実施者適性 2) 連携・協働	1 1
2 事業の目的、内容等の妥当性 1) 事業の目的及び内容 2) 直接的効果 3) 社会的波及効果	2 2 2
3 費用対効果	1
4 継続性・将来発展性	1

(3) 平成24年度社会福祉振興助成事業の基本方針を踏まえた対応

①から③の事業については、事業内容を勘案のうえ、次のとおり加点できるものとする。

① NPO等が行う活動の立ち上げ支援

特定非営利活動法人及び非営利任意団体で団体の創設から2年以内のもの（前身団体の活動実績があつて、現在、特定非営利活動法人化を申請中のものを含む）は1点加点する。

② 複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業

ア 地域連携活動支援事業は1点加点する。

イ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業は2点加点する。

ウ 平成23年度において福祉活動支援事業により助成を受けていた団体が、今年度地域連携活動支援事業へ応募した場合は1点加点する。

エ 平成23年度において福祉活動支援事業もしくは地域連携活動支援事業により助成を受けていた団体が、今年度全国的・広域的ネットワーク活動支援事業へ応募した場合は2点加点する。

③ 重点的に支援する事業

### 平成24年度社会福祉振興助成事業の選定方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、助成事業を通じて、多様な社会資源が連携・協働して、各々が得意とする活動を行いながら、人と地域の絆をつくり直し、支え合いと活気に満ちた地域社会の再生をサポートすることで、高齢者や障害者などが地域の絆の中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを平成24年度社会福祉振興助成事業の基本方針としている。

助成事業の選定に当たっては、この基本方針を尊重し、次の基準等に基づき行うものとする。

#### I NPO等の福祉活動事業

##### 1 審査の方法

書面審査とする。ただし、必要に応じてヒアリング審査を行う。

##### 2 審査項目

(1) 事業実施体制

① 実施者適性

- ・法人・団体の設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、事業の実施主体として相応しいか。

② 連携・協働

- ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。

(2) 事業の目的、内容等の妥当性

① 事業の目的及び内容

- ・要望事業の目的及びその必要性が明確であるか。

- ・具体性があり実現可能性があるか。

② 直接的成果

- ・助成事業の量的な目標からみて成果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な成果をあげられるか。

③ 社会的波及効果

- ・助成事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。

(3) 費用対効果

- ・費用対効果からみて経済的合理性があるか。

(4) 継続性・将来発展性

- ・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。

「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」について取り組む事業は2点加算する。

(4) 助成の固定化回避等への対応  
助成の固定化を回避するとともに、公平性・透明性を確保する観点から、次のいずれかに該当する場合は、4点減点する。

① 過去5年間(平成19年度～平成23年度)で、2回以上助成を受けた法人又は団体

ただし、(3)②のウ又はエに該当する事業にあっては、この取扱いを行わない。  
② 国・地方公共団体・独立行政法人等の役職員である者又は役職員であった者であって離職後2年を経過していない者が当該助成団体の管理職以上に就いている場合。

#### 4 審査コメント

各委員の意見を適切に審査に反映させる観点から、委員は、最優先で採択したい又は強く採択を見送るべきと考える事業については、その理由をコメントするものとする。

また、その他、高く評価できる点、採択に当たった条件等がある場合には、その内容をコメントするものとする。

## II 福祉用具の改良開発事業

### 1 社会福祉振興助成事業審査・評価委員会専門員の調査審議

「高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図る各種福祉用具の改良開発事業」については、当該分野に専門的知見を有する社会福祉振興助成事業審査・評価委員会専門員(以下「専門員」という。)による調査審議を行う。

### 2 調査審議の方法等

書面及びヒアリングにより、高齢者等の具体的ニーズに対応するため確立された技術に着目し、改良開発事業の目的の明確さ、事業者の適性、開発における関係者・関係機関との連携・協働、準備状況、実現可能性、将来発展性、費用対効果、社会的貢献度等を考慮して調査審議する。なお、以下の点について、特に留意する。

- ・改良開発で期待される成果に対し、高齢者の日常生活等における自立支援につながる点。
- ・改良開発の目的及び期待する効果が明確で、実用的製品化までの適切な事業計画が策定されていること。
- ・福祉用具の開発における想定ユーザーである高齢者及び家族、医療福祉専門職等のアドバイス等を適宜受けられる体制にあること。
- ・想定ユーザーによる実証試験を実施し、改良開発を繰り返すことで、適応、

適合が明確で、使い勝手が良く、適切な価格になるよう実用的製品化が進められること。

- ・実証試験や開発改良に関し、医療福祉専門職等のアドバイス等を適宜ながら実用的開発が進められること。
- ・開発倫理に留意し、想定ユーザーである被験者による実証試験を行う前に必ず、所属機関等における倫理審査が行われること。

### 3 評定基準及び調査審議のコメント

専門員は、書面及びヒアリングによる総合的な判断の結果を次の区分で評定し、その評価に至ったポイントを意見としてコメントする。

- ・最優先で採択すべき (4点)
- ・積極的に採択すべき (3点)
- ・採択を見送るべき (2点)
- ・採択に値しない (1点)

### 4 委員会への報告

専門員は、調査審議の結果を委員会に報告する。

## III 助成事業の選定

I及びIIの結果を踏まえ、当委員会の合議により選定するものとする。

## IV その他

### 1 助成金の配分

選定された事業は、機構において、基本方針等を踏まえ、予算額の範囲で効果的・効果的な配分が行われるものであること。

### 2 委員及び専門員の遵守事項

- (1) 公平・公正で厳格な審査を行うべきことを常に認識すること。
- (2) 審査の公平・公正を確保するため、応募団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体の審査に加わることができないこと。  
また、応募団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体の審査に加わらないこと。  
なお、利害関係者に該当し、審査に加わらない場合は、その旨をコメントすること。
- (3) 審査を行う際に知り得た情報を漏らしてはならないこと。

平成24年度社会福祉振興助成事業（災害福祉広域支援事業）の選定方針

<p>平成24年度社会福祉振興助成事業の選定方針</p> <p>選定方針のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成24年度社会福祉振興助成事業の選定方針</p> <p>社会福祉振興助成事業審査・評価委員会</p> <p>災害福祉広域支援事業に係る助成は、東日本大震災における福祉・介護分野での人材派遣の経験、課題等を踏まえ、福祉・介護分野での全国からのネットワークからの人材派遣等、広域緊急支援体制構築が必要であることから、都道府県単位の福祉支援ネットワーク本部（協議会形式）を設置し、平時より都道府県内の民間福祉事業者等と連携を図りながら、災害時の福祉支援ネットワークの構築を図ることを目的としている。</p> <p>助成対象事業の選定に当たっては、上記目的を踏まえ、次の基準等に基つき行うものとする。</p> <p>1 審査の方法 書面審査とする。ただし、必要に応じてヒアリング審査を行う。</p> <p>2 審査項目 (1) 事業実施体制 ① 実施者適性 ・法人の設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、助成対象事業の実施主体として相応しいか。 ② 連携・協働 ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。 (2) 事業の内容等の妥当性 ① 事業の内容 ・助成対象事業の必要性が明確であるか。 ・具体性があり実現可能性があるか。 ② 直接的成果 ・助成対象事業の目標からみて成果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な成果をあげられるか。 (3) 費用対効果 ・費用対効果からみて経済的合理性があるか。 (4) 継続性・将来発展性 ・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。 3 採点基準 (1) 社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員（以下「委員」という。）は、各審査項目について、次の基準により採点する。 ・妥当であるもの（3点） ・妥当ではあるが、条件を付すもの（2点） ・不十分なもの（1点） (2) 加点について</p>
---	---

<p>平成24年度社会福祉振興助成事業の選定方針</p> <p>選定方針のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>以下については、それぞれ1点加点できるものとする。</p> <p>① 被災者支援など、過去5年の災害時において福祉的支援を実施していた場合</p> <p>② 事業継続計画（BCP）を整備している場合</p> <p>4 審査コメント 各委員の意見を適切に審査に反映させる観点から、委員は、強く採択を見送るべきと考える事業については、その理由をコメントするものとする。 また、採択に当たっての条件等がある場合には、その内容をコメントするものとする。</p> <p>5 助成対象事業の選定 上記の結果を踏まえ、当委員会の合議により1都道府県につき1事業を選定するものとする。</p> <p>6 その他（委員の遵守事項） (1) 公平・公正で厳格な審査を行うべきことを常に認識すること。 (2) 審査の公平・公正を確保するため、応募団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体の審査に加わることができないこと。 また、応募団体の役員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体の審査に加わらないこと。 なお、利害関係者に該当し、審査に加わらない場合は、その旨をコメントすること。 (3) 審査を行う際に知り得た情報を漏らしてはならないこと。</p> <p>助成事業の審査・採択（#54）</p>
---	--

平成25年度社会福祉振興助成事業（災害福祉広域支援事業を除く）の選定方針

<p>選定方針のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成25年度社会福祉振興助成事業の選定方針</p> <p>平成25年度社会福祉振興助成事業の選定方針</p> <p>社会福祉振興助成事業審査・評価委員会</p> <p>独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、助成事業を通じて、多様な社会資源が連携・協働して、各々が得意とする活動を行いつながり、人と地域の結びつきをより強くし、支え合いと活気に満ちた地域社会の再生をサポートすることで、高齢者や障害者などが地域の支え合いの中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを平成25年度社会福祉振興助成事業の重点方針としている。</p> <p>助成対象事業の選定に当たっては、この重点方針を尊重し、次の基準等に基づき行うものとする。</p> <p><b>I N P O等の福祉活動事業</b></p> <p>1 審査の方法</p> <p>書面審査とする。ただし、必要に応じてヒアリング審査を行う。</p> <p>2 審査項目</p> <p>(1) 事業実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実施者適性             <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人・団体の設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、助成対象事業の実施主体として相応しいか。</li> </ul> </li> <li>② 連携・協働             <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 事業の目的、内容及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象事業の目的及びその必要性が明確であるか。</li> <li>・具体性があり実現可能性があるか。</li> </ul> </li> <li>② 直接的效果             <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象事業の量的な目標からみて成果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な成果をあげられるか。</li> </ul> </li> <li>③ 社会的波及効果             <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 費用対効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果からみて経済的合理性があるか。</li> </ul> <p>(4) 継続性・将来発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。</li> </ul> <p>3 採点基準</p> <p>(1) 平成25年度社会福祉振興助成事業募集要領（以下「募集要領」という。）に記載した事項を満たさない要望事業については、0点として採点する。</p> <p>(2) 募集要領に記載した事項を満たす要望事業については、社会福祉</p>
--	---

<p>選定方針のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成25年度社会福祉振興助成事業の選定方針</p> <p>振興助成事業審査・評価委員会（以下「委員」という。）が、各審査項目について、次の基準により採点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高く評価できる水準であるもの（4点）</li> <li>・評価できる水準であるもの（3点）</li> <li>・やや不十分な水準であるもの（2点）</li> <li>・不十分な水準であるもの（1点）</li> </ul> <p>なお、次の点に留意して採点すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度に機構の助成対象事業を実施し、かつ、委員による事業評価を受けた団体の助成対象事業については、当該評価結果も踏まえ審査する。</li> </ul> <p>(3) 審査項目のウエイト</p> <p>機構の重点方針を踏まえ、次のとおりウエイト付けする。</p> <table border="1" data-bbox="502 436 813 918"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業実施体制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 実施者適性</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2) 連携・協働</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2 事業の目的、内容及び内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 事業の目的、内容及び内容</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2) 直接的效果</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3) 社会的波及効果</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3 費用対効果</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4 継続性・将来発展性</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 平成25年度社会福祉振興助成事業の重点方針を踏まえた対応</p> <p>①から③の事業については、事業内容を勘案のうえ、次のとおり加点できるものとする。</p> <p>① N P O等が行う活動の立ち上げ支援</p> <p>特定非営利活動法人及び非営利任意団体で団体の創設から2年以上のもの（前身団体の活動実績があつて、現在、特定非営利活動法人化を申請中のものを含む）は1点加点する。</p> <p>② 複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業</p> <p>ア 地域連携活動支援事業は1点加点する。</p> <p>イ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業は2点加点する。</p> <p>ウ 平成24年度において福祉活動支援事業により助成を受けた団体が、地域連携活動支援事業へ応募した場合は1点加点する。</p> <p>エ 平成24年度において福祉活動支援事業もしくは地域連携活動支援事業により助成を受けた団体が、全国的・広域的ネットワーク活動支援事業へ応募した場合は2点加点する。</p> <p>③ 重点的に支援する事業</p> <p>「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」、「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」及び「負困・格差対策」について取り組む事業は2点加点する。</p> <p>(5) 助成の固定化回避等への対応</p> <p>助成の固定化を回避するとともに、公平性・透明性を確保する観点から、次のいずれかに該当する場合は、4点減点する。</p> <p>① 過去5年間（平成20年度～平成24年度）で、2回以上助成を</p>	審査項目	ウエイト	1 事業実施体制		1) 実施者適性	1	2) 連携・協働	1	2 事業の目的、内容及び内容		1) 事業の目的、内容及び内容	2	2) 直接的效果	2	3) 社会的波及効果	2	3 費用対効果	1	4 継続性・将来発展性	1
審査項目	ウエイト																				
1 事業実施体制																					
1) 実施者適性	1																				
2) 連携・協働	1																				
2 事業の目的、内容及び内容																					
1) 事業の目的、内容及び内容	2																				
2) 直接的效果	2																				
3) 社会的波及効果	2																				
3 費用対効果	1																				
4 継続性・将来発展性	1																				

<p>平成25年度社会福祉振興助成事業の選定方針</p>	<p>選定方針のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>
<p>受けた法人又は団体 ただし、(4)②のウ又はエに該当する事業にあつては、この取扱 いを行わない。 ② 国・地方公共団体・独立行政法人等の役員である者又は役員 であつた者であつて離職後2年を経過していない者が、当該助成団 体の管理職以上に就いている場合。</p> <p>4 審査コメント 各委員の意見を適切に審査に反映させる観点から、委員は、最優先で 採択したい又は強く採択を見送るべきと考える事業については、その理 由をコメントするものとする。 また、その他、高く評価できる点、採択に当たつての条件等がある場 合には、その内容をコメントするものとする。</p> <p><b>II 福祉用具の改良開発事業</b></p> <p>1～4 (略)</p> <p><b>III 助成対象事業の選定</b></p> <p>I 及びIIの結果を踏まえ、当委員会の合議により選定するものとする。</p> <p><b>IV その他</b></p> <p>1 助成金の配分 選定された事業は、機構において、重点方針等を踏まえ、予算額の範 囲で効果的・効率的な配分が行われるものであること。</p> <p>2 委員及び専門員の遵守事項 (1) 公平・公正で厳格な審査を行うべきことを常に認識すること。 (2) 審査の公平・公正を確保するため、応募団体の運営に関わるなど 利害関係者に該当する場合は、当該団体の審査に加わることができな いこと。 また、応募団体の役員と親密な個人的関係があるなど利害関係者 に該当すると自ら判断した場合は、当該団体の審査に加わらないこ と。 なお、利害関係者に該当し、審査に加わらない場合は、その旨をコ メントすること。 (3) 審査を行う際に知り得た情報を漏らしてはならないこと。</p>	

## 社会福祉振興助成事業の評価方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という）は、社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という）を通じて、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の絆をつくり直し、支え合いと活気のある地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障害者が地域の中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを助成事業の基本方針としている。

助成事業の評価に当たっては、この基本方針を受け、助成を受けて実施された事業がどのような成果を上げ、社会にどのような影響を与えたかについて、次の方針に基づき行うものとする。

### I 事業評価の目的

- (1) 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- (2) 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- (3) 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- (4) 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- (5) 新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- (6) 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

### II NPO等の福祉活動事業の評価

#### 1. 評価の方法

- (1) 助成団体の評価（自己評価）  
助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成団体が自己評価を実施する。
- (2) 外部有識者によるヒアリング評価  
外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

- (3) 機構事務局によるヒアリング評価  
機構事務局が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

#### (4) 書面評価

(2) 及び (3) のヒアリング評価の対象とならなかった事業について、助成団体が提出した事業完了報告書等に基づき、機構事務局が書面評価を実施する。

## 2. ヒアリング評価対象事業の選定方法

前年度に機構が助成した全助成事業の中から、一定の視点に基づき選定し、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経て決定する。

## 3. 評価の項目・基準

### (1) ヒアリング評価

#### ア. 評価項目

評価項目	評価の視点	ウエイト	
プロセス評価	事業推進姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施のための明確な理念を持っているか</li> <li>・事業に取り組む意欲・積極性は十分だったか</li> </ul>	1
	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内部の実施体制が整っており、専門性を備えているか</li> <li>・有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか</li> </ul>	1
	事業実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的の実現のため、効果的、効率的な手法を用いて実施できたか</li> <li>・事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか</li> </ul>	1
成果評価	アウトプット（直接的成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が計画通りに実施され、予定した成果を生むものとなったか</li> <li>・量的な指標をどの程度達成できたか</li> </ul>	2
	アウトカム（質的成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか</li> </ul>	3
	インパクト（社会的成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の成果が地域や社会へどのようなインパクトを与えたと想定されるか</li> <li>・事業の成果の他地域への広がりがりやその可能性がみられるか</li> </ul>	2

※ウエイトの合計は10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
	8	
A	7	高く評価できる水準にあるもの
	6	
B	5	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	4	
C	3	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	2	
D	1	全般的に多くの課題のあるもの

(2) 書面評価

ア. 評価項目

評価項目	評価の視点	ウエイト
プロセス評価	事業実施体制	1
	事業実施プロセス	2
成果評価	アウトプット (直接的成果)	3
	アウトカム (質的成果)	4

※ウエイトの合計は10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
	8	
A	7	高く評価できる水準にあるもの

B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
	4	
C	3	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	2	
D	1	全般的に多くの課題のあるもの

4. 総合評価

「ア. 評価項目」の項目ごとに「イ. 評価基準」の5段階（SからD）で評価し、レベルのなかでも上位に近いのか下位に近いのかを判定したうえで、各評価項目のスコアを決定する。

各評価項目のスコアに「ア. 評価項目」のウエイトを掛け合わせ、その合計を総合スコアとする。

総合スコアをもとに、次の5段階（SからD）で総合評価を決定する。

総合評価	総合スコア	評価指標
S	90 以上	非常に高く評価できる水準にあるもの
A	70 以上 90 未満	高く評価できる水準にあるもの
B	50 以上 70 未満	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
C	30 以上 50 未満	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
D	30 未満	全般的に多くの課題のあるもの

Ⅲ 福祉用具の改良開発事業の評価

1. 評価の方法

(1) 助成団体の評価（自己評価）

助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成団体が自己評価を実施する。

(2) 外部有識者によるヒアリング評価

外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の専門員が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

2. ヒアリング評価対象事業の選定方法

前年度に機構が助成した全助成事業の中から、専門員の意見を踏まえ、一定の視点

に基づき選定し、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経て決定する。

### 3. 評価の項目・基準及び総合評価

商品化（実用化）の状況、今後の課題と解決方法、今後の展開・方向性などの観点から、次の4段階（AからD）で総合評価を決定する。

総合評価	評価指標
A	当初の目標を上回り遂行できているもの
B	当初の目標をほぼ予定どおり遂行できているもの
C	当初の目標を遂行できているが、一部課題のあるもの
D	さらに努力が必要なもの

## IV 評価結果の活用

### 1. 団体へのフィードバック

ヒアリング評価の結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経たのち、評価を担当した委員、専門員及び機構事務局それぞれの所見を付して、評価対象団体あてにフィードバックすることにより、制度や機構内部の改善のみならず、団体の活動や事業展開の参考にも供することとする。

### 2. 審査への反映

ヒアリング評価により得られた事業の評価結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において共有し、以後の審査の参考とする。

### 3. 優れた事業の普及啓発

評価の結果、特に優れていると認められた事業については、機構ホームページ、広報誌、事業報告会などにより広報することで、全国・広域での幅広い普及啓発を図る。

### 4. 評価結果の公表、助成制度の改善、政策への提言

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会は、評価結果を年度末に事業評価報告書として取りまとめ、機構に報告、提案するとともに、機構は、機構ホームページなどで公表する。

また、機構はその内容に基づき、助成制度の改善に努めるとともに、課題によって国に対して政策の提言を行う。

## V フォローアップ調査

機構事務局は、助成事業終了後から1年又は3年以上経過後に、助成先団体へのフォローアップ調査を実施し、助成事業の継続状況や財源、助成事業による効果や課題などを把握し、助成制度や助成先団体への支援の在り方の継続的な改善などに結びつけることとする。

## VI 委員及び専門員の遵守事項

(1) 委員及び専門員は、公平・公正で厳格な評価を行うべきことを常に認識すること。  
(2) 評価の公平・公正を確保するため、委員及び専門員がヒアリング評価の対象団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体のヒアリング評価を実施できないこと。

また、当該団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体のヒアリング評価を担当しないこと。

なお、利害関係者に該当し、ヒアリング評価を担当しない場合は、その旨を機構事務局に報告すること。

(3) 委員及び専門員は、評価を行う際に知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。

平成24年度分助成事業の審査・採択に係る見直しの概要  
(助成事業における募集スケジュールの変遷)

業務実施年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
従来 (～H20年度)							翌年度事業 募集 9/1～10/31					翌年度事業 内定 3月末
H21年度							22年度事業 1次募集 9/1～10/31	事業仕分け 11/17				
H22年度	22年度事業 1次内定 4/1	22年度事業 2次募集 6/1～30	22年度事業 2次内定 8/1	22年度事業 2次内定 8/1	22年度事業 3次募集 8/16～9/10	22年度事業 3次内定 10/15	22年度事業 3次内定 10/15				22年度事業 4次募集 3/11～16	22年度事業 4次内定 3/18
H23年度	23年度事業 1次募集 2/15～4/15	23年度事業 2次募集 6/1～7/15		23年度事業 1次内定 6/28		23年度事業 2次内定 8/22					24年度事業 募集 2/1～27	
H24年度	24年度事業 内定 4/13									24年度事業 (災害分) 募集 1/10～31		25年度事業募集 3/25～4/22
H25年度	25年度事業募集 3/25～4/22		25年度事業 内定 6/4									24年度事業 (災害分) 内定 2/28

平成23年度社会福祉振興助成事業に関する事業評価報告書（抜粋）

1. 事業評価の方法

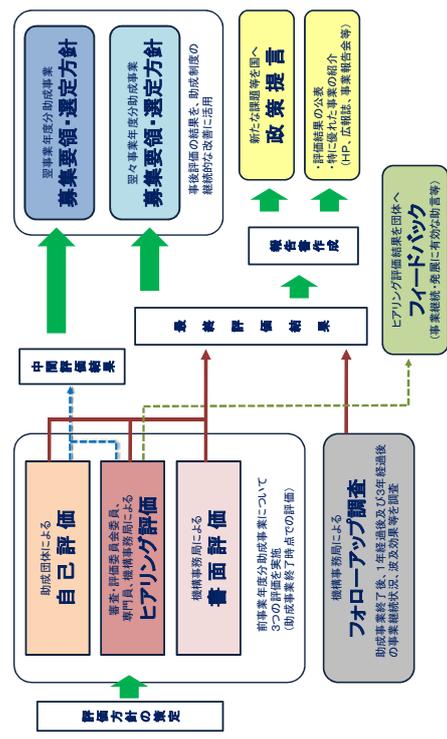
事業評価については、助成事業のプロセスや成果、課題などを適切に評価するとともに、評価成果を翌年度以降の助成プログラムの改善に活かすよう、図1「事業評価の仕組み」のような構成となっている。

まず、前年度に実施した全ての助成事業について助成先団体による「自己評価」を行った上で、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）、福祉用具の改良開発及び普及に係る専門員（以下「専門員」という。）並びに機構事務局による「ヒアリング評価」、及び機構事務局による「書面評価」に基づく評価を行うこととしている。

次に、評価結果を助成事業の選定方針や募集要領等の見直しに反映させるとともに、評価の結果から浮かび上がった新たな福祉課題等について国へ提言し、政策への反映を図ることとしている。

また、評価の結果、成果が特に優れた事業であると認められた事業については、助成事業報告会やシンポジウム、機構ホームページ、広報誌「WAM」等で紹介し、広く周知を図ることとしている。

図1 事業評価の仕組み



2. 今年度評価の概要

(1) 平成24年度における評価方針

平成24年度の評価事業を実施するにあたっては、年度当初の第1回審査・評価委員会において、事業評価の目的や評価の方法、評価の項目・基準などを具体的に定めた「社会福祉振興助成事業の評価方針」（別添）を策定し、この評価方針に基づき、平成23年度助成事業を対象として、各評価を実施した。

また、過年度の助成事業の継続状況や、その財源などを把握し、事業を息長く継続させるために必要な要素などを把握することを目的として、平成22年度助成事業に対してのフォローアップ調査、及び平成20年度助成事業に対する継続フォローアップ調査も併せて実施した。

(2) 評価結果の概要

ア. NPO等の福祉活動事業の評価の概要

① 自己評価の概要

助成先団体による自己評価については、平成23年度に助成を行った538事業の全助成先団体に対して、事業の実施状況を確認するため、自己評価書の提出を依頼した。自己評価の性質上、主観的な評価ではあるものの、総合評価についてはほとんどの事業がB評価以上とし、当初の目的を達成して良好な水準にあると評価している。

全体で見ると、S評価が18.6%、A評価が48.5%、B評価が31.2%、C評価が1.7%、D評価が0.0%で、A評価以上の割合が約7割を占める結果となっている。

表1 平成23年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向

区分	福祉活動支援事業		社会参加促進活動支援事業		地域連携活動支援事業		全国的・広域的ネットワーク活動支援事業		全体	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高い評価である例がある	32	13.4%	19	19.4%	28	22.8%	21	26.9%	100	18.6%
A 高評価である例がある	109	45.6%	51	52.0%	55	44.7%	46	59.0%	261	48.5%
B 良好な評価であるが、一部課題がある	32	38.5%	27	27.6%	38	30.9%	11	14.1%	168	31.2%
C 一部の課題があるが、かなり課題がある	6	2.5%	1	1.0%	2	1.6%	0	0.0%	9	1.7%
D 全般的に多くの課題がある	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	239	100.0%	98	100.0%	123	100.0%	78	100.0%	538	100.0%

② ヒアリング評価の概要

ヒアリング評価については、評価方針に基づき、平成23年度に助成した538事業の中から、審査・評価委員会の審議を経て、次の2つの視点に基づき選定し、9事業（実施率18.4%）について実施した。

- (i) 連携・ネットワークにより実施した事業の効果の検証とともに、事業の成果を助成制度のさらなる改善に反映させるため、「地域連携活動支援事業」、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」及び助成事業の実施により連携・ネットワークの構築が図られている「福祉活動支援事業」とする。

表 8 平成 23 年度助成事業 書面評価の総合評価結果（助成区分別）

区分	福祉活動		社会参加		地域連携		全面広域		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
A 高く評価できる水準にあるもの	22	10.5%	7	7.2%	18	21.2%	8	16.7%	55	12.5%
B 良好な水準にあるが、一部課題のあるもの	168	80.4%	86	88.7%	63	74.1%	38	79.2%	355	80.9%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	18	8.6%	3	3.1%	4	4.7%	2	4.2%	27	6.2%
D 全体的に多くの課題のあるもの	1	0.5%	1	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.5%
計	209	100.0%	97	100.0%	85	100.0%	48	100.0%	439	100.0%

書面評価を行った事業にあっても、助成事業を呼び水として今後どのような波及効果が生まれるか、フォローアップ調査などの手段で継続の状況を確認、現地への訪問等や電話での聞き取りなど、引き続き事業の成長を見守るなどして事業内容を追うこととしたい。

イ. 福祉用具の改良開発事業の評価の概要

福祉用具の改良開発事業については、従来、長寿・子育て・障害者基金による交付金事業として公益財団法人テクノエイド協会において実施していたが、平成 22 年度からは社会福祉振興助成事業として実施しているところである。

事業評価にあたっては、工学等の専門的な知見を必要とすることから、審査・評価委員会は、機構の理事長が専門員として委嘱した工学の専門家や福祉用具に精通した医師などの学識経験者に意見を聴くこととし、国庫補助金の投入に相応しいか、機器が完成したか、改良開発後の商品化・実用化の状況、今後の課題と解決方法、今後のさらなる改良開発の展開・方向性などの観点から、総合的に評価することとしている。

本年度は、平成 23 年度に助成した全 3 事業を対象に、助成先団体による自己評価及び専門員によるヒアリング評価を実施した。

助成先団体による自己評価の結果は、全 3 事業のうち、B 評価が 1 事業、C 評価が 1 事業、D 評価が 1 事業という結果であり、A 評価はなかった。

専門員によるヒアリング評価の結果についても、自己評価と同様の傾向となった。

2. 成果、課題のみられた事例

平成 23 年度の助成事業では、NPO 等の多様な社会資源が有機的に連携・ネットワークを図りながら、地域の実情に応じた様々な課題の解決に向けた創意工夫ある活動を重点的に支援することとした。また、助成テーマについては、行政の普遍的な制度・施策では支援の手の届かない福祉課題を厳選し、この中でも特に「東日本震災で被災された方等の支援」、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」の 4 つのテーマを重点的に支援する事業として、積極的に採択することとした。

本年度の事後評価にあたっては、これらの視点を踏まえ採択された事業について、当初の事業計画が予定どおりに遂行され、期待していた成果が十分に表れているか、さらに助成期間終

(ii) 翌年度以降の助成対象テーマや重点的に支援すべきテーマなど国への提案を行うにあたって、事後評価を通して得られた結果や成果等を反映させるため、機構が重点支援分野に掲げる「東日本震災で被災された方等を支援する事業」、「高齢者などの孤立防止に関する事業」、「児童虐待防止に関する事業」及び「貧困対策に関する事業」とする。

評価にあたっては、1 つの事業について複数の評価者が同時にヒアリングを行い、各評価者の合議により総合評価の結果を決定するというプロセスを踏むことで、より客観的な評価を得るとともに、各評価者からの多角的な助言等を取りまとめることができる体制で実施した。

総合評価の結果は、全体としては、S 評価が 3.0%、A 評価が 45.5% となっており、約 5 割の事業が高く評価できる水準以上にあるという結果であった。

表 3 平成 23 年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（助成区分別）

区分	福祉活動		社会参加		地域連携		全面広域		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	0	0.0%	0	0.0%	3	7.9%	0	0.0%	3	3.0%
A 高く評価できる水準にあるが、良好な水準にあるもの	16	53.3%	1	100.0%	19	50.0%	9	30.0%	45	45.5%
B 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	0	0.0%	0	0.0%	2	5.3%	4	13.3%	6	6.1%
D 全体的に多くの課題のあるもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	30	100.0%	1	100.0%	38	100.0%	30	100.0%	99	100.0%

表 4 平成 23 年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（重点支援分野別）

区分	被災者等への支援		高齢者などの孤立防止		児童虐待防止		貧困対策		その他		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	2	4.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	3	3.0%
A 高く評価できる水準にあるが、良好な水準にあるもの	20	44.4%	9	50.0%	9	45.0%	5	38.5%	2	6.7%	45	45.5%
B 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	19	42.2%	8	44.4%	10	50.0%	7	53.8%	1	33.3%	45	45.5%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	4	8.9%	1	5.6%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	6.1%
D 全体的に多くの課題のあるもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	45	100.0%	18	100.0%	20	100.0%	13	100.0%	3	100.0%	99	100.0%

なお、ヒアリング評価をおとして得られた評価結果などについては、平成 25 年度助成対象テーマ等の見直しに関する国への提案や、「平成 25 年度社会福祉振興助成事業募集要領」に反映し、助成プログラムの改善に活かしているところである。

③ 書面評価の概要

書面による評価は、平成 23 年度の全 538 事業のうち、ヒアリング評価の対象となつた 99 事業を除く合計 439 事業について、評価方針に基づき、機構事務局において実施した。

総合評価の結果は、各助成区分ともに 9 割以上の事業について、良好な水準以上にあるといった評価が得られており、大半の助成事業が当初の事業計画に基づいた一定の成果を上げていると考えられる。

了後の事業の継続性や期待される波及効果など、審査・評価委員会委員によるヒアリング評価を中心に検証を行った。

以下では、ヒアリング評価等の結果において、成果又は課題が確認された事例を取りまとめる。

#### (1) 連携・ネットワークの事例

##### ① 複数団体間の情報共有によって多面的な支援が可能になった事例

生活困窮に陥った若者に対する支援については、これまで、地域に点在する支援団体が横のつながりがないままバラバラに取り組んでいたが、それぞれの専門分野や強みを相互に理解し、お互いの得意分野を把握するための「情報の共有化」を図ることで、それぞれの団体に欠けていた機能を補い合い、若者が置かれている環境や状態に柔軟に対応した多面的な支援を可能にするという事例が見受けられた。

若者の生活困窮の問題に限らず、地域の福祉課題は複雑化・多様化する傾向にあり、多種多様な支援者が個別バラバラに関わるのではなく、支援者同士がネットワークを構築し、「情報の共有化」を図ることによって、支援の幅に広がりを持つとともに、ライフステージや個別の状況にあわせた、より一層効果的な支援が実現できる事例である。

② 様々な専門職や住民が関わることで、精神障害者等の地域移行・定着を支えている事例  
精神障害のある方が病院を出て地域で生活するための仕組みとして、国の施策により地域移行・地域定着支援事業が制度化されているが、当事者が地域で暮らす際のサポート体制が十分機能しているとはいえず、心理的な孤立状態に陥り、退院後に再入院するというケースも少なくない。

このような当事者の地域移行を支援する事例では、病院の医師、看護師、同じ境遇を知るピアサポーター、地域住民などが重層的に関わり合えるよう、助成先団体が「コーディネート」の役割を担い、当事者の目線に立ちながら、当事者と支援者を、あるいは支援者と支援者をつなぐことで地域移行の実績を上げている。更に当事者が病院から地域へ生活の場を変えるだけでなく、当事者サロン→地域サロン→地域行事と、ピアサポーターや地域住民と関わる居場所を段階的に設けることで、病院から地域へと徐々に暮らしの場を移し、地域の中に住み続ける環境づくりに取り組んでいる。

③ 全国規模の団体の組織間の連携に留まったり、被災地の行政や他団体との連携が十分でないことで活動に広がりを感じられない事例

全国規模で活動を展開している団体が支部との連携によって被災地域への支援を行う事業の中には、団体の本部と支部の間での情報交換に留まり、被災地で活動する他の団体や中間支援組織、もしくは現地の行政機関や公的機関との連携がとれなかったことで、助成による成果や効果が社会的な広がりを感じられないケースが一部見受けられた。

被災地域の潜在的なニーズを把握できず、事業の効果を十分に上げることができなかつ

た事例である。

連携・ネットワークには様々な機能・役割があるなかで、ここでは、支援団体同士の「情報の共有化」、専門職と当事者を結ぶ「コーディネート」に関する事例を取り上げたが、何れも多種多様な社会資源とつながりながら事業を進めることで、更に連携・ネットワークの輪を広げ、地域資源との結びつきを強くしている事業であった。そうした意味では、助成先団体が事業計画の段階において予め想定した連携による効果を上回る、プラスの効果が生じているものもあった。

一方で、連携・ネットワークによる事業といたしながら、本部・支部などの団体内の既存のネットワークの範囲に留まったことで、その事業に期待される成果や効果が十分に表れない事例も一部見受けられた。このような事例については、機構事務局が助成実施期間中において事業の進捗を十分確認し、適切な助言・指導や情報提供を行うなどの対応が求められる。

#### (2) 重点的に支援している事業の事例

##### ア. 「東日本大震災で被災された方等の支援」に関する事業

① 巡回バスの運行により点在する仮設住宅などをつなぐことで、避難住民や地域住民が結びつき、住民の自主的・主体的な活動を生み出した事例

高齢の避難住民が多く、不慣れな場所に点在する仮設住宅を、従来から培ってきたコミュニティバスの運行のノウハウを活かすことにより、仮設住宅からスーパー、医療機関などへの外出の機会を提供するとともに定期的なサロンを開設することで、仮設住宅の住民や地域住民との交流の機会を提供する事業では、地元企業、仮設自治会や地元の住民組織、大学、医療機関、福祉関係者、様々な専門家などが連携することで、孤立解消や健康保持・増進だけでなく、住民が自主的に活動できるような多面的な支援を実現していた。

更にこの活動では、主体はあくまでも地域住民であり、住民が自ら課題を解決するための後押しとなるようなスタンスで事業が進められたことで、仮設住宅や地元の主婦層が中心となった新たな自主活動が生まれるといったシナジー効果も表れている。

② 被災地域の風土や被災した住民のニーズを十分考慮しないまま団体本位の活動を行ったことで、ミスマッチが生じた事例

被災した高齢者のパソコンや携帯電話など情報機器の利用状況などを十分に把握しないまま、Webを活用した健康管理ツールの提供を行ったが、ITなどにあまり馴染みがなく、利用を希望する高齢者が少なかったため、期待した成果を上げられない事例も見られた。

仮設住宅などで生活する高齢者の健康管理をはじめ、被災地の多様なニーズに応えようと様々な団体やボランティアが支援活動を行っている。しかし、地域の風土や対象者の特性を考慮しないまま、支援者側のノウハウを一方的に提供することで、被災者のニーズと支援の間にミスマッチを生む結果となっているものも見受けられた。

今後の支援にあたって、より適切なものとなるための課題が示されたものであり、改善に活かしていきたい。

本年度の事後評価の対象となった被災された方等への支援に関する事業では、震災直後の復旧期から復興期にさしかかる間に、避難所や仮設住宅で生活する方々、あるいは県外で避難生活を送る方々に対して、移送サービスやサロンの開催など、震災によって分断された人と人をつなぐ支援が多く見受けられた。

震災から2年が経過し、復興期とも呼ばれる時期にはあるが、未だに目に見える進捗の感じられないまま仮設住宅等で暮らし続ける被災者も多く、アルコール依存や虐待、自殺などといったリスクが高まることも予想される。また、民間アパルト等の借り上げによる、いわゆる「みなし仮設」に避難されている方々に関しては、地元の自治体や社会福祉協議会も情報を把握仕切れておらず、十分な支援の手が行き届いていないとは言えない可能性もある。

今後、ますます多様化・個別化するであろう被災者のニーズに対しては、多様な担い手が連携・協働しながら、復興期から次の段階に向けた中・長期的な支援が求められる。その意味でも、本助成事業の果たすべき役割は大きく、引き続き支援を行っていかねなければならぬと認識している。

被災地においては、震災直後から現在の復興期に至るまで、段階に応じた様々な支援が行われている。本助成事業においても、平成23年度の1次募集以来、様々な被災地への支援に助成を行っているが、事後評価において認められた多くの優れた事例だけでなく、一部失敗事例も含め、事業の効果や失敗の原因など得られた情報を整理し、助成先団体の助言等に活用する必要があるものと考ええる。

#### イ。「高齢者などの孤立防止」に関する事業

##### ① 商店街の空店舗を拠点に、障害者が担い手となり、高齢者の配食サービスや地域交流サロンの運営を行うことで、地域の活性化に取り組む事例

商店街や町会の協力を得ながら、商店街の空き店舗を活用したフリースペースを拠点に、障害者が担い手となり、外出が困難な独居高齢者への配食サービスや安否確認、地域で暮らす方々が気軽に参加できるサロンの運営を行うことで、高齢者の地域からの孤立防止と、精神障害者の就労の場づくりの双方に効果が表れている事例が見られた。また、フリースペースの運営だけでなく、夏祭りや避難訓練など地域の行事への計画的な参加によって、高齢者や障害者、地域住民が同じ時間を共有し、利用者同士のつながりを深めており、高齢者や障害者が地域住民として自然に参加できる工夫などは、孤立を防止する有効な手段として期待される事例である。

##### ② 限界集落で生活する独居高齢者の見守り活動から、地域の多世代が互いに支え合うネットワークの構築に発展した事例

地域の婦人会が中心となり、限界集落の独居高齢者や高齢者世帯の見守り活動に加え、

点在する集落から多世代の住民が参加できる交流会を開催したことで、地域の過疎化や高齢化といった課題について参加した住民の関心が高まり、集落間の住民がお互いに支え合うネットワークの構築につながっている事例が見られた。

山間部の婦人会が立ち上げたこの事業をきっかけに、地域の活性化に取り組み気運が高まり、現在では、新たに創設したNPO法人がこの事業を承継し、町づくりの一環として継続されている。

高齢者や障害者などの孤立防止に関する事業では、配食やちょっとしたご用聞きなどのサービスを通じた見守り活動や、地域住民との交流の場を提供するサロンの開催など、NPOならではの様々な工夫が施された活動が、徐々にではあるが全国各地に広まりつつある。

また、前述の事例にもあるように、これらの活動の中には、高齢者や障害者などが支援の受け手となるだけでなく、支援の担い手として各々の持っている「力」を発揮する活動に発展しているケースも見受けられ、当事者自身が地域の中で役割を持つことで、社会参加や自立生活、就労支援の側面からの効果も期待される。

#### ウ。「児童虐待防止」に関する事業

##### ① 多職種による、当事者を中心とした意識調査、支援セミナーを通じて、薬物依存症女性の子育て支援のネットワークが広がった事例

これまで注目されにくかった薬物依存からの回復支援と、児童虐待防止という両面からの課題解決に着目し、児童福祉、教育、医療、子育て支援などの生活全般の課題について、これまで当事者に対して別々にアプローチされがちであった支援を、それぞれの分野がつつながり合い、多領域から成るネットワークを構築する事例が見られた。

薬物依存という問題と、ハイリスクな親をもつ子どもの問題を、双方の観点から可視化することで、これまでになかった当事者本位の多面的な支援につながることが期待される事例である。

##### ② 専門性の高いネットワークによって、地域の特性に配慮した子育て支援プログラムの開発に取り組む事例

家庭訪問によって虐待防止につなげる事業では、行政の専門職、家庭訪問の実践者、研究者などの専門家が連携しながら、海外において虐待の防止効果が実証されたプログラムを用い、潜在的なリスクをもつ家庭を早期に発見し良好な親子関係を築くため、地域の特性に配慮したモデル的な支援プログラムを試行する事例が見られた。

出産後間もない家庭を、行政や地域の子育て支援団体が連携し、保健師に家庭訪問員が同行して育児に関するきめ細かな助言等を行うことで、その後のスムーズな家庭訪問支援を実現させ、当事者の家庭にあるリスクを早期に見つけ出している点は注目される。

③ 虐待防止における親支援の必要性の認知度が未だ低く、事業への理解や参加者が思うように得られていない事例

児童虐待防止の実践活動など地域に根差し取り組んできた団体が、支援の対象地域を広げ、子育て支援に関わる専門家や子育て中の親を対象に、親支援に関するセミナー等を開催したもの、参加者の数が伸び悩み、十分な効果が得られていないと思われる事例も見られた。

親支援の必要性について、地域の子育て支援の専門家や住民に、未だに十分な理解を得られていないことも要因と考えられる。このような事例では、支援の必要性や事業の実施による効果などについて、地域住民等の関心を高めるための広報活動が今後の課題である。

前述の事例のように、親が薬物依存症の世帯や精神疾患などの障害を抱えている世帯、ひとり親世帯など、制度・施策をまたがった対応が必要な世帯では、社会資源へのつながり難さや制度間の連携が不十分なことから、世帯そのものが地域から孤立しやすく、生活の困難さや育児ストレスによる児童への虐待も多々みられる。また、このようなハイリスクな家庭に限らず、核家族化や近隣住民とのつながりの希薄化によって、若い母親などが子育てのスキルを持たないまま孤独な子育てを行っている家庭も多く、虐待のリスクは、今や一見普通の家庭においても高まっている。

虐待による児童の死亡事件は後を絶たず、メディアの報道などによって国民の関心は高まりつつあり、社会的養護を必要とする児童への制度・施策も増えている一方で、親への支援の必要性については未だに関心の低さがうかがえる。本助成事業では、引き続き、ハイリスクな家庭への支援とともに予防的支援の視点を持った活動も注目すべきテーマであると考えられる。

## エ. 「貧困対策」に関する事業

① フードバンク事業を通じ、地域の様々な社会資源が連携・協働することで、行政だけでは不可能だった予防的な支援を実現した事例

地元企業や商店、農家などから、品質には問題ないが包装不備などで商品価値を失った食品や規格外作物を無償で譲り受け、生活困窮世帯にこれらの食品を提供するフードバンク事業では、行政や民生委員、地域の団体はもとより、企業などとの連携によって、行政だけでは不可能だった生活保護や野宿生活に至る前の予防的な支援としての効果が見られ、結果として、活動地域の生活保護費の増加の抑制にもつながる事例が見られた。

この事例は、平成22年度及び平成23年度の連続助成によって事業の立ち上がり時期を財政面から支えたことで、支援の対象地域が更に広がるとともに、地域における団体の信用度や活動の認知度が上がり、連携・協働する機関・団体が増加することで継続性・安定性につながった一例であり、一層の効果を上げているものと考えられる。

② 社会的に十分認知されることの少ない若者ホームレスの問題を可視化し、有機的なネットワークの構築によって、若者の状況に応じた自立支援に取り組む事例

この事例では、若者支援や障害者支援、児童養護施設出身者の支援など、生活困窮に陥りやすいと思われる分野の支援者が、ホームレス問題の現状を共有し、問題解決に向けたネットワークを立ち上げることによって、生活困窮に陥った、あるいは陥る恐れのある若者の状況に応じた、心的ケア、住まいの確保、居場所づくり、就労など様々な支援を行う体制を構築するものである。

リーマンショック後、20代、30代の若者ホームレスや「ニート」や「ひきこもり」といった生活困窮の予備軍が増えているが、いったんホームレスになってしまった若者がその状態を抜け出し、再び担い手として社会に復帰するためのサポート体制は少ない。このネットワークの立ち上げによって多面的な支援が可能になるとともに、若者ホームレスの予防的な効果も期待できる事例である。

生活困窮の問題は、近年、長引く経済情勢の悪化などによって若年層にも広がり、誰もが陥りかねない状況になりつつある。

前述の事例のように、「ニート」や「ひきこもり」など、これまで社会的に十分認知されることの少なかった若者の生活困窮の問題は、貧困・格差対策の一環として行政の施策においても重点課題に位置付けている。

本助成事業においても、若者の生活困窮の問題を深刻な福祉課題ととらえ、生活困窮の若者のステータジに応じた多様な就労支援、自立生活の支援に関する事業を次年度の新たに設定すべきテーマであると考えられる。

## 3. まとめ

平成23年度助成事業の自己評価、ヒアリング評価、書面評価などを実施した結果から、ほとんどの助成事業において、概ね当初の事業計画に沿った事業の実施、事業目標の達成が為されていることが確認された。特にヒアリング評価の結果では、一定の水準以上の成果を上げていることが認められた。

これらの事後評価の結果については、次年度以降の助成先選定や助成事業の仕組みそのものの改善に反映するなど、この評価事業の目的たるPDCAサイクルによる継続的な事業改善に活かすことが求められている。

以下においては、こうした結果などを基にしつつ、今後機構が取り組むべき課題や助成事業の方向性について、審査・評価委員会として提起していくこととする。

### (1) 平成23年度助成事業から見えてきた課題

#### ① 事業成果の取りまとめ及び公表、普及のあり方

国庫補助金による助成が、他の団体や地域への同様の事業の普及、発展を主眼の一つとし

ていることを考えるならば、事業を着実に実施することと併せて、その事業成果を的確に取りまとめ、然るべき関係団体や関係機関等に対し配布・情報提供するなど、積極的に情報発信していくことが重要である。

しかしながら、助成事業の中には、先駆的な事業を実施しても、その取組み内容や成果について適切な取りまとめ、公表が行われず、団体内の成果に留まっている事例や、成果物の配布先や配布部数あるいは情報提供方法について十分な検討が行われていない事例が一部見受けられた。

この点については、本年1月に、機構事務局が平成24年度助成事業の助成先団体を対象に開催した「助成事業完了に伴う事務説明会」において、事業報告書の作成及び公表の必要性等について周知を図ったところであるが、機構事務局は、引き続き、助成先団体への助言・指導に努めるとともに、募集の要望に当っては、助成先団体が、助成事業のシーズ効果あるいは社会的波及効果を高めるような事業成果の取りまとめや公表、普及のあり方について十分留意して事業を企画するよう周知徹底を図る必要がある。

## ② 計画時から事業実施期間中における助成団体への助言・指導、情報提供等

本助成事業では、NPO等が行う活動の立ち上げ支援についても重点的に助成を行うこととしているが、行政の補助又は委託による事業や助成事業等の遂行経験の乏しい小規模な団体、あるいは専従の事務スタッフを配置せずボランティアのみで構成されている草の根団体などの場合は、本助成事業のように比較的規模の大きな事業の企画や事業進捗のマネジメントに関する経験は一般的に少ない。また、経験の豊富な中規模以上の団体であっても、助成事業を遂行することに重きを置きあまり、事業実施期間中の経理処理や進捗管理などがおざなりになり、当初計画時に期待された成果を十分に上げられていない事例も一部見受けられている。

平成23年度においては、541件の団体に約20億円の助成を行い、その2割程の事業について審査・評価委員会委員、専門員及び機構事務局がヒアリング評価を実施している。また、機構事務局では、助成相談窓口の設置等による企画段階の助成相談、助成先団体を対象とした事務説明会の開催、助成期間中の進捗状況調査における助言や事務指導、メールマガジン「WAM助成通信」の配信を通じた情報提供など、様々な場面で工夫を凝らしながら助成先団体等へのフォローアップを行っているところである。

こうした各種のフォローアップは、事業の計画段階、事業実施期間中、助成終了後など、それぞれの段階に合わせた助言・支援が可能である。ヒアリング評価の際だけでなく、助成相談、事業実施中の進捗状況調査などの時々の機会を捉え、助成事業に携わる職員が連続性を持った支援を行うべきといえる。同時にこうした機会は、他の団体の支援のための情報収集や連携・ネットワークの構築の基礎にもなる。

特に、助成期間中のヒアリング調査を含む事業の進捗管理は、事業計画及び資金計画の遂行といったマネジメントの観点からのアドバイスも行うことで、適正な目標遂行管理、資金管理を誘導するばかりでなく、組織運営における育成の効果も期待できるといえる。

助成先団体から提出された自己評価書やフォローアップ調査の記述、ヒアリング評価の際などにおいても、多くの団体、特に地域で活動する団体が、他の助成財団を含めた助成情報をはじめとする財源確保の方法や、制度・施策の動向、先進事例やそのノウハウなどの情報提供を求めていることがわかる。

今後は効率化を図りながらも更にこうした活動に力を入れ、実施方法を一層工夫することにより、公費による助成の適正な執行に努めるとともに、助成を受けた団体に對するアドバイスを行うことで、確実に利用者の利便やサービス向上につなげ、より大きな成果をもたらされるような支援をする必要がある。

そのためには、当然ながら機構事務局の専門性の一層の向上が必要である。米国や国内の一部の助成財団などでは、いわゆるプログラム・オフィサーやフアンドレイザーと呼ばれる専門スタッフが配置され、事業の企画段階から助成事業の実施中、助成終了後のフォローアップまでの期間を通じて、事業や団体の発展過程に合わせた助言や情報提供など側面的な支援を行うことで、事業の成果をより高めている事例も見られる。

審査・評価委員会においては、予めよりプログラム・オフィサーの導入に向けた検討について提起しているところであるが、現在の機構事務局は、限られた人員で助成応募の受け付けから助成事業の選定に係る事務、助成事業実施後の事業評価に加え、国庫補助制度による適正な執行管理も求められており、現状では、前述のような専門スタッフを配置する状況にはない。

しかしながら、助成事業に関わるスタッフは少なくともプログラム・オフィサー又はフアンドレイザー的な視点を持って、より顧客ニーズに沿った連続性のある支援を行うべき役割を担っており、助成事業を充実・発展させていくためには、一層の業務の効率化を図るとともに、適切かつ最大の効果を上げられるような支援のできる専門性と顧客本位の事務局体制の整備が、今後は必要になると認識を持っている。

## (2) 助成制度の改善・充実に向けた今後の在り方

以上のような課題を踏まえ、一層の改善・充実に向けて助成事業、評価事業を通して、具体的に実施すべき事柄について、審査・評価委員会として以下の通り提起する。

### ① 評価結果の更なる活用

前述のように、ヒアリング評価時以外にも助成相談、事業実施中の進捗状況調査など、その時々々の機会を捉え、助成事業に携わる職員が連続性を持った支援をより積極的に実施していくに当たっては、これまで以上に、評価事業を通して得られた結果やその集積データ、優良な事業事例やそのノウハウなどを、助成先団体の運営や事業に巧みに還元し、資金助成だけでなく、助成先団体の体力を強化するとともに、利用者サイドに沿った支援を実現させる必要がある。

したがって、評価によって得られた知見や普遍化され得るチェックポイントなどは、PDCAによる内部改善に活かすことはもとより、他の助成団体やその先のエンドユーザーのためのサービス向上を見据えた支援に活用する必要がある。

具体的には、これまでの評価やその集積に加え、優良事例とそのノウハウ、あるいは失敗事例などをまとめた実践事例集や、経営や事業運営に活用できる数的データなどの可視化による参考指標の提供などが考えられる。これらは、ヒアリング評価などを通して得られるものも多いほか、数的データ等については、助成申請書類、精算報告書、自己評価表などの既存様式で得られるものも多い。

## ② 外部委員、関係機関等の知見・情報の更なる活用

審査・評価委員会によるヒアリング評価の結果については、それぞれの専門的な見地からの指摘として特に重視し、次年度以降の助成先選定や助成事業の仕組みそのものの改善に反映するなど、この評価事業の目的たるPDCAサイクルによる継続的な事業改善に活かすことが求められている。

特に、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」については、助成金額も大きい傾向にあり、事業規模から大きな効果が期待される反面、それだけ社会的責務も重く、効率的な資金の活用が行われなかった場合のリスクも大きい。限られた資金の適正配分や、専門性の高い助言を実現させるためにも、外部の識者による専門的な見地からのアドバイスが不可欠であり、それが効果的な評価と適切な選定に結びつくものと考ええる。

また、民間福祉活動をめぐる様々な環境の変化などを踏まえ、行政と民間の中間に位置する機構の特徴を活かしたより効果的の時宜にかなった助成を実現するためにも、高度に専門性を有する選定・評価のための外部委員やアドバイザーなどには欠かせない。

前述のように、事業の計画から、助成期間中、助成終了後まで、各段階における多様な支援を一層積極的に実施するためには、当然ながら機構事務局の専門性の更なる向上が必須であり、このような外部の人材には、職員に対しての専門的な見地からのスーパーバイズの役割も期待される。

また、民間助成財団や中間支援組織等の専門機関からの情報や知見を日常的に得ることも、助成先団体への支援の基となる情報収集や機構事務局の専門性の向上につながるばかりでなく、助成の在り方やその見直しのために重要となると思われる。

## ③ 積極的で多様な支援の実施

前述のとおり、助成応募の手続きの際の助言や助成後のヒアリング評価等はもちろんのこと、事業の企画段階の相談、助成事業実施中や助成終了後も、その時々々の助成金配分だけでなくさまざまな団体や活動への支援を一層強化することが、事業の継続や団体の運営の安定化、発展に寄与すれば、結果的に助成金の効果をさらに高めることにつながる。

具体的には、「事業や団体の発展に役立つようなデータや情報、優良助成事例やそのノウハウの紹介、機構の事業・サービス情報、全国の動向や他の助成制度などの情報提供」、「計画段階、助成事業期中、助成終了後など各段階での相談・支援」、「類似の事業を行っている団体同士や異業種間の紹介や連携づくり」などが考えられる。

さらに、こうした支援を続けていく中で発見した課題やニーズについて、調査を実施した

り、助成すべき事業や団体、分野などを見つけ出し、以降の助成の在り方や方向性に結び付けるといったことも考えられる。

例えば、「フォローアップ助成」や「複数年助成」や「複数年助成」、普及が必要な事業や、新たに発見した課題やニーズをテーマとする調査事業などをモデルとして示して実施団体を募集する「モデル事業」など、新しい助成メニューへの発展の可能性も考えられる。

## ④ 機構事務局の専門性の更なる向上

これらの多様な支援の実効ある実施のためには、当然ながら機構事務局の専門性の向上が一層不可欠であり、不断の努力が要求される。前述のような、プログラム・オフィサーやアンブレラーのような視点を持って、より顧客ニーズに沿った連続性のある支援を行うためには、高い専門性が要求されることとなる。

そのためには、研修などによる知識の修得も重要だが、より事務の効率化や簡素化を進めながら、助成先等の民間福祉活動の実践現場の実情に耳を傾け、情報交換などを行うことで、座学では得られない地域の福祉課題や団体・事業の運営の実情などについての知見をこれまでに以上に深めることが重要である。

## おわりに

独立行政法人福祉医療機構では、昭和63年度の長寿社会福祉基金の創設に始まり、これまで約25年にわたり、NPOなどの民間福祉活動団体による約13,000件の事業に対し、総額700億円にのぼる助成を行ってきた。

この間、高齢化や少子化の急速な進展、経済成長の停滞など、様々な社会的、経済的環境の変化が起こった。それに伴い、地域における福祉課題も多様化、深刻化するとともに、介護保険制度や障害者自立支援法の施行、その後の改正などにより、民間福祉活動を取り巻く環境も急激に変化した。

こうした中で、NPOやボランティアなどの市民による自発的で柔軟性のある活動が、各地で実績をあげることによって、地域を持続可能性が維持され、地域の再生に向けた新たな人と人との結びつきが生まれている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者等への支援においても、NPOやボランティアなどの迅速で柔軟な行動力によるきめ細かな活動が、これまでの被災地の復旧・復興の下支えとして大きく貢献してきた。

今後も、長期にわたる社会的・経済的な打撃が人々の生活にもたらす影響によって、様々な新しい福祉課題が生まれてくることが予想されることから、被災地域のコミュニティの再構築に向けた取り組みには、NPOやボランティアなどによる住民主体の支援活動がより一層求められる。被災地に限らず、地域における福祉課題の多くは個別性が高く、かつてのよう行政による普遍的な施策のみでは対応が困難なものが増えている。そうした中において、NPOなどの民間福

ヒアリング評価 事例①  
 特定非営利活動法人 NPO ほうらい  
 『バスを通じた仮設住宅コミュニティ事業』

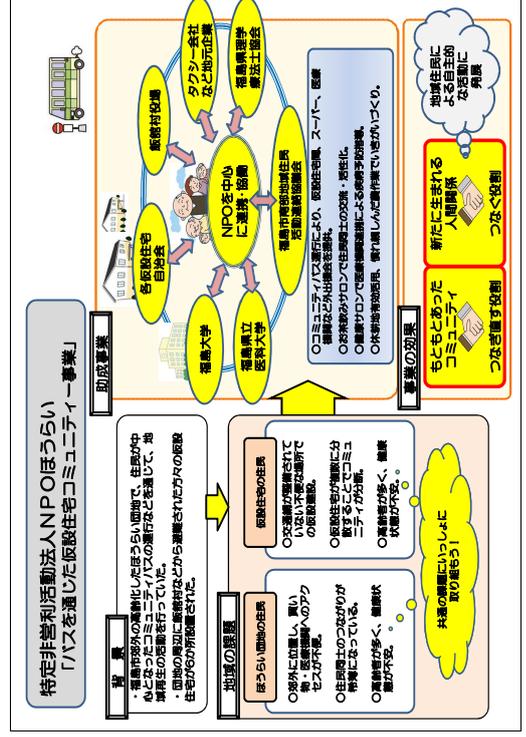
震災の影響によって、計画的避難区域に指定された「飯館村」から多くの避難者が福島市南部の複数の仮設住宅に分かれて入居することとなったが、交通網の整備のない不便な土地であったため、住民同士のつながりが希薄になることや、高齢者の閉じこもりなどによる健康状態の悪化が懸念されていた。

このようなか、団体が今まで培ってきたコミュニティバスの巡回による孤立防止のノウハウを活かし、複数の仮設住宅間をバスで巡回するとともに、「お茶のみサロン」、「健康サロン」、「休耕地有効利用」といったコミュニケーションの場の提供することで、避難する前のコミュニティの再生・維持と、避難先の近隣住民との新たな人間関係をつなぐ事業である。

【外部有識者の評価コメント】

仮設住宅においては、ある程度の福祉的な支援の手が行き届いていた避難所での生活とは異なり、さまざまな生活面での課題が浮き彫りとなっている。この事業では、ほうらい・松川・飯野の三地区の仮設住宅において、移送サービスを手段として、もともとあったコミュニティの人間関係を「つなぎ直す」という成果と、新しく知り得た方々の人間関係を「つなぐ」という成果、この両方が見られた事業として評価される。特に、主体はあくまでも地域住民であるという前提のもと、住民が、自らの課題を自ら解決するための後押しとなるようなスタンスで事業を進められたことは注目に値する。また、対象となった助成事業をきっかけに、地域の主婦層が中心となった「かあちゃんプロジェクト」をはじめとして、事業のシナジー効果が見られたことも成果の一つであると思われる。

被災地域での福祉的な支援の課題は、行政が実施している現状の被災者支援に関する事業が終了した際の支援の切れ目はどう対処するかということであるが、ここに、行政には担えないNPOによる支援の連続性の強みがある。今後、実績を成果として広く一般に伝えていただきたい。活動のなかで不足する被災者への支援・課題についても発信していきたい。



社団体による温かみのある血の通った活動は、単に制度やサービスの隙間を埋めるだけでなく、地域における連携・協働の提案者や「ハブ」となり、新たに生まれるニーズに柔軟に対処し、あるいは失われつつある地域や家族のつながりをつくり直すことを通して、地域社会の再生のために欠かせないものとなっている。

こうした地域社会の再生のための活動の芽を絶やすことなく、一層後押ししながら、新たなニーズや課題を必要政策へつなげざるを得ないためにも、助成制度の在り方とともにこの事業評価の真価もさらに問われていくと見える。

国庫補助金という限られた資金を有効に配分し、最大の効果を上げるためにも、ヒアリング評価等を通じて助言や情報提供など、様々な側面的支援を併せて行うことで、助成事業の質を高め、効果の最大化を図っていくことも重要である。

機構は、平成25年度に基金の創設から25年目を迎え、また、独立行政法人設立から10年の節目の年を迎える。この間、機構の助成制度は、助成の財源や規模、枠組みなどを変えながら、NPOなどの民間活動への助成を通じ、自主性・主体性をもって政策の補完や下支え、民間福祉活動の振興などの役割を果たしてきた。

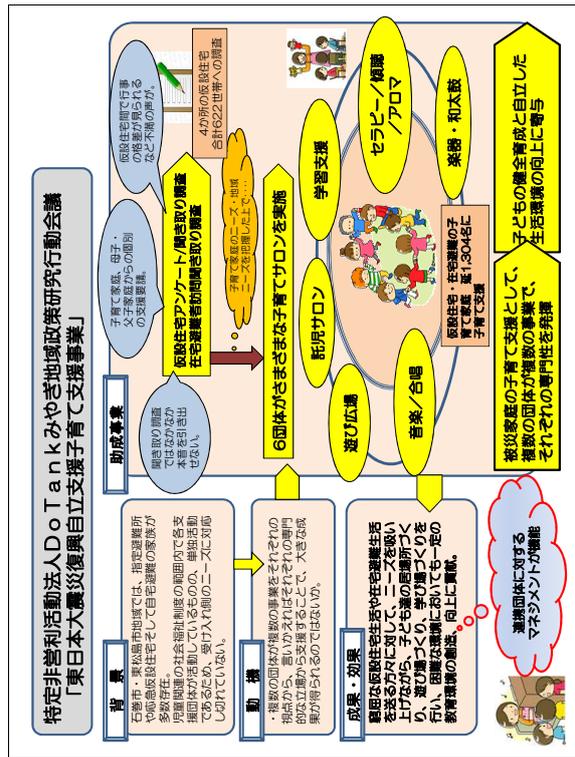
国庫補助制度による制約や財源の規模などが縮小する状況の中にあっても、行政と地域や福祉現場の中間に位置する機構ならではの立ち位置や役割を十分活かしながら、新たな発想の基に、時代のニーズに合致した助成制度の構築に取り組みすることで、より大きな効果を社会全体にもたらしていくことが求められる。

最後に、機構がこれまで約25年間の助成実績とノウハウを活かし、時代の要請に即した、民間福祉活動に対する支援を一層展開することを期待し、本報告書の結びとする。

ヒアリング評価 事例②  
 特定非営利活動法人 Do Tank みやぎ地域政策研究行動会議  
 『東日本大震災復興自立子育て支援事業』

震災によって被害を被った宮城県石巻市、東松島市地域では、震災直後から避難所や仮設住宅、自宅などで避難生活を送っている子育て中の家庭に対して、子育て支援を行う各団体がそれぞれ単独で支援活動を行っていたが、受入れ側の細かなニーズに対応し切れないという課題を抱えていた。このため、地元の子育て支援団体が連携し、それぞれの子育て家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことを目的として、仮設住宅や在宅避難家庭に聞き取り調査を行い、被災した子育て中の家庭のニーズを把握したうえで、託児サロン、学習支援、遊びの広場の実施など、さまざまな子育てサロンを実施したことで、子どもの健全育成と自立した生活環境の向上を図った事業である。

【外部有識者の評価コメント】  
 派手さはないが、視点のしっかりした、専門性も高い取組みであったという印象である。被災地支援を一過性に終わらせることなく持続させるには、支援活動を街づくり活動、地域づくり活動の文脈に乗せることが大事だが、この取り組みはその点でしっかりと仕組みを持っていた。援助活動の限界についても自覚的で、連携についても積極的である。  
 今後にも期待したいが、報告書はそれに見合う具体性が十分でないように思う。特に支援を必要としている子どもたちの活動の具体とその効果等が十分に明らかになっていないことが残念であった。しかし、一貫した冷静な姿勢は評価に値すると思われる。

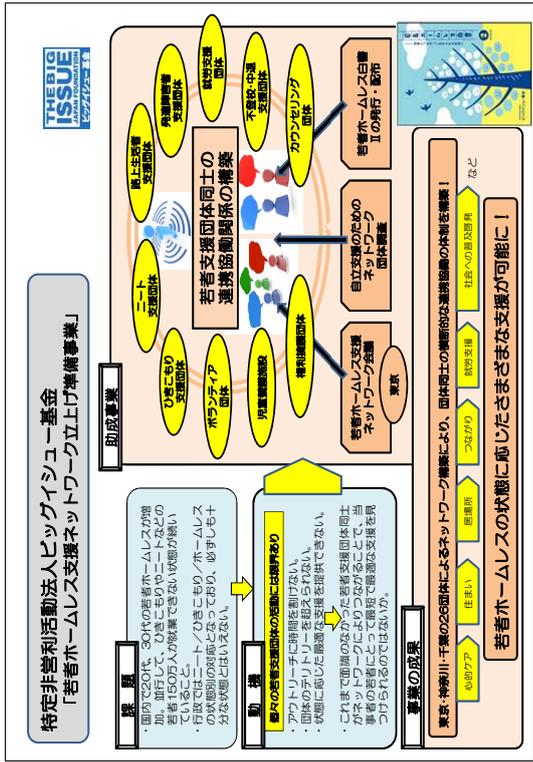


ヒアリング評価 事例③  
 特定非営利活動法人 ビッグイシュー基金  
 『若者ホームレス支援ネットワーク立上げ準備事業』

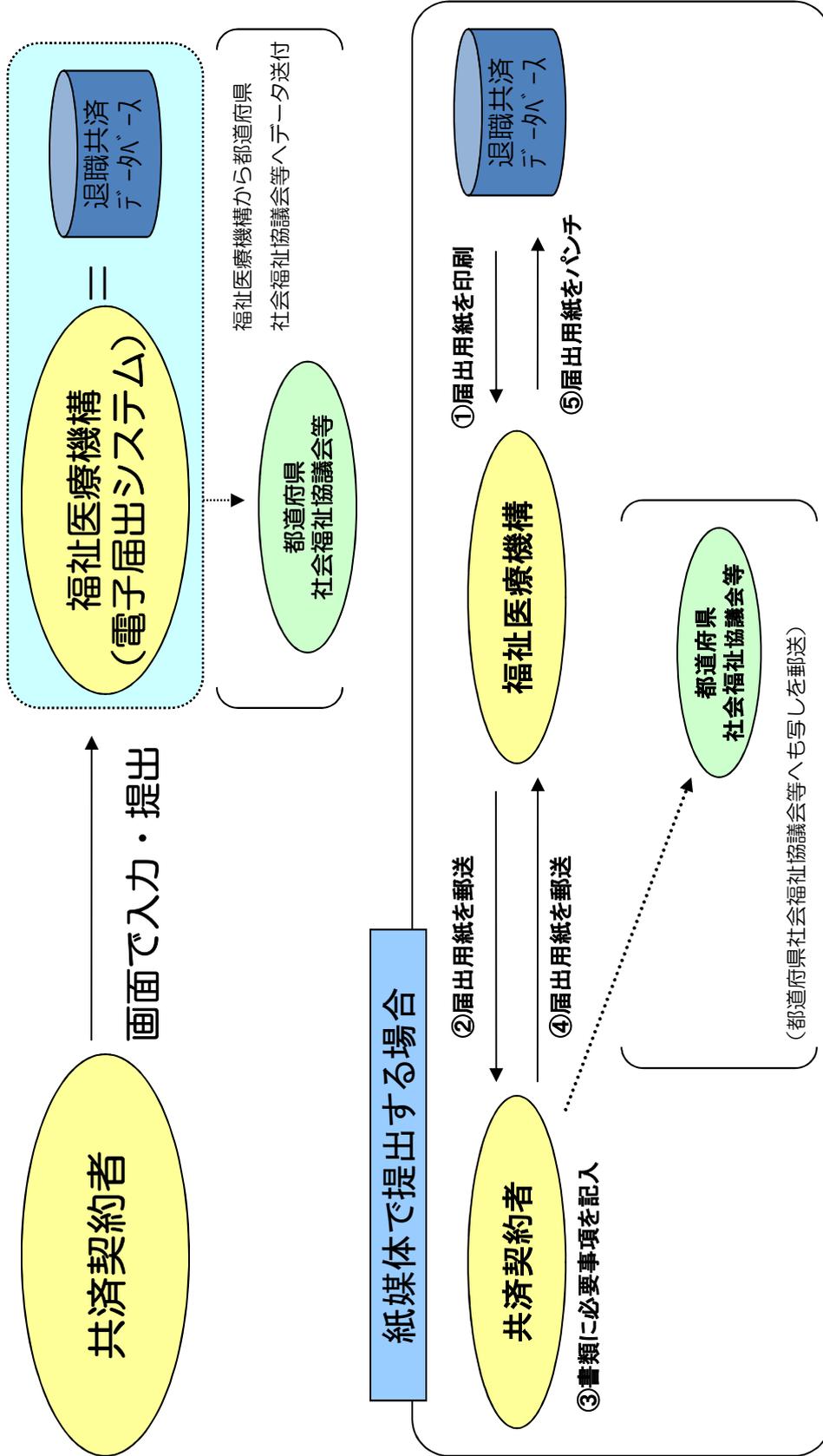
リーマンショック後、20代、30代の若者がホームレスとなつてやむを得ず支援を求めるケースや、ホームレスの予備軍が増えている一方で、いったんホームレス状態になってしまった若者がその状態を抜け出し、再び担い手として社会復帰するためのサポート体制は十分に整備されていない状況にあることから、これまでホームレス支援を行ってきた団体が、若者支援や障害者支援、児童養護施設出身者の支援など、ホームレスになりやすいと思われる分野で若者を支援する専門家とともに、問題解決に取り組めるようなネットワークの構築を目指すものである。

事業では、まず、若者支援の民間団体へのヒアリング調査によって、自立支援の先行事例や支援団体のニーズを把握したうえで、民間団体同士を結びつけるための「若者ホームレス支援ネットワーク会議」を立ち上げ、お互いの課題や専門性を共有して効果的な連携・協働の体制づくりを構築するとともに、ネットワーク会議における議論をまとめた「若者ホームレス白書2」を発行・配布することと、若者ホームレスの状態に応じた支援の体制づくりと普及啓発を行っている。

【外部有識者の評価コメント】  
 社会的に十分に認知されることの少ない若者のホームレス支援を取り上げ、この問題の解決のために中長期的な視点に立って、ネットワーク立上げの準備作業を始めたことの意義は高く評価される。特に、これまでばらばらに活動して連絡調整の少なかった支援者団体の有機的な結合によって、それぞれの団体に欠けていた機能を補うことができる手掛かりを得たものと判断される。本事業が高齢者ホームレスと違い、社会的に注目されない若年ホームレスの問題を可視化するための一歩とはなつたと思われる。なお、申請書で被災地との関連について記してあったが、この点がプレゼンテーションで十分説明がなかったのはやや残念である。ただ、それを考慮に入れても、全体的に高く評価できる成果を上げている。



# 退職手当共済電子届出システムの概要



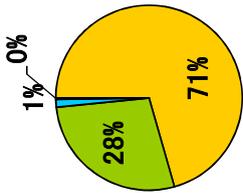
平成25年度電子申請 アンケート (平成25年6月13日時)

アンケート提出者数: 4455  
(白紙回答除く)

Q1. お客様に対する当機構職員の言葉づかい、対応はいかがでしたでしょうか?

1. 満足	2952
2. やや満足	1122
3. やや不満足	55
4. 不満足	11

- 1. 満足
- 2. やや満足
- 3. やや不満足
- 4. 不満足



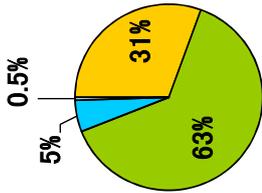
3.4. を選択された方は理由をご入力ください。

→「(別紙)平成25年度電子申請 アンケート  
自由記載内容一覽」参照

Q2. 電子届出システムへのログイン(WAM NET 画面でID・パスワードを入力後、共済契約者番号を入力し電子届出システムトップページを表示させること)は分かりやすかったですか?

1. とても簡単だった	1356
2. 簡単だった	2818
3. 難しかった	242
4. とても難しかった	23

- 1. とても簡単だった
- 2. 簡単だった
- 3. 難しかった
- 4. とても難しかった



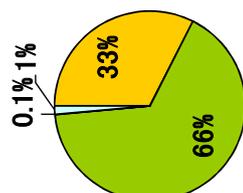
3.4. を選択された方は理由をご入力ください。

→「(別紙)平成25年度電子申請 アンケート  
自由記載内容一覽」参照

Q3. 電子届出システムをご利用いただく際には、情報セキュリティの保持、個人情報保護の観点からご利用者様毎にIDとパスワードを設定させていただいております。このうち、パスワードについては、現在6か月毎に更新をお願いしておりますが、何かご意見はございますか。

1. もっと更新期間を長くすべき	1420
2. 現行の6か月更新に妥当	2912
3. もっと更新期間を短くすべき	3
4. その他	62

- 1. もっと更新期間を長くすべき
- 2. 現行の6か月更新に妥当
- 3. もっと更新期間を短くすべき
- 4. その他



別紙参照

1.3. を選択された方は、要望の更新期間を、

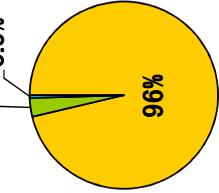
4. を選択された方はご意見をご入力ください。

→「(別紙)平成25年度電子申請 アンケート  
自由記載内容一覽」参照

Q4. 複数の共済契約加入施設・事業を経営されている共済契約者のご担当者の方へ、電子届出システムを利用する際のID・パスワードについてお聞きします。

(1. 現行どおりID・パスワードは共済契約者に1つ交付されれば良い  
2. 共済契約対象施設・事業毎にID・パスワードが交付されるべき  
3. その他)

1. 現行どおりID・パスワードは共済契約者に1つ交付されれば良い	3524
2. 共済契約対象施設・事業毎にID・パスワードが交付されるべき	117
3. その他	13



- 1. 現行どおりID・パスワードは共済契約者に1つ交付されれば良い
- 2. 共済契約対象施設・事業毎にID・パスワードが交付されるべき
- 3. その他

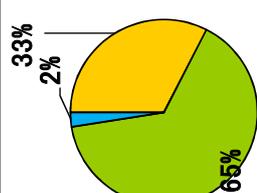
3. を選択された方はご意見をご入力ください。

→「(別紙)平成25年度電子申請 アンケート  
自由記載内容一覽」参照

Q5. 電子届出システムヘルプデスク(03-3438-0223)を設けていますが、ご利用いただきましたか?

1. 利用した	1434
2. 利用しなかった	2869
3. その他	110

- 1. 利用した
- 2. 利用しなかった
- 3. その他



2. を選択された方は理由を、

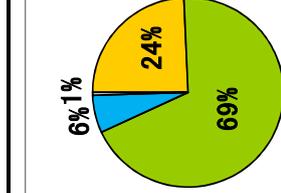
3. を選択された方はご意見をご入力ください。

→「(別紙)平成25年度電子申請 アンケート  
自由記載内容一覽」参照

Q6. 「掛金納付対象職員の」の入り方は分かりやすかったですか?

1. とても簡単だった	1075
2. 簡単だった	3044
3. 難しかった	284
4. とても難しかった	22

- 1. とても簡単だった
- 2. 簡単だった
- 3. 難しかった
- 4. とても難しかった



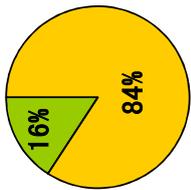
3. 4. を選択された方は理由をご入力ください。

→「(別紙)平成25年度電子申請 アンケート  
自由記載内容一覽」参照

Q7 「施設等新設届・申出書」を社協等に提出した方にお聞きします。「施設等新設届・申出書」はどのように作成しましたか？

1. 電子届出システムで作成した	1227
2. 様式に手書きで記入し作成した	231

- 1. 電子届出システムで作成した
- 2. 様式に手書きで記入し作成した

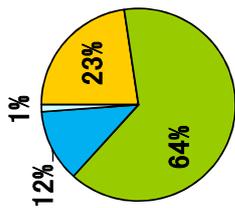


「3. その他」を選択された方はご意見をご入力ください。(全角)  
→「アンケート結果」文「シート」参照

「施設等新設届・申出書」を電子届出システムで作成した方にお聞きします。「施設等新設届・申出書」の入力は分かりますか？

1. とても簡単だった	192
2. 簡単だった	543
3. 難しかった	103
4. とても難しかった	10

- 1. とても簡単だった
- 2. 簡単だった
- 3. 難しかった
- 4. とても難しかった

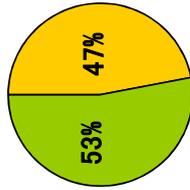


3.4 を選択された方は理由をご入力ください。(全角)  
→「(別紙)平成25年度電子申請 アンケート 自由記載内容」参照

Q8 被共済職員退職届の電子届出システムをご利用になりましたか？

1. 利用した	1985
2. 利用していない	2239

- 1. 利用した
- 2. 利用していない

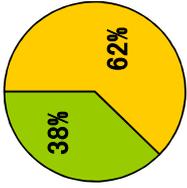


3.4 を選択された方は理由をご入力ください。(全角)  
→「(別紙)平成25年度電子申請 アンケート 自由記載内容」参照

Q9 被共済職員加入届の電子届出システムをご利用になりましたか？

1. 利用した	2593
2. 利用していない	1566

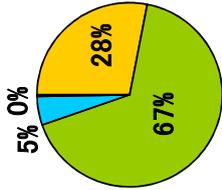
- 1. 利用した
- 2. 利用していない



「被共済職員加入届」を電子届出システムで作成した方にお聞きします。「被共済職員加入届」の入力は分かりますか？

1. とても簡単だった	611
2. 簡単だった	1451
3. 難しかった	110
4. とても難しかった	6

- 1. とても簡単だった
- 2. 簡単だった
- 3. 難しかった
- 4. とても難しかった

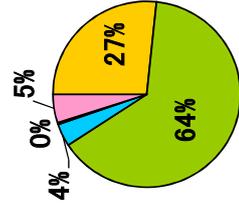


3. 4 を選択された方は理由をご入力ください。(全角)  
→「(別紙)平成25年度電子申請 アンケート 自由記載内容」参照

Q10 インターネットによる電子届出により、紙媒体での手続きと比べて事務の負担が軽減されましたか？

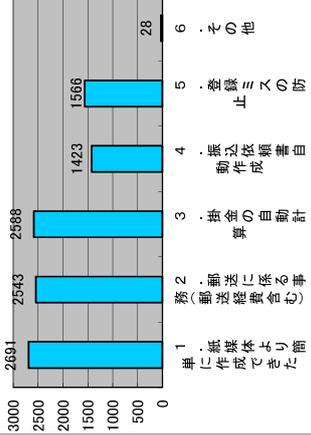
1. 大幅軽減された	1151
2. 軽減された	2767
3. 負担が増えた	169
4. 大幅に負担が増えた	15
5. 紙媒体で提出したことがないので分からない	212

- 1. 大幅軽減された
- 2. 軽減された
- 3. 負担が増えた
- 4. 大幅に負担が増えた
- 5. 紙媒体で提出したことがないので分からない

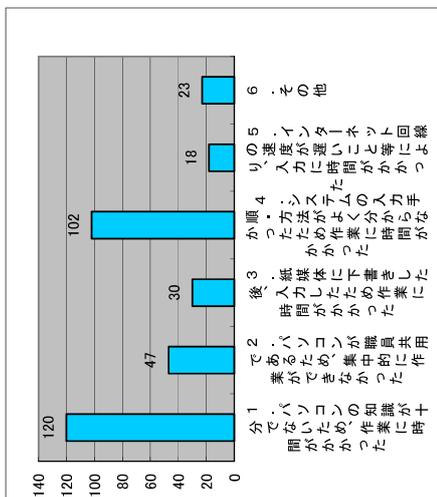


(A). Q10で「大幅に軽減された」又は「軽減された」と回答された方にお聞きします。事務負担が軽減されたのはどのようなことですか？(複数回答)

1. 紙媒体より簡潔に作成できた	2691
2. 郵送に係る事務(郵委経費含む)	2543
3. 掛金の自動計算	2588
4. 振込依頼書自動作成	1423
5. 登録ミスの防止	1566
6. その他	28



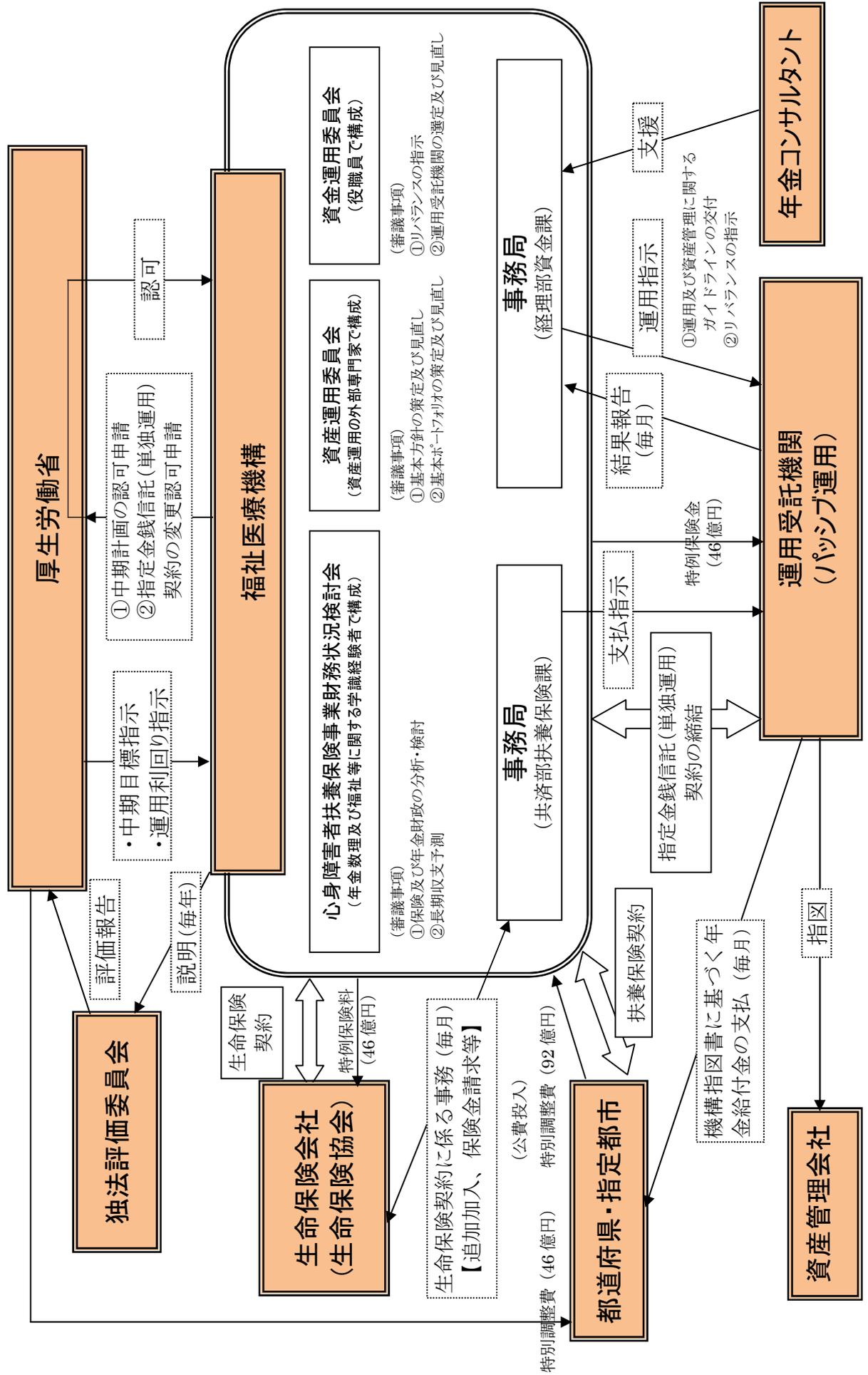
(B). Q10「負担が増えた又は「大幅に負担が増えた」と回答された方にお聞きします。負担が増えたのはどのようなことですか？(複数回答)」	
1. パソコンの知識が十分でないため、作業に時間がかかった	120
2. パソコンが職員共用であるため、集中的に作業ができなかった	47
3. 紙媒体に下書きした後、入力したため作業に時間がかかった	30
4. システムの入力手順・方法がよく分からなかったため作業に時間がかかった	102
5. インターネット回線の速度が遅いこと等により、入力に時間がかかった	18
6. その他	23



その他、電子届出システムの改善に向けて、ご意見、ご要望がありましたらご入力ください。  
→「(別紙)平成25年度電子申請 アンケート 自由記載内容一覧」参照

\*集計方法に関して：アンケートの一部を回答していないお客様もおりますが、無回答であればその質問の集計には含めておりません。

心身障害者扶養保険資金の運用体制イメージ図（平成24年度）



目 次

I 将来予測等の概要	1
1. はじめに	1
2. 将来予測の概要	2
(1) 計算の前提	2
① 基礎数値	2
② 基礎率	2
③ 将来の新規加入者数	2
④ 保険料	2
⑤ 公費負担	2
⑥ 運用利回り	2
(2) 人数の推移	2
① 加入者数の推移	2
② 年金受給者数の推移	2
(3) 保険収支予測	3
(4) 年金収支予測	3
3. 責任準備金	4
(1) 責任準備金の算定方法	4
(2) 平成23年度責任準備金の金額	4
4. まとめ	5
II 平成23年度決算データによる将来予測結果	6
1. 計算の前提	6
(1) 基礎数値	6
(2) 基礎率	7
(3) 将来の新規加入者数	7
(4) 保険料	7
(5) 公費負担	7
(6) 運用利回り	7
2. 人数の推移	8
(1) 加入者数の推移(新規加入者数300人)	8
(2) 年金受給者数の推移(新規加入者数300人)	9
(3) 加入者数の推移(現在加入者のみの場合)	10
(4) 年金受給者数の推移(現在加入者のみの場合)	11
3. 保険収支予測	12
(1) 運用利回り 1.5%(新規加入者数300人)	12
(2) 運用利回り 1.5%(現在加入者のみの場合)	13
4. 年金収支予測	14
(1) 運用利回り 2.8%(新規加入者数300人)	14
(2) 運用利回り 2.8%(現在加入者のみの場合)	15
(3) 運用利回り 1.5%(新規加入者数300人)	16
(4) 運用利回り 1.5%(現在加入者のみの場合)	17
5. 責任準備金(平成23年度未現在)	18
○ 心身障害者扶養保険事業財務状況検討委員会名簿	19

心身障害者扶養保険財務状況将来予測

～ 平成23年度決算データによる ～

平成24年9月25日(火)

心身障害者扶養保険事業財務状況検討会

独立行政法人福祉医療機構

## I 将来予測等の概要

### 1. はじめに

心身障害者扶養保険事業の健全かつ安定的な運営を確保するため、平成13年度からその財務状況について長期的観点に立って分析、検討するとともに、その将来予測を行い、毎年度、国、地方公共団体、障害者団体等の関係者に報告又は情報提供を行ってきました。

このような状況等も踏まえ、本制度の安定的な運営を図るため、適正な保険料水準の見直しや公費による財政支援の延長等を柱とした制度の見直しが図られ、平成20年4月より制度改正が実施されたところである。

今年度の将来予測については、制度改正後の制度に基づき、基礎数値を平成23年度の決算データに置き換え、推計を行ったところである。

### 2. 将来予測の概要

#### (1) 計算の前提

##### ① 基礎数値

加入者等の基礎数値は、平成23年度末の実績値を用いた。

##### ② 基礎率

基礎率については、平成20年改正の前提とした数値を用いた。

##### ③ 将来の新規加入者数

平成24年度以降、新規加入者が毎年300人あるとして試算を行った。なお、現在の加入者のみでの試算を併せて行った。

##### ④ 保険料

保険料については、平成20年改正後の加入者年齢階級毎の保険料を用いた。

##### ⑤ 公費負担

平成20年改正における公費負担の見直しを用いた。具体的には、保険財政及び年金財政にそれぞれ平成41年度まで毎年46億円、平成42年度は保険収支24億円、年金収支68億円、平成43年度から平成61年度まで年金収支92億円、平成62年度に年金収支10億円とした。

##### ⑥ 運用利回り

資産の運用利回りについては、保険収支については1.5%、年金収支については2.8%及び1.5%として試算を行った。

#### (2) 人数の推移

##### ① 加入者数の推移

加入者数は、平成23年度末では79,401人であり、新規加入者数を毎年300人として推計すると、今後、年々減少を続け、10年後には約5万1千人となり、さらに減少を続ける。

保険料免除者数は、今後数年間は4万5千人前後で推移し、その後は減少傾向となる。

また、加入者の平均年齢は、平成23年度70.5歳であるが、その後、毎年徐々に上昇し平成43年度の77.1歳がピークとなり、その後は下降傾向となる。

##### ② 年金受給者数の推移

年金受給者数は、平成23年度末で50,732人であるが、新規裁定者数が失権者数を上回っているため年々増加し、平成41年度末の約7万人をピークに、その後は減少傾向となる。

平成23年度末では加入者数に対する年金受給者数の割合は、64%であるが、7年後の平成30年度には年金受給者数が加入者数を上回る。

年金受給者の平均年齢は、平成23年度末で56.9歳であるが、毎年徐々に上昇し、6年後の平成29年度には60歳を超え、その後も上昇する。

なお、現在の加入者のみについての試算では、年金受給者数は、平成29年度末に加入者数を上回り、平成40年度末にピークを迎える。

### (3) 保険収支予測

保険料収入は、加入者数の減少と保険料免除者数の増加により年々減少する。支出(保険金、弔慰金、脱退一時金)は、平成28年度までは増加し、その後は減少傾向となる。

平成27年度から平成40年度まで、収支が赤字となった後、一度黒字に転じるものの、公費投入の最終年度となる平成42年度以降は資産を取り崩すことよって支出を賄っていくこととなる。その後、赤字幅は減少し、黒字へと転じる。

なお、現在の加入者のみによる場合は、平成26年度から収支が赤字となり、資産を取り崩すことよって支出を賄っていくこととなる。

### (4) 年金収支予測

保険金収入は、平成28年度までは年々増加し、その後は減少傾向となる。支出は、年々増加し、平成41年度に支出のピークを迎え、その後は減少傾向となる。

#### ① 運用利回り2.8%の場合

平成32年度から平成42年度までは、収支が赤字になるが、公費投入額が増加する平成43年度以降は資産を概ね維持することとなり、公費投入の最終年度である平成62年度以降、資産を取り崩すことよって支出を賄っていくこととなる。

#### ② 運用利回り1.5%の場合

公費投入額が増加する平成43年度以降も収支は赤字となるが、その額は減少傾向となり、一旦黒字に転じた後、平成62年度以降、資産を取り崩すことよって支出を賄っていくことになる。

なお、現在の加入者のみによる場合は、収支に若干の影響を与えるものの、概ね同様の傾向となる。

### 3. 責任準備金

#### (1) 責任準備金の算定方法

毎事業年度末現在において積み立てるべき責任準備金は、厚生労働大臣が定めるところにより、「事業年度末現在における年金受給者について将来支給する年金の現価相当額(以下「年金の現価相当額」という。)」から、「当該年金受給者に係る年金の支払いに充当すべき将来の保険金収入の現価相当額」(公費負担)を控除した額とされた。

また、年金の現価相当額については、「年金受給者の年金額に、年1.5%の予定利率(ただし、平成20年4月1日前において年金受給者または加入者(平成20年4月1日以降の口数追加に係る分を除く。))であった者の年金額については、年2.8%の予定利率とする。)及び別途定める障害者死亡率を基礎としてその者の年齢に応じて算出する年金現価率を乗じて計算した額を合算した額とされた。

#### (2) 平成23年度責任準備金の金額

上記の方法により計算した年金の現価相当額は1,962億円、公費負担現価は1,201億円となり、平成23年度末決算における責任準備金は761億円となった。

この責任準備金から平成23年度末現在の年金資産額629億円を差し引いた繰越欠損金は132億円となった。

なお、公費負担現価については、平成24年度以降の公費負担現価1,481億円のうち、受給者分を1,201億円、加入者分を280億円としている。

ここで、加入者分280億円については、加入者の年金の現価相当額1,809億円から保険金現価1,529億円を控除することにより、算出したものである。

#### 4. まとめ

- 心身障害者扶養保険事業においては、本検討会の報告等もあって、平成19年度、国において「心身障害者扶養保険検討委員会」が設置され、制度のあり方についての検討が行われた。この心身障害者扶養保険検討委員会の報告書の中で、「今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当であり、現在ある積立不足に対応する措置を講ずるべきである。」とされ、これを受け、平成20年4月から保険料の水準の見直し、公費による財政支援の延長等を骨子とした制度改正が実施されるに至った。
- 平成23年度決算状況をみると、年金収支においては、概ね資産ごとのベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保することができたが、世界的な金利低下・株安・円高傾向の影響等を受けた市場環境の中で、制度改正の前提となる運用利回りの確保には至らなかった。年金資産額の増加が責任準備金の増加を下回ったため、前年度に比べ、決算上は繰越欠損金が増加する結果となったが、長期推計上は収支が赤字になる年度等の各指標について大きな変化はみられない。本事業における年金資産の運用は、長期的に必要な収益を確保することを目的としており、今後も財務状況の改善に向けて、運用努力することを期待したい。
- 中期目標においては、「扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。」とされている。本年度末には前回の見直しから5年を経過することとなるため、今般厚生労働省において検討が行われ、その結果、平成25年4月からの保険料水準等の見直しについては、特段の措置を講じないこととするとの結論に至った。しかし、資産運用環境が短期的には樂觀を許さない現状に鑑み、本検討会においては、引き続き財務状況について長期的観点に立って分析・検討を行い、情報提供に努めることとする。
- 本事業は多くの関係者がそれぞれの立場で制度を支えている複雑な仕組みであるという特殊性に留意し、福祉医療機構としては引き続き関係者に十分な情報提供を行う必要がある。

## 心身障害者扶養保険資産運用委員会委員名簿

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

委員長	米 澤 康 博	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授
委員長 代理	戸 田 五七朗	前 みずほ年金研究所顧問 (心身障害者扶養保険事業財務状況検討会座長)
	鹿 毛 雄 二	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社 特別顧問
	鈴 木 孝 徳	年金積立金管理運用独立行政法人 インハウス運用室長
	荻 島 誠 治	野村証券株式会社 フィデューシャリー・サービス研究センター フィデューシャリー・マネジメント部長

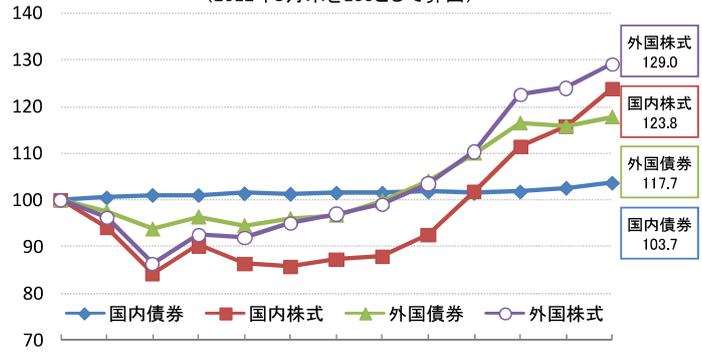
(敬称略)

## 2012年度 市場動向(全体)

2012年度の市場振り返り					
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
国内債券	1.05%	0.51%	-0.06%	2.19%	3.72%
国内株式	-9.74%	-3.24%	16.73%	21.46%	23.82%
外国債券	-3.63%	0.38%	13.70%	7.04%	17.73%
外国株式	-7.52%	4.89%	13.74%	16.90%	28.99%

外国債券の収益率の内訳：現地債券(5.17%) + 為替他(12.56%)  
 外国株式の収益率の内訳：現地株式(14.23%) + 為替他(14.76%)

個別資産の市場の伸び率推移  
 (2012年3月末を100として算出)



3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月  
 ※国内債券：NOMURA-BPI総合、国内株式：TOPIX(配当込み)、外国債券：シティグループ世界  
 国債インデックス(日本除く、円ベース)、外国株式：MSCI-KOKUSAI(税引き前、円ベース)、  
 短期資産：無担保コール、各指標は2012年3月末を100として指数化したもの  
 (出所)Bloombergより、期間：2012年3月末～2013年3月31日

<国内債券>  
 欧州債務問題や世界景気の減速懸念から安全資産とされる日本国債に資金が集まり、長期金利は低下して始まりました。その後は、欧州債務問題の進展期待から金利は上昇に転じる局面もありましたが、米国「財政の崖」問題への懸念から低下基調で推移しました。年度末に向けては、日銀による追加金融緩和観測から金利は低下基調となりました。

<国内株式>  
 欧州債務問題や米国景気に対する懸念の高まりを背景に下落基調で始まりました。その後も、中国における日本製品不買運動や国内景気下振れ懸念から上値の重い展開となりました。しかしながら、11月中旬に衆院解散が決まると大胆な金融緩和や景気刺激策への期待から、年度末にかけては上昇基調となりました。

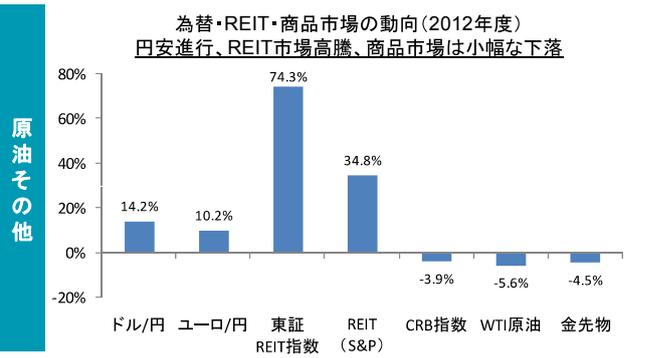
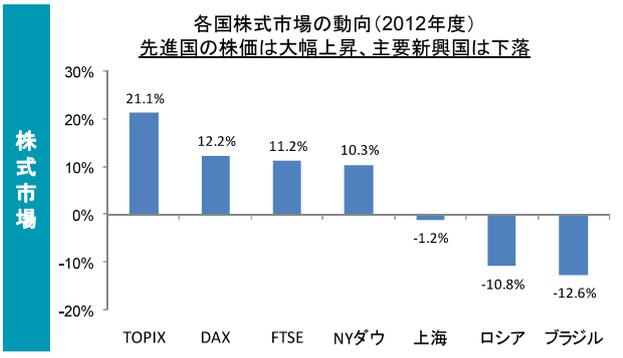
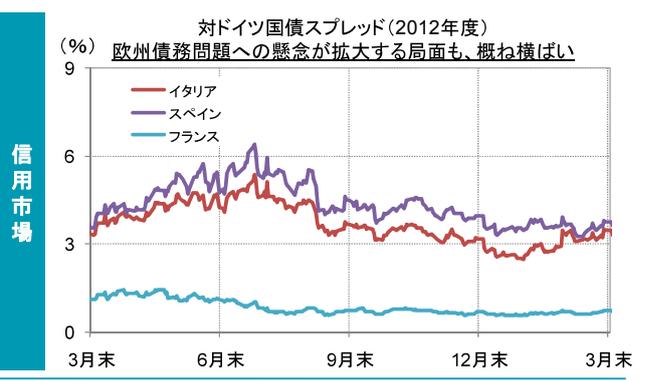
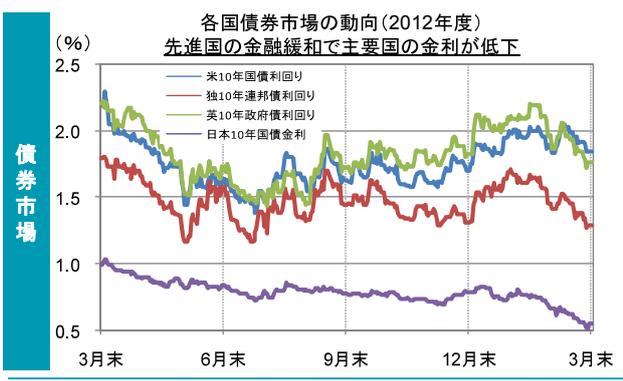
<外国債券>  
 スペインやイタリア国債入札の不調や米国の雇用統計悪化を受けて米10年国債利回りは過去最低水準まで低下しました。欧州債務問題に対する政策期待や米国の景気減速懸念の後退など、リスク回避的な動きが緩和されると金利は上昇に転じました。また、米国の景気回復期待や「財政の崖」問題への協議進展から上昇基調で推移しました。

<外国株式>  
 スペインやイタリアの財政再建不安や米国景気減速懸念から下落して始まったものの、ECB総裁や独仏首脳によるユーロ防衛が表明されると反発しました。その後は米国企業業績への懸念、米国の大統領選挙や財政問題に対する懸念から上値の重い展開となりましたが、米国「財政の崖」問題の回避に向けた民主・共和両党による協議が進展したことや米国の景気回復期待から、年度末に向けては上昇基調となりました。

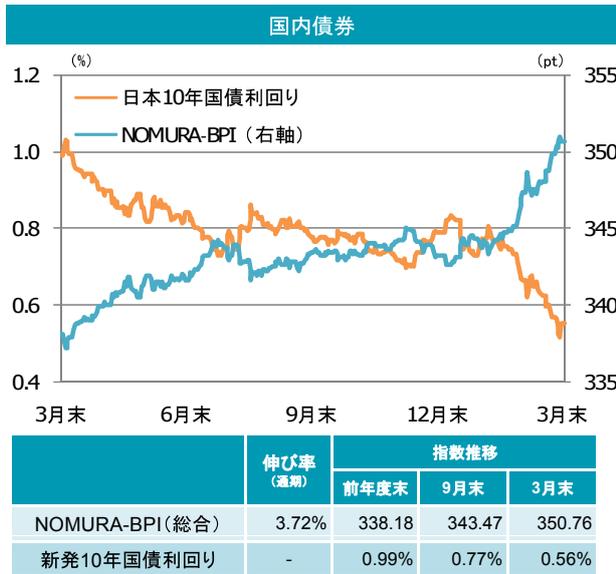
<為替>  
 ドル円は、欧州債務問題や世界景気の減速懸念から安全資産とされる円に資金が集まり、円高基調で推移しました。その後は、日銀による追加金融緩和に対する期待、政権交代後の政府・日銀による積極的な金融緩和策への期待から円安・ドル高基調で推移しました。  
 ユーロ円は、欧州の債務問題や景気悪化見通しを受けて円高で推移しましたが、円安・ドル高の流れに連れられ円安・ユーロ高となりました。

## 2012年度 投資環境振り返り

市場では、欧州債務問題や世界景気の減速懸念からリスク回避志向が先行したものの、米国の景気回復期待に加え、日銀による大胆な金融緩和策観測の高まりを背景にリスク選好の流れとなりました。

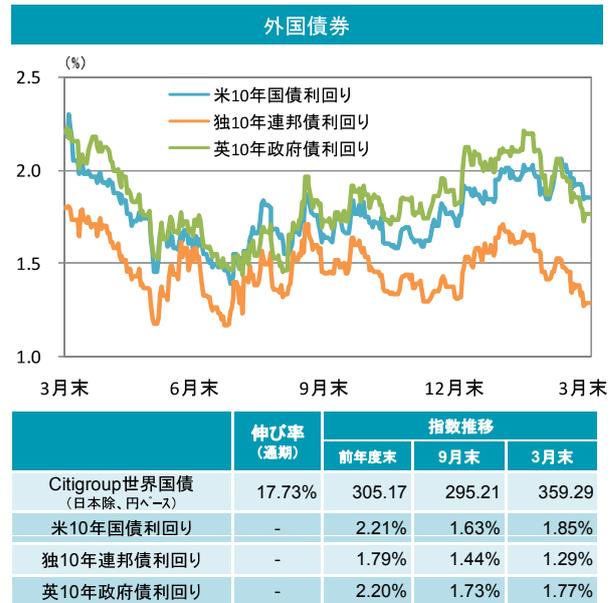


## 2012年度 市場動向(債券)



出所: Bloombergより、期間: 2012年3月31日～2013年3月31日

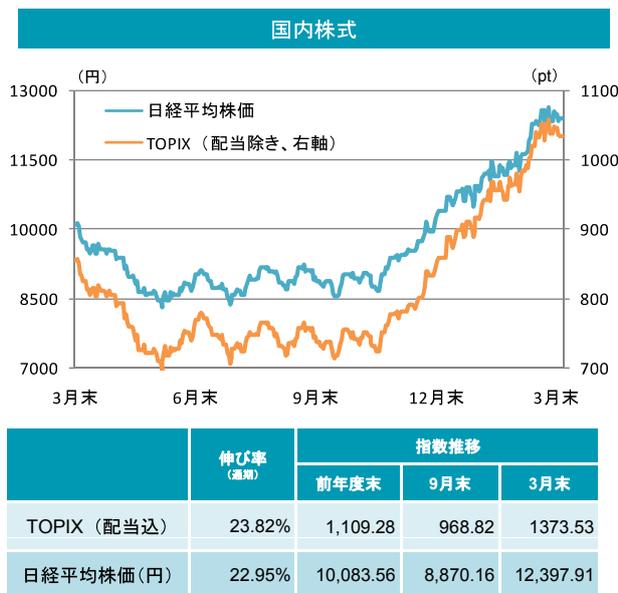
欧州債務問題や世界景気の減速懸念から安全資産とされる日本国債に資金が集まり、長期金利は低下しました。その後は、欧州債務問題に対する政策期待などリスク回避的な動きが緩和されると金利は上昇に転じる局面もありましたが、米国の「財政の崖」問題への懸念を背景としたリスク回避志向の強まりを背景に利回りは低下基調で推移しました。年度末に向けては、日銀による追加金融緩和観測から金利は低下傾向となり、年度末には0.56%で終わりました。



出所: Bloombergより、期間: 2012年3月31日～2013年3月31日

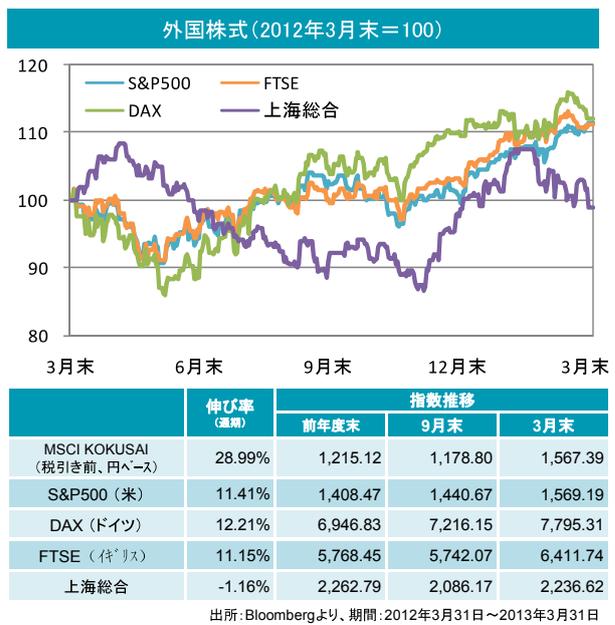
スペインやイタリアの財政再建不安に伴う国債入札の不調や米国の雇用統計悪化を受けて、米国の10年国債利回りは過去最低水準まで低下しました。欧州債務問題に対する政策期待や米国の景気減速懸念の後退など、リスク回避的な動きが緩和されると金利は上昇に転じました。また、米国の景気回復期待や「財政の崖」問題への協議進展から上昇基調で推移し、米国の10年国債利回りは年度末には1.85%で終わりました。

## 2012年度 市場動向(株式)



出所: Bloombergより、期間: 2012年3月31日～2013年3月31日

欧州債務問題や米国景気に対する懸念の高まりを背景に、下落基調で始まりました。7月下旬には欧州各国政府及び日・米・欧金融当局に対する政策期待の高まりから反発する局面もありましたが、中国における日本製品不買運動や国内景気下振れ懸念から上値の重い展開となりました。しかしながら、11月中旬に衆院解散が決まると大胆な金融緩和や景気刺激策への期待から、年度末にかけて上昇基調となりました。



出所: Bloombergより、期間: 2012年3月31日～2013年3月31日

スペインやイタリアの財政再建不安や米国景気減速懸念から下落して始まったものの、ECB総裁や独仏首脳によるユーロ防衛が表明されると反発しました。8月に発表された米雇用統計が大きく改善したことや、日・米・欧中央銀行による金融緩和期待も追い風となり、堅調に推移しました。その後は米国企業業績への懸念、米国の大統領選挙や財政問題に対する不透明感から上値の重い展開となりましたが、米国「財政の崖」問題の回避に向けた民主・共和党による協議が進展したことや米国の景気回復期待から、年度末に向けて上昇基調となりました。

## 2012年度 市場動向(為替)

円・ドル

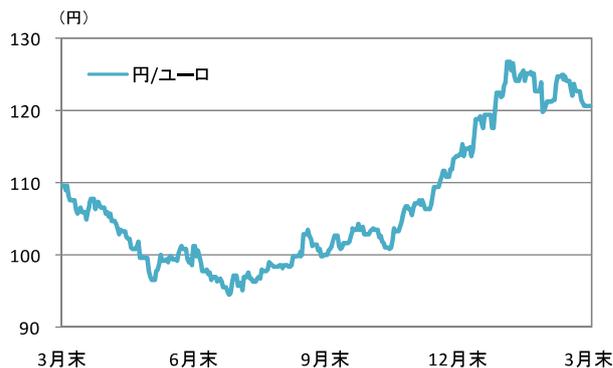


	伸び率 (通期)	推移		
		前年度末	9月末	3月末
円/ドル	14.25%	82.30	77.80	94.02

出所: Bloombergより、期間: 2012年3月31日～2013年3月31日

円/ドル相場は、欧州債務問題や世界景気の減速懸念から安全資産とされる円に資金が集まり、円高基調で推移しました。その後は、欧州債務問題の再燃やFRBへの追加緩和期待から円高に振れる局面もありましたが、日銀による追加金融緩和に対する期待、政権交代後の政府・日銀による積極的な金融緩和策への期待から円売りドル買いが進み、年度末には94.02円となりました。

円・ユーロ



	伸び率 (通期)	推移		
		前年度末	9月末	3月末
円/ユーロ	10.17%	109.59	100.09	120.73

出所: Bloombergより、期間: 2012年3月31日～2013年3月31日

円/ユーロ相場は、欧州の債務問題や景気悪化見通しを受けて円高で推移しました。その後は、円安・ドル高の流れに連れられ円安・ユーロ高となり、年度末には120.73円となりました。

## 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針

平成20年4月1日  
独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（以下「機構法」という。）第12条第5項に規定する心身障害者扶養保険資金（以下「扶養保険資金」という。）の運用に当たり、厚生労働大臣が指示する中期目標及び厚生労働大臣が認可する中期計画に基づき、以下のとおり運用に関する基本方針を定める。

### I 基本的な考え方

#### 1 基本原則

扶養保険資金の運用に当たっては、制度に起因する資金特性を十分に踏まえ、将来にわたって確実に年金給付することができよう、安全かつ効率的な運用を基本として実施するものとする。

#### 2 運用の目的

扶養保険資金の運用は、将来にわたって心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）の運営の安定に資する上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。

#### 3 運用の目標

上記1、2に基づき、中期目標及び中期計画の定めるところにより、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても、各資産ごとにベンチマーク収益率を確保することを目標とする。

#### 4 資産構成

##### (1) 投資対象資産

扶養保険資金の運用における投資対象は、機構法第12条第6項に規定する次に掲げるものとする。

- ① 国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- ② 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
- ③ 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託

##### (2) 基本ポートフォリオの策定

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）及び乖離許容幅は、以下のとおりとする。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
基本ポートフォリオ	71.6%	7.8%	7.8%	7.8%	5.0%
乖離許容幅	±5%	±5%	±5%	±5%	±4%

(注1) この基本ポートフォリオの目標収益率は、3.20%、標準偏差は、5.05%となっている。

(注2) この基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなることを基本に、扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定したものである。

(注3) 別途定めるリバランスマールに基づき、この基本ポートフォリオが維持されるよう管理する。

(注4) この基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行うこととし、必要に応じて見直しを行う。

### (3) 基本的な運用手法

各資産ともパッキング運用を中心として行うものとする。

### 5 情報公開の推進

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

## II 委託運用

### 1 金銭信託による委託運用

機構は、金銭信託による運用を信託業務を営む金融機関（以下「運用受託機関」という。）に委託してこれを行うものとする。

#### (1) 運用受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル・手法を勘案して運用受託機関を選定し、それぞれの運用受託機関に、この基本方針、リバランスマール並びに運用及び資産管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく運用を指示する。

運用受託機関の選定に当たっては、当該運用受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②扶養保険資金の運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル・手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力及び経験、⑦公的年金等の資金運用の経験及び実績等を十分審査して選定する。

## (2) 運用受託機関の評価

機構は、運用受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、原則として3～5年とする。

### ① 定量評価

定量評価に当たっては、各運用受託機関における資産全体(短期資産を除く。)の時間加重収益率と、各運用受託機関ごとの複合ベンチマーク(短期資産を除く。)との差を比較する。

併せて、各資産別に、同一のベンチマークによって、運用受託機関ごとに比較する。

### ② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、運用方針、リスク管理体制、運用能力及び説明能力を評価項目とし、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性について検証する。併せて、報告書やミーティングを通じて、扶養保険資金の運用に対する理解と関心についても評価を行う。

## (3) 運用受託機関の資産配分変更等

① 機構は、評価結果に基づいて、運用受託機関への資産配分の変更、契約の変更、解除を行う。

② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。

③ 市場価格の大幅な変動により、扶養保険資金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、運用受託機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分の変更、契約の変更、解除等を行うことがある。

④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合は扶養保険資金管理上必要が生じた場合には、扶養保険資金の安全性確保のため、資産配分の変更、契約の変更、解除を行うことがある。

## (4) 運用受託機関の責務及び目標等

① 運用受託機関は、善良なる管理者の注意をもって、扶養保険資金の利益に對して忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

② 運用受託機関は、法令を遵守するとともに、その確保のための体制整備等に努めるものとする。

③ 機構は、運用受託機関に対して、この基本方針、リバランスルール及びガイドラインを文書で通知し、運用受託機関は、これを遵守するものとする。

④ 運用受託機関は、資産区分ごとの運用方針及びそれに基づく運用スタイル・手法を機構に対して明示し、これを変更する場合には、機構に文書で通知し、協議を行う。

⑤ 運用受託機関は、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保することを目標とする。

⑥ 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、資産構成割合状況、運用方針等)及び扶養保険資金の管理に関する報告書(残高状況、損益状況(未取に係るものを含む。)、取引状況、費用状況等)を、少なくとも毎月1回機構へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合、直ちに申し出るとともに、機構からの指示を受け、その結果を報告する。

⑦ 機構と運用受託機関は、原則として四半期ごとにミーティングを行い、扶養保険資金の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。その他、機構と運用受託機関は、必要に応じ、情報交換、協議を行う。

## (5) 資産運用上の遵守事項

① 運用受託機関は、扶養保険資金の価値を維持し、より高い運用収益を確保するために、必要に応じて株主議決権を行使するものとする。

機構は、運用受託機関に対し、株主議決権の行使状況の報告を求めることができるとする。

② 運用受託機関は、扶養保険資金の運用に当たり、ガイドラインで指定された資産区分に従って、余裕資金は最小限とする。

③ 運用受託機関は、有価証券等の売買を執行する場合は、各取引における執行コストが最も有利になるように、証券会社等の選定及び取引手法の選択を行い執行する。

④ ベンチマークは、原則として各資産に対し次の指標を用いることとする。

- ・国内債券：NOMURA-BPI 総合
- ・国内株式：TOPIX (配当込み)
- ・外国債券：シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)
- ・外国株式：モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI)・KOKUSAI (円貨換算、配当込み、GROSS)
- ・短期資産：有担保コールレート (翌日物)

## (6) 資産管理上の留意点

運用受託機関は、受託資産を自己の資産から明確に区分して管理するとともに、保有有価証券の保管及び資金の決済業務に当たっては、細心の注意を払うものとする。また、再保管先の選択に当たっては、信用リスク、事務管理能力及びコスト等に十分留意するものとする。

### Ⅲ 運用管理体制

#### 1 運用管理体制の整備、充実

- (1) 扶養保険資金の運用に係る業務は、機構の経理部資金課が行う。
- (2) 当該課においては、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。併せて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化及びコストの削減に努める。

#### 2 委員会の設置

- (1) この基本方針等の重要事項を審議することを目的として、資産運用に精通した外部専門家により構成される心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）を設置する。
- (2) 運用受託機関の選定及び見直し並びにリバランスルールに基づく指示等を審議することを目的として、機構の各担当理事、職員により構成される心身障害者扶養保険資産運用委員会を設置する。

### Ⅳ 基本方針の変更

- この基本方針は、前提条件に大きな変化が生じた場合に検証を加えることとし、資産運用委員会の審議を経て、変更できるものとする。



# WAMNETアンケート調査に関する満足度

## 【調査結果の総括】

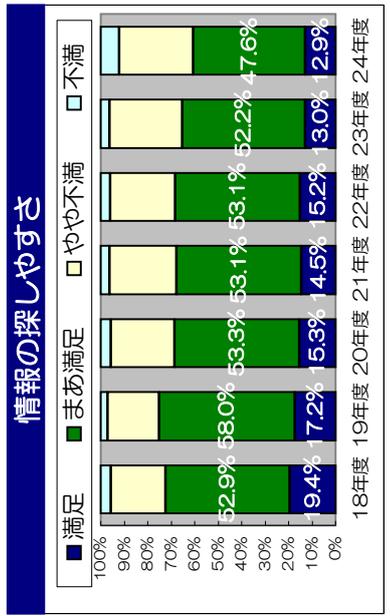
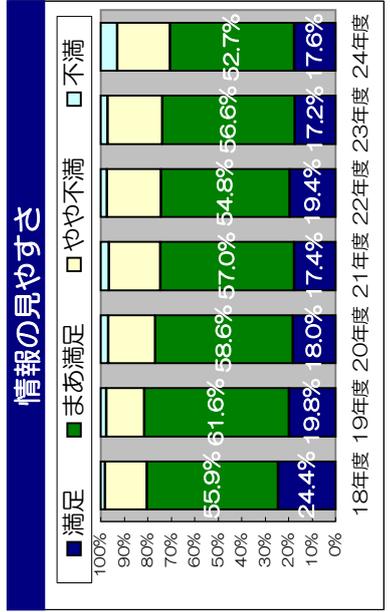
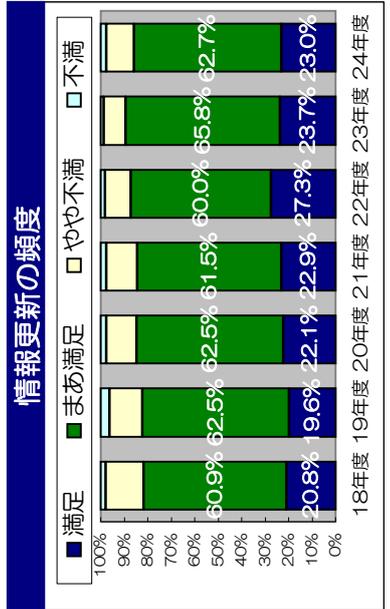
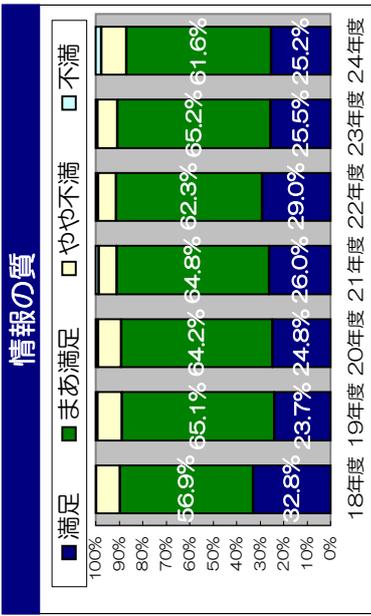
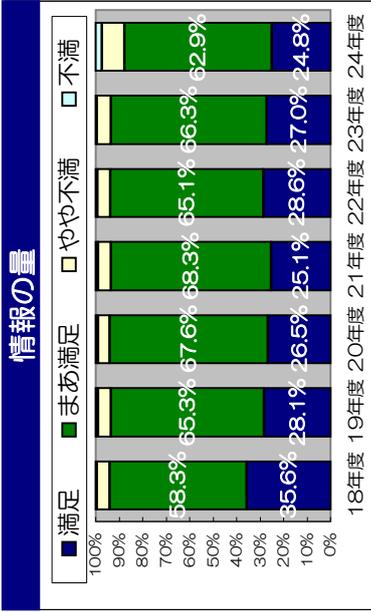
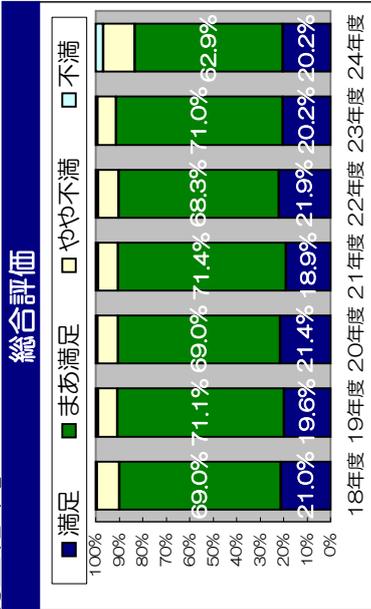
- WAMNETの総合評価については、『満足』及び『まあ満足』の合計。以下同じ。)が、平成24年度は83.1% (平成18年度90.0%、平成19年度90.7%、平成20年度90.4%、平成21年度90.3%、平成22年度に90.2%、平成23年度に91.2%) となった。
- 利用者満足度低下の理由は、介護事業者情報を都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供としたためである。

## 【WAMNETアンケート調査の調査方法】

- 調査実施方法：トップページに協力依頼のバナーを設置し、専用画面から直接回答
- 調査対象者：WAMNETの利用者 (OPENサイト)
- 調査実施状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施期間	8月4日～8月25日	8月8日～9月12日	8月26日～9月14日	8月31日～9月25日	8月25日～9月25日	8月22日～9月21日	1月23日～2月28日
回答数 (有効回答率)	925件 (99.1%)	1,028件 (99.5%)	1,033件 (99.6%)	1,046件 (98.7%)	1,119件 (100%)	1,320件 (100%)	761件 (100%)

## 【調査結果】



## 年金担保貸付事業の事務取扱変更の実施状況

○平成 23 年 12 月

見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金の融資及び無理のない返済となるよう、制度取扱変更を実施した。

### (1) 融資限度額の引下げ

(変更前)

(変更後)

年間の年金支給額 1.2 倍以内 → 年間の年金支給額 1.0 倍以内

### (2) 返済額の上限定額

(変更前)

(変更後)

1 回の年金支給額の範囲内 → 1 回の年金支給額の 1/2 以内

### (3) 資金使途区分の変更

#### ① 資金使途の例示を 8 種から 10 種にする。

変更前 (10 種)	変更後 (8 種)
医療・介護、住宅改修、教育、冠婚葬祭、物品等購入 (耐久消費財)、借入金借換、旅行、家賃、事業費、その他	保健医療、介護・福祉、住宅改修等、教育、冠婚葬祭、事業維持、債務等の一括整理、臨時生活資金

#### ② 使途に応じた限度額の引下げ

(変更前)

(変更後)

250 万円 (使途による区分なし) → 250 万円 (臨時生活資金は 100 万円)

### (4) 生活保護に関する年金担保融資の利用制限強化

変更前	変更後
借入申込時点において生活保護受給中の者については、貸付を行わない。	借入申込時点において生活保護受給中の者及び年金担保貸付を利用中に生活保護を受給した者で生活保護廃止日から 5 年が経過していない者については、貸付を行わない。

## 年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針

平成23年3月  
厚生労働省

### 1 年金担保貸付制度の創設に係る経緯

制度創設：昭和50年11月 制度創設（当時の実施主体は年金福祉事業団）

制度創設の背景：

- ・昭和40年代に、年金生活者が生活資金を工面するため、高利貸しから年金証書を担保に高利の資金を借りることにより、生活困窮に陥る事例が見られ社会問題化。
- ・上記を受け、昭和48年の厚生年金保険法等の一部改正において、年金受給権保護の例外規定（「別に法律で定めるところにより担保に供することができる」）が設けられ、昭和49年の年金福祉事業団法の一部改正により、本制度が創設された。

### 2 年金担保貸付制度に係る事業仕分け

平成22年4月

行政刷新会議事業仕分け

- ・「十分な代替措置を講じた上で廃止」する旨の判定が出される。

平成22年12月7日

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（閣議決定）

- ・十分な代替措置を講じた上で事業を廃止する。
- ・当面の措置として現行制度における貸付限度額の引下げ等、事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。

### 3 年金担保貸付制度をめぐる論点

- ・年金を担保に貸し付ける仕組み自体が問題であること
- ・制度創設当時と比較し、代替となる制度が整備されつつあること
- ・貸金業法など関連法制とのバランスを考える必要があること
- ・制度の廃止に伴う利用者のヤミ金への流出を防ぐという課題への対応が必要であること

### 4 今後の対応方針

- 平成23年度においては、別添内容の貸付限度額の引下げ、生活保護とのリピーター対策の強化、他制度周知の徹底を行う。
- 平成24年度においては、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行い、具体的な計画を立案する。

(別添)

## 平成 23 年度における貸付限度額の見直し等について

### 1. 1 回の年金支給当たりの返済額の上限を設定

(現 行) (改正後)

1 回の年金支給額の全額未満 → 1 回の年金支給額の 1/2 以下

### 2. 年金額対比の限度額引下げ

(現 行) (改正後)

年金額の 1.2 倍以内 → 年金額の 1.0 倍以内

### 3. 用途に応じた定額限度額の引下げ

(現 行)

定額限度額は一律 250 万円であり、用途による区別はない。

(改正後)

「医療・介護」、「住宅改修」、「教育」、「冠婚葬祭」、「事業費」、「借入金借換」以外の用途については、「臨時生活資金」とし、貸付限度額を 250 万円から 100 万円に引き下げる。

【参考：現行の貸付限度額】

次のうち最も低い額とする。

- ① 1 回の年金支給当たりの返済額 (※) × 15  
(※) 1 回の年金支給額 (2 カ月分を支給) を超えない範囲  
で利用者が 1 万円単位で設定
- ② 年金額 × 1.2
- ③ 250 万円

### 4. 生活保護とのリピーター対策の強化

年金担保貸付制度の利用を契機に生活保護を受給することとなった方については、生活保護受給が終了しても 5 年間は年金担保貸付を申し込むことができない取扱いとする。

### 5. 他制度周知の徹底

生活福祉資金貸付制度や多重債務者等の相談窓口等、他制度の周知を進める。

## 年金担保貸付事業廃止計画

平成25年3月  
厚生労働省

### 1. 廃止計画策定の経緯

- 厚生年金保険法及び国民年金法では年金給付を受ける権利を担保に貸付することは禁止されているが、
  - ・ 老後の貴重な生活原資として、年金給付を受ける権利を担保に供することは禁止される必要があるとしても、医療・介護、冠婚葬祭等、年金受給者に一時的な資金需要が生じうること
  - ・ このような資金需要から、昭和40年代に年金受給者が高利貸しから年金証書を担保にし、高利の資金を借り入れたことが社会問題化したこと
  - ・ 公務員には既に同様の制度（現在の恩給・共済担保貸付）が存在しており、官民格差是正が求められたこと
- から、昭和48年及び昭和49年の法律改正により、厚生年金保険受給者及び国民年金受給者においても、例外的に年金給付を受ける権利を担保に貸付を行う事業として年金担保貸付事業が創設された。
- その後、年金担保貸付事業は、① 無担保・保証人なしの場合、民間金融機関の貸出しには年齢制限が設けられている場合が多いこと ② 全国約2万店舗の民間金融機関を窓口とし、利便性が高いこと ③ 貸付原資は福祉医療機構が財投機関債を発行する等して賄っており、また、債務保証制度を組み合わせることにより公費の負担なく利用者の資金需要の拡大に応えることができること等から、年間21.3万人の年金受給者に対し、約1,868億円の新規貸付額に達する規模となった（平成21年度末）。
- しかし、年金担保貸付事業においては、平成22年の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、
  - ・ 年金担保貸付を利用した方が、その借入金の返済期間中に生活保護を受けることにより、生活保護費という公費が実質的に返済財源になってしまいうこと等生活保護制度の立場から問題事例が生じていること
  - ・ 年金給付を担保に貸し付けの仕組み自体が問題であること
  - ・ 制度創設当時と比較し、代替となる制度が整備されつつあること
- 等の理由から、例えば、全社協の貸付制度、生活資金の融資、セーフティネットを十分用意した上で基本的には廃止する旨の評決が行われた。

○ この評決に基づき、年金担保貸付事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。」とされた。

また、この閣議決定に基づき、厚生労働省は、平成23年3月に工程表として「年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針」を作成し、その中で「平成24年度においては、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行い、具体的な計画を立案する。」とした。このため、以下のとおり、年金担保貸付事業廃止計画を策定する。

### 2. 廃止に向けた基本的考え方

年金生活者の一時的な資金需要に対し例外的に創設された年金担保貸付事業については、生活費に充てられるべき年金が返済に充てられ困難化し、生活保護受給に至る、また金融機関が窓口となっているため貸付審査が緩い等その弊害が指摘されている。

使途においても、従前資金需要の大きな原因であった医療・介護費用については、介護保険制度の導入等代替となる制度が整備され、平成24年度からは、外来診療も含めた高額療養費の現物給付化により、一時的に高額な医療費を立て替える必要もなくなり、資金需要の機会が大きく減少しているものと考えられる。また、債務の一括整理等を理由とする借入も、年金担保貸付事業による返済をあてにした安易な民間貸し込みを誘発している懸念も指摘されている。

このため、老後の生活を支える貴重な原資である年金について担保に供することを禁止した原点到立ち返り、年金を担保にした安易な借入れを許容する本事業は廃止する。

その際、真に必要な資金需要については、社会福祉協議会が実施する低所得世帯向けの生活福祉資金貸付制度が主たる代替措置とされている。従前の年金担保貸付利用者が、どの程度当該制度の利用を図るのか不明な状況であるが、生活福祉資金貸付制度の予算規模や実施体制等からすると、現時点の年金担保貸付事業をそのまま代替することとは困難であるため、今後、年金担保貸付事業の段階的な縮減等を行い、これに伴う程度生活福祉資金貸付制度の利用者が増加するかを把握し、必要な措置を講じる必要がある。また、年金担保貸付事業廃止にあたっては、その廃止時期及び代替となる制度の周知が必要である。

したがって、年金担保貸付事業の円滑な廃止に向けて、事業規模縮小等の措置を段階的に進め、これらの措置の進捗状況も踏まえ、平成28年度に具体的な廃止時期を判断する。

(参考1) 年金担保貸付事業と生活福祉資金貸付制度との比較

	年金担保貸付事業	生活福祉資金貸付制度
制度趣旨	一時的に小口の資金を必要とする年金受給者に対して貸付を行うこと	低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付等を行い、経済的自立等を図り、安定した生活を送れるようにすること
貸付対象者	国民年金、厚生年金保険受給者	低所得者 障害者 高齢者
貸付要件	所得等の要件なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得者…必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税相当）</li> <li>障害者…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯</li> <li>高齢者…65歳以上の日常生活上療養又は介護を要する高齢者の属する世帯</li> </ul>
貸付限度額	次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> <li>年金額の1.0倍以内</li> <li>各年金支払期の返済額の15倍以内</li> <li>250万円（一部の用途は100万円）</li> </ul>	10万円～580万円以内（用途によって異なる） （例） <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用…10万円以内</li> <li>療養・介護サービスを受けるのに必要な経費…170万円以内</li> <li>技能習得に必要な経費（技能習得期間2～3年以内の方）…580万円以内</li> </ul>
利用件数（平成23年度）	約18.3万件	約11.9万件（注）
年間貸付額（平成23年度）	約1,459億円	約365億円（注）
受付窓口	約2万店舗（金融機関等）	約2,000カ所（市区町村社会福祉協議会）

(注) 生活福祉資金貸付制度の利用件数と年間貸付額には、

- 失業者の生活再建のための総合支援資金（約1.8万件、約103億円）
- 東日本大震災の被災者に対する特別措置に基づく貸付（被災3県における緊急小口資金に係る特別措置の貸付件数は、約6.5万件、約93億円）を含んでいる。

(参考2) 年金担保貸付制度の用途別割合と生活福祉資金貸付制度による代替の可否  
年金担保貸付の用途の分布（平成24年1月貸付分～12月貸付分実績）

代替可能な用途	14.9%	一部が代替可能な用途	代替不可の用途
保健医療	14.9%	冠婚葬祭	債務等の一括整理
介護・福祉	3.6%	事業維持	7.4%
住宅改修等	24.2%	臨時生活資金	22.6%
教育	6.6%		
計	49.3%		43.8%
			6.9%

3. 今後講ずべき措置

今後、以下の施策を行う。

(1) 円滑な廃止に向けた年金担保貸付事業の段階的な縮小

ア 貸付限度額等の縮減

年金担保貸付事業の貸付限度額については、代替措置への移行が円滑に行われるよう、事業規模の縮減を図ることや利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済を図ることなどを考慮し、平成23年度に貸付限度額を縮減する等の見直しを行ったところである（参考3）。

以上の見直し等により、見直し後の貸付規模は約1,216億円と、対前年比で約4分の1減少している（平成24年1月～12月貸付実行分。平成23年1月～12月貸付実行分は約1,595億円。また詳細は別添のとおり）。

本事業の円滑な廃止に向けては、さらなる段階的な縮減（例：貸付限度額の引き下げ、貸付用途の絞り込み）が必要である一方、度重なる取扱いの変更は、利用者、取扱金融機関で混乱を招く懸念もあることから、完全廃止前に、効果的な縮減策を再度検討し実施する。

(参考3) 平成23年度における貸付限度額の見直し内容について

1. 1回の年金支給当たりの返済額の上限を設定

(現行) (改正後)  
1回の年金支給額の全額未済 → 1回の年金支給額の1/2以下

2. 年金額対比の限度額引下げ

(現行) (改正後)  
年金額の1.2倍以内 → 年金額の1.0倍以内

3. 使途に応じた定額限度額の引下げ

(現行) (改正後)  
定額限度額は一律250万円であり、使途による区別はない。

(改正後)  
「医療・介護」、「住宅改修」、「教育」、「冠婚葬祭」、「事業費」、「借入金借換」以外の使途については、「臨時生活資金」とし、貸付限度額を250万円から100万円に引き下げる。

イ 貸付対象者の限定の徹底

既に、本事業については、平成18年度において、弊害が指摘されていた生活保護受給中の方については、年金担保貸付を行わないこととし、対象者の限定による事業の縮小を図っている。

さらに、平成23年度において、年金担保貸付と生活保護受給を繰り返すリピーター対策として、年金担保貸付事業の利用を契機に生活保護を受給することになった者については、生活保護受給が終了しても5年間は、貸付対象としない取扱いをしたところであり、今後、この取扱いを徹底するとともに、生活福祉資金貸付制度が利用できる場合には、当該制度が利用できるよう、制度の広報を行う。

(2) 利用者等に対する周知徹底

現在も多数の方々に利用されている年金担保貸付事業を円滑に廃止するためには、利用予定者も含め、段階的な縮減・廃止について、幅広く早期に広報するとともに、生活福祉資金貸付制度の内容及び手続について必要な周知が必要である。このため、以下の周知を行う。

- ・厚生労働省及び福祉医療機構のホームページで年金担保貸付事業の段階的な縮減・廃止について周知
- ・受託金融機関の窓口にて、年金担保貸付事業の段階的な縮減・廃止を周知するパンフレットを配布
- ・年金事務所等で年金担保貸付事業の段階的な縮減・廃止を周知するパンフレットを配布

(3) 生活福祉資金貸付制度の充実

○ 年金担保貸付事業の主たる代替措置として、生活福祉資金貸付制度が位置づけられているが、生活福祉資金貸付制度で年金担保貸付事業をそのまま代替することは困難であることから、年金担保貸付事業の縮減の影響を見極めつつ、今後、生活福祉資金貸付制度で対応を図っていく。

○ 生活福祉資金貸付制度は、全額公費に基づく制度であり、既に、平成22年の行政刷新会議の事業仕分けによる年金担保貸付事業廃止決定以来、貸金業法改正や東日本大震災への対応により平成22年度補正予算で約500億円、平成23年度第1次補正予算で約200億円、第3次補正予算で約140億円の予算措置を行ったところである。他方、現行の厳しい財政状況を踏まえ、平成23年度、平成24年度、平成25年度当初予算では、予算計上が見送られてきている。

○ 仮に、現行の年金担保貸付事業のうち、生活福祉資金貸付制度の対象となる資金需要がそのまま同制度に移行した場合には、生活福祉資金貸付制度の原資として単年度では約664億円、3年分では約2,000億円が必要となると見込まれるが、現在、年金担保貸付事業で貸し付けている資金額すべてが真に代替措置を講じる必要がある資金需要とは限らず、実需の増加を踏まえつつ、必要な充実を図っていく。

既に、年金担保貸付事業においては、貸付対象者の限定等を行っており、同事業で貸付対象とならなくなった者のうち、貸付条件等が合致する場合には、生活福祉資金貸付制度を利用している方もいると考えられる。

今後、年金担保貸付事業の段階的な事業規模の縮小に併せ、実需の増加の状況を踏まえ、代替に必要な予算規模や実施体制を見極めていき、必要に応じ、生活福祉資金貸付制度の役割についても検討する。

○ また、生活福祉資金貸付制度は、全国の社会福祉協議会で取り扱われており、貸付に併せて、低所得者、障害者又は高齢者の自立促進のため、必要な相談支援を行うこととされている。他方、近年、雇用・失業情勢の悪化等により利用者が増加しており、社会福祉協議会においては、現在でも新規貸付けの相談や貸付金の償還指導等への対応に苦慮している。

このため、年金担保貸付事業廃止の際には、さらなる業務量増加が予想されることから、社会福祉協議会において事務処理を行う職員体制の抜本的な強化を図るとともに、貸付原資に加え、そのために必要な予算の確保が必要となる。

(別添) 平成23年度に講じた貸付限度額の見直し結果について

- 貸付限度額の見直し以降に貸付を行った平成24年1月から12月までの実績を前年同期の実績と比較すると、総貸付件数において13.5%減少しており、総貸付金額において23.8%減少している。
- また、1件あたりの平均借入額を前年同期の実績と比較すると、11.9%減少しているとともに、制度見直し前においては平均で年金受給額のうち45.3%が返済に充てられていたが、制度見直し後における年金受給額に対する返済額の割合は平均で34.1%まで減少している。

このように、貸付限度額の縮減とともに、利用者にとって無理のない返済となる効果が表れていると考えられる。

(参考) 制度見直し前後の比較

(平成24年1月～12月貸付実行分と平成23年1月～12月貸付実行分との比較)

	平成24年	平成23年	増減
貸付実行件数	167,599件	193,656件	▲26,057件 (▲13.5%)
貸付実行金額	1,216億円	1,595億円	▲379億円 (▲23.8%)
1件あたりの平均借入額	72.6万円	82.4万円	▲9.8万円 (▲11.9%)
年金額に対する平均借入倍率	0.70	0.80	▲0.10
年金受給額に占める返済額の平均割合	34.1%	45.3%	▲11.2%
返済までの平均返済回数	12.57	11.51	1.06

◆各勘定別の損益状況（平成24年度）◆

一般勘定

当期利益 300百万円を計上

要因  
①

第2期中期目標期間の最後の事業年度における運営費交付金債務の精算収益化に伴うもの【独立行政法人会計基準第81第3項に基づく対応】

254百万円

要因  
②

東日本大震災に係る災害復旧資金について無利子貸付等の優遇措置を講じたことに伴うもの【平成23年度第1次及び第3次補正予算に基づく対応】

▲527百万円

《損失発生内訳》

(単位:百万円)

利差	貸倒引当金	合計
▲177	▲349	▲527

要因  
③

二重債務者問題への対応として、東日本大震災に係る既往貸付について返済猶予・条件変更などの措置を講じたことに伴うもの【平成23年度第2次補正予算に基づく対応】

563百万円

《利益発生内訳》

(単位:百万円)

利差	貸倒引当金	合計
▲214	778	563

要因  
④

その他（政府出資金等運用収入、旧基金勘定からの承継資産に係る減価償却費 など）

10百万円

300百万円

【参考①】福祉医療貸付事業の損益状況

○東日本大震災に係る貸付事業等については、平成23年度補正予算により政府出資金(142億円)が財源措置されたことから、利子補給金の算定の対象外。

○なお、平成24年度決算においては、過年度において東日本大震災に係る貸付金に対し計上した貸倒引当金について戻入が発生したことにより、0.3億円の当期利益

		(単位:百万円)	
		費用	収益
利子補給金 対象	借入金利息	50,108	貸付金利息
	債券利息	4,070	50,724
	債券発行諸費	93	貸倒引当金戻入益
	業務委託費	109	946
		54,380	2,711
			54,380
〔東日本大震災に係る貸付事業等〕 利子補給金 対象外	借入金利息	700	貸付金利息
	当期利益	36	308
		736	貸倒引当金戻入益
			428
			736

【参考②】平成23年度補正予算による優遇措置の概要

区分	福祉貸付	医療貸付
第1次補正予算	災害復旧資金(設置・整備資金) ・全期間無利子	災害復旧資金(建築資金) ・7.2億円まで: 当初5年間無利子、6・7年目財投金利▲0.9% ・7.2億円以上: 7年目まで財投金利▲0.9%
	災害復旧資金(経営資金) ・当初5年間無利子、6・7年目財投金利▲0.1%	災害復旧資金(機械購入資金・長期運転資金) ・7.2億円まで: 当初5年間無利子、6・7年目財投金利▲0.1% ・7.2億円以上: 7年目まで財投金利▲0.1%
第2次補正予算	・既往債権に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等) ・災害復旧のための新規貸付条件のさらなる緩和(償還期間・据置期間の延長等)	
第3次補正予算	災害復興資金 ・当初5年間無利子、6・7年目財投金利▲0.1%	病院の耐震化整備事業 災害拠点病院等の自家発電整備事業 衛星電話等の災害対策機器等整備事業 ・当初5年間財投金利▲0.5%

【参考③】平成24年度 貸付実績

区分	予算	決算	決算-予算
資金交付	3,912億円	3,873億円	△ 38億円
福祉貸付	2,118億円	2,297億円	179億円
医療貸付	1,794億円	1,575億円	△ 218億円
財投借入	3,588億円	3,500億円	△ 88億円
機関債発行	330億円	270億円	△ 60億円

〈再掲〉平成24年度 災害復旧資金貸付実績

区分	予算	決算	決算-予算
資金交付	846億円	276億円	△ 569億円
福祉貸付	106億円	61億円	△ 44億円
医療貸付	740億円	214億円	△ 525億円
財投借入	846億円	276億円	△ 569億円

平成24年度利子補給金 国庫返還額

予算額	決算額	国庫返還額
5,533百万円	2,711百万円	2,821百万円

主な要因 返済猶予債権の正常化に伴う貸倒引当金戻入益の計上

- ①震災貸付のうち、平成24年度中において返済猶予の解消等に至った貸付先について、平成23年度において計上していた貸倒引当金のうち、不用となった利子補給金相当分。⇒ **貸倒引当金 14.0億円戻入**
- ②一方、震災貸付以外の貸付先について、貸倒償却を行ったこと等に伴い、貸倒引当金を積み増す必要が生じたこととなった。⇒ **貸倒引当金 4.5億円繰入**
- ①+②=**貸倒引当金戻入益 9.4億円**
- ⇒ 貸倒引当金は9.4億円の戻入益に加え、**予算において計上した貸倒引当金繰入が発生しなかったことから、不用が生じたもの。**

H24  
決算

利子補給金(損益差補助)の返納発生要因

区分		(予算)	(実績)	(実績-予算)
費用	借入金利息等	55,262	54,382	△ 880
	貸倒引当金繰入(△戻入)	1,421	△ 947	△ 2,368
収益	福祉医療貸付事業収入	51,150	50,724	△ 426
費用-収益	利子補給金収益	5,533	2,711	△ 2,821

【参考】貸付・借入平均利率等(利子補給金対象分)

	(予算)	(決算)	(決算-予算)
貸付平均利率	1.690%	1.651%	△0.039%
借入等平均利率	1.800%	1.766%	△0.034%
借入平均利率	1.790%	1.775%	△0.015%
債券平均利率	1.932%	1.674%	△0.258%
金利差(貸付-借入等)	△0.110%	△0.115%	△0.005%

⇒経済危機対策(平成21年度補正予算、平成24年度まで実施)において、当初5年間の貸付金利を「財投金利▲0.5%」とする介護基盤の緊急整備事業等の貸付実績が予算と比べて増加したことから、貸付平均利率が低下し、借入金利率と貸付金利率の逆ざや幅が拡大しているものの、予算と比べて福祉医療機構債券を低利で発行したことに伴い、不用が生じた。

# 平成24年度 不要財産の国庫納付について

## ①平成24年度中に国庫納付を行った不要財産の概要

不要財産の内容	宝塚宿舎、川西宿舎(土地及び建物)
帳簿価額	92百万円
不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針によるもの (平成22年12月7日閣議決定)
国庫納付等の方法	譲渡収入納付(独法通則法第46条の2第2項)
譲渡収入額	90百万円
譲渡収入により控除した費用の額	5百万円
国庫納付額	85百万円
国庫納付日	平成24年9月24日
減資額	113百万円

## ②今後、国庫納付を予定している不要財産の概要

不要財産の内容	東久留米宿舎、小金井宿舎ほか
保有資産の状況	平成24年度中においては、入居者の退去を促すため、入居者に対する説明会を実施し、今後、見直しの基本方針に基づき、国庫納付予定としている。 なお、東久留米宿舎及び小金井宿舎については、平成25年3月末をもって使用しなくなったため、他の職員宿舎に先行して減損の認識を行っている。

## 共济勘定

当期利益 28百万円

(単位：百万円)

費用		収益	
給付 経理	退職手当給付金等	退職手当共济事業収入	45,858
	92,980	国庫補助金収益	25,029
		都道府県補助金収益	21,296
		財源措置予定額収益	3,731
		退職手当支払資金戻入益	3
	退職手当支払資金繰入	2,937	
費用計	95,917	収益計	95,917
費用		収益	
業務 経理	退職手当共济業務費	運営費交付金収益	523
	430		
	一般管理費		
	88		
当期総利益	28	資産見返運営費交付金戻入	23

### ◆退職手当共济事業のしくみ◆

社会福祉施設等の職員に退職手当金を支給(社会福祉施設職員等退職手当共济法)



### 退職手当給付金



◆第2期中期目標期間の最終年度であることから、独法会計基準に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化したことにより、当期利益を計上

- ◆離職者の増加等に伴い、当初計画に対して退職手当給付金の支出が増加(14,042百万円)したため、国庫補助金は国の補正予算による追加財政措置で対応するとともに、都道府県補助金は翌年度の補助金計算に当該不足分(3,731百万円)を上乗せして計算し、翌年度に受け入れる。
- ◆翌年度受け入れ予定の都道府県補助金見合い分については、財源措置予定額収益として整理するため、退職手当給付に係る経理(給付経理)については、損益はゼロとなっている。



## 労災年金担保貸付勘定

当期利益 0百万円(73万円)

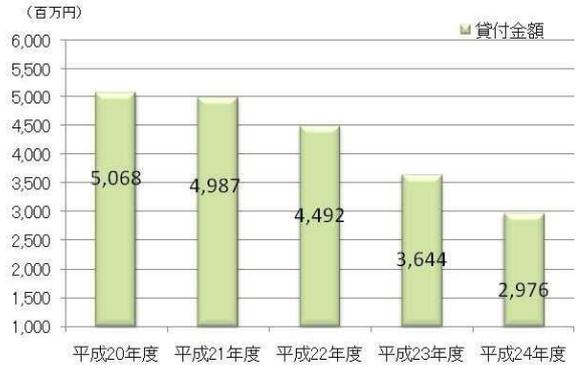
(単位：千円)

費用	収益
業務委託費 27,788	貸付金利息収入 34,635
年金担保貸付業務費 4,102	雑益・受取利息等 1,702
一般管理費 2,156	貸倒引当金戻入益 242
退職給付引当金繰入 1,977	前中期目標期間繰越積立金取崩額 175
<b>当期総利益 731</b>	

## 平成24年度 貸付実績

	予算	決算	決算-予算
資金交付	3,900百万円	2,976百万円	△ 924百万円

## 貸付実績の推移



業務運営コストを適切に貸付金利に反映したこと等によるもの。

平成24年度の当期末処分利益 73万円については、積立金として整理する。

【積立金】	(23年度末)	(当期末処分利益)	(24年度末)
	48,984千円	+ 731千円	= 49,715千円

	(予算)	(決算)	(決算-予算)
貸付金平均利率	0.89%	0.90%	0.01%
貸付金平均残高	5,099百万円	3,837百万円	△ 1,262百万円

## 承継債権管理回収勘定

当期利益 48,244百万円

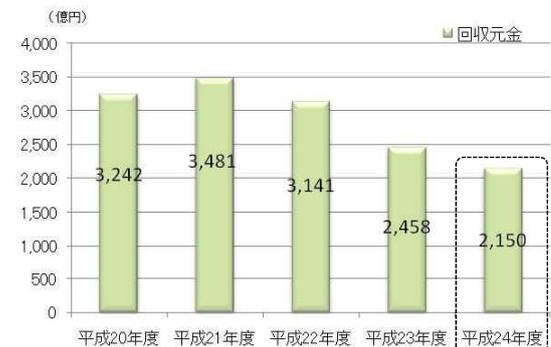
(単位：百万円)

費用	収益
承継債権管理回収業務費 2,585	貸付金利息収入等 50,700
一般管理費 124	雑益・受取利息等 389
貸倒引当金繰入 5	
退職給付引当金繰入 131	
<b>当期総利益 48,244</b>	

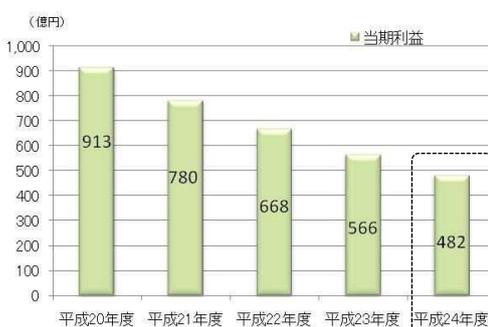
## 回収金の経年実績

(単位：百万円)

	(23年度)	(24年度)	(24年度-23年度)
回収金			
約定回収金	91,846	87,388	△ 4,458
繰上回収金	153,906	127,653	△ 26,252
計	245,753	215,042	△ 30,711



## 当期利益の経年実績



【利益の処分について】  
 <通則法第44条第1項>  
 →前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、**積立金**として整理する。

【国庫納付】  
 <機構法第5条の2の6>  
 →毎事業年度、通則法第44条第1項又は2項の規定による整理を行った後、当該事業年度において回収された債権の元本の額に**積立金相当額を加えた金額を国庫納付**する。

回収金(債権の元本相当分)	215,042 百万円
積立金(当期利益相当分)	48,244 百万円
<b>国庫納付額</b>	<b>263,286 百万円</b>

## I R活動の概要（平成24年度）

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、自己資金調達による貸付原資の確保を目的として、福祉医療機構債券（財投機関債）の発行による資金調達を行っている。

資金調達を円滑にすすめるために、I R活動（投資家向けの広報活動）を下記のとおり実施した。

### ①投資家等説明会の開催

上半期起債時に合わせたアナリスト向け説明会（4月開催 35名参加）、決算が確定する時期に合わせた決算説明会（9月開催 44名参加）を当機構内において開催した。

### ②投資家個別訪問の実施

中央及び地方の投資家（地銀、信用金庫、JA等）に対し、個別訪問により当機構の概要、独立行政法人を取り巻く環境、決算及び予算の概要等を説明し、当機構債券のPRを積極的に実施した。[上半期（5、6月）訪問先13件、下半期（11、3月）訪問先24件、年度合計37件]。

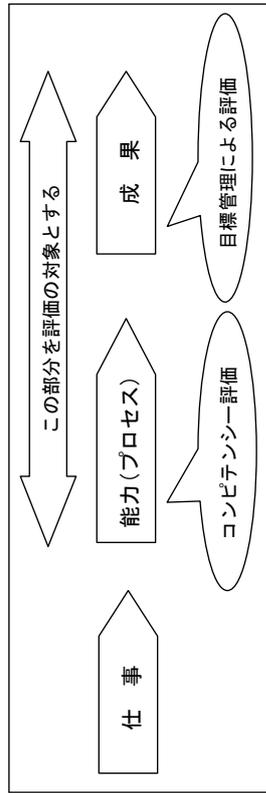
## 人事評価制度の運用状況

### 1 経緯

- (1) 平成15年度：4月から試行的運用を開始
- (2) 平成16年度：4月から本格運用を開始
- (3) 平成17年度：6月期賞与から評価結果の反映を開始
- (4) 平成18年度：6月期賞与から評価結果の反映を拡大
- (5) 平成19年度：6月期賞与から評価結果の反映を更に拡大
- (6) 平成20年度：評価結果を昇給に反映（査定昇給制度導入）・6月期賞与から評価結果の反映を更に拡大
- (7) 平成21年度：引き続き、評価結果を昇給、賞与へ反映
- (8) 平成22年度：評価方法の見直し（「発揮能力に係るウエイトを変更」「付加ポイント制を新設」）
- (9) 平成23年度：6月期賞与から評価結果の反映を更に拡大

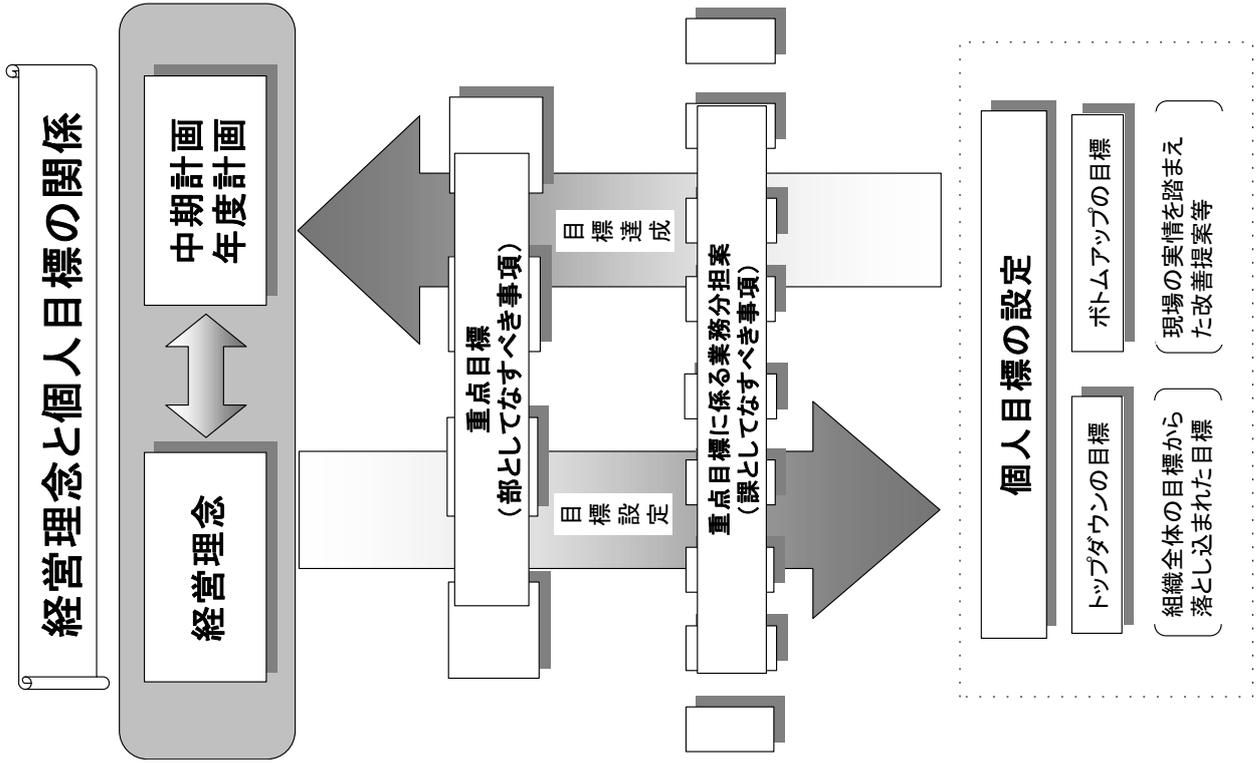
### 2 基本設計

- (1) 評価の対象は、「目標管理による評価」（組織目標の達成に対する成果を評価）と「コンピテンシー評価」（成果を現出するための発揮した能力を評価）の2つで構成。なお、平成22年度に評価者によるポイントの付加制度を新設。
- (2) 評価の基準は、5段階の絶対評価
- (3) 評価結果はフィードバック

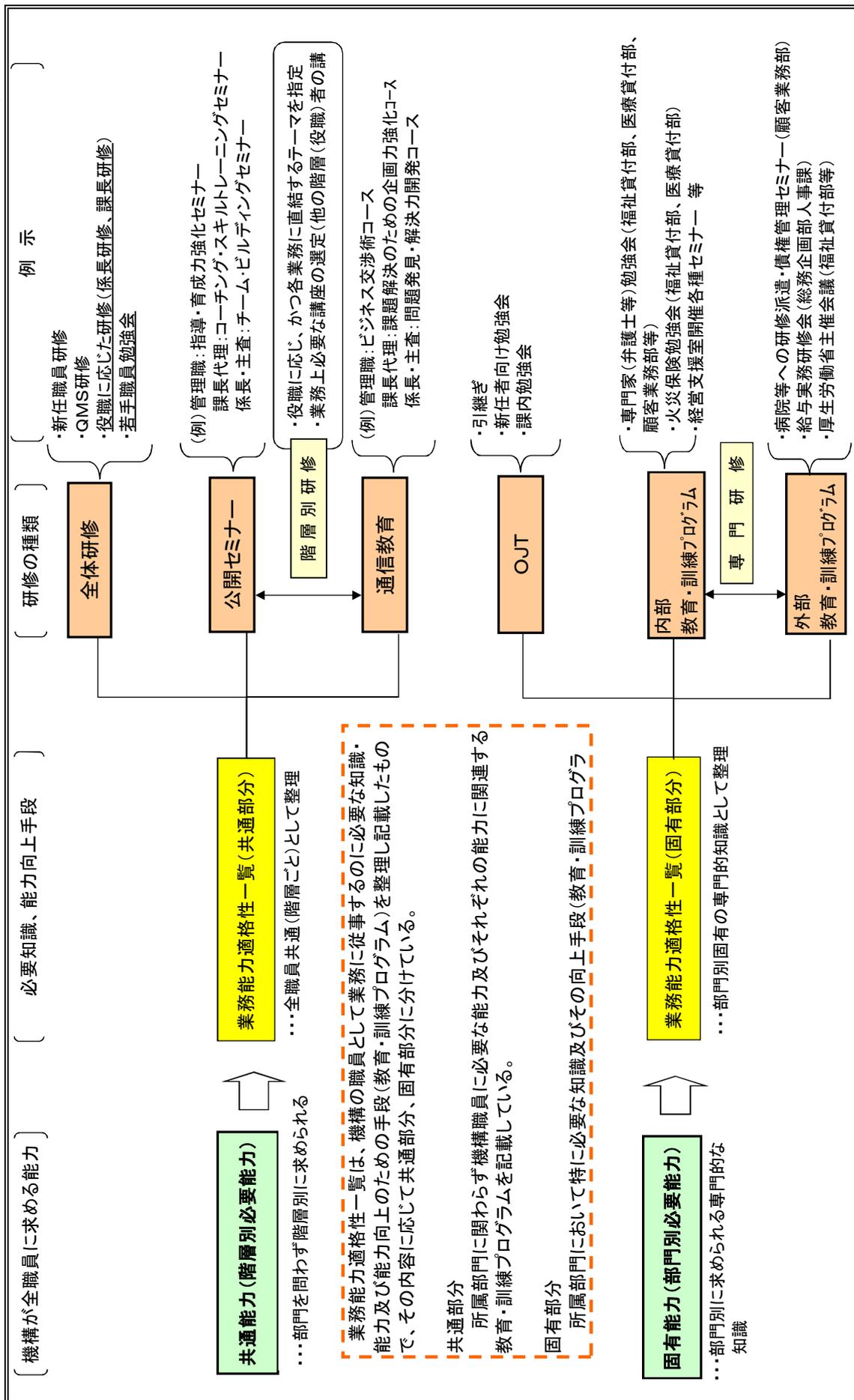


### 3 評価結果の活用

- (1) 賞与への反映
  - ・成績の特に良好な職員及び良好な職員には支給率を上乗せ、成績の良好でない職員は支給率をマイナス
- (2) 人事への活用
  - ・職員の昇格に当たっての参考資料として活用
- (3) 査定昇給制度の導入
  - ・平成20年4月より、人事評価結果に基づく新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入
  - 前年度1年間の人事評価結果に基づき、S、A～Dの5段階の昇給区分を決定し、それぞれ6・5・4・2・0号俸の5段階の昇給を行うこととした。



平成24年4月1日



〔資格取得等支援制度〕

- ①簿記検定
- ②ビジネス実務法務検定
- ③銀行業務検定(一部種目を除く)

通 信 教 育